

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1224	令和3年5月27日	令和3年8月18日	道路使用許可申請書、パーキング・メーター等休止・撤去申請書	道路使用許可申請書とパーキング・メーター等休止・撤去申請書を電子化による申請が出来るよう、警察署関係のネット環境を進めていきたい。	現在は、道路使用許可申請書、パーキング・メーター等休止・撤去申請書を警察署の窓口に取り込みしています。窓口の対応が良くない事と、同じ書類を何回も提出しなければならず、当日に受付控えもをいただけず、後日、また窓口に取りに行かなければなりません。パーキング・メーター等休止・撤去申請書につきましては、書類を提出しているにも関わらず、前日に確認の電話をしなければなりません。道路使用許可がこのような様な仕事の流れを作っているのであれば、電子化申請に関する事により、申請も窓口に通さず、警察署側も窓口の人数を減らす事も出来、スムーズに処理が進み手間が省けると思います。税金、社会保険等は、電子化申請に切替が進んでいるようなので、こちらの方も早く切替が進めたい事を提案します。	個人	警察庁	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないこととされています。道路使用許可のうち、定型的なもの及び反復継続して行うものについては、令和3年6月1日より、「警察行政手続サイト」(https://proc.npa.go.jp)を利用して、全国の警察署等に電子メールで申請を行うことが可能となっているほか、一部都道府県警察において、独自のシステムを利用した電子申請が可能となっております。また、パーキング・メーターの管理については、都道府県警察において、必要な事項を定めております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、道路使用許可については、電子申請が可能ない場合があります。今後もし引き続き、道路使用許可の電子申請の利便性向上や、「パーキングメーターの休止等に係る書類の電子的な提出の実現に向け、検討を進めてまいります。	
1225	令和3年5月26日	令和3年6月16日	帳簿書類等の保存方法について	現状では原則紙保存が規定されており、簿類表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算・整理または決算に関して作成されたその他の書類に関しても、スキャナ保存も可能とされています。また、その他の書類につきましても所轄税務署への申請が必要となっておりますが、こちらも不要とならないかご検討いただきたい。	コロナ禍で在宅勤務が続き、勤務中の過密を避けるために今後テレワークが狭くとも推奨致します。これによりオフィスへの出勤頻度はコロナ禍後と完全に同等にはならないと考えております。決算に関する書類は紙での保存を原則とする旨、法令(法人税法)によって規定されております。改正を重ねるにつれスキャナ保存可能な書類の範囲は拡大しているものの、主要な書類である上記書類は依然として紙での保存が規定されており、またその他の書類につきましても所轄税務署への申請が必要となっております。法人税による徴収もその分下回ります。一般社員として勤務しておりますが、紙保存の要否確認や印刷(保存)作業する時間を減らすことで新規事業の開始に充てられると考えられます。また税務署への申請も不要とすれば認可取得期間もなくなり、所轄部署への負担も軽減できるものと考えられます。紙保存であったとしても改訂・意図的な紛失によるごまかしは避けられるものとは限らないため、紙保存を至上とする考え方を見直すよう、お願いする所存でございます。	個人	財務省	決算関係書類を含む国税関係帳簿書類については、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録による保存が可能となっております。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律(以下「電子帳簿保存法」といいます。)	対応	令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の承認を廃止する等、技術的な見直しを行うこととされ、それらの見直しを含んだ、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和3年3月26日に可決・成立しました。これにより、令和4年1月1日より、税務署長の承認が不要になる等、手続・要件が緩和されます。	
1226	令和3年5月26日	令和3年6月16日	特許庁の発行する登録証をデジタル化させてください。	日本の特許庁は電子化を他の役所に丸投げして行ってきましたが、特許登録証や商標の登録証は未だに紙です。これを電子登録証として、紙の発行をやめていただきたい。また、委任状についても電子化していただきたい。	特許庁の手続きはかなりデジタル化が進んでいますが、委任状と登録証だけ、特許庁の手続きが紙のまま残っており、海外から連れて来られています。逆にこれらを電子化していただければかなりの処理がデジタル化できます。	個人	経済産業省	ご認識のとおり、登録証や委任状は書面(紙)での手続となっております。	特許法施行規則第4条の3	対応	令和3年3月31日に作成した「特許庁における手続のデジタル化推進計画」をふまえ、登録証や委任状についても、デジタル化を進めてまいります。	
1227	令和3年5月26日	令和3年6月16日	「不動産鑑定評価書」発行に際しての、書面の交付義務と、不動産鑑定士の署名押印義務の廃止を希望	不動産鑑定業者が依頼者(民間法人・個人のみならず、国の省庁・機関や地方公共団体の場合もある。むしろ地方ではこちらのほうが多い)に発行する「不動産鑑定評価書」について、法律で(1)評価「書」であるので書面を交付するべしとなっており、かつ(2)開示した不動産鑑定士の署名押印を義務付けている。これらの義務付けを廃止したい。	(1)の廃止について、対面にて手渡しが必要がなく、人々の直接接触の機会を減らせる。また書面を最小限又はレス化することにより省エネ・省スペース化が図れる。 (2)の廃止について、署名押印のために出社する必要がなくなる。またそもそも昭和38年の制定当時がある条項で、特に署名について当時必須とした趣旨は理解する。ただしそれから55年以上経過、もはやデジタル化・ペーパーレスの時代にそぐわない。真正性の確保については各社・業界にて今後考慮する必要があると思料。 (3)これを必ずしも電子署名がなくても可として頂きたい。過重な手間・負担を減らせるという意味で。 (4)これは行政手続きではないが、国や地方公共団体あてに発行する場合も多々ある。 (5)禁止する必要はなく、希望者はそれぞれすればよい。 (6)当局の検査の際、当該項目のチェックが不要となる。	個人	国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律第39条により、不動産鑑定業者は鑑定評価の依頼者に鑑定評価書を交付するとともに、鑑定評価書に鑑定評価に關する不動産鑑定士の資格を表示して署名押印する必要がある。なお、鑑定評価書の書面での交付については、民間事業者等が行う書面における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。)第6条及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成17年国土交通省令第26号。以下「規則」という。)第10条により電磁的記録による交付が可能となっております。署名押印については、e-文書法第4条第3項及び規則第7条の規定により、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名をもって代えることができます。また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日から鑑定評価書への押印が不要となります。	不動産の鑑定評価に関する法律第39条	その他	-鑑定評価書の書面での交付について、制度の現状でご説明したとおり、現行の制度においても電磁的記録による交付が可能です。 -鑑定評価書への押印について、制度の現状でご説明したとおり、令和3年9月1日から廃止となります。 -不動産の鑑定評価については、鑑定評価の成果が社会に及ぼす影響の大きさと国家資格者である不動産鑑定士又は不動産鑑定士補のみが行えることとしており、鑑定評価に対する責任の明確化及び不動産鑑定士等により鑑定評価が行われたことの真正性の確保の観点から、鑑定評価書への署名又は電子署名は必要な要件です。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1228	令和3年5月26日	令和3年7月7日	各自治体から求められる就労(在籍)証明の統一について	認可保育所等に入園を希望する者が自治体に提出する就労(在籍)証明書のフォーマットを「大都市向け標準的様式」より読み取って、全自治体を統一していただきたいと思いをします。	標準的様式を使用していない、もしくはカスタムしている自治体は多く、様式を作成した者が労働制度に理解が低いと、書式が定時制・フレックス・タイム制・裁量労働制などの様々な働き方に対応していないので都度確認が必要だったり、ある自治体は休憩時間を含んだ時間で、別の自治体は含まない労働時間で書く、出勤日に丸をつけろ、いやうちの書類は休日にも丸をつけろなどと記入ルールからバラバラで、人事担当者にとっては確認が労力と時間を費やすことになっています。完全に様式を統一して、一般的な給与ソフトや勤怠ソフトで出力できるようにしていただければ、担当者の労働コストを削減できますし、電子申請まで進めていただければテレワーク勤務もよりしやすくなります。なお、調べたところ同じ趣旨の提言が「一般社団法人情報サービス産業協会」からも出ているようです。	個人	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することになっています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月8日時点で、令和2年4月1日入所からの活用を予定している自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の6第1号、同第2条第3項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	検討に着手	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところで、標準的な様式の活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。	
1229	令和3年5月26日	令和3年6月16日	経済連携協定	EPAに基づく特定原産地証明書の発給事業ですが、現状は特定の商工会議所にて受取に行く郵送のみで発給ですが電子化してその場で印刷して原本として使えたいと思っています。	申請して発給となった段階で、受取に行く場合は時間的なロスも生じる点や郵送の場合は最長でも翌日からの受取となって早急に貨物をクーリ便で出荷したくても原本の受取待ちとなってそれまで出荷手配が出来ない等、時間のロスだけでなく国際競争力の観点からも電子化を検討頂きたいです。電子化が不可でしたら日本・オーストラリア間や日本・EU間との経済連携協定の様に他の国との協定も全て自己申告制度で対応可能になる様に取り組んで頂ければありがたいです。	民間企業	経済産業省	我が国が締結している経済連携協定に基づき、国内法令により特定原産地証明書の指定発給機関とされている日本商工会議所は、輸出者からの電子申請を受け、原産性等の判定を行った上で、申請者に対して特定原産地証明書を発給しています。	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	検討に着手	日本からの輸出において、輸出者が第三者証明制度に基づきEPA上の特恵関税の適用を受けるためには、日本商工会議所が発給する特定原産地証明書(Certificate of origin)を輸出先国の税関当局へ提出する必要があります。日本商工会議所への発給申請は全て電子申請で行われているものの、我が国が締結しているEPAの運用上の規則等では、COは書面(A4 size paper)と規定されているため、輸出先国の税関当局はCOの紙原本(original)による提出を求めることが多いです。この一連のプロセスを電子化するため、昨年12月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」においてCO等の電子化への取組が定められ、政府全体としてEPAを活用した貿易ビジネス環境の整備に取り組むこととなっており、現在、関係当局が連携し、COの電子化を実現すべく、EPA相手国への働きかけ等に取り組んでいます。	
1230	令和3年5月26日	令和3年6月16日	「廃棄物焼却炉」と「熱分解(炭化)設備」の区分条件の明確化・適正化について	環境省が出している政令には、廃棄物を熱分解で処理する際に、法的に「廃棄物焼却炉」ではなく「熱分解設備」にする4つの条件が示されている。1.熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造、2.熱分解室内の温度等の保持及びその測定、3.排出された炭化物等の冷却、4.処理に伴って生じた不要なガスの適正処理。しかし、環境省がその通知を出し、廃棄物処理施設が否かの判断は都道府県知事・政令市町に委ねられているため縦割りの弊害が出ている。また、4については、ガスを熱分解設備で燃焼させなくても、またガスの燃焼熱を有効利用しても、法的には「廃棄物焼却炉」として判断されることが多いため、全く使えない政令になっている。	「熱分解(炭化)」とは空気に触れないで廃棄物を熱分解させることであり、空気に触れさせて燃焼させる「焼却」とは化学的には全く逆の反応である。しかし、法的には「廃棄物焼却炉」にされてしまう現状があり、炭化技術の普及の最大の障壁になっている。事実、200kg/hの処理能力以上の設備だと、「廃棄物焼却炉」としての設置許可や周辺住民の同意書が必要になり、多くの事業者は事実上導入が出来なくなっている。今までの行政の中で「熱分解設備」として認めてくれたのは神戸市が唯一である。この提案が実現した場合の効果は以下の通りである。1.処理費が掛かっていた廃棄物が、有価値の炭化物に変わり、燃料・土壌改良材・炭臭利・浄水材・調湿材・油吸着材・工業材料等に利用できるようになる。2.廃棄物を排出している行政・企業が廃棄物を排出しない事業所等になり、コストも削減できる。3.製造された炭化物の主成分は、元々地上にある炭素なので、燃料として利用したとしてもカーボンニュートラル、土壌改良材等として利用するとカーボンマイナスであり、CO2削減、低炭素社会の構築に大いに貢献できる。4.この規制が適正化された際にメリットを受ける業界は、食品加工工場や畜産業、農林水産業、工業など多岐にわたる。5.また、炭化することで、石炭火力発電において、石炭に代替する燃料に変えることもでき、ここでもCO2の削減に寄与できる。6.この熱分解(炭化)技術は日本のみならず世界に展開できるため、日本としても海外戦略技術になりうる。	株式会社 ガイア環境 技術研究所	環境省	廃棄物を熱分解する場合には、処理物が一般廃棄物であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号ロ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号ロ及び第6条第2号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第2号イでその規定の例によることとされている同基準に従い、環境大臣が定める熱分解の方法(平成17年1月環境省告示第1号)により処理する必要があります。これらの基準の考え方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成17年2月18日付環境庁発第050218003号、環境産発第050218001号)で明確にされており、各自治体に周知しています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号ロ及び第6条第2号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の2	現行制度下で対応可能	熱分解は「物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第二号ロ)とされており、燃焼させる処理を伴わない施設は廃棄物の焼却施設に該当しません。逆に、ガスの燃焼熱を有効利用するか否かにかかわらず、廃棄物処理施設において、燃焼させる処理を伴う施設は廃棄物の焼却施設に該当し、規模に応じて施設の設置許可が必要となります。熱分解に係る基準の考え方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成17年2月16日付環境庁発第050218003号、環境産発第050218001号)で明確にされています。この考え方は各自治体に周知しており、個別の事案に応じて、施設の設置許可権限を有する各自治体により適切に判断されるものと考えます。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1231	令和3年5月27日	令和3年6月18日	入札参加資格申請 について	都道府県・市町村への入札参加資格申請について申請方法の簡略化、ペーパーレス化、申請様式・添付書類の統一を提案いたします。	国の省庁への入札参加資格申請については、インターネット元受付や統一資格審査申請などのシステムから入札参加を希望する省庁を選択し一括で行うことができ、申請様式はシステムから出力され、必要な添付書類も一部づつ提出することで申請ができます。しかし都道府県・市町村への入札参加資格申請については、独自のシステムを導入し、国の省庁への申請と同じような方式をとっている自治体も一部ありますが、大半の自治体では記載すべき情報は共通しているものの、申請様式は統一されておらず、その様式もいわゆる神エクセルと言われるものばかりです。また申請先の自治体により必要な添付書類も異なるため、入札への参加を希望する自治体数分の工数が必要であり、非効率的な申請方式であることは否めません。例えば都道府県ごとで申請様式を統一できれば、47通りで済むため入札への参加を希望する業者にとっては業務の効率化、省資源化(ペーパーレス)にもなり、また申請を受け付ける自治体にとっても担当職員の業務効率化、省力化にもつながりお互いがWin-Winになるのではないのでしょうか。ぜひ前向きにご検討いただければと思います。	株式会社 計画情報 研究所	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促していきます。	
1233	令和3年5月28日	令和3年6月16日	社会保険	社会保障などの加入状況や教育訓練給付制度などの対象確認をマイナバーからネットで自分で確認できるように整備してほしい。	子どもを連れてハローワークにいり努力、密を避けるいろいろなリスク回避になると思います。	個人	厚生労働省	マイナポータルを通じて、雇用保険の被保険者情報について、被保険者番号・資格取得年月日・事業所名称・離職年月日を確認できます。各種給付の情報についても、基本手当の日額・所定給付日数など、教育訓練給付金の受給額・受給年月日などを確認できます。また、教育訓練給付金の支給要件照会もハローワークにて行うことができますが、本人による手続の他に、代理人や郵送のいずれかの方法によっても行うことができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	対応	制度の現状欄に記載の内容に加え、教育訓練給付の支給要件を満たした方に、マイナポータルを通じて制度の利用が可能であることをお知らせできるよう、システムの改修を進めているところです。	
1234	令和3年5月28日	令和3年6月16日	国有地である街区公園内への自動販売機の設置	国有地内にある街区公園に広島市が地元町内会住民のために昭和62年集会所を建設し、地元運営委員会が管理している。利用者の利便性の向上のために集会所玄関前にジュースなどの自動販売機を設置するため、広島市へ相談したところ都市公園法、公園条例で自動販売機を置くことは制限があるとのことと、断られた。	1私は、広島市南区仁保柞木(にほほうそぎ)町内会の総務担当理事です。 2公園の概要 所在 広島市南区仁保3-2-8(集会所所在地) 面積 約4,000m ² (80m、70m) 種類 街区公園 3広島市の説明 公園部局は、公園内の自販機設置について (1)公園内で行商、募金、出店その他これらに類する行為は 許可できない。 (2)大規模公園で複数の運動施設があり、当該地区以外から多くの来園者があり、自販機の利用が見込まれる場合は 許可する。 (3)公園内に管理事務所があり、管理者が常駐していること (4)街区公園は、狭い範囲に住んでいる人が使う公園であり、自販機の設置は認められない。 4広島市の説明に対する疑問 (1)時代離れた規制にあきれています。 (2)集会所・公園利用者の利便向上のために設置しようとしているのに、利益追求行為と混同している。 (3)「多くの利用者があり、自販機の利用が見込まれる。」と言っているが、それは設置者、町内会が考えることで 不許可を前提に述べていると思われる。 (4)公園内に管理事務所があることを条件にしているが、ほとんどの自販機は道路脇に24時間設置され、防犯機能がついている。なお、当集会所には、住み込みの管理人がいる。 (5)狭い範囲を対象にした公園では、荷役、不許可なのか、利用者が少ないからとすれば、その責任は設置者が負うことで公園管理者が負うことではない。	仁保柞木 町内会	国土交通省	都市公園に設けられる自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号に定める公園施設(売店)に該当し得ると考えられます。また、同法第5条第1項は、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない旨を定めておりますが、同項は自動販売機の設置を認げるものではなく、個別の公園施設の設置・管理許可については、公園管理者の判断によるものです。	都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法第5条第1項	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1235	令和3年5月26日	令和3年6月16日	酒類所管 お酒に 関する免許に関する 要件の緩和	酒類販売業免許の人的要件・酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間連続3年は不要 酒類販売業免許・酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間連続10年は不要 酒類製造業免許・製造に関する技術的能力に関する技術的要件の明示。	酒類販売業免許及び酒類販売業免許については、取得の際に酒類業務未経験者を排除しています。酒類の保安は法律で保たれており、新たに酒類業に参入される方を阻害しています。 また、媒介業免許に関しては全国的にも付与されている件数が僅少でありその要因は人的要件にあります。お酒を直接売買しない媒介業は電子商取引上有効な手段です。 酒類製造業免許の技術的要件のうち、技術者に製造経験が必要ですが、具体的な明示はありません。そのため新規参入者の一番のネックとなっています。各税務署国税局の総合的な判断に委ねられている状況です。具体的な経歴等を通過することで新規参入者の事業計画(果実酒は免許取得までの3~5年間)が組みやすくなります。	個人	財務省	酒税法では、酒類の適正かつ確実な賦課徴収を図るとし酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。 酒類を製造しようとする者は、酒税法第7条に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けることとされており、また、酒類の販売業しようとする者は、同法第9条に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けることとされています。 酒類の製造業免許又は販売業免許を受けるには、同法第10条に定める要件を満たす必要があり、その具体的な判断基準は、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈速達」において明らかにしています。 酒税法第10条第10号において、免許の申請者について「その経営の基礎が確固であると認められる場合」には免許を与えないことができることとされており、その具体的な判断基準の一つとして、法令解釈速達において、酒類が醸造される酒類を取り扱う事業者としての経験や買力をする者に免許を与える観点から、経営及び経営能力等の要件が定められています。 具体的には、一般酒類小売業免許については、「経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者」と定められており、その明示として「酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者」等が掲げられています。また、酒類媒介業免許については、「経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者」と定められており、その明示として「酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間が引き続き10年以上である者」等が掲げられています。 酒税法第10条第12号において、「酒類の製造業免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合は製造場の設備が十分と認められる場合には免許を与えないことができることとされています。 その判断基準として、法令解釈速達において「申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有している」ことが必要であるとされており、「製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断することとされています。	【酒類販売業 免許】 現行制度 下で対応可 能 【酒類製造 免許】 その他	酒類の適正かつ確実な賦課徴収という免許制の趣旨に鑑み、免許を与えないことができる場合は酒税法において限定的に規定しており、例えば、酒税を課される酒類を取り扱う業者としての経験や買力が不足する場合や製造する酒類について一定の品質を確保することができない場合には、免許を与えないことができることとされています。 ご提案中に言及されている酒類販売業免許等の経営基礎要件の基準として法令解釈速達に規定されている(3年以上)又は「10年以上」という従事期間については、あくまで例示であり、申請者がこれに該当する経歴を有する場合には、酒類に関する知識及び記憶能力等、酒類の販売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められるという判断基準として示しているものです。 したがって、免許の審査に当たっては、従事期間が法令解釈速達に定める期間に不足していたとしても、申請者が従事していた業務内容が、酒類の販売業を経営するに十分な知識経験等を得られるものであるかどうかを実質的かつ総合的に判断することとなります。 製造免許の要件である技術的要件については、製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断することとされています。		
1236	令和3年5月26日	令和3年6月16日	小学校と学童の縦 割り廃止希望	世田谷区の公立小学校に子供を通わせている者です。 小学校は文科省、学童は厚労省の所管の違いによる不合理の解消のため、一律文科省での管理をお願いしたいものです。 学童に違う児童達は、学区域内に居住する小学生であるにも関わらず、学校施設の利用が制限され、学童用の狭い部屋で過ごすことを余儀なくされています。また、子どもが病気になる際は、小学校と学童に別々で連絡を入れる必要があります。小学校と学童の連携は薄く、学童の先生方は今回運動会の見学すら許されませんでした。	児童の心身ともに健全な成長を家庭とともに担うという目的は小学校も学童も同じはずですが、所管官庁が違うからと不便を強いられています。より子どもたちは、同じ敷地内にある建物にもかかわらず、学校であったトラブルを学童の時間に学童指導員に相談することはできないし、逆に学童であったトラブルは学校で先生等に相談することはできません。学童で怪我をしても学校の保健室は利用できず、学童では冷やす等の対応しかできません。大人は対応できるかもしれませんが、子どもたちは所管官庁が違うからと理解できません。他にも夏休みどんなに教室があいっても、学童に違う子どもたちは狭い学童用の部屋を利用せざるを得ません。机と椅子はなく、床に座卓があり、床に直接座らされています。(職員椅子と机はありません。)	個人	厚生労働省 文部科学省	番号310の回答をご参照ください				
1237	令和3年5月26日	令和3年6月16日	キャリアが販売する スマホのハードウェア、 全キャリア対応の必要性	例えば、docomoに加入し、Androidスマホ(phoneは除く。)を購入し、使用しており、通信事業者をauやsoftbankに乗り換えようとしても、SIMロック解除こそ、できるものの、許心の「バンド」(スマホ自体の対応周波数)が、auやsoftbankのバンドに完全対応しておらず、事実上、使用物になります。 どの通信事業者で購入するスマホでも、「バンド」(スマホ自体の対応周波数)は、「全キャリア対応」であるよう、法で義務付けしていただきたいものです。	提案が実現すれば、通信事業者を乗り換えても、乗り換え後の通信事業者での、手持ちのスマホの実用性が、確保されます。	個人	総務省	携帯電話端末を全ての周波数対応とすることについて、現在制度等で義務化しているものではありません。	なし	検討を予定	利用者の利益や事業者間の競争を阻害する効果を有するおそれがあるものについては、注視して参ります。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1238	令和3年5月26日	令和3年6月16日	傷病者への対応について	フンストップで、傷病者への傷病手当、ハローワークの受付延長、傷病手当が期限切れとなった時に治療して無い場合、障害認定と障害年金への移行を行える様にして欲しいです。	わたしの現状を元に説明します。 頸椎ヘルニアで救急搬送を受けた後、長期療養で休業しました。 その後、会社が倒産し、ハローワークに相談したところ、週に20時間以上の労働に耐えられない状態では、紹介事業としての対応が出来ないとされて受付延長認定を受けて、傷病手当の受給を断られました。 傷病手当の受給の手続きを2ヶ月掛けて完了して、現在治療出来ない状態で受給期限が切れて、障害認定と障害年金の手続きを受けようとして2ヶ月が経過していますが全く前に進んでません。 理由は手術して貰えないからとの事ですが、わたしはストレッチネットワークでもあり、確率的な手術では無いと言われて手術を拒否されています。 週に20時間の労働に耐えられない状態は続いています。 傷病等で働けなくなった場合の援助を期待して年金や市民税を払っていますが、結果として受けれていません。 また労働力の早期の現場復帰や、それが出来ない場合の対応、基準が明確でなかったり、ハローワークと障害年金との間でギャップがあり、経済にも負担しています。 社会労働力の低下、行政への不信、同様な状態で犯罪に手を染める人が居れば治安悪化と、社会的損失は大きいと思います。	個人	厚生労働省	雇用保険法においては、基本手当の受給手続後に疾病や負傷のため一時的に就職活動を行うことができない方に対して傷病手当、受給期間の延長といった仕組みを設けており、基本手当と同額が、受給資格者の所定給付日数から既に基本手当が支給された日数を差し引いた日数分支給されます。 一方、障害年金は、疾病や負傷により障害の状態が長期間継続することによる稼働能力の喪失に対して支給するものであるとともに、負担いただいた年金保険料に基づき支給を行う仕組みであることから、障害年金の等級に該当する障害状態であること、初診日に国民年金又は厚生年金の被保険者であること、年金保険料の納付要件を満たしていることが支給要件となります。また、このような障害年金の性質により、原則として初診日から1年6か月後(障害認定日)の翌月分から支給が開始されます。 このように、傷病手当と障害年金では制度趣旨や支給要件が異なっております。	雇用保険法第15条第4項1号、24条の2第1項第1号、37条、国民年金法第30条、厚生年金保険法第47条等	対応不可	制度の現状欄で述べたとおり、雇用保険の傷病手当と障害年金とは、支給要件が異なっており、また、傷病手当の支給される期間と障害年金が支給される期間は連動しているものではないため、傷病手当支給後に、傷病手当支給終了直後に一律に障害年金を支給することはできません。	
1239	令和3年5月26日	令和3年6月16日	失業保険給付に関する失業認定について	失業認定可能なハローワークを指定可能として頂きたい。	鹿児島県出身岐阜県在住の定年失業者です。 9月30日に失業し、10月3日に老父が逝去しました。 現在、老母が独り暮らし 鹿児島の実家に戻り、実家近くで求職中ですが、失業保険の給付手続きを岐阜市のハローワークで行いましたが、28日毎に指定された日と岐阜市のハローワークに出頭せねばなりません。 住民票を移せば実家最寄りのハローワークで認定を受けられますが、移住先で就職できる保証はありませんし、家内も仕事があり岐阜を離れられません。 失業保険の給付を受けるためには、高額な移動費を負担する必要があるが有り、制度の在り方に疑問を抱いております。 せめて、居住地以外の特定のハローワークで失業認定を受けられないものでしょうか。	個人	厚生労働省	失業等給付の手続は、本人の住所又は居所で行うこととなっております。受給資格決定後であっても引越等により住所を変更した場合には、管轄する公共職業安定所に届出を行うことで、その後の失業認定を変更後の住所を管轄する公共職業安定所で行うことが可能です。 また、住所所と異なる地域で就職活動を行うような場合には、本人の申告に基づいて、公共職業安定所長の判断により、失業等給付に関する事務を他の公共職業安定所に委嘱できる場合もあります。	雇用保険法施行規則第1条第5項第1号、第49条、第54条	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1240	令和3年5月26日	令和3年6月16日	学校の授業のデジタル化について	学席(骨折、入院)や休校(自然災害の直接の影響がない場合、インフルエンザが学校で蔓延したとき)でのオンライン授業の実施	オンライン授業が広まったので、コロナだけでなく入院や休校で教育の機会が奪われるのを防げようと思ったから。 これが実現すれば補習授業などをすることが減り、教員の働き方改革につながると思う。教育の機会を守ることができると思う。生徒の学習の遅れを防ぐことが可能になると思う。デバイスが1台有ればできるのでは比較的一人一台に実施ができると思う(教員個人のデバイスでもできるよになれば更に)。家庭でのPCやスマホ、タブレットの需要が高まり経済にも良い影響を与えると思う。端末は買い換えるのではなくCaplle 貧困層にもタブレットの貸し出しや中古の端末をより定価で購入できるような調整が必要だと思う。通信設備(アンテナ)の増設やデータ通信の価格を下げる(学割など)ことが必要だと思う。	個人	文部科学省	文部科学省において、学校のICT環境の抜本的な改善を目指し、「GIGAスクール構想の実現」として、学校に計ける義務教育段階の児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進めています。	なし	対応	新型コロナウイルス感染症等による臨時休校措置はもとより、自然災害など様々な緊急事態が生じた際であっても、学校に整備された端末を最大限活用し、児童生徒の学びの保障に円滑に取り組めるようにするため、一定の目安となる項目を整理し、参考例として提示した「学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて」を令和2年6月11日に各学校設置者等に対して発出しています。 また、各学校での1人1台端末の格別な活用を積極的に進めていただくに当たっての留意事項をまとめて提示した「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な活用等について」を令和3年3月12日に各学校設置者等に対して発出しています。 児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行うため、ネットワーク環境の事前評価の実施と、評価結果を踏まえたネットワーク環境の改善策について事例を整理して提示した「GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの円滑な運用確保に係る対応について」を令和3年3月12日に各学校設置者等に対して発出しています。	
1242	令和3年5月26日	令和3年6月16日	多重国籍許可	婿婚や両親の国籍、出生地、居住地における他国籍取得に伴う多重国籍を許可する	誰でも情報を入力しやすくなった資本主義社会において 国家の権力はすでに情報にあらず 企業同様、政策、経済の発展にあり。 その為には優秀な人材の取り込みが必要となるが 現状のように他の先進国に反して単一国籍しか認めていないと 優秀な人材は他国へ行ってしまふ。	個人	法務省	番号10399の回答をご参照ください		対応不可		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1243	令和3年5月26日	令和3年6月16日	航空従事者技能証明書発行の緩和提案	航空従事者は航空業務を行う際に技能証明書を携帯する義務が航空法に定められているが、これの緩和を提案する。 具体的には民間航空会社(いわゆるエアライン)に勤めている者で、その職務が有償・無償の運航として航空業務を行う場合、技能証明書を会社が電子化により管理することがなされている場合、携行義務をなくす。	過去、数年に一度の頻度ではあるが、航空従事者が技能証明書を携行していなかったため、航空業務を行うことができなかった事例が定期的発生している。 具体的には大手航空会社のパイロットがライセンス(技能証明書)を事務所に置き忘れたまま業務を行い、出先で気づき、その後の運航が出来なくなったと言う事例がある。また、その際にスタンバイ要因の手配もできなかったため、複数便が欠航、あるいは大幅な遅延となってしまった。 民間の航空会社であれば、スケジュール管理は会社がしており、社員証その他により身分の証明ができ、さらに2人以上での操縦、客室乗務員含め、多くの社員と業務をするわけであるから操縦をする際に「昔玉」をすることはでき得ないはずである。 ライセンスという「モノ」を持つことは紛失・破損・盗難のリスクに晒されており、また、そのようなことが起きた際に社会的な損失は上記の通り非常に大きいものとなる。 これを防ぐために、例えば電子化により会社管理をすることで、ライセンス携行の義務を解除することができれば、個人のミス機会をなくすことができ、社会的にも意義のあることであると考えられる。 また、このような運用は既に海外エアラインでは行われている。 なお、自家用飛行機などの運航については、今回は提案しない。	個人	国土交通省	航空機乗組員は、航空業務に従事するためには、技能証明等を保有することを要する(航空法第28条第1項)とともに、それを携帯しなければならない(航空法67条、技能証明書を携帯しないで、航空業務を行った者は、処罰されます(航空法第150条4号)。	航空法第28条第1項、航空法67条、航空法第150条4号	対応不可	○航空法においては、国際航空民間条約に準拠し、第67条の規定により航空従事者が航空業務を行う場合に技能証明書を携帯することを義務付けております。この主旨は、操縦士に常時これを携帯させることにより、その者の自己の操縦資格を証明すべき義務を負わせ、さらにこれを罰則で担保することによって技能証明制度の実効性を確保しようとしているものです。 ○ライセンスの電子化については、現在、国際民間航空機関で行われている議論に我が国としても積極的に参加しており、国際標準の改正がなされた際には、産業界とも連携のうえ速やかに対応を進めて参ります。一方で、電子化は、あくまでライセンスの発行や確認等の業務をより合理的に行うためのものであり、携帯義務自体を緩和することを目的とするのではなく、当局も同様の考え方を。	
1244	令和3年5月26日	令和3年6月16日	レンタカーについての通達	国土交通省通達の改正要望 レンタカー貸し出しにおいて、対面の場合は紙の契約書…とあるが、ペーパーレス化電子化の容認してほしい	コロナ禍での対面時間減少 電子化ペーパーレス化への対応 現場での労力削減とコスト減 自動車モビリティサービス化している昨今への対応の為	個人	国土交通省	自家用自動車の有償貸渡(レンタカー事業)を営業者は、道路運送法第80条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可が必要。 許可基準については、通達において具体的に定められておりますが、契約書の交付については特段の定めはありません。 なお、レンタカー事業者は、借受人に対して、所要の事項を記載した貸渡証を交付し、運転者にこれを携行するよう指示しなければならないこととありますが、特段紙の書面によることと定めはありません。	道路運送法第80条第1項 道路運送法施行規則第52条 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカーの取扱い)について」(平成7年6月13日自派第138号)	事実確認	道路運送法関係法令及び当省から発出しているレンタカーに関する通達において、レンタカー事業者が借受人との間で締結した自家用自動車の貸渡しに係る契約に係る書面を紙により交付しなければならないといった規定はありません。 なお、通達においては、レンタカー事業者は、借受人に対して所要の事項を記載した貸渡証を交付し、運転者にこれを携行するよう指示すべき旨が定められておりますが、これについても、特段の様式等については定めておらず、レンタカー事業者がその経営判断により、書面によらない方法を採用することも可能です。	
1245	令和3年5月26日	令和3年6月16日	昇降機の二重検査について	昇降機は労働安全衛生法、建築基準法それぞれ定期検査がある。届出もそれぞれ役所(労働基準局、県)に提出しなくてはならない。これを一本化するべきである。建築基準法に一本化するべきである。建築基準法に二重の検査は経済的負担になる。それぞれの省庁の権益のためにある制度であり検査にはそれぞれの省庁の関連団体が関わる。こんなおかしな制度は是正すべきである。	建築基準法、労働安全衛生法それぞれにエレベーターの申請や検査があるのは二重行政である。これにより煩雑な申請となる。また、設置後も毎年の二重の検査は経済的負担になる。それぞれの省庁の権益のためにある制度であり検査にはそれぞれの省庁の関連団体が関わる。こんなおかしな制度は是正すべきである。	個人	厚生労働省 国土交通省	建築基準法第12条第3項においては、エレベーターの所有者は、概ね6ヶ月から1年に1回、当該エレベーターを資格を有する者に検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされています。(以下「定期検査報告」という。) 労働安全衛生法適用のエレベーターのうち、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第12条第6号に規定する積載荷重が1トン以上のエレベーターは、クレーン等安全規則(以下「クレーン則」という。)(第159条第1項の規定等に基づき、登録性能検査機関による性能検査を、原則として1年に1回行わなければならないこととされていますが、令第12条第6号に規定するエレベーターは、平成28年国土交通省告示第240号により、建築基準法の定期検査報告を要しないこととされています。 労働安全衛生法適用のエレベーターのうち、令第13条第3項第17号に規定する積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーターは、クレーン則第154条に基づき、1年に1回定期自主検査を行うこととされていますが、平成20年9月22日付基発第0922001号により、建築基準法の定期検査報告をした場合には定期自主検査を実施したものと取り扱うこととされています。 以上のように、建築基準法及び労働安全衛生法によるエレベーターの各検査制度の適用については、重複を避け、所有者等の負担が課題とならないように十分配慮したものとされています。	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 クレーン等安全規則 平成20年9月22日付基発第0922001号 建築基準法 平成28年国土交通省告示第240号	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処理 方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1246	令和3年5月26日	令和3年6月16日	生活保護の兄弟扶養要件	経済的貧困に陥った際、兄弟にも扶養義務を要請され、それも困難な場合、はじめて生活保護の対象となるが、個人ベースの仕組みとすべき	まったく働く気のない者が兄弟の中に入った場合、兄弟にまで生活保護の扶養義務が課せられ、その結果、さほど裕福でない兄弟までもが奈落の底に突き落とされたりする、やはり、成人以降は個人ベースとすべき	個人	法務省 厚生労働省	生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとされており、保護の申請があったときは、要保護者に対して扶養照会を行っています。	生活保護法第4条 民法第877条	現行制度 下で対応可 能	民法上の扶養は保護に優先することとなり、保護の要件ではございません。一方、こうした法の基本原理を踏まえ、扶養照会が必要と考えています。ただし、扶養の履行ができないと判断される場合は、扶養義務者本人に対する直接の照会を省略できる取扱いとしており、個別の事情に応じた丁寧な対応を周知しています。	
1247	令和3年5月26日	令和3年6月16日	一定の条件を満たした改良土を産業廃棄物の規制対象外とする	建設現場から排出される「無機性汚泥」を原料として、生産されている建設改良土(ユニソイル)は、原則として産業廃棄物として扱われ、一般の土砂と異なり、未利用地の埋立事業の使用は認められていない。この建設改良土を一定の条件を満たした場合、一般の土砂と同様に扱うようにしていただきたい。一定の条件とは、(1)建設汚泥の受け入れ時には、環境基準を満たす検査を実施し、その証明があること、(2)生産された改良土(ユニソイル)についても、環境基準を満たす検査を実施し、その証明があること。を想定している。【環境基準…環境省告示第19号(平成15年3月6日)、環境省告示第46号(平成3年8月23日)】	1.日本全体で産業廃棄物の最終処分場が減少している。 2.都市部では、地下空間を利用した道路計画(東京外郭環状道路など)があり、大量の建設汚泥が排出される。 3.この建設汚泥は、産業廃棄物であり、このままでは再利用できないため、建設改良土のプラントを建設し、建設汚泥(無機性汚泥)を原料とし、ポリマー材などを加え攪拌することで、性状の安定した建設改良土(ユニソイル)を生産している。(事例・オデッサシステム) 4.この技術は、国土交通省の新技术に認定されている。【NETIS(国交省 新技术情報提供システム)登録「TH-980015-V」(平成20年有用な新技术として「設計比較対象技術」に指定)】 5.この建設改良土は、性状が安定し再流動化しないため、埋立材として優れた特性がある。 6.しかし、環境省の定めた「産業廃棄物該当性」を満たさないと、あくまでも産業廃棄物として扱われ、利用が制限されている。 7.国土交通省の認めた新技术により生産されている建設改良土(ユニソイル)が、環境省の基準では、産業廃棄物として扱われ、利用が進まないのは、行政の縦割りの弊害でしかないと考えられる。	個人	国土交通省 環境省	産業物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物該当性については「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。」(行政処分指針について(通知)(令和3年4月14日付環境省令第210414号))とされています。 建設汚泥処理物は、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでなく、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有償物と判断するとなく、各種判断要素の基準により総合的に判断する必要があります。その取扱いについては、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(平成17年7月25日付環境省第050725002号)」において、当該物が廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を示しています。 さらに、「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)(令和2年7月20日付環境省令第2007202号)」にて、その適正な再生利用が妨げられないことがないよう、再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化しています。	「行政処分指針」について(通知)(令和3年4月14日付環境省令第210414号) 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(通知)(平成17年7月25日付環境省第050725002号)」 「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)(令和2年7月20日付環境省令第2007202号)」	現行制度 下で対応可 能	建設汚泥処理物等の有償物該当性を判断する一般的な方法を、「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)」にて示しています。ご提案の「建設改良土(ユニソイル)」についても、本通知に基づき、「仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩壊等の生活環境の保全上の支障や品質の変化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であること」を確認できれば、製造された時点において、有償物として取り扱うことが適当と考えます。	
1248	令和3年5月27日	令和3年8月18日	免許更新の際の講習をオンラインで行いたい	最寄りの警察署で更新の手続きを行った後に、自宅、もしくは警察署で講習の動画を見た後に、後日警察署に免許証を取りに行く。	講習では動画が流れるだけなので、それを一か所集まって、決まった時間に見るのは、効率的ではないと思います。オンラインで可能な内容であると思います。そうすることで施設費や、人件費などを削減できると同時に、そのために移動、準備する時間を、他の仕事に回すことができると考えます。	個人	警察庁	免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が行う優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習を受けなければならないこととされています。また、当該講習については、都道府県警察の運転免許センター等で実施されています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の3	対応	優良運転者講習のオンライン化については、令和2年12月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、令和3年度にモデル事業を行い、令和4年度以降にモデル事業の効果検証や必要なシステム改修を行った上で、令和6年度末に全国で実施することとされており、警察庁において、講習のオンライン化に向けた取組を推進しています。 上記モデル事業については、4道府県で実施する予定です。	
1249	令和3年5月26日	令和3年6月16日	光電話(固定)番号が、業者を変更時、キャリアオーバーできない	光電話の業者を他の業者に変更した際、固定電話番号が変わるといわれました。携帯の電話番号はキャリアオーバーできるのだから、固定電話でもキャリアオーバー可能のようにすべき。	光ケーブル通信のサプライヤの競争を促進し、ユーザーにとって、安い料金を享受することができる機会が可能となる。 今は、安い業者に変更すると固定電話番号が変わるので、変更を躊躇する。(携帯電話と同じ議論が必要)	個人	総務省	既に、NTT東西のアナログ電話から他の事業者への番号ポータビリティ(片方向番号ポータビリティ)は実現されています。 現在、我が国では令和7年1月までに固定電話をアナログ網からIP網に移行することとなり、固定電話番号の指定を受ける全ての事業者間で番号ポータビリティが行える双方方向番号ポータビリティについても、移行後のIP網の新たな機能として実現されることとなっています。本件に関する制度改正は既に既行われており、各事業者がこれに基づき計画的に投資等を実施しています。	電気通信番号計画	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1253	令和3年5月26日	令和3年6月16日	信書の取り扱いについて	信書の取り扱いを郵便局以外の運送業にも扱える様にして下さい。	現在、通信販売で購入した商品やDMの中には主従関係にあたらない信書というものが状況次第では同梱されています。 この動きはネット通販が増えれば加速しているのは間違いありません。しかし現実には責任の無いアルバイトが宅配する郵便局より社員が責任を持って配達するクノコヤマトの方が誤配の少なさ、スピードや信用性が高いのが現実です。 信書を郵便局でしか扱えないのを撤廃し、要件を満たした会社が信書を扱える様になれば、時刻制で生産性の低い郵便局だけでなく競争が生まれ、価格も下げられ、今までとは形態もスピードも変わってネット社会に適合する形になると思います。 郵便物の存在は意義が在り、特に地方や離島での意義はとて重いとありますが、ネット社会が現実化すれば地方や離島で働く選択肢が生まれ雇用も生まれます。そうならば運送業の存在は重要を超えて死活問題になります。 信書を郵便局だけの現在は完全に社会に対して足かせになっています。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください					
1254	令和3年5月26日	令和3年7月7日	病院のキャッシュレス導入推進	クレジットカード利用できない病院が多いのでキャッシュレス推進をしてほしい。	時代にあっていない病院という場所病院現金の受け渡しはリスクが高い(他の病気の人が支払って病院においてあるお金をおとりしてもらいたくない)	個人	厚生労働省	番号593の回答をご参照ください					
1255	令和3年5月26日	令和3年7月7日	医薬品の適合性書面調査において、非臨床項目の薬理、ADME試験を対象から除外する(調査を行わない)。	現在適合性書面調査では、PMDA信頼性保証部により品質、非臨床及び臨床の項目が調査される。そのうち、非臨床は申請者が医薬品医療機器等法第43条(信頼性基準)を満たすと判断する薬理及びADME(薬物動態等)試験のうち数試験が対象である。調査では、医薬品の承認申請資料中CTDM4とその内容の元となる実験ノート、データ、伝票等の原資料(原本)との整合性をPMDA調査員が数時間調査する。その結果、整合しない等問題がある場合、PMDAは申請者に照会事項を发出する。 提案は、適合性書面調査の対象より非臨床(薬理・ADME)を除外し、品質および臨床を対象として適合性書面調査を実施することである。	承認申請段階では国際的な医薬品の臨床試験の実施基準に基づきヒトに対する効果がすでに試験されているので、動物・細胞等での効果や薬物動態等の一部の非臨床試験の適合性書面調査の結果が承認判断の材料にならないと考える。承認申請段階で実験ノート等の原資料を調査する制度を取っているのは知りうる限り世界で日本だけである。本制度は開始されて20年以上経過するが、この制度で日本国民の健康福祉に大きな利益をもたらした事例も知りうる限り見当たらない。さらに実験資料を保存するためにコスト・時間がよくなる。そのため臨床試験で効果も示された段階で、信頼性基準で該当する非臨床試験の再試験を行うこともある。つまり、適合性書面調査の対象になるのは資料が国内にあるほとんどの場合内資系企業であり、外資系企業は免除され不公平である。また、信頼性基準を満たす試験を実施するためには、試験操作を完全に再現できるように詳細に記録し、データを厳格に記録し、関係資料を保存するためにコスト・時間がよくなる。そのため臨床試験で効果も示された段階で、信頼性基準で該当する非臨床試験の再試験を行うこともある。又、信頼性基準は日本固有の規制のため、国外からの導入品においては信頼性基準を満たさない試験も頻りに認められ、導入元と適量なり取りを行い、信頼性基準で再試験を行うこともある。本提案が実現した場合、特に内資系企業においてコストの削減効果が期待される。特に非臨床に携わる基礎研究者の労力を削減し、その時間をより創造的な作業に使うことが期待される。又、本制度は海外の方に度々違和感を持たれることも含めて広い意味で内資系製薬産業の競争力を阻害してきたように感じる。本提案実現によりそのような懸念がなくなる。	個人	厚生労働省	承認申請時に添付される試験データの作成・収集に当たっては、「厚生労働大臣の定める基準」に従うことが薬機法第14条第3項に規定されていることから、この基準に適合しているか否かを適合性書面調査として確認しています。また、承認申請時に添付される試験データには、品質、非臨床、臨床など様々な種類がありますが、当該条項では全ての試験データに対して基準への適合が求められています。	薬機法第14条第3項 薬機法施行規則第43条 令和2年8月31日 付付薬生薬審発0831第4号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知 令和2年8月31日 付付薬機発第0831001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知	海外主要国の規制当局(米国FDA、欧州EMAなど)に対して、提案事項にある試験データに係る信頼性の基準や、その基準への適合を確認するための調査内容などについての調査を行い、その結果を踏まえ、問題解決に向けた検討を行う。			
1258	令和3年5月26日	令和3年6月16日	身体障害者手帳保有者の障害年金申請の簡略化	身体障害者手帳保有者が障害年金の申請を行う際、身体障害者手帳申請と同様な審査手続きを必要とします。内容は、障害の程度と障害の固定確認です。同じ内容の申請を2力所の窓口で行わなければならない、障害者にとってはとても負担です。障害年金申請を行う場合、身体障害者手帳の提示だけで申請が出来るよう改善を希望します。	身体障害者手帳の申請と障害年金の申請の受付可能時期を比べると、身体障害者手帳の申請は、脳内出血の場合、かかりつけの医師が障害の固定確認ができる発病後4〜5ヶ月程度であるのに対し、障害年金の申請は基本的に1年6ヶ月(脳内出血の場合は特例で6ヶ月)経過となります。身体障害者手帳を先に交付されていても障害年金の申請の際には再度医師の診断書の添付が要求されます。障害の審査内容も身体障害者手帳の申請時と全く同じです(違っていたらその問題ですが)。障害年金の申請時に窓口の担当が言うには、審査結果は交付されている身体障害者手帳の等級と違う場合があるとのこと。なぜでしょう?このように、障害年金の申請をするためには、最低2回年金事務所の窓口に行かなくてはなりません。ただでさえ混んでいる年金窓口に行かなくてはならないと半身から期待できません。年金機構の運営費用は年金で運営されていると聞きます。身体障害者手帳の申請に紐付けするなど年金運営の簡略化を望みます。	個人	厚生労働省	障害年金は、診断書の記載内容を審査し、等級に該当していれば、相当額の障害年金(障害基礎年金の1級は年額976,125円、2級は年額780,900円)を支給する仕組みであるため、等級判断の均衡を確保する観点から、日常生活の制限の程度を統一的に判断するための認定基準が設定されていたり、労働によって収入を得られるかどうかという点を踏まえた認定基準が設定されており、身体障害者手帳とは異なる認定基準が設定されています。 また、障害年金の診断書は、障害年金の認定基準に即した内容をそのままとした診断書とするともに、主治医等による記載内容のプレを控え、年金機構の障害認定医が客観的に評価を行えるよう、第三者である障害認定医が請求者の障害の程度や状態を客観的かつ詳細に把握できる様式としており、身体障害者手帳に係る診断書とは異なる様式となっています。あわせて、障害年金の支給決定に当たっては、初診日の特定が重要ですが、初診日の特定のために、障害年金診断書においては初診日や初診時の所見等を記載することとしているところ、身体障害者手帳に係る診断書においてはこれらの記載はないところです。	国民年金法第30条、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法第47条、厚生年金保険法施行令別表第1、第2等	対応不可	制度の現状欄で述べたとおり、障害年金と身体障害者手帳の認定基準・診断書は内容が異なるため、障害年金の請求に際し、身体障害者手帳の提示をもって障害年金診断書の添付を省略することは困難です。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1259	令和3年5月26日	令和3年6月16日	流域下水道管理者による排水設備等の検査について	流域下水道では、公共下水道管理者である市町村の職員しか排水を出す事業所に立ち入ることができない規定になっており、流域下水道管理者である都道府県の職員が事業所に立ち入ることができない規定になっている。 流域下水道の流末にある終末処理場は、流域下水道管理者が管理しているため、異常水の流入もしくは、未然防止に迅速に対応できるよう、流域下水道管理者にも立入権限を付与すべきよう対応すべきと考えます。	終末処理場において、異常が起きた場合に、流域下水道管理者は、上流に向けて遡り調査を行うが、現行法では流域幹線の調査で異常水の発生地域を特定までできない。 流域下水道管理者に立入権限を付与すれば、早急に原因事業所の特定ができ、必要な措置を講じることができるようになることが想定される。 早急な対応が可能になることで、終末処理場や流域幹線へのダメージが最小限で抑えられることが見込まれる。 また、流域幹線の水質調査をもとに、未然防止の策を講じることが、早急な対応が可能になることが見込まれる。 結果的に、修繕費用のコスト削減につながるが見込まれる。	個人	国土交通省	一般家庭や事業場に接続する管渠を含む公共下水道に係る事業は、下水道法第3条において、基本的に市町村が行う事業と位置付けられています。これは、屎尿等の廃棄物の処理と同様、住民生活に最も密着した行政サービスの1つであるためです。 他方、流域下水道は、一般家庭や事業場に接続する管渠などの末端的部分ではなく、二以上の市町村区域の下水を排除するための幹線管渠や終末処理場といった根幹的部分に係る下水道であって、その事業は、下水道法第25条の10において、基本的に都道府県が行う事業と位置付けられています。 ご指摘の下水道法第19条は、公共下水道等に接続する事業場の土地又は建築物に立ち入り、排水設備等を検査する立入検査について規定していますが、上述の通り、公共下水道であることから、当該立入検査権限や事業場に対する水質等の規制監督権限等については、公共下水道管理者に付与され、流域下水道管理者には、直接流域下水道に下水を排除する事業場に対するものを除き、付与されておりません。 このように、下水道法では、事業場等に接続する管渠を有する下水道管理者に対し、当該事業場等に対する立入検査権限等が付与されていますが、下水道施設の機能・構造の保全又は終末処理場からの放流水質を法定基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合、流域下水道管理者は、下水道法第25条の16に基づき、当該流域関連公共下水道管理者に対して、期限を定めて原因を調査し、報告を求めることができることとされています。さらに、必要がある時は、当該流域関連公共下水道管理者に対し、事業場に対する水質規制条例の制定等の措置をとるよう要請することも可能となっています。	下水道法第3条、第13条第1項、第25条の10、第25条の16、第25条の18	対応不可	制度の現状に記したとおり、公共下水道事業は住民生活等に最も密着した行政サービスの1つであることから、市町村が担うべき事業と考えております。ご指摘の立入権限を含め、公共下水道に接続する事業場等に対する水質規制、監督業務についても同様に地域に密着した行政事務であることから、事業場の有する市町村たる公共下水道管理者が一元的に担うべきであって、流末の根幹的施設のみを管理し、規制権限を有しない流域下水道管理者に、立入権限のみを付与すべきではないと考えます。 提案理由に示されている施設設備の未然防止等につきましても、流域下水道管理者は、下水道法第26条の16に基づき、当該流域関連公共下水道の管理者に対して、期限を定めてその原因の調査とその結果の報告を要請することが可能となっており、流域関連公共下水道管理者と連携することで、現行制度においても迅速に対応することができるものと考えております。	
1260	令和3年5月26日	令和3年6月16日	診療報酬請求書への押印の廃止。	医療機関や調剤薬局等が、保険請求をする時に、診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出します。紙の診療報酬明細書を作成した時は、審査支払機関に提出する診療報酬明細書の最上部に、診療報酬明細書の件数と点数を集計した診療報酬請求書を表紙に添付して、綴綴を行い提出します。診療報酬請求書の1枚目には、右よ上部に押印をすることがされていますが、押印を廃止することを提案します。	診療報酬請求書の1枚目に押印をする必要性がありません。押印がなくとも、審査支払機関に提出する診療報酬の件数や金額に変更が生じることや、支払いがされないこともありません。ただ、この押印が濡れてしまうと、審査支払機関より押印をした請求書を再度提出する様に指示されます。再作成の手間や郵送、持参の費用がかかります。押印の有無で診療報酬の支払いに影響がないのであれば、押印自体の必要性がありません。また、そもそも診療報酬請求書に予め押印して出力したのにも関わらず、押印がなかったものとして取り扱って(「印影を一括印刷している場合には捺印し取り扱うものであること。」「厚生労働省保険発0327第1号「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正)については、これは、押印の意味がないものと考えます。形式的な押印を廃止することにより、医療機関等の保険請求事務の負担を減らし、併せて押印が濡れたことによる差し替えの費用と時間をなくすることができます。	個人	厚生労働省	ご指摘の診療報酬請求書における押印については、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部改正告示について」(令和2年厚生労働省告示第397号)による、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する告示第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第126号)の一部改正により削除されたところ。そのため、現行、押印は不要となっています。	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第126号)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1261	令和3年5月26日	令和3年6月16日	光ディスク等送付書への押印の廃止	医療機関や調剤薬局等が、保険診療の費用を保険者及び公費実務機関に請求する時に、診療報酬明細書を作成して審査支払機関に提出します。この時にレシート電算処理システムで作成し、電子媒体(CD-RやFD等)で診療報酬明細書を審査支払機関に提出した場合、併せて別に、光ディスク等送付書を紙で作成し審査支払機関に提出します。この光ディスク等送付書への押印を廃止することを提案します。	光ディスク等送付書に押印をする必要性がありません。押印がなくとも、審査支払機関に提出する診療報酬の件数や金額に変更が生じることや、支払いがされないこともありません。ただ、この押印が濡れてしまうと、審査支払機関より押印をした光ディスク等送付書を再度提出する様に指示されます。再作成の手間や郵送、持参の費用もかかります。押印の有無で診療報酬の支払いに影響がないのであれば、押印自体の必要性がありません。形式的な押印を廃止することにより、医療機関等の保険請求事務の負担を減らし、併せて押印が濡れたことによる差し替えの費用と時間をなくすることができます。	個人	厚生労働省	光ディスク等送付書への押印は廃止しました。	保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等における押印の省略について(令和2年10月6日保連発1006第1号)	対応	令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」の「第3章『新たな日常』の実現』において、「書面・押印・対面主義からの脱却等」が記載されました。社会全体として書面・押印・対面からの脱却を進めていることを踏まえ、保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等における押印の省略について(令和2年10月6日保連発1006第1号)を発出し、光ディスク等送付書への押印を廃止することとしました。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処理 方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1262	令和3年7月20日	令和3年9月10日	印鑑証明の有効期限	普通自動車の登録に必要な印鑑証明の有効期限を撤廃して頂きたい。	先日車を購入しましたが、お店に必要な書類を渡し登録をお願いしましたが、「印鑑証明の有効期限が2日過ぎているため登録が出来ない」と言われ、すぐに新しいものを取得し送りましたが、間に合わず月を跨いでしまいました。 自動車料を含めた金額を支払っていましたが、月を跨いだ為10月分の自動車税が納付されます。お店が得する事になってしまいました。 印鑑証明に有効期限がなければすぐに登録出来て、自動車税も納付され、紙を無駄にする事も無かつと思います。 本来印鑑証明は有効期限は無い物なので、自動車登録時の有効期限も無くす事は出来ないでしょうか。	個人	国土交通省	自動車登録申請時には、申請書に添付された印鑑証明書によって、印鑑の確認のほか、自動車の所有者である申請者を特定するため「氏名」及び「住所」を確認しております。 ここで確認した所有者の氏名及び住所を、自動車の登録に用いるため、それらの情報は、可能な限り、登録申請時点の住民基本台帳に記載された情報と一致する正確なものである必要があります。 このため、添付する印鑑証明書については、作成から一定期間内のものを求めることとして、具体的には「作成後3月以内」のものとしております。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条第3項	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、印鑑証明書は、印鑑の確認のほか、自動車の所有者の「氏名」及び「住所」の同一性を確認するための書面であるため、作成後3月以内という有効期間を設けております。 他方で、自動車の登録申請は、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、インターネット上でも行えるようになっております。このOSS申請を利用する場合には、マイナンバーカードの電子証明の認証を行うことにより、印鑑証明書の添付に代えることが可能となっており、その際には、マイナンバーカードの電子証明の有効期限(6年)の満了前であれば、いつでもご利用いただくことができます。	
1263	令和3年5月26日	令和3年6月16日	マイナンバーカードによる生活保護の自動給付	マイナンバーカードにすべての口座等の資産を紐づけることを条件に、公務員の恣意的な判断をすることなく、自動的に給付を可能とする。	日本の生活保護申請は、手続きが煩雑で給付に非常に時間がかかり、命の危機に瀕している人を救うことができていない。すべての口座を紐づけることにより資産状況が把握でき、不正受給が根絶できる。また、公務員の恣意的な給付抑制を防ぎ、生活保護の適切な支給により、本当に必要な人の命を守ることが可能となる。最低限の生活が保障されることにより、基本的人権が守られる。	個人	内閣官房 金融庁 厚生労働省	生活保護法第7条において、保護は、要保護者、その扶養者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされていますが、要保護者が急迫した状況にある場合には、申請がなくとも保護を行うことができるとされています。 また、同法第8条においても、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基礎とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされています。	生活保護法第7条等	対応不可	生活保護は権利であることから、生活保護法上、保護が申請に基づき行われることが原則とされています。 また、生活保護受給者に限定して預貯金口座へのマイナンバー付書を義務付けるなど、生活保護受給について、資産、収入に関わらない要件を課すことについては、慎重な検討が必要です。	
1264	令和3年5月26日	令和3年7月7日	食品衛生法改正による食品関連事業者等の負担軽減に関する提案	福岡県の食品衛生監視員です。 令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者が、改正食品衛生法および関連法令の基準を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、現在の食品衛生法(平成30年6月15日公布)の基準で、許可が切れるまで営業を行うことになる。つまり、食品衛生法改正から数年間は、現在の食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者と、改正食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者が混在することとなる。現在の食品衛生法と改正食品衛生法で基準やできることが異なるため、事業者から「なぜうちの店はダメで、あの店はいいのかわからない」という問い合わせが必ずある。例えば、私が所属している福岡県の移動営業では、水のタンクの容量に具体的な数値を定めないかわりに、提供できる食品の種類や数が厳しく制限されている。しかし、改正食品衛生法および関係条例では、タンク容量を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	個人	厚生労働省	令和3年6月1日時点で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。)第52条に基づき営業許可を取得していた事業者であったが、改正後も許可業種である事業者(以下「既存許可事業者」という。)については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。)附則第2条に基づき、既存の許可の有効期間の満了までは、なお従前の例により引き続き営業することができるとされています。 この経過措置規定の趣旨は、既存許可事業者について、ただちに許可を再度取り直すことを要し、その既得権を最大限尊重するいうものであり、本規定により、経過措置期間は、旧法第52条に基づく営業施設の基準を遵守しなければならず、また、既存の許可によって一般禁止行為が解除された営業行為、取扱食品の範囲内で営業を行うことができるとされています。	・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条 ・食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第71条	対応不可	既存許可事業者は、改正政令附則第2条に基づく経過措置期間中は、旧法第52条に基づく営業施設の基準を遵守しなければなりません。このことから、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業を行うためには、同条に基づく申請をし、営業許可を受けなければならず、この手続きを食品衛生法施行規則第71条に基づく変更届の提出に代えることはできません。 このため、既存許可事業者から、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業することを希望する旨の相談があった場合には、改正政令附則第2条の趣旨を丁寧に御説明いただき、必要に応じて、新法第55条に基づく営業許可を取得するよう指導をお願いします。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループ における 処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1266	令和3年5月26日	令和3年7月7日	看護師資格を持つ者に対する救急救命士資格の取得取得の特例について	現在、看護師資格を取得している救急救命士資格を取るためには、一から専門教育を受け資格取得試験を受けなければならないとなっている。看護師は救急救命士の上位資格と言えるほどのものであるため、届け出もしくは追加講習によって救命士資格を取得できるよう施策を講じていただきたい。	私は、現在、消防吏員として消防機関で勤務し、救急救命士の養成計画に関わっています。 職員の中には看護師資格を有する者もいるのですが、消防吏員で救急業務に就く者は救急救命士の資格が必要で、看護師資格はあまり意味がありません。そのため、看護師資格のみを持つ職員は、改めて一から救急救命士資格取得課程を6ヶ月間受講し国家資格試験を受けなければならない、極めて不合理な状況となっています。 ただ、看護師資格を持つ職員の知識技能は、救急救命士の資格と同等もしくはそれ以上であり、この資格の厳格すぎる緩割り状況をぜひ伺わだきたいと考えています。 追記となりますが、過去には時間的に資格の渡り可能な時期があったことを申し添えます。 何卒、迅速なご検討をよろしくお願いいたします。	個人	総務省 厚生労働省	・看護師とは、傷病者若しくはよく嫌に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者といふ。(保健師助産師看護師法第5条) ・また、救急救命士は、保助毒法の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができます。(救急救命士法第43条第1項) ・以上のことから、看護師資格を持つ方は、救急救命士資格を持たずとも、診療の補助として救急救命処置を実施することが可能です。 ・消防法その他の法令においては、ご提案中の「消防吏員で救急業務に就く者は救急救命士の資格が必要」という規制を設けておらず、ご提案者様の所属組織等における内部的なルールである可能性が考えられます。 ・なお、救急救命士は、重度傷病者が医療機関に到着するまでの間に救急救命処置を施すことを業とする者(救急救命士法第2条)であり、その点を踏まえて、看護師とは別の資格として設計されていることから、「看護師資格を持つ職員の知識技能は、救急救命士の資格と同等もしくはそれ以上」との判断はできず、ご提案の特例等を設けることは考えておりません。	・保健師助産師看護師法第5条、第31条第1項 ・救急救命士法第2条、第43条第1項	現行制度 下で対応可能 事実確認	制度の現状欄に記載の通りです。	
1267	令和3年5月26日	令和3年6月16日	電波オークションの導入	日本も他国のように電波オークションを早期に導入すべき。 国民の大切な財産である電波を特定の企業が独占している現状は異常である。競争が起こることによってメディアも危機感をもつようになり良質なジャーナリズムが根付くと思う。	電波オークションにより国に多額の電波使用料が入ってくるメリットがある。また新しいメディア企業が誕生することにより多様性のある論議も増え国民にとってもメリットが大きい。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。 このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
1269	令和3年5月26日	令和3年6月16日	携帯電話キャリア周波数の再編成	現在、管総理の掲げる、携帯電話料金の値下げにおいて、行政が民間の料金体系に口を出して値下げをさせるという手法に關し、多少の反響があるように思える。そこでより民間主導にて携帯電話料金の値下げが実行されるよう、今まで以上の競争を促すことを目的とする。	2020年春より、新たに楽天モバイルが第4のキャリア(MNO)としてサービスを開始している。キャリアでありながら、すでに3000円弱という価格にてdocomo、au、ソフトバンクよりも安い料金を提示し、実際にサービスをしている。 しかしながら、楽天モバイルは1.7GHz帯というひとつのバンドしか割り当てがなされず、後発ということで基地局の整備も遅れを取っているように見える。また、そのサービスの実態は、プラチナバンドと言われるauのローミングにて全国をカバーしている状態である。現在のままであるとかつて存在したキャリアのイー・アクセスやWillcomと同じ道を歩むやもしれない。 そこでキャリア周波数の再編成である。特にソフトバンクモバイルにおいては、過去にイー・アクセスやWillcom等を買収し、結果的に、より多くの周波数帯を不当に所有していると考えられる。本来、買収をしたときに、それらに割り当てられていた電波帯を返却するべきであったと考える。 それらのバンドを楽天モバイルに割り当てるとも、何らかの方法で楽天モバイルに周波数帯を与え、第4の勢力として育てる必要がある。 これまで3大キャリアにて確かに競争はされてきてはいるが、都度見直される料金体系は、3社ともに真似をしたようなものばかりであったのは記憶にあるところだろう。 第4種の楽天モバイルが台頭してくれば、現在の料金を見れば明らか。サンプルで今までにはない安い料金が実現し、より競争が促進されるであろう。 上記が実現すれば、4大携帯キャリアにて、管総理の提言する携帯電話料金の値下げが民間主導で促進されると予想できる。	個人	総務省	(モバイル市場の公正な競争) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」に基づき、電気通信事業法第27条の3の執行や事業者間の業態を円滑化するためのガイドラインの運用により、モバイル市場の公正な競争の促進を図っています。 (周波数の再編成) 電波法第27条の13により、携帯電話の基地局等の開設に関する計画を作成し、総務大臣の認定を受けた者は、認定の有効期間中は、その周波数において排他的に無線局の申請を行い、周波数を利用することができます。	(モバイル市場の公正な競争) 現行制度 下で対応可能 (周波数の再編成) 電波法第27条の13 その他	(モバイル市場の公正な競争) 引き続き、携帯電話料金の低廉化に向けた公正な競争環境の整備に努めてまいります。 (周波数の再編成) 令和2年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催し、令和3年2月に同懇談会の下に設置された「移動通信システム等制度WG」において、周波数の固定化への対応等に関する議論を行っており、令和3年夏頃に報告書とりまとめの予定 です。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1276	令和3年5月28日	令和3年6月16日	電波オークションの実施促進を要望します	<p>今年のノーベル経済学賞に電波オークション理論が受賞されました。世界の国では、電波周波数は公共で国の物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われている。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけである。現状では、一部のテレビ局が非常に安い電波使用料だけ払い、独占的既得権に安住している。日本のメディアには、すべてが左よりの偏向報道と報道しない自由を言い、報道の公正中立性が担保されていない。これは、国民の知る権利と中立公正な情報が使われていることになる。実施により、既存メディアの力を弱められ、報道の多様性活性化が生まれる。</p> <p>社会的効果 世界の国では、電波周波数は国の公共物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われている。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけである。現状では、一部のテレビ局が非常に安い電波使用料だけ払い、独占的既得権に安住している。日本のメディアには、すべてが左よりの偏向報道と報道しない自由を言い、報道の公正中立性が担保されていない。これは、国民の知る権利と中立公正な情報が使われていることになる。実施により、既存メディアの力を弱められ、報道の多様性活性化が生まれる。</p> <p>経済的効果 現状、既存の放送局は、収益に対し相対的に安い電波使用料である。電波オークションを実施することで、国の収入が増え、適切な競争原理により、放送局に多様性や活性化が生まれる。入札という形は、既存メディアに対し相対的に国の立場が優位になるので、将来的にも電波使用料値上げの反対意見が出ずらくなり、値上げしやすい。</p>	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎	
1277	令和3年5月28日	令和3年6月16日	緊急走行時のETC通行について	<p>現在、緊急車両のETC利用については、道路管理者の発行する業務用プレートと呼ばれるETCの発行を依頼し、発行道路管理者の管理する道路のみ（一部他社のカードに情報を載せる場合あり）に使用は限られている。</p> <p>ところが、実際には旧道路公団、現NEXCOの子会社が一元的に発行をしており、発行されるカードで全国の道路の通行が可能である。そのカードを、一律全国での利用が可能な制度とし、円滑な緊急走行につなげていただきたい。</p>	<p>現在は、特に道路管理者が複数あるような都市部において、道路管理者の異なる道路を通行する場合、カードの差し替えなどの対応をするなどの対応が必要な場合や、ETC緊急走行であってもETC通行ができない状態となるなどの影響がある。</p> <p>それぞれ道路管理者の棲み分けによる、相互乗り入れができないためである。</p> <p>これにより、警備する行政機関（特に警察、消防）が影響を受けている。一方で、道路/バロール隊は、道路管理者内々の申し合わせなどで、相互の道路乗り入れも柔軟に対応している。</p> <p>乗用車がETCレーンに停車することなく通過する中、最も急ぐべき緊急走行車両が、この時代において、道路管理者の統制により影響があるようなことは、決して許されない。</p> <p>にも関わらず、国土省や総務省も理解していないが、解決に至らない。先般、総務省行政評価局においても、一定解決するべき問題であることも示されて（評価局の主旨は若干異なるが…）いる。</p> <p>全国の有料道路の通行が可能となることで、広域的な応援活動も円滑に進むことは言うまでもない。</p> <p>警察、消防、さらには自衛隊までも、新たなETC通行制度をしっかりと運用すれば、より良い対応が可能である。早期に検討いただきたい。</p>	個人	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省	<p>高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。</p> <p>国土交通大臣が定める車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」で定められており、警察、消防等車両については、当該車両の使用目的に応じて告示の該当の有無を判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していないとされています。</p> <p>当該告示に該当する場合の通行方法等については、各高速道路会社と各地方公共団体等との協議において定められていることから、各高速道路会社において発行したETCカード等を使用して各高速道路会社が指定した区間を通行する必要があるなど、同一の通行方法で管理会社が異なる高速道路を利用することができない場合があると承知しております。</p>	道路整備特別措置法	検討に着手	当該告示に該当する場合の通行方法等については、管理会社が異なる高速道路を相互に通行する場合には、一のETCカードにより相互に利用が可能となるよう、検討に着手していると高速道路会社から聞いているところですが、国土交通省としましても、高速道路会社と連携し、適切な運用の見直しに向けて必要な対応を行ってまいります。	
1280	令和3年6月10日	令和3年7月7日	nhk受信料の徴収について	<p>放送法を改正し受信料の徴収はbキャッシュカードで行い緊急時には解除する方式の採用。</p>	<p>放送法設定の時に比べて公共放送の概念及び受信技術が変わりました。</p> <p>1 受信機を設置してもnhkが受信できないテレビには課金できないことが裁判で確定しました。</p> <p>2 徴収の費用が節約できその分受信料が安くできるまたは番組の質向上にやくだてる。</p> <p>3 情報の伝達がnhkだけではない。nhkはなれの情報の多様化で信頼感とは別問題としてnhkだけが真実を伝えているという意識を国民に考えさせるきっかけになります。</p>	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	その他	具体的な受信料の支払方法については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われることから、まずはNHKにおいて検討すべきものと考えます。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1282	令和3年6月10日	令和3年7月7日	建設業法における 配置技術者の所属 の問題	建設業法上、配置技術者に行けるのは当該会社に在籍の正社員でなければならず、出向者は認めない(除く親会社が持株会社等の場合)ことになっているが、大企業・複合企業など100%資本関係の企業内において(建設業法以外において)は)人事異動による出向は通常の社内異動と同様に行われるのと同時に、業容が広く分社化していても実質一体の企業の場合、出向も認めべき。	不動産業に関連する各種事業を行っている大手不動産系の会社に在籍しており親会社から出向で経営を所管している業務についています。当企業集団では建設業免許をもって事業を行っている企業だけでも数社あり、主にBtoC、BtoB、或いは、工事対象、エリア別等に分けて効率的に経営管理を行っています。 コロナ禍において然りですが事業の再編・再建 を考えるとき、普通の事業なら業績が厳しい状況でも一旦は好調な業種やエリアへ異動(出向)で経営資源を流動的に行えるが、建設業の技術者に限っては出向では、建設業のコアである配置技術者にならないため、実質建設業としては技術者の流動性の大きな障壁となっています。 建設業では新しい企業などが多く短期を設けることは理解しますが、大企業における異動・担当変更(≒出向)は、それは明らかに別物で、逆に企業集団というものは経営資源の流動性で多くの人の雇いを維持しているのは明らかで、建設技術者の流動性確保、雇用の安定の為、企業集団内の異動については出向でも可にすべきだと思います。	民間企業	国土交通省	建設業法第26条において、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。 なお、適正な施工の確保のため、当該建設業者が置く監理技術者等は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。	建設業法第26条	対応	建設工事の発注者は、建設業者の有する技術力を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託していることから、適正な施工を確保するため、監理技術者等の現場配置技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要があるとしています。 一方で、建設業者が会社分割、子会社化等により企業集団を形成し一体となって経営を行うことにより、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例があることから新会社及びその連結子会社の親の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)(平成28年5月31日付国土建第119号)により、所定の要件を満たす企業集団については、親子会社間の出向社員について、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱い、監理技術者等として配置することができることとしています。	
1284	令和3年6月10日	令和3年7月7日	一時預かり事業 幼稚園型IIの子を日本 スポーツ振興センター に加入させてくだ さい	日本スポーツ振興センターの災害 共済給付加入対象者に、一時預 かり事業幼稚園型IIの子を日本 スポーツ振興センターに加入 させてください。 ・待機児童対策の活用児童を含 められるよう、独立行政法人日本 スポーツ振興センター法(附則)を改 正してください。	日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、加入の社会的効果については述べなくても、幼稚園を含む学校の児童生徒のために大きな役割を果たしております。 同じ児童を対象とする事業の中で、認可保育所や認定こども園だけでなく、平成29年からは家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業など、一部の無認可保育所も対象となりました。 一方で、平成30年から実施されている一時預かり事業幼稚園型IIは、・待機児童対策のために、週5の利用を前提としたものでありながら、・もともとなる一時預かり事業が定期的な利用を想定していないことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条 に記載されず、事業者である幼稚園は、その子たちのために民間保険に別途加入する必要があります。事業所によっては無保険で取り残される恐れがあります。 ・3歳を迎え、満3歳入園をした園児と同じ学年であり、幼稚園の中で一体的な活動をしていることもあるにも関わらず、手続きを付けないこと ・多くの場合誕生日を迎えると満3歳入園をして幼児教育無償化対象とすることから、年齢の掛け金を支払うことになること があるため、加入が可能になればコスト削減につながるだけでなく、幼稚園は99%以上が加入していることから、一括で手続きをすることで災害時に無保険である可能性が減ります。 待機児童対策のために、週5の利用を前提としたものであり、 幼児教育無償化の対象事業 でありながら、 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となっている事業 について、対象にしていただくよう法改正をお願いいたします。	民間法人	文部科学省	災害共済給付の対象となる保育所等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条等に規定する施設とされています。一時預かり事業については、預かる場所の安全基準や預かりが一時的であることなどの理由から、現在、災害共済給付制度の対象となっております。	独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター法第15条第1 項第7号、同法附 則第8条	検討を予定	一時預かり事業(幼稚園型II)の利用者を災害共済給付制度の対象に含められるか について、文部科学省及び厚生労働省で検討を行っていきたくと考えています。	
1288	令和3年6月10日	令和3年7月7日	解体工事における 特定建設作業届・リ サイクル届の提出	コロナ禍の中、一時は郵送での提出を受け付けてくれた。(郵送でも受理可能だという事が証明された)市町村により、現在まだ郵送での提出が可能市区町村と持参しないと受理できないという市区町村があります。	PDFでの提出が可能になれば尚効率的になるかと思えます。 最低でも郵送での提出が可能になれば、我々のような中小企業は大幅な時間短縮につながるのですが…	民間企業	国土交通省	一定の規模以上の建築物・工作物の新設工事並びに解体工事等を行う場合、発注者は特定行政庁(都道府県庁、一部の市町等)のリサイクル担当部局へ建設資材の分別解体に関する届出をすることとしています。	建設工事に係る資 材の再資源化等に 関する法律第10条	現行制度 下で対応可 能	建設リサイクル法に基づく届け出については、法律上、郵送又は電子による申請を否定していません。一部特定行政庁では郵送又は電子受付を実施しております。 本事務は、特定行政庁の自治事務ではありますが、受付窓口となる特定行政庁に対して電子受付等の更なる実施を働きかけてまいります。	
1289	令和3年6月10日	令和3年7月7日	自動車運転免許更新時の視力検査を 眼科医でも可能に	警察署における免許更新での視力検査を、眼科医の証明で代替できないでしょうか。	毎回の更新時、警察署での検査は土日夜間不可など、場所も日時もかなり制限されます。特に、検査官が行う視力検査でかなり時間を要し混雑します。コロナ禍のおり、簡素化できないでいます。 例えば、眼科医の視力検査結果を警察署に提出…は、考えられませんが、できれば電子申請も…、視力検査を健康保険の対象に指定すれば、さほどの出費にはならないと思います。身体機能や認知機能の確認は検査官が現認する必要性が高いのでしょうか、視力なら検査精度からも眼科医の証明の方が合理的です。 警察署での所要時間の短縮を考えると、視力以外も…とも思えます。まずは視力の眼科検査可の実現をお考えください幸いです。	個人	警察庁 厚生労働省	現行の運転免許証の更新手続きでは、視力検査や講習等を受けていただく必要があるため、運転免許センター等にお願いいただいています。	道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第101条第1項、第 5項及び第6項	対応不可	運転免許証の更新手続きにおいては、多数の申請者の手続きを短時間で行う必要がありますが、その中で、各申請者が提出する診断書が、医師が作成した真正な診断書であることを確認するためには一定の時間が必要であり、かつて窓口での円滑な事務遂行に支障を来すおそれがあると認識しております。 なお、公的医療保険制度においては、疾病に対する治療を保険給付の対象としており、運転免許証の更新時の視力検査は疾病に対する治療に当たらないため、保険給付の対象とすることはできません。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1290	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーカードによるふるさと納税オンライン申請	ふるさと納税のワンストップ特例制度の申請書類について、マイナンバーカードによるオンライン申請に対応し、紙書類の削減および申請手続きの効率化をおこなう。	ワンストップ特例申請については、紙による申請となっており、書類の郵送による時間ロスおよび切手代等のコストがかかっている。マイナンバーカードによるオンライン申請を可能とすることにより、本人確認ができ紙書類の添付が不要となり、事務手続きの簡素化および効率化によりコスト削減を行う。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。	地方税法附則第7条第1項及び第2項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 総務省関係法令等に関する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条	現行制度 下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上ではオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。	
1291	令和3年6月10日	令和3年7月7日	スクランブルによる受信料徴収の厳格化	スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化される。	NHKの受信料徴収に当たり、訪問員が繰り返し足元を運ぶなどのコストが年間300億円もかかるなど、無駄が非常に多い。スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化され不公平感が解消される。緊急災害時にはスクランブルを解除し、かかった経費については税金にて対応する。公共放送の担う部分と、民間放送と競合する部分を明確に分け、肥大化しているNHK業務について見直しを行うことにより、真に必要な公共放送の在り方を国民に問うべきである。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にしまないものであると考えます。	
1292	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整電子化	年末調整の手書きから電子化への移行による個人、企業、省庁のリスクを重複を回避する。PDF入力フォームで公開している項目をアプリ化し、支払者の法人番号と従業員番号を申請者が入力すれば一元化可能。法人のアクセス制限も法人番号で行えば可能。二の足を踏んでいるのは省庁のサーバーに外部からアクセスさせるかどうかですね。100%の安全性を確保しようとするれば千年経っても一歩も前に進めない。	確定申告ではe-taxが行われているのに年末調整は相変わらず手書きで雇い主に提出しております。恐らく誰かが電子化していると思うと、企業、国、関係省庁での重複リソースは大変なロスですね。年末調整は相変わらず手書きで雇い主に提出しております。データを入力してが国税庁に収めるまでの雇用の確保もあるのでしょうか、納税者としては無駄にしか思えません。小生はたまたまPCのサポート関連に携わっていたのでKBを叩くことに違和感がありますが、未だ多くの国民は電子申請に慣れていないですよ。押印文化も相まって情報後進国になっているように思います。過去、国のIT戦略はHW中心の推進にあり、配線してインターネットを閲覧するだけで満足していたe-japanのような施策では何ら底上げされていませんでした。現代ではスマホにより情報の電子化がやっとな個人レベルまで浸透してきたと思います。経理、総務関連の仕事をしている方には紙の毒ですが、この分野は情報化が進み易いのではないのでしょうか？省庁が一審面切からの情報を電子化できれば多くのリソースや費用が他に回ると思い提案しました。既に多くの提案と重複していると思いますが良い機会と思います。恐らく一番足を引っ張っているのはセキュリティですよ。100%の安全性とは何でしょうか？HUAWEIの情報採取など事実かどうかは知りませんが、疑ったらキリがありません、是非ご判断を期待したいと思ます。最後にこういっった思いを投稿できる窓口がある事を嬉しく思います。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となります。	所得税法第198条 第二項、所得税法施行令第319条の2	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書など年末調整の書類については、電磁的方法（データ）により提供することが可能となっています。また、控除申告書に添付又は提出の際に提示することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」、「地震保険料控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」、「住宅借入金等所有の場合の所得税額の特別控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には併せて電磁的方法により提供することが可能となっています。これに伴い国税庁では、従業員の方が年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子で作成することのできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を令和2年10月から公開しております。なお、年末調整の書類や添付書類を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われますので、必要に応じてお勤めの会社にご確認ください。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1293	令和3年6月10日	令和3年7月7日	固定資産税の名寄帳について	毎年四月に帳簿を行う土地・家屋の固定資産税名寄帳について、フォーマットを全国統一のものとし、用紙ではなくデータでの受領が出来るようにしてほしい	福岡県福岡市内の職場で勤務している会社員です。毎年四月になると、勤務先が所有している土地・家屋の固定資産税名寄帳を取り寄せるのですが、所有土地が千筆以上あり、福岡市内でも西区・早良区・博多区などに分散しているため、それぞれの区別で印刷された用紙を受け取っています。最も多くの筆を所有している西区では、印刷した名寄帳の用紙が七十枚以上になります。福岡市内だと西区・早良区・博多区で同じ形式の書式に情報が入字されていますが、糸島市や八女郡にも土地を所有して、そちらの書式は福岡市のものとは全く異なる並びになっています。この用紙の枚数をパソコンのエクセルシートに手打ちし直して、勤務先での用途によって集計をかけたいたのですが、これがデータで受領できることが出来ればかなりの効率化に繋がりますし、役所も用紙や印刷にかかるコストを削減出来ると思います。せめて全国統一のフォーマットであればOCRで読み取ることも出来ますが、フォーマットが全く異なるのでシステムを導入しようにも相当な初期費用がかかるということで今も毎年手入力を行っています。一度、全国各市町村の名寄帳を取り寄せていただき、改善を図っていただけると嬉しいです。	個人	総務省	政府では、地方公共団体の情報システムの標準化を推進しています。固定資産税に関する地方公共団体のシステムについても標準化の検討を進めており、その中で、名寄帳につきましても、印字項目やレイアウトの統一化について検討しているところです。	地方税法(昭和25年法律第226号)第387条	検討に着手	制度の現状に同じです。		
1294	令和3年6月10日	令和3年7月7日	商工会議所 発行輸出原産地証明書	現在原産地証明書発行依頼の方法 輸出会社が原産地証明書を作成 商工会議所へ持参して窓口提出 商工会議所の押印 手数料払う	ネットまたは最低でも 郵送に変更すべきです 往復、申請に半日必要	個人	経済産業省	全国の商工会議所において、非特産地証明書をはじめとする各種貿易関係証明書を発給しています。	なし	対応	日本商工会議所において、全国の商工会議所が共同で利用する「貿易関係証明書給システム」を構築し、令和2年9月以降、当該システムを活用し、準備が整った商工会議所から、順次、電子発給業務を開始しております。		
1296	令和3年6月10日	令和3年7月7日	戸籍謄本のコンビニでの取得	現在、本籍地が居住する自治体である場合、マイナンバーカードを使えば、コンビニのマルチコピー機から戸籍謄本を取ることが出来ます。ところが、本籍地が居住する自治体でない場合、本籍地の役所まで向うか、返信封筒を入れた封書で本籍地の役所に依頼するしかありません。一部の自治体間ではネット接続して、相互にコンビニからの取り出しを可能としているようですが、まだまだ例外的な規模です。何とか、これを全国一律に可能として頂きたい。	管内期のデジタル化による行政改革の身近に見える成果になると思います。また、マイナンバーカード利用促進にも繋がります。新型コロナウイルスが蔓延する中で遠くの本籍地に行くのはリスクがありますし、郵便での入手は1週間近くの時間が掛かるため、急な対応には間に合いません。戸籍自体は既にデジタル化されているはずですので、各自自治体をネットワークで繋ぐか、全国を統一して国の国民の戸籍のデータベースを持つてば、全国どこからでも戸籍謄本のコンビニ入手が可能となると考えます。	個人	法務省	番号1099の回答をご参照ください					
1297	令和3年6月10日	令和3年7月7日	古物営業法について	本日、某業者にタブレット買取を依頼しました。本人確認の為、マイナンバーカードを提出しようとしたら古物営業法により、住民票の原本を送付しなさいとの事。正に時が止まっているかのような錯覚にとられ、聞き返してしまいました。スマホでマイナンバーカードを読み取れて、カードリーダーまで持っているのに、わざわざ住民票を取って郵送？ 国の一括管理で結構ですから、早く便利にしてください。 インターネットもスマホも便利だから普及したのですから、カード所有者の利便性を徹底的にあげてください。よろしくお願いたします。	マイナンバーカード所有の意味がありません。マイナンバーカードがダメで、「住民票の原本を郵送で送れ。」は突きました。あまりにもおかしかったのでメールをさせていただきます。しかもそれが古物営業法という法律で決められているなんて、5000円なんて配らなくても、徹底的に便利にしてしまえば普及しますよ。配るだけ時間の無駄です。	個人	警察庁	マイナンバーカードは、公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手續においても、本人確認書類として取り扱うことが可能であるとされています。古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号に規定された確認については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項において、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一)を取り発行又は発給されたものに限る。以下身分証明書等という。の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることにによりするものとされています。また、同法第15条第1項第4号に規定された確認に準ずる措置については、同規則第15条第3項各号に規定されており、住民票の写しのほか、マイナンバーカードの写しの送付を受けるなどで本人確認を行うことが可能となっております。	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号及び第4号 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項から第13号	現行制度 下で対応可能	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項では、古物商は、古物を買い受けるときは、相手方の真偽を確認する必要があるところ、その方法については、同項各号のいずれかの措置をとることと規定されております。制度の現状欄に記載のとおり、マイナンバーカードを利用した本人確認を行うことは可能です。 この点、警察庁では、事業者団体に対し、マイナンバーカードが古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)上の「相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料」に当たり、本人確認書類として取り扱うことが可能であることなどについて周知を行っておりますが、引き続き、必要に応じてこうした取組を実施してまいりたいと考えています。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1298	令和3年6月10日	令和3年7月7日	金融機関の合併後の根抵当権および抵当権の解除の手續きについて	金融機関の合併後の根抵当権および抵当権(以下「抵当権」という)の抹消登記をする際、根抵当権が消滅する前に抵当権者が吸収合併されている場合の根抵当権抹消登記の手續きの簡素化を要望します。具体的には、現状では根抵当権抹消登記をする前に抵当権の移転登記をする必要があるが、合併したことの記載のある商業登記の登記事項証明書などを登記原因証明書情報として根抵当権抹消登記の手續きを不要としてもらいたい。	金融機関借入に紐づく根抵当権および抵当権については、抹消登記を行う際には、通常借入人(お客様)が抹消登記の手續きを行うのが通例となっており、借入人側の対応で完結する。しかし、金融機関の合併している際には、事前に金融機関側が根抵当権の移転登記を事前に行う必要がある。金融機関側が手續きを行わなければならない。さらに、その際に登録免許税は根抵当権設定額の1,000分の1でかつ、司法書士に対する報酬費用が必要となるなど、経済的な負担も非常に多い。この手續きが簡素化されることで、金融機関の合併後の経済的かつ事務的な負担が大きく削減されることとなり、地域金融機関が本来求められている、金融仲介機能での支援を強化することもつながると考えられる。以上の内容を考慮していただき、是非本件に対する規制改革の検討をお願いしたい。	民間企業	法務省	(根)抵当権の登記名義人に相続、合併その他の一般承継が生じている場合において、当該(根)抵当権の抹消に係る登記原因が、一般承継よりも後に生じたものであるときは、当該(根)抵当権の登記名義人に係る相続、合併その他の一般承継に係る登記をした後でなければ、当該(根)抵当権の抹消の登記をすることはできません。	不動産登記法第25条7号	対応不可	不動産登記制度は、不動産に関する権利関係(不動産に関する物権の得喪及び変更)を公示することを目的としており、不動産登記記録には、その不動産に関する物権の得喪及び変更の過程が正確に反映されるべきことが要請されていると考えられ、いわゆる中間者略登記は、不動産登記制度の要請に反するものとして、法令の規定により認められている場合又は確定判決による登記の申請の場合を除き、従来から認められておりません。 御提案の内容は、(根)抵当権者に吸収合併があり、その後、(根)抵当権が消滅した場合に、その承継に係る登記(根)抵当権の移転の登記)をすることなく、当該(根)抵当権の抹消の登記を認めるべきとの趣旨と考えられます。 しかし、当該(根)抵当権の消滅前、当該(根)抵当権を吸収合併による存続会社があった承継している以上、その承継に係る登記を略することは、いわゆる中間者略登記に当たるため、これを認めるという対応を取るとは困難です。 なお、吸収合併をする前に、(根)抵当権が消滅している場合には、吸収合併による存続会社は、当該(根)抵当権を承継していないことから、当該(根)抵当権の抹消の登記の前提として、当該承継に係る登記(根)抵当権の移転の登記)をする必要はありません。
1299	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整の廃止	マイナンバーに保険情報、iDeo情報などをひもつけることにより、年末調整の記入を原則廃止する。	毎年年末調整のために複数の書式に記載しなければならず、効率性低下につながっている。また、テレワークにもかかわらず押印のためだけに出勤を強いられる。配偶者情報やその所得はマイナンバーで補足可能であることから、各種所得控除のデータと一体化することにより、年末調整の手間は原則廃止していただきたい。	個人	財務省 厚生労働省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。 また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっています。	所得税法第198条第二項、所得税法施行令第319条の2	対応	国税庁では、従業員の方が扶養控除等申告書など年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)」を令和2年10月から公開しております。 「年調ソフト」には、保険会社等が発行した控除証明書の情報について、マイナンバーカードを一括取得し、申告書の必要な箇所へ自動入力する「マイナンバー連携」という機能がありますので、簡単に年末調整の書類を作成することができます。 この「年調ソフト」の利便性を高めていたためには、より多くの保険会社等について控除証明書を電子化し、マイナンバーから受領できるようにすることが重要ですので、国税庁といたしましては引き続き各方面への働きかけを実施し、年末調整手続の負担軽減に努めてまいります。 なお、年末調整の書類につきましては、令和3年度の税制改正により押印を要しないこととされました。 ご参考：マイナンバー連携に対応している保険会社等(国税庁ホームページ) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm
1300	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整の生命保険等の証明を電子データで提供する	証明書を紙ベースで保険会社から送っているが、電子データで国税庁に提供し、マイナンバーで結び付けられることができるようにする。個人はマイナンバーから専用画面に入ってきて、保険会社のデータ(証明額)が引用できるようにする。雇用主は年末調整の事務を行わずともよくする。	マイナンバーと振込口座がこのデータの給付金で一部であるが結び付けられたことから、送付用の口座として活用する。保険会社は紙の消費費も減らせるし、経費削減も可能となる。雇用主(会社)が処理するよりも、発生源主義を徹底する。	個人	内閣官房 財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。 また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっています。	所得税法第198条第二項、所得税法施行令第319条の2	対応	国税庁では、従業員の方が扶養控除等申告書など年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)」を令和2年10月から公開しております。 「年調ソフト」には、保険会社等が発行した控除証明書の情報について、マイナンバーカードの一括取得し、申告書の必要な箇所へ自動入力する「マイナンバー連携」という機能がありますので、簡単に年末調整の書類を作成することができます。 また、経理、総務関係の方々においても、従業員の方が「年調ソフト」を利用して年末調整の書類を作成することで、控除額の確認や添付書類(ハガキの控除証明書など)とのチェック事務が不要となり、効率化を図ることができます。
1301	令和3年6月10日	令和3年7月7日	固定資産税のコロナウイルスに関する申告書をeLTAxiにて提出する際の取り扱いについて	固定資産税(償却資産)について本来eLTAxiにて申告すれば、電子署名が押印の代わりになる取り扱いであるため、申告書そのものや添付書類は押印不要である。そのため、固定資産税のコロナウイルスに関する申告書をeLTAxiにて提出する際の取り扱いについて	固定資産税のコロナウイルスに関する特例を受けるには、別途申請書を提出する必要がある。その際に、売り上げの減少をしかるべき知見を持った人物(認定経営革新等支援機関等)が、本当に売上減少の事実があるかどうかを確認することが要求されており、確認した旨として押印が求められています。昨今のコロナウイルスに対処すべきもその押印の法的根拠はありません。が、送信者の電子署名において申請書の内容の真正性、確実性が担保されているeLTAxiにおいて送信する場合にまで、一旦紙ベースで申請書を作成して、押印したものをPDFで取り込んで画像データで取り込んで送信しなければ特例適用を拒否すると、名古屋など一部自治体は主張しています。コロナウイルスに関する施策は迅速、簡素に進めるべきものであるにも関わらず、単に形式主義に囚われて書類の却下、再提出を求めるとは、納税者、税理士や会計士などの専門家の方々、ひいては実際の事務に携わる地方自治体の職員の方々の負担を、更に増やすのみです。効果的に当該特例を必要と方全てに受けていただくために、無用な制限はすべきではないと考えたため、今回の提案に至りました。	個人	総務省	行政手続きにおける押印の見直し方針が示されたことを踏まえ、地方税法附則第63条の規定に基づく申告書の届の申告書様式への押印は不要とし、各地方団体に対して、押印の取扱いについては柔軟に対応するよう、周知しています。 なお、eLTAxi地方税ポータルサイトの「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告について」のページに掲載しています「新型コロナウイルスに係る課税標準額の申告書(記入様式)」等についても、押印の印字のないものに更新しております。	なし	対応	制度の現状に同じです。

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1302	令和3年6月10日	令和3年7月7日	動産譲渡登記又は債権譲渡登記の資格証明書の省略	動産・債権譲渡登記令第8条第1号により、動産譲渡登記又は債権譲渡登記の資格証明書の添付が求められているが、不動産登記及び商業登記においては会社法人等番号を提供することによりその添付が省略できる。動産譲渡登記又は債権譲渡登記においても会社法人等番号の提供することにより、資格証明書の提供を省略できるようにしてほしい。	デジタルガバメント実行計画にも触れられている登記事項証明書の添付省略を行うことにより、利用者の費用負担を行うことができる。	個人	法務省	動産・債権譲渡登記令第8条第1号、動産・債権譲渡登記規則第13条第1項第1号、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第5条	対応	登記事項証明書の添付が必要な国の手続につきましては、令和2年10月から運用が開始された国の行政機関における登記情報連携によって、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を省略することが可能となっています。これを受けて、動産・債権譲渡登記手続においても、動産・債権譲渡登記規則の一部を改正し(令和3年法務省令第32号)、令和3年6月1日から、動産譲渡登記又は債権譲渡登記の申請時に、登記申請をされる方から商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は会社法人等番号の情報を御提供いただき、登記官がこれらの情報から登記情報連携により当該法人の登記事項を確認することができる場合には、代表者の資格を証する書面としての法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。		
1303	令和3年6月10日	令和3年7月7日	吸収分割登記等の印鑑証明書の添付省略	吸収分割登記等において、他の管轄に吸収分割会社等がある場合は、印鑑証明書の添付が求められるが、会社法人等番号を提供することにより、添付の省略を認めてほしい。	不動産登記では、会社法人等番号を提供することにより印鑑証明書の添付を省略できる。不動産登記と商業登記との差を設ける合理的理由が見当たらない。また、印鑑証明書の提供には、費用負担も労力も要する。	個人	法務省	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条、商業登記法第7条第3項	対応	令和元年12月4日に成立した会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、商業登記法第7条第3項が改正され、吸収分割会社又は新設分割会社とする吸収分割又は新設分割による変更登記の申請に際し、吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役等の印鑑証明書の添付が必要ありません。		
1304	令和3年6月10日	令和3年7月7日	資格者法人による戸籍等の請求時の資格証明書の添付省略	資格者法人が職務上請求書等に戸籍を請求する場合には、資格を証する書面の提供が求められるが、会社法人等番号を提供された場合や各種資格者団体のウェブページにおいてその住所、代表者名等が確認できる場合には、資格証明書の添付を省略できるように希望します。	デジタルガバメント中長期計画にも触れられている通り、登記事項証明書の添付を省略することは利用者のコストの削減とすることができる。相続等で複数世帯の非住所等に戸籍を請求する場合には、何通もまとめて必要になり、また、期限の制限もあるため、利用者にとって負担になっている。各種資格者団体(東京司法書士会等)のウェブページでは、資格者法人の氏名、本店、代表者が記載されており、容易に当該法人の代表者の資格があることを確認することができるため、これを省略しても特段問題ないと考えます。	個人	法務省	戸籍法第10条の3第2項、戸籍法施行規則第11条の4	検討を予定	登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。なお、資格者法人による戸籍簿本等の請求に関しても、上記の結論を踏まえて、登記事項証明書の添付省略について検討を行う予定です。		
1305	令和3年6月10日	令和3年7月7日	入札参加資格申請の地方自治体全て書式、提出書類等がバラバラ	入札参加資格申請の提出が、地方自治体全てバラバラで統一制が無く、更なる労力全て統一したシステムにより一元化して、オンライン申請により簡素化するべき。ホチキスで留めちや、クリップで留めちや、フラットファイルに綴じちや、逆にファイルするなホチキス留めちや、何枚も美印や使用印を押したり、雨によっては、記入する提出書類が今時Excelにすらなっていない手書き全て統一した書式を使用して、一元管理したシステムにて電子申請出来る様にするべきではないか？チェックする側も労力、申請者も労力が掛かる。受理何故かもハガキもって便利に簡単に出来るはず出してる内容と書類ほぼどこも同じだから。	各自治体マニュアル&申請方法が微妙に違うのでかなりの労力受け取る自治体側も、オンライン申請では無いと、目視でチェック不備の場合電話、受理の確認はハガキ 更らぬ経費人件費統一システムにて一括管理出来たらスムーズで、不備も減る提出書類も減り良いことばかりだと思います。	個人	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体に定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促していきます。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1306	令和3年6月10日	令和3年7月7日	戸籍簿本のデジタル化	海外在住者が戸籍簿本を取り寄せる場合、郵送で依頼書を出し、支払いを日本の切手で求められます。その他、国際返信切手券も使用できるとされていますが、現在アメリカの郵便局では販売を停止しており、日本の切手のみが使用可能です。しかし、海外で日本の切手を入手するのは困難であり、現在は知り合いや業者に依頼するしかありません。そのため、1) 戸籍簿本取り寄せシステムのE-mail受付、2) 戸籍簿本支払いにクレジットカードを追加していただくこと、また2) 戸籍システム自体をデジタル化していただき、デジタル版の戸籍簿本も使用可能として頂きたい、よろしくお願いたします。	1) 戸籍簿本取り寄せのEmail受付 現在、戸籍簿本を取り寄せる場合、日本と海外の往復送料がかかり、EMS等を使用すると5000円程度の出費となります。Emailにすることでコストと手続き時間を削減できますし、コロナ下で人との接触を減らすことも可能です。 2) クレジットカードでの支払い 海外で日本の切手を入手するのは現実的ではなく、知り合いもない場合、業者に依頼すると9000円から1万円の出費となります。(例: https://familiaoffice.com/koseki/?gold=EAlaQobChMlny9KwVJAVGw0Q0u0uQhEAVASAAEg74D.BwE)これは、海外在住の日本人に於いて過度な負担となりますので、クレジットカード払いにすることでコストの削減が可能です。 3) 戸籍システムのデジタル化 そもそも、戸籍を大使館で取得できず、証明書を作成する際いちいち日本から書類を取り寄せる必要があることが時代と逆行しております。戸籍システムを一括でデジタル化し、オンラインでデジタル版を購入することが可能にして頂きたいと思っております。これにより、政府は人件費を節約できますし、人口統計の一括管理も可能となります。	個人	法務省	1, 3について 戸籍事務は、全市区町村において電子情報処理組織により取り扱うこととされております。 また、戸籍に関する届出や証明請求について、オンライン化することが認められておりますが、システムの導入は戸籍事務を管掌する市区町村長の判断によることとされております。 なお、市区町村長が導入するオンラインシステムについては、「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」に準拠したものでなければならぬものとされております。 2について 戸籍簿抄本等の手数料の徴収については、市区町村ごとの条例で定めることとされているため(地方自治法第231条の2第1項)、手数料の支払方法については、各市区町村の判断によることとされています。	1, 3について 戸籍法第118条第1項 戸籍法施行規則第79条の2 平成18年4月1日付け法務省民一第928号長官局長通達 2について 地方自治法第231条の2	1について 対応不可 2について その他 3について 事実確認	1, 3について 制度の現状に記載のとおり、戸籍事務については電子情報処理組織により取り扱うこととされております。 なお、オンラインシステム導入は市区町村の判断によることとされておりますが、メールによる戸籍簿本等の交付の請求は「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」に準拠したものは認められないものと考えられます。 2について 制度の現状のとおりです。	
1307	令和3年6月10日	令和3年7月7日	太陽光設置規制緩和	農地にも太陽光を設置できる様にす。 純農地と太陽光設置可能農地を区分する。 政府が全量買取し、蓄電池が必要なら、政府が準備する。	潜在余地は農地が1番高い。 不安定電源を、安定電源にする必要がある。	個人	農林水産省 経済産業省	(農林水産省) 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、必要な転用需要については農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。 このため、農地に太陽光発電設備を設置する場合においても、農用地区域内農地や第1種農地といった生産性の高い優良な農地については転用を認めず、市街地にあり原則許可が可能となる第3種農地や、市街地として発展する可能性がある区域等内にあり、非農地や第3種農地に設置が困難な場合に許可が可能となる第2種農地に誘導することとしています。 なお、農地の区分については、周辺の市街地化の状況等に依り時々刻々変更するものであることから、転用許可申請時点において、農地転用許可権者が判断することとなります。 (経済産業省) 再エネ特措法においては、法律に基づき、電気事業者(一般送配電事業者)に対し、FIT認定を受けた太陽光発電設備を用いて発電された再エネ電気の買取りが義務付けられております。一部のエリアにおいて、下げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電ルール」によって、再エネ電源の出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充電や揚水運転を行うこととしております。	(農林水産省) 農地法第4条・第5条 (経済産業省) 再エネ特措法	現行制度 下で対応可能 / 対応	(農林水産省) 制度の現状に記載のとおり、現行制度においても農地の区分に応じて太陽光発電設備の設置の可否は異なり、生産性の高い優良な農地においては原則設置を認めない一方で、市街地化が進んでいる農地等では設置が可能となっています。 また、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であることから、農林水産省としても、優良農地の確保を前提として、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用することにより、再エネ可能エネルギーの導入を促進していくこととしております。 このため、 ① 既に森林の様相を呈している荒廃農地の非農地判断については、農地台帳からの迅速な除外を周知徹底するとともに、市町村長が職権で一括して法務局へ地目変更の申出を行って農地を転換することや、 ② 富農型太陽光発電の促進に向け、荒廃農地を再生する場合には、パネル下部農地の減収2割未満の基準を緩和し、 ③ 農山漁村再生可能エネルギー法の転用の特例の対象となる荒廃農地の要件を、再生利用可能な第1種農地であっても、耕作を確保することができず、今後耕作の見込みがないものであれば対象とする など、優良農地の確保に支障がないことを前提に必要な措置を講じているところです。(①・②は措置済み、③は令和3年7月に措置予定) (経済産業省) 制度の現状に記載のとおり、再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者に対し、FIT認定を受けた太陽光発電設備を用いて発電された再エネ電気の買取りが義務付けられております。また、一部のエリアにおいて、下げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電ルール」によって、再エネ電源の出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充電や揚水運転を行うこととしております。 一般送配電事業者が、蓄電池を含む調整力を調達できる制度・市場整備等の、出力制御量の抑制に向けた取組を進めます。	
1308	令和3年6月10日	令和3年7月7日	NHKのスクランブル化について	NHKの公共放送にスクランブルをかけ、NHKを見ない自由、NHKと契約しない自由を担保してほしい。	NHK徴収担当者、テレポ、DMなどにかかる費用の削減になります。また、視聴者数が明確にわかることから、公共放送の必要性についても、今一度再確認できます。再確認により、NHKの民営化部分と、公共放送として本当に必要な内容だけの放送局(国営、無料)に分けて全体的な効率化によるコストダウンも可能と思えます。 検討をお願い致します。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためまわく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にないまわくものであると考えます。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1310	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税ワ ンストップ申請のデ ジタル化	ふるさと納税ワ ンストップで証明書 をデジタル化(証明書等のJPG提出 対応、郵送の廃止)してほしい。 紙ベースで求められる共に、郵送と なっており、自治体ごとに事務手続 きが煩雑。	As Is→自治体、国民双方の手続き時間短縮ができていない。国民目線 では、切手な購入、証明書の印刷を各自自治体ごとに求められ、自治体や 商品の数が増えるほど煩雑になる。 To Be→デジタル化、統一化をし自治体ごとばらつきのある廃止と手続き 効率化により、国民の無駄な手続き時間と行政の無駄の排除により、シム レスな運用が可能。	個人	総務省	地方税法附則第7 条第1項及び第8項 ・地方税法附則第7 条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活 用した行政の推進等 に関する法律第6条 第1項 ・般務省関係法令に 係る情報通信技術 を活用した行政の推 進等に関する法律 施行規則第4条第1項 及び第2項 ・行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律第1 6条 ・行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律施行 令第12条 ・行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律施行 規則第5条	現行制度 下で対応可 能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書付した上ではオンラインにより行うことが可能となりますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。		
1312	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ペーパーレス化及び 電子証明書の導入 (資格更新に係る証 明書)	経済産業省中小企業庁における中 小企業診断士資格更新時のもので す。 理論政策更新研修を修了した際に 発行される「修了証明書」をペー パーレス化、電子証明書に移行で きないでしょうか。	担当官様にご提案いたしました。 本来、現地現場で実施される資格更新に係る研修を、本年度よりリモ ートネットワーク・オンラインで研修開催/受講が時限的に認められるよう になりました。 これに伴い、受講完了後に発行される修了証明書を電子化する手段で 交付できないかと相談したところ、当方が証拠力を担保している電子証 明のツールを用いたとしても現状難しいという回答がありました。 リモートネットワークでの受講後、郵送により証書を発送しています。 当方では専任のスタッフ1名が年間約1,000名の受講者分の1,000枚の証 書印刷、押印、発送が行われており、受講者数は年々増加の見込みで す。 担当官様のご懸念は受講履歴のデータ改竄です。 また、中小企業診断士お一人お一人の資格更新作業の際に、従前の修 了確認方法が「紙」を基本としているのでこれを思い切って変更すること が難しいという懸念です。 今後の計画、検討の余地もないとのことですが、 これを思い切ってデジタル化に推進できないでしょうか。 上記では運営側の事務的な側面から説明となりましたが、 実際に受講者(エンドユーザー)側からも同様の改善要求を研修実施機 関である当社が受けています。 彼彼ながらも紙だからこそ修了証書の紛失、再発行も頻出しています。再 発行の際にも郵送費が発生しています。 これらを改善したいと考えています。	株式会社 あきない総 合研究所	経済産業省	現在、中小企業診断士資格の更新手続きにつきましては、紙の申請書を提出いた だき、中小企業庁にて処理を行っております。 本申請の際に添付書類として理論政策更新研修の修了書を添付していただいております。	中小企業診断士の 登録等及び試験に 関する規則 (平成12年通商産 業省令第92号)	検討に着 手	中小企業診断士資格に関する諸手続きにつきまして、2021年度から電子化の検討を 開始しており、2021年度内に一定の結論を得る予定となっております。	
1313	令和3年6月10日	令和3年7月7日	森林の土地の所有 者届出制度を効率 化または廃止してほ しい	森林の土地の所有者届出制度を効 率化(地図添付の省略等)または廃 止してほしい。または森林法や同法 施行規則で規定するのを定める等 し、各市町の判断/効率性的に目的 達成できるようにほしい。	3か月に1度、資産税を管轄する部署を通じ、法務局からの「登記上の所有 者の変更されたという情報」を得ることができるので、わざわざ別途で 申請しなくても必要性を感じません。もしあるとすれば「不動産登記をし ない人は届出してください」程度でしょうか。登記が義務化されるので実 質届出不要になるのではとも思いますが、 また、届出時に添付しなければならない書類(地図、登記の全部事項証 明書等)を用意するためにお金がかかるケースがあります(場所がわか らないうちの公園を取得する等)。地図については県の農林総合事務所で 手数料無料で森林計画図を取得する方法もありますが、建物も当然離 れていない、発行には数日かかり、届出1日でも1か所できない、市役 所に複数回来ることになる等、届出者にとつて負担には変わりなく、 苦情の元になっています。 また、森林計画図については、私の課(市の林務担当課)が県から全 国の写しを交付してもらっているの、わざわざ添付してもらわなくても必 要な時にパソコンで検索すればわかるのです。 昨年くらいまでは、届出者が地図を用意しなかった場合は市職員が森林 計画図の写しを用意してあげていたのですが、その写しを用意する時間 等コストがとんでもないため、届出者に必ず用意させるようになった経 緯があります。(今は届出者も農林職等がこのコストを負担している状態 です。)届出に添付しなければならないと施行規則に書いてあるためやっ ておくことで、 我が市は森林が多く、この業務が職員2人の業務の各3分の1を占めるく らいのボリュームがあります。廃止等、効率化されれば、その時間を他 の森林整備促進業務に充てられます。	個人	農林水産省	森林法第10条の7の2第1項において、地域森林計画の対象となっている民有林に ついて、新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出書に 従い、市町村の長にその旨を届け出なければならないとされています。 また、森林法施行規則第7条第1項において、届出は、地域森林計画の対象となっ ている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から届出書 (一通)を市町村の長に提出しなければならないとされており、同条第2項におい て、届出書には、当該土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書その 他の届出の原因を証明する書面を添えなければならないとされています。 さらに、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル」(平成24年10月 16日付け24林整計第123号林野行政計画課長通知)3(2)④ウにおいて、「土地の位置を 示す地図」は、具体的に、当該森林の土地の位置が把握されるものであればよく、 登記所備付地図、公園、地積測量図や土地所在図の写し、市町村、民間企業等が作 成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土 地のおおまかな位置を記入したものが該当するとしております。	森林法第10条の7 の2第1項 森林法施行規則第 7条第1項、第2項	現行制度 下で対応可 能	不動産登記は、土地や建物の権利関係などの状況が誰にでもわかるようにすること で取引の安全と円滑を図る役割を果たすことを目的としています。そのような制度趣旨 の下、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」による不動産登記 法の改正により、相続登記が義務化され、その取得を知った日から3年以内に登記申 請を行うことが義務付けられることとされたところです。 一方、森林の土地の所有者届出制度については、適切に伐採後の造林が行われて いない場合の造林命令など、行政が適時適切に指導を実施するために森林の土地の 所有者を迅速に把握することが必要であることから、その土地の所有者となった日か ら90日以内に市町村の長へ届出を行うこととしております(森林法第10条の7の2第1 項及び森林法施行規則第7条第1項)。 このため、引き続き、森林の土地の所有者となった者に本制度に基づく届出を行っ ていただく必要があります。 また、森林の土地の所有者届出制度では、届出に係る地図を用いて確実に当該土 地を特定するため、届出書に記載する当該土地の地番等の情報のみならず、「土地の 位置を示す地図」を添付することとしていますが(森林法施行規則第7条第2項第1 号)、「制度の現状/欄に記載のとおり、「土地の位置を示す地図」は、インターネットで 無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したのも等も該 当することとしており、届出者等の負担軽減のため、柔軟な対応を可能としていると ころです。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1316	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーにおける金融機関口座情報の管理	マイナンバーで各個人の金融機関を管理して速やかな給付金の交付や希望する者には還付金の受領などを早期にかつ安全に実現する方途	定額給付金の給付に際して、申請給付が遅延し、マイナンバーで金融機関の預金口座を管理する提案がなされていると思います。マイナンバーを利用して各個人の預貯金口座を連携させ、速やかな給付や税金の還付を行うことは、非常に有効だと思う。しかし、利用者としては預貯金口座番号を届ける場合に不安がある一方、管理する側も入力の手間やデータ更新など国も膨大な事務量を要することになります。また、金融機関も合併や支店統廃合における口座番号変更の際の履歴登録や一定期間の読み替えも必要となるなど口座番号を管理することは非常に非効率だと思います。すでに、金融機関は口座とマイナンバーを紐づける制度が導入されていることから、マイポータルは金融機関(4桁)のみを管理することとし、給付などの場合にはマイナンバーと金額をその金融機関に連携することで行っている口座入金等を可能とする。これにより、行政機関は個人の口座番号を管理することなく給付等が実現可能となる。同一金融機関に複数の口座を保有している方の場合には、金融機関に代表口座を届けるなどの方法によることで、利用者も利便性が向上すると思われる。各個人の届け出も銀行名のみであれば、安全かつ間違いが少なく効率性も向上する	個人	内閣府 金融庁	公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理することを可能とする「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年5月12日に国会で成立し、同年5月19日に公布されました。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	対応	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、今後、より多くの国民に口座情報を登録いただけるよう、制度のメリットや様々な登録方法について、分かりやすい周知・広報に努めてまいります。	
1317	令和3年6月10日	令和3年7月7日	IT導入補助金申請における納税証明書添付	IT導入補助金申請において納税証明書の添付を求められています。当社は電子納税を行っていますので、電子納税証明書をE-TAXで取得し、提出しようとしたところシステムベンダーより認められないというごでした。税務署の窓口で紙の納税証明書を取得いたしました。ある役所でこの証明書の電子化したものは国が行うすべての手続きに対して紙の証明書と同等であるべきです。いちいち税務署に取りに行きPDFをとるのは、数時間ほど無駄にします。全国一律で考えればかなりの大きな社会的コストです。E-TAXはDXの最たるもので成功例だとおもいます。ほかの省庁も見習うべきです。	IT導入補助金申請において納税証明書の添付を求められています。PDFと電子納税証明書は同じデジタルデータですが、PDFは紙の原本のコピーに等しいし、電子納税証明書は電子データ化した原本です。また、ある役所が発行する証明書の電子化されたものがある役所で受け入れてできない、紙と同じ効力がないのであれば電子化の意義がありません。当社は中小企業ですが国のDXの方針に賛同し義務ではありませんが電子申告、ダイレクト納付を始めました。その延長線上で今回電子納税証明書の取得をしました。ある役所でこの証明書の電子化したものは国が行うすべての手続きに対して紙の証明書と同等であるべきです。いちいち税務署に取りに行きPDFをとるのは、数時間ほど無駄にします。全国一律で考えればかなりの大きな社会的コストです。E-TAXはDXの最たるもので成功例だとおもいます。ほかの省庁も見習うべきです。	個人	経済産業省	IT導入補助金では、交付申請時の添付書類として、税務署の窓口で発行された直近分の納税証明書の提出を求めています。電子納税証明書については、これまでは、E-tax上での読み取りが必要となる仕様であったことや、国税庁の管理では、電子納税証明書を書面に印刷した場合、納税証明書としての効力を失うこととされていたため、IT導入補助金が規定する添付書類として取り扱うことができませんでした。	なし	検討し着手	国税庁によれば、本年7月以降、紙で発行されている納税証明書と同じ取扱いとなる電子納税証明書(PDFファイル)を発行できるようになることですので、当該証明書をIT導入補助金が規定する添付書類とすることが可能ではないかと考えております。7月以降、電子納税証明書(PDFファイル)の記載項目の確認・検証等を行いながら対応を検討していきます。	
1318	令和3年6月10日	令和3年7月7日	電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則	法律ではなく、二種業協会の規則で、正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行ってはならないと定められている。顧客が特定投資家や年金基金であれば、このような規制を設ける理由はないと思う。規制制定時の金融庁の要請で作成されたルールらしいのですが、金融庁は、二種業協会のルールなので手が出せないというスタンスで、他方、二種業協会は、金融庁に言われたことなので変えられないのかという、実質的な議論さえできないと耳にしました。	上述。	個人	金融庁	平成26年5月9日の衆議院財務金融委員会において、金融商品取引法等の一部を改正する法律案について、「投資者が、新規・成長企業への投資に関するリスク等を十分に把握できないことにより不測の損害を被ることのないよう、投資者に対する注意喚起及び理解啓蒙に努めるとともに、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型クラウドファンディングにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができなことを明確化すること。」との付帯決議がなされております。 また、平成27年5月12日「平成28年金融商品取引法等改正(1年内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」において、下記の考え方が示されております。 【コメントの概要】 第一種・第二種金融商品取引業者についても、改正金商法第29条の2第1項第6号に該当する電子募集取扱業務については、金商法等府令の規定において電話や対面による勧誘を禁止すべきであるが、少なくとも監督指針において、自主規制や社内規定に電話や対面による勧誘の禁止について適切な定めを置くことを求めるべきである。 【金融庁の考え方】 金融商品取引業協会の自主規制規則案においては、電子申込型電子募集取扱業務について、電話・訪問勧誘等の禁止に関する規定が設けられることとされています。 さらに、第二種金融商品取引業協会の「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」では、以下のとおり規定されています。 第9条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行ってはならない。	第二種金融商品取引業協会 「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第9条	対応不可	投資型クラウドファンディングに係る制度整備については、「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)において、投資型クラウドファンディングが許欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜することのないよう、投資者保護のための必要な措置を講ずることについて提言がなされております。また、同報告書では、投資者が安心して投資できる環境を整備する上で、当局による規制・監督のみに依拠するのではなく、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であるとされております。第二種金融商品取引業協会の規則についても、投資者保護の観点から必要な措置として設けられているものと承知しておりますが、今後の制度の整備については、状況の変化等を踏まえつつ、検討を行っていくことと承知しております。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1319	令和3年6月10日	令和3年7月7日	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証の電子化	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証申請(更新)の電子化をお願いしたい。	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証を申請もしくは更新する場合、本人が市町村の保険センターまで出向き、その場で必要書類を記入しなければならない。申請が許諾された場合も精神障害者保険福祉手帳の郵送は不可であり、本人が再び窓口まで出向いて受け取らなければならない。この現状は障害者にとって大きな負担となっている。また主治医の診断書には本人の障害状況が詳しく記入されているにも関わらず、申請後2ヶ月程度も審査期間を要するのは不可解である。同じ窓口にて、またいづれも主治医の診断書が必要な申請の精神障害者保険福祉手帳と自立支援医療受給者証を一本化し、電子申請及びマイナンバーと紐づけが可能になれば精神障害者の負担は大きく軽減される。精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証の一本化が難しいようであれば、個別での電子申請の検討を併せてお願いしたい。受付窓口で申請者の記入申請を個別対応をしなければならない職員負担軽減、ひいては人員ならびに人員費の削減を見込むことが可能である。申請受付一人にかかる時間は15分から20分、当市の手帳受給者は約6,000人である。(岡山県岡山市)以上、ご検討をよろしくお願いいたします。	個人	内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省	番号71、230、524の回答をご参照ください					
1321	令和3年6月10日	令和3年7月7日	公認会計士開業登録の簡素化・システム化	現在、公認会計士開業登録には17種類の書類の提出が必要とされています(参考: https://www.hp.jp/ca.or.jp/app/kaigy/action/initLogin)。うち13種類は開業登録をするすべての人が提出を求められており、書類の手配にかかる労力、登録審査の際の書類の確認にかかる労力を削減する。提出書類の簡素化を図るべきではないでしょうか。また、紙面での手続にこだわらず、電子申請が可能範囲については、紙面での申請を取りやめるべきと考えます。	現在、提出が求められている書類は以下の17点です。 (1)公認会計士開業登録申請書 (2)登録免許税領収証書(6万円) (3)履歴書 (4)写真 (5)公認会計士試験合格証書の写し (6)業務補修了証書の写し (7)業務補助等の報告書受理番号通知書の写し (8)身分(身元)証明書(原本) (9)住民票(原本) (10)宣誓書 (11)勤務証明書(原本) (12)会計士補登録のまつ湖に関する届出書(1/2、2/2) (13)準会員退会届出書 (14)入会届出書(1/2、2/2) (15)開業登録等に関する緊急連絡先 (16)入金金簿等写し (17)写真付き本人確認書類 これらの書類を手配にかかる労力、および登録審査の際の書類の確認にかかる労力は小さいと考えます。特に、以下の点が非常に負担を伴います。 (A)本会員・準会員の切り替えは各年度情報連携することで書類の提出は回避できるにも関わらず、準会員退会の届出書と本会員の届出書の提出が求められている点。 (B)web上のシステムに情報を入力後、紙面に出し郵送している書類がある点(直接システムに情報を連携できないのでしょうか)。 (C)内部の重複がある点(例えば、(6)の業務補修了証書は、(5)の公認会計士試験合格証書の写しを提出可能な個人しか取得することができませんし、(6)において(5)の合格証書番号が記載されています)。 これらの書類の簡素化もしくはシステム化を実現することにより、公認会計士開業登録をしようとする人、および公認会計士協会の負担が軽減されると考えます。	個人	金融庁	公認会計士となるために公認会計士名簿の登録を受けようとするときは、日本公認会計士協会に、開業登録申請書に、公認会計士となる資格を有することを証する書類を送る提出することとされています(公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条)。	公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条	検討を予定	(A)(B)については、ご指摘を踏まえ検討します。 (C)については、公認会計士等登録規則第4条第2項第5号及び第7号で規定する実務補修了証書及び公認会計士試験合格証書により、申請者が登録要件を満たすこと、申請者の同一性の確保等の観点から求めているものです。 (B)(C)については、一読論として、公認会計士の登録事務においては、本人確認や、真正性の担保及び改ざん防止等の観点から、市区町村長が交付した資料が必要と考えられます。電子的な提出については、身分証明書等を発行する市区町村等における電子署名等の導入状況等を踏まえて検討する必要があります。 上記を踏まえ、公認会計士の登録事務を担う日本公認会計士協会に、登録事務の効率化を検討するよう促して参ります。		
1322	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税のワンストップ納税の押印廃止	せつかつQRコードや先進的なシステムで稼働しているのに、押印だけは残っている。そもそも書類の必要性が不明だが、押印はなぜ必要なのか不明。せめて自署でも良いとするのが合理的なのではないか?		個人	総務省	-地方税法附則第7条第1項及び第8項 -地方税法附則第7条第4項及び第11項 -情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 -総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 -行政手続における特定の番号の利用等に関する法律第15条 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 -地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。 また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	現行制度 下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が必須であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1324	令和3年6月10日	令和3年7月7日	信書配達の間企業参入推進について	様々な規制があり、信書の配達事業は日本郵便が独占している状態。一般消費者が自由にサービスを選べるように民間事業者の参入を推進してほしい。	先に述べたとおり日本郵便が独占している状態である信書の取り扱いは規制を緩和してほしい。 一般荷物への信書の開封ができず、ヤマト運輸など一般の宅配事業者で発送する際に、別にする必要のある等、利用者に不便が多い。 郵便事業は直上がりし続けており、他の業者を消費者が選択できることでサービスの向上につながる。郵便局の窓口の空いている時間が限られるため利用しづらい。 特に、郵便物に荷物の追跡ができるようになる場合、料金が高くなりがちで、宅配便のように荷物の追跡と一体化した信書の発送サービスなどが無い。 一般業者の参入でサービス向上が期待できる。 信書の定義が曖昧でどこまで発送可能なか消費者に区別しづらい。 定義を細分化し、民間事業でも発送可能なものの幅を広げる等すれば、参入しやすく利便性が向上する。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください		現行制度 下で対応可 能		
1325	令和3年6月10日	令和3年7月7日	宅地建物取引業の更新手続き(都知事免許)のデジタル化	現在、宅地建物取引業の免許更新手続き(5年に1度)は、申請書類を2部作成の上、都庁内の窓口で行うことになっています。申請は全て紙を使います。今回申請に要した紙はA4で30枚×2部です。不備等があれば指摘を受け、一旦持ち帰り、再度申請に行きます。混雑していれば1時間以上待たされることもあります。また、申請書類の中に、会社原本、納税証明書、登記されている旨の証明、決算報告書があり、これらを取得するために地方法務局、東京法務局、税務署等へ行き、書類を申請・取得しなければなりません。書類作成に2日、申請に2日要しました。これらの移動、待ち時間も加えると数時間を超えます。無駄ではないですか？	上記で概要は述べましたが、今回特に問題を感じたのが事務所の写真撮影です。宅建免許の新規申請時と変更時(事務所移転等)、更新時に都度上記申請を行わなければなりません。しかも新規申請と更新も全く同じ書類の再提出を求められます。私の場合、昨年事務所移転をしたので、移転先事務所の写真撮影をして、変更手続きを行いました。(ビル外観、入り口、郵便ポスト、ビル入り口から事務所までの経路→エレベーターや廊下など、事務所内の写真4方向、免許証の拡大写真、入り口事務所名の拡大写真、郵便ポストの拡大写真、控室スペースの写真)昨年と変更がないため、前回使った書類をそのまま提出したところ、そこを指摘され、持ちなおすように指示されました。再撮影を行い、パソコンにダウンロードし、フォトアプリに貼りつけた後、エクセルに各写真を並べ、印刷をする。このような作業が必要となります。極めて無駄な作業です。また、各機関で取得する書類もオンラインで各行政が統合されていれば、わざわざ出かける必要もオンラインで完結します。決算書も電子申請しているので、税務署とつなげば提出の必要はまずです。昨日私が申請に行ったときは10数人の待ち人数がありました。これらの人が作成、申請に要した時間を企業活動に向けられたら、生産性が向上するのは疑う余地がありません。各行政もそうです。都庁(住宅局)の申請窓口には、案内の女性が2人いて、申請者に対するガイダンス(新さばき)を行っています。電子申請にすれば、彼女たちも、もっと生産的なことを行います。都庁職員もそうです。昨日は窓口で7名が対応業務を行いました。無駄の極みです。	個人	国土交通省	宅地建物取引業免許等に係る申請書類に関して、法令上、電子的な申請の規制はありませんが、現状として書面提出による申請を求めています。	宅地建物取引業法第4条	その他	東京都知事免許の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請の更新手続きのデジタル化については、東京都で判断するものです。	
1329	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国家資格免許(証)の身分証明書としての活用について	現在発行されている写真付き国家資格免許(証)についての記載事項・規格の統一、並びに身分証明書としての役割の周知をお願いします。	私自身、無職従事者免許証を持っているのですが住所の記載がなく、国が発行している証明書であるのに身分の証明に単体で用いることが出来ません。 写真付きであるにもかかわらず、例え行政機関(市役所等)においても一点確認は不可と言われました。 総務省管轄、各地域総合通信局発行の免許状ですが、記載事項等の見直しにより正式な身分証明書として活用できるよう改革をお願いします。 現在ではあまり活用用途がなく、ただのカードでしかありません。	個人	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	現状において、全ての国家資格証が全ての行政機関において身分証明書として必ずしも認められている訳ではない状況です。		検討を予定	令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)では、「3.5 各種免許・国家資格等・運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討」を行うことにより国家資格のデジタル化を推進することとされています。 当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。	
1331	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子カルテとマイナンバーカード	マイナンバーカードの健康保険証のデータの読も免許証も良い事です。私がかかっている診療所の医師は72歳で、私は「私より先に死なないで」と冗談で言っています。 この診療所もカルテが電子化されました。 方が(必ずいつかは起る)この診療所が診療できなくなった場合、別の医師にかかると全部検査のやり直し、過去の診療記録は解りません。この際、マイナンバーカードに保険証機能が付く事で、何処の医師にかかっても「カルテが見られるように出来ませんか？ そんなに難しい話でもないと思います。 政府や省庁も自治体もデジタル化するのですから、それも考えて欲しいです。当然「医療情報」もです。 宜しくお願致します。 過剰診療・過剰投与が無くなり社会保障費の削減にもつながると思います。		個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で活用できる仕組みを推進することとしております。		対応	特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来夏を目途に稼働させることとしています。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処理 方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1334	令和3年6月28日	令和3年7月20日	調剤報酬の社保と 国保の請求先 フォーマットの統一 について	調剤薬局の調剤報酬について、現在社保と国保で請求先が分かれているのは処方せん1枚に基づく内容であるのに、社保と国保で保険内容の入力フォーマットが違う部分(市町村の福祉医療が絡む場合など)があったり、請求申請も社保用、国保用で分けて2回作業をしなければなりません。どちらも同じような作業を行うなら、請求先も一括、一度で済むようにできないものでしょうか？	調剤薬局の立場からすると、社保、国保に請求が分かれていることにより、レセプト入力業務が煩雑になり、申請にも手間がかかり、必要な人員、時間とらわれています。患者様へのサービスといった観点からも早く処理できることは調剤薬局へのニーズを満たすものです。地方の調剤薬局では人材不足もあり、行政都合で組み立てられた現在のシステム、方法を、シンプルにビルドすることによって、医療費自体を見直すことも可能と考えられます。またレセプト審査について、社保、国保分けず一箇所で行えば、現在2つに分かれている行政組織の無駄を削減できます。マイナンバーの導入などと合わせて情報のやりとりをスリム化できれば、高齢少子化の未来に向けて効率的な医療運営ができるのではないのでしょうか？	個人	厚生労働省	【調剤報酬の請求先の統一について】 調剤報酬の審査、支払については、保険者からの委託により社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が実施しています。 【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 本省が診療情報提供サービスで提供している、調剤報酬に係るフォーマット(記録条件仕様)については、社保と国保に相違ありません。ご使用のレセプトコンピュータのベンダーへお問い合わせください。	【調剤報酬の請求先の統一について】 健康保険法第76条等 【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について(令和2年4月28日保発0428第3号)	【調剤報酬の請求先の統一について】 調剤報酬の請求先について、2024年度に予定されている国保総合システム更改に合わせて、支払基金と国保連のシステムの共同利用を進めることとしています。 【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	△	
1335	令和3年6月28日	令和3年8月18日	運転代行業認可後の 届出事項	公安委員会へ提出すべき届出書類を、現在管轄の警察署の交通課へ書類を持参し警察官が公安委員会へFAXし受理された後、写しが届出者へ戻されます。地方自治体でもEmailでのやり取りが可能になっているのだから行政手続法の届出に該当する行為についてはEmail若しくは公安委員会サイトに専用サイトを制作するなどしてワードやエクセル、PDFファイル送付ができるように届出を簡略してほしいです。	運転代行業は、随伴車の増車や減車若しくは入れ替え、代行保険更新の確認届出は現在紙ベースで書類を作成し添付書類をコピーし管轄の警察署の交通課へ持参提出し、その書類を警察署が公安委員会へFAXし公安委員会が受理した用紙が警察署に返信されてから届出者に受理の写しが送られる段取りがとられています。公安委員会への届出に警察署がフックコン入りFAXすることは無駄な行為だと以前から思っています。交通課は車庫証明、道路使用許可業務を担っており忙しい中で運転代行の届出はFAXを利用する時代遅れなやり方を改然と続けています。PCで作成した書類をプリントアウトしたものがFAXでやり取りされるのです。代行保険会社の手続きもEmail対応しているのに、混み合う役所がアノログなのはいかにかなものかと思えます。これまでも何度か警察署がFAXしたまま忘れ、放置され1時間も待たされたことがありま。勤務時間中に警察署まで往復一時間も待たなければならぬ時間は、とても貴重な時間です。届出のためだけに約半日がつぶれてしまいます。どうかインターネットを使った届出を可能にしてください。警察署経由ではなく公安委員会へウェブで行えるようお願いいたします。	一般社団法人埼玉県運転代行協会	警察庁	都道府県公安委員会への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならないと規定されており、定められた様式により、管轄する警察署への提出をお願いしています。	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年國家公安委員会規則第11号)第3条	検討に着手	自動車運転代行業に関する届出手続等については、届出書提出等のオンライン化に係る検討を進めています。	
1336	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電波オークションによる 公共財産の活用	携帯電話料金およびテレビ放送のさらなる競争を促し、財源の確保を行う。	既存権益となっているテレビおよび携帯電話の電波についてオークション方式により、より公平で適正な競争を促す。ラジオ放送については収益の確保が難しいため、オークションにて得た財源を活用し支援をおこなう。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
1337	令和3年6月28日	令和3年7月20日	地方自治体における 証明書発行手数料 及び戸籍取得に ついて	住民票、固定資産に関する証明書等の交付手数料の全国統一、及び戸籍所在地における戸籍謄本類の取得可能を提案したい。	<理由> 超高齢社会の現状下、死後の各種手続きが非常に負担なものとなっている。実質的に諸手続きを理解し、進行させるのは生産年齢の者となることが多いが、仕事や家事等でゆとりをもてないのが現状である。一名が故人の死後手続きをワンケースも増加しており、近親者の死後の精神的疲労の中、諸手続きに必要な戸籍類の取り寄せだけで相当な負担となる。遠方者等は各市町村のHP等で申請書、手数料等を調べ、申請書作成、小為替・返信用封筒を整えて郵送請求を行うことになり、さらに通簡を強いる。老老介護も増加し、高齢者が高齢者の手続きを行うケースも多く、負担はさらに大きい。情報格差、経済的格差により誰もがこれら専門家に相談、依頼できる余力があるわけでもない。将来的にはマイナンバーカードによりオンライン化が行われることが望ましいが、デジタル Divideが生じる懸念を危惧する。 <効果> ・相続登記等の先延ばしの解消が期待できる。 ・死後手続きが明確化し、簡素化することで多くの人が抱える不安感の緩和及び負担の軽減に繋がると見られる。 ・少子高齢化、コミュニティ希薄化等による残された者への負担が多少でも軽減する。	個人	総務省 法務省	【総務省】 地方公共団体における手数料については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第228条に基づき、条例で定めることとされています。一方で、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(平成十二年政令第十六号)に定められています。 【法務省】 戸籍謄抄本等の交付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。	【総務省】 地方自治法第227条、第228条 【法務省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 住民票の写し及び固定資産税に係る証明書の交付については、普通地方公共団体が特定の者のためにする事務であることから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第227条に基づき、各地方公共団体が手数料を徴収することができます。また、手数料については第228条に基づき、各地方公共団体の条例で定めることが基本とされているため、各地方公共団体によって発行手数料が異なっています。ご理解と協力をお願い申し上げます。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1338	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海上保安庁車両の緊急自動車化	特殊救難隊等、一刻の猶予も許されない任務に使用される海上保安庁の車両を緊急自動車として登録	消防、警察用車両については任務の性質上、使用される車両については緊急自動車として登録され、緊急走行での臨場が可能である。しかし、海上保安庁特殊救難隊においては陸上から出動する際には、緊急自動車として登録されていないため、緊急走行が認められていない。一刻の猶予も許されない任務に携わっているのであれば、1分1秒でも安全に早く現場到着し、救助活動の実施を可能にする方策が取られているべきと考えます。緊急性の伴う任務に就く車両については「緊急自動車」として登録されることを望みます。人命を守るための活動は組織の垣根を超え、協力して実施するべきことと思えます。国民の生命の保護に寄与するものとしてご提案いたします。	個人	警察庁 国土交通省	緊急自動車については、一定の場合に車両の区分及び通行方法の原則の例外が認められており、緊急走行が及ぼす一般交通への危険性と均衡を考慮した上で、緊急自動車の指定等がなされることとなっております。具体的な要件については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定されておりますが、現状、海上保安庁が使用する車両については対象とされておられません。	道路交通法施行令 第13条第1項各号	現行制度 下で対応可能	海上保安庁における救助活動の場は主として海上であり、海難発生時には巡視船艇や航空機を活用するほか、特に特殊救難隊（羽田空港に配置）や機動救難士（全国9ヶ所の空港に配置）については、主に航空機を使用し迅速な救助活動を展開していることから、海上保安庁が使用する車両については、緊急車両の指定は受けておりません。 なお、車両による出動を要する場合、必要に応じて、道路交通法施行令第13条第2項に基づき、緊急自動車である警察用自動車に誘導を依頼し対応しておりますので、現行の制度により対応が可能と考えております。	
1339	令和3年6月28日	令和3年7月20日	感染防止対策加算などにおける直接対面義務の廃止について	診療報酬請求上、感染対策防止加算1等をはじめとして、情報通信機器を用いたカンファレンス等を行う際に、何回かは「一室に全し直接対面するカンファレンスを行っていること」という条件を廃止する。	現在の新型コロナウイルス流行下においてオンライン会議の位置づけや必要性は大きく変化している。学会の単位認定など個人の出席記録を必要とする分野であってもオンライン会議を通して確認できている現在の状況下において、直接対面を必須とする理由はもはやない。元々医療従事者は感染リスクが高い上、直接対面の会議により複数の医療機関にまたがって感染が拡大した場合の社会的な影響を考慮すると、実務上の必要性が乏しいに直接対面と感染対策の両立をわざわざ行うことは感染リスクをあえて高める行為であり、それと比べてオンライン会議を行えば感染対策上逆に避けられる可能性があるという矛盾が生じる。 令和2年10月の段階では、問い合わせに対しても厚生労働省からすべてオンライン会議でかえられるという明確な回答はなく、「新型コロナウイルスで開催が困難な場合は」算定される可能性があるという説もあるが、詳細な判断基準が不明であり、結局直接対面で開催せざるを得ない状況となっている。 医療におけるICT活用の推進と言う点からも、多施設での会議における直接対面義務は速やかに廃止することを提案する。	個人	厚生労働省	感染防止対策加算について、施設基準上定期的に院内感染防止対策に関するカンファレンスを行うこととされています。当該カンファレンスについては、要件を満たした場合、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を用いて実施することが出来ることとされています。ただし、4回中1回以上直接対面するカンファレンスを行っていることとされています。	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月9日保医発0305第2号)	検討を予定	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、対応を検討します。	△
1341	令和3年6月28日	令和3年7月20日	救急車の往復高速料金を無料化の件について(追加案)	自衛隊車両の通行も無料の対象に追加してほしい	自衛隊車両は、高速道路を免費で通行している。やむなく一般道を走行している。と昔から聞いており、10月30日?に提案された「救急車の往復高速料金を無料化」を聞いて、自衛隊車両にも対象の幅を広げてほしいと思います。有事・緊急・災害派遣等々の場所へいち早く移動するためお願いします。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両とされております。道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 同政令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で緊急自動車以外のもの等が指定されているところ。災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していないこととされています。 【防衛省】 災害派遣等に従事する自衛隊車両は上記告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両」に該当し、防衛出動等に従事する自衛隊車両については上記告示の「緊急を要する公務を行うため使用する車両」に該当するため、高速道路等の有料道路通行時には利用料金を徴収しないこととされています。	道路整備特別措置法	現行制度 下で対応可能	【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1342	令和3年6月28日	令和3年7月20日	自衛隊の災害派遣時の高速道路通行証及び訓練移動時の高速道路料金の廃止について	自衛隊の災害派遣時に高速道路を利用する際、1台毎にインターチェンジ毎に提出する通行証の改善及び訓練、演出時に高速道路を利用する際の高速道路料金の免除	災害派遣時に1台毎にインターチェンジの度に通行証を提出し、時間をかけて各項目を確認するのは災害派遣の人命救助において1分1秒を争う現場においては非常に非効率的である。また、演習の移動においては部隊毎に移動距離、日数、車種、台数などが異なり部隊によっては予算の大半を高速料金で浪費し、他のことに予算が回らないことについては合理的ではないと思われる。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 (1)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 現在、道路交通法に規定する緊急自動車として通行する自衛隊車両については、料金所での証明書提出は不要で、そのまま通行いただいております。 ただし、緊急自動車以外の自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を確認するため、行動従事車両証明書をご提出いただいておりますが、防衛と高速道路の通行については、緊急を要する証明書を提出できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。 (2)訓練、演習時の高速道路料金免除について 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両とされております。道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 同政令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で緊急自動車以外のもの等が指定されているところ。災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していないこととされています。 【防衛省】 (1)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 国土交通省の記載のとおりです。 (2)訓練、演習時の高速道路料金免除について 自衛隊の平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行においては、利用料金を支払ふ必要があります。	道路整備特別措置法	(1) 検討を予定 (2) 対応不可	【国土交通省】 (1)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。 (2)有料道路は、道路の建設に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした制度であり、利用者の料金負担の公平性等の観点から、料金を徴収しない車両については、緊急自動車等特別の理由がある車両に限定されているところ、ご意見のような利用について無料の対象とするところは困難と考えております。 【防衛省】 (1)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。 (2)平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行については、自衛隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏まえつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1343	令和3年6月28日	令和3年8月18日	救急搬送に同乗を求められた医療従事者も回送の救急車で搬送元へ送り届けて欲しい	救急搬送に同乗を求められた医療従事者について、回送の救急車に余裕がある場合は、その救急車に同乗して、搬送元へ送り届けることを認めて欲しい。	救急車が高速道路を無料で帰れる、という話を伺いました。とてもよい施策だと思います。ただ、この場合でも、現状では、救急搬送に同乗を求められた医療従事者は、降り、自力で帰らねばなりません。うきうきターミナルに行き合えばよし、そうでなければ、長時間を公共交通機関で帰らねばなりません。自炊などの制限で出てくることもあり、肩身が狭い思いもいたします。もちろん、逆方向なら、そんなことは求めません。また、直後に搬送があるのなら、それも求めません。医療従事者が戻るべき場所が、救急車の戻る場所の、すぐそばで、特段、他の搬送が切迫しているような事情もないのに、「降り」は搬送ではないから、乗せられないと、断られます。医療従事者が円滑に戻ること、病院業務が円滑に進みますし、救急隊と医療機関の連携は深まると思われます。ぜひ、ご一考ください。	個人	総務省	病院搬送等に際して消防機関の救急車に同乗した医療従事者が、傷病者の搬送後、救急車に同乗し、帰院することについて、総務省では規制を設けておりません。	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、ご提案事項の実施の可否については、各都道府県や消防本部等が、地域の実情に応じて判断しており、消防機関の救急車に同乗した医療従事者の帰院搬送を実施している地域もあるものと承知しています。		
1345	令和3年6月28日	令和3年7月20日	育児休業給付金の延長について	育児休業中の子が1歳になる前に会社へ提出する、『保育園の不詳諾書』無しでも給料が買えるように欲しい。	育児休業中の子が1歳になる前に、保育園の不詳諾書を会社に提出しないと1歳過ぎると給料が買えません。保育園に入るつもりはないのに、わざわざ保育園に申込みをする理由もないし、とても手間がかかります。私の場合は、会社から不詳諾書のことを伝えてくれず、これから無給になってしまいました。	個人	厚生労働省	育児休業給付は、原則として子が1歳に達するまでの期間において受給することができますが、雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、最長2歳に達する日以前までの期間、支給が延長されます。なお、雇用の継続のために特に必要と認められる場合の一つとして、保育所の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合があり、この要件を確認する際の実証として、市町村が発行する入所保留通知書等の提出を求めています。	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25、101条の26	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、育児休業給付の延長は、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に最長2歳まで延長できる制度です。保育所入所の申込みを行っていないなど、復職の意思が認められない場合には延長の対象にはなりません。なお、育児休業給付の延長手続については、リーフレット等により周知しており、今後とも制度の周知に努めてまいります。	
1346	令和3年6月28日	令和3年7月20日	医療機関における電子カルテの共通化	全国の医療機関で使用されているさまざまな電子カルテのフォーマットを規格統一化する。	現在、全国の医療機関の多くでは電子カルテが導入されているがその形式や使い方は様々である。しかし、医療従事者が異動などにより他の医療機関に移った際に、毎回一から電子カルテの使い方を覚えねばならず、これには多大な労力とストレスがかかる。そこで、全国の電子カルテのおおよそのフォーマットを統一することにより、この労力を軽減することが可能と考える。電子カルテについては、各社が個別に開発をしているため、完全に同じものとするのは難しいと思われるが、おおよそのフォーマットを規格統一することで、この課題を乗り越えることが可能と考えられる。また、フォーマットを統一することにより、各医療機関の間でのデータの効率的なやり取り、診療情報提供(紹介状)作成の簡略化や効率化をも行うことが可能となる。これら二つの点における改善によって、限られた医療人材により効率的な医療や医療従事者の働き方改革、ひいては医療の質の向上が図られる。	個人	厚生労働省	電子カルテは、医療機関の業務の効率化及び医療従事者間の円滑な連携を図るなどの効果があり、400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は年々上昇しています。また、厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその交換方式の標準化を進めることが重要と認識しています。	対応	令和2年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされました。これを踏まえ、「成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)」において、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得ることとされました。		
1347	令和3年6月28日	令和3年7月20日	医療費控除について	確定申告における医療費控除について、健保組合から交付される医療費通知が所定要件を満たしているればそのまま使用可能であることを厚労省から通知すること。	確定申告における医療費控除については、国税庁から既に示されている通り、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で所定要件を満たしているものを使用することが可能であるとされています。しかしながら厚労省から同じ旨の通知がなされないために、医療保険者はその使用が可能であると大々的に公表できない状況が続いております。むしろ使用可能だと言わなければならない対応がなされている。健保組合によっては所定要件を満たしている医療費通知であったり、健保組合から交付される医療費通知が所定要件を満たしているにもかかわらず、厚労省から各医療保険者へ所定要件を満たしている医療費通知は確定申告における医療費控除に使用可能である旨をご通知いただきました。検討を伏してお願い申し上げる次第です。併せて、所定要件を満たしている医療費通知を確実に受け付けていただけるよう各税務署へ再度ご通知いただきたくお願いいたします。	個人	財務省 厚生労働省	平成29年以後の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合は、医療費領収書の提出に代えて、医療費控除の明細書を作成し、当該明細書を確定申告書に添付して提出いただくこととなります。その上で、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合には、当該医療費通知を確定申告書に添付することで、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができることになっています。こうした取扱いについて、厚生労働省では、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(平成29年9月31日付保第0331第10号)及び「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化(Q&A)の送付について」(平成29年7月3日付厚生労働省保険局保険課事務連絡)等を発出し、医療保険者が交付する医療費通知のうち、一定の要件を満たすもの(※)については、医療費控除の申告に活用できることを医療保険者等関係団体へ周知しているところです。(※)「被保険者又はその被扶養者の氏名」等の6項目の標準項目について、記載があるもの。	所法73、所法120、所令262、所規47の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄にも記載のとおり、医療費通知を確定申告書に添付することで医療費控除の明細書の記載を簡略化できることについては、従来から確定申告の手引きや各種リーフレット等により周知徹底を図っているところです。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1348	令和3年6月28日	令和3年7月20日	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書について	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書は、市区町村ごとに様式も表記も、送付方法もばらばらで、各企業の労務担当は非常に煩わしいです。 例えば圧着シールが張っている市区町村、貼っていない、縦長、横長などバラバラです。 また、市区町村ごとにばらばらの様式を合わせて、総務省などがある程度までどこかの発送代行会社に依頼すれば、紙や印刷、発送コストなどかなり節約できるようなと思いますので行政改革をお願いします。	1各企業の住民税納付に関わる手続きの効率化 2行政コストの削減→より少ない税金での国の運営づくりのため	個人	総務省	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方税法施行規則において統一の様式が定められており、基本的にはこのフォーマットによる通知がなされていますが、各市区町村において行っているシール貼付けや圧着等の処置方式の違い等により、結果として、御指摘のように書類の大きさ等に差異が生じている場合があるところです。	地方税法、地方税法施行規則	対応	特別徴収税額通知(納税義務者用通知)については、eLTAXを用いた電子化に向けて地方税法を改正し、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(社員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(企業)が求めた場合、市区町村に電子的送付への対応を義務づけたところです。 電子化が実現することで、同一の様式で通知を受け取ることが可能となり、各企業の事務効率化や行政コストの削減につながることが期待されます。	
1349	令和3年6月28日	令和3年8月18日	交通事故証明書の電子化	紙を受け取って記入して郵便局で申し込みをするWeb上で完結出来るようにする	紙を配る場所、郵便局で手続きを調べる手間、行く手間が多い上に接触が要る利用者のコストもかかるし、印刷や手続きの案内も減らせるのでぜひ検討して欲しい	個人	警察庁	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付を行っていません	自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第5号	検討を予定	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付について、令和4年度秋から、交付件数の多い損害保険会社に対して電子交付を可能とするシステムの運用開始を予定しています。 個人申請者への電子交付については、利用者のニーズや利便性、本人確認の方法や証明書の真正性の確保方法等の検討を行ってまいります。	
1350	令和3年6月28日	令和3年8月18日	運転免許証の写真を安全協会と警察署の写真店に限られていること	警察署に行くと、運転免許証の更新手続きをする際、警察署に置いてある簡易証明写真機で撮った写真は受け付けず、必ず安全協会かもう一つ警察署横に構える写真店で撮った写真しか受け付けません。以前は交通安全協会でも撮った写真しか受け付けていませんでしたが、民間写真店を警察署横に設けるように10年ほど前になっていました。最近、iphonで撮った写真も綺麗に撮れるようになり、背景が青壁であれば、全く問題ないと思われまます。これを町の写真店や印刷店に焼き付けてもらえば交通安全協会が撮った写真(2千円以上)と遜色ないと思われまます。	交通安全協会は、警察署OBが発どトップで以前から各種印紙の販売や運転免許証の写真、交通安全規制の本を販売しています。OBの処遇も分からないわけではありませんが、各種料金が高く、庶民が犠牲になっています。ぜひ、運転免許証の写真を規定の大きさ、背景色であれば受け付けてもらえるようにしてもらいたい。	個人	警察庁	運転免許証における申請用写真については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)で大きさが定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第17条第2項第9号及び第29条第3項	現行制度下で対応可能	運転免許証における申請用写真については、社会生活上、個人識別が容易にできるものであることを基本としており、都道府県警察において、個人識別に支障が生じないと判断された場合には、御持参いただいた写真を受け付けているものと承知しています。	
1352	令和3年6月28日	令和3年7月20日	障害者手帳	障害者手帳も、マイナンバーカードに登録すべきだと思う。	マイナンバーカードは、国民の税金なども管理していると思いますが、障害者手帳を持ってても、マイナンバーカードと紐づけされていないのはなぜでしょうか？ 運転免許証も、マイナンバーカードに紐付けるとききました。行政で発行してる障害者手帳は放置でしょうか？	個人	内閣府 厚生労働省 総務省	番号112の回答をご参照ください				
1354	令和3年6月28日	令和3年7月20日	営業自動車(タクシー等)保険付保をネット保険で可能にしたい	現在営業用自動車10台以上の保険付保はフリート契約でネット保険では付保できません。コロナ爆発で体力の弱った会社にとって保険料負担は厳しいものがあります。現在の規定を改め、フリート契約をネット保険でも可能にすれば、ペーパーレスとなり、保険料節約にもなり、その浮いた原資を従業員の福利厚生に回すこともできます。	フリート契約をネットで付保できれば、保険料は補償内容が同一であれば、保険料は個別契約(ノンフリート)よりも割安になります。法人タクシー会社が毎年負担する保険料は売上低迷すればするほどきつくなっています。補償内容を低くすれば、保険料は安くなりますが事故時の補償に支障をきたす恐れがあります。存続の危機にある法人を何とか生き延びる術は、コスト削減しかありません。早急に改革していただきたいと思ひます。	個人	金融庁	フリート契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておられません。	保険業法	現行制度下で対応可能	フリート契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておられません。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要	
1355	令和3年6月28日	令和3年7月20日	育児休暇給付金の 条件変更希望	<p>休暇開始前の2年間に12ヶ月以上働いていないと給付を受けられないようになってきているかと思いますが、それを考え直して欲しいです。年子を出産した場合、給付を受けられない可能性が高いと思います。</p>	<p>私は第1子の産休を機に7年間勤めた職場を退職しました。その後、育児が落ち着いた頃に転職活動を行い、無事採用されました。しかし採用された矢先に第2子の妊娠が発覚しました。新しい職場では働き続け無事に産休まで働きました。第1子の産休開始が2018年10月で、転職し働きはじめたのは2019年9月、約1ヶ月は実業働いていません。第2子の産休は2020年3月開始、育児休暇は6月からです。今の育児休暇の制度ですと、休暇前2年間のうち実働12ヶ月以上ないと給付は受けられません。私の場合は、その期間だと前職を含めても約10ヶ月といったところですが、前職では7年間雇用保険料は払い、現職でも払っています。なのに期間の縛りによって給付を受けられないのは家計にとってかなりの痛手です。まだまだ出産を機に退職する女性が多いと思います。年子を出産した方の中には私と同じように給付を受けられない人も多いのではないかと思います。制度なので何らかの縛りがなくてはならないし、どのようにしてもギリギリ受け取れない方も出てくると思いますが、育児休暇給付金を受け取ったのに結果的に復讐なかった人も私の周りには多いです。その人たちはお金を返さなくていいのに、働きはじめ予定なのに期間によって給付を受けられず、育児休暇を十分に使わずに復讐を考えないといけない人もいると思うので、意見を提出させていただきます。具体的なことのようにするということまでは自分では考えられないのですが、休暇前2年間とするのではなくて「雇用保険料を連算何年納めた」として欲しいと思います。</p>	個人	厚生労働省	雇用保険の受給資格については、当該保険事由が発生した時点における収入の状況や保険料の納付状況に基づき給付の可否等を判断することから、育児休業給付を受給するためには、原則として、育児休業開始日から遡って過去2年間に被保険者期間が12か月以上あることが必要です。ただし、長期にわたり被保険者であったにもかかわらず、たまたま原則算定対象期間にやむを得ない事情により賃金の支払いを受けていない場合に、育児休業給付の支給を受けられないことを避けるために、当該2年間の間に、疾病又は負傷、出産等やむを得ない事情により引き続き30日以上賃金の支払いを受けられなかった期間があるときは、その期間を2年間に加算した期間(最長4年間)に被保険者期間が12か月以上あれば、育児休業給付を受給することができます。	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の29	対応不可	雇用保険制度では、被保険者である期間に一定の事情により賃金を受けられない状況に対して、制度の現状欄に記載のとおり、受給要件の緩和の制度を設けており、今般の事例では、第2子の産休期間はこの対象となり得るものと考えられます。一方で、退職した場合には、雇用保険の被保険者ではなくなるので、前述の制度の対象とはなりません。		
1356	令和3年6月28日	令和3年7月20日	自衛隊車両の高速 道路利用について	<p>救急車の高速道路を無料化するべきとの意見がありますが、https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201000/k10012688171000.html (NHK報道) 自衛隊車両も無料化するべきと考えております。</p>	<p>私はネクスコ西日本の従業員です。高速道路で無料化する「緊急車両」は赤色灯やサイレンを鳴らしている車両であります。現実の問題「緊急車両」が料金所に来たら本当に緊急かどうかを調べる事はできません。(停車させられないで) 勝手に自衛隊の車両は赤色灯やサイレンが付けられませんが、緊急車両とすることは出来ません。高速道路を無料化する他の方法として「公務証明」をする方法がありますが、実際に目撃が発生した時に、その書類を急いで用意するのは無理です。経済的社会的効果について、地震を筆頭とする大規模災害で、いち早く自衛隊車両が到着する事のメリットは説明の必要がないと思われるので割愛させていただきます。</p>	個人	国土交通省 防衛省	<p>【国土交通省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他法令で定める車両とされており、道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づきものであるため料金を徴収することが不適当である認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 同政令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが指定されているところですが、災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していないところですが、 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 現在、道路交通法に規定する緊急自動車として通行する自衛隊車両については、料金所での証明書提出は不要で、そのまま通行していただいております。ただし、緊急自動車以外の自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を確認するため、行動従事車両証明書をご提出いただいておりますが、防衛省と高速道路会社の間では、緊急やむを得ない証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。なお、防衛省と高速道路会社の間では、緊急やむを得ない証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。 【防衛省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 道路交通法施行令に規定する緊急自動車に指定されている自衛隊車両を緊急の業務のために運転するためには、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないため、当該車両はこれらの機材を装着しています。また、緊急自動車に指定されていない車両であっても、災害派遣等に従事する自衛隊車両は上記告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両」に該当し、防衛出動等に従事する自衛隊車両については同告示の「緊急を要する公務を行うため使用する車両」に該当するため、高速道路等の有料道路通行時には利用料金を徴収しないこととされています。 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 国土交通省の記載のとおりです。</p>	道路整備特別措置法	(1) 現行制度 下で対応可能 (2) 検討を予定	<p>【国土交通省】 (1) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (2) 緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>【防衛省】 (1) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (2) 緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。</p>		
1357	令和3年6月28日	令和3年7月20日	療育手帳について	<p>各自治体(各市町村)によって判定基準がバラバラです。又、検査方法もバラバラです。未就学児でもIQのみで判断されます。未就学児はIQでの判断も必要だと思えます。住んでいる場所によって同じような障害を持っていても判定が異なるのはおかしいと思います。福祉国家として国で統一すべきだと思います。</p>	<p>夫を自殺で失いました。娘が1歳の頃です。対人関係にストレスを抱えていて、音に過敏な不眠症でした。発達障害などの言葉が世間と浸透していない頃の時代生まれの為、何も診断はされていませんが、おそらく発達障害か知的障害を持っていたのだと思います。その為娘には発達障害の検査をさせました。結果自閉症スペクトラムと診断されました。IQも実年齢より3歳低い値です。日常生活はほぼ自立が必要ですが、私がいままで娘を見守られるかわかりません。私が亡くれば、娘が就職などで困った時、父親と同じ道を選んでほしくないので手帳申請をしました。その手帳申請の際、疑問に思ったのが役職の理由です。自殺してしまう人が1人でも減る世の中になってもいいと思います。</p>	個人	厚生労働省	番号1036の回答をご参照ください					
1359	令和3年6月28日	令和3年7月20日	児童手当現況届の 件	<p>現況届に健康保険証の写しを添付しての提出を求められているが、これをマイナンバーからの確認に変えることで簡素化してほしい</p>	<p>手続きに要する書類を減らすことで、出し受け側ともに手間を減らせる。紙の書類を減らせるのでエコにもなる。</p>	個人	内閣府	実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。	児童手当法施行規則第11条第1項	現行制度 下で対応可能	・制度の現状に記載の通り、すでに情報連携等による添付書類の省略が可能となっていますので、引き続き市区町村に対して情報連携の活用を促進してまいります。なお、令和4年6月からは、市区町村が公簿等(マイナンバー制度)による情報連携を含む。)で受給者の現況を確認できる場合には、市区町村の判断により、添付書類だけでなく、現況届自体も省略可能とする予定です。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1360	令和3年6月28日	令和3年7月20日	健康保険の被扶養者所得確認の簡素化	毎年、金額入りの課税証明書(課税0円の場合は0円のもの)の提出を求められているが、これをマイナンバー制度を使い、確認を簡素化できないか。 [現行のマイナンバー制度で禁止されているのであれば、法改正しての対応を提案]	健康保険の被扶養者の所得の確認が毎年行われている。役所に行き書類(課税証明書)を取得した上で、それを添付し手続きを行っているが、不正受給防止という目的に対して、手間が見合っていないのではないかと。 紙を減らすことでエコにもなる。	個人	内閣官房 厚生労働省	健康保険の被扶養者認定において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能である。 なお、被扶養者の年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとしており、各保険者において、給与明細書により把握した直近3ヶ月の収入や、課税(非課税)証明書により把握した過去1年間の収入をもとに、認定が行われています。	健康保険法施行規則第50条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険の被扶養者認定において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能です。	
1361	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の整合性を図る	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の矛盾点を解消し、各企業が電子化を弊害している原因を排除し、電子化・効率化・管理にかかるとの省力化を推進する。	電子帳簿保存法が改正され、ICカードやクレジットカードの明細が領収書として認められるようになりましたが、2023年から始まる適格請求書保存方式では消費税額が軽減税率、通常のものの記載がないと仕入税額控除が受けられなくなっております。その為、弊社では電子保存化を推進する中で、ICカードやクレジットカードの明細には税割の記載等、消費税法で求められる記載内容を満たせないのではという意見が上がり、混乱しております。 また、ICカードやクレジットカードの明細を領収書とする場合は、ユーザーが改ざんできないシステムで経費精算等を行う必要がありますが、改ざんできないシステムとは具体的に何か、具体例を示したり、国税庁の認可した経費精算システムしか認めない等、具体的なアクションに繋がる情報を明確にしてほしいです。	民間企業	財務省	電子帳簿保存法においては、取引先から紙で受領した領収書等を電磁的記録で保存する場合(以下「スキャン保存」という。)や、取引情報の授受を電子的に行った場合などについて、その電磁的記録の保存要件等を規定しています。ICカードやクレジットカードを利用し、利用明細等が電子的に発行される場合には、令和2年度税制改正によって、一定のクラウド会計・経費精算システムの利用によってその保存要件の充足が可能になるなど、電子化推進、生産性向上の観点から見直しが行われています。 一方で、消費税法において、仕入税額控除の要件として保存が求められる「請求書等」や「軽減税率の対象品目である旨」等の記載が求められています(現行制度も適格請求書等保存方式への移行後も同様です。)。そのため、こうした記載のない書類・電磁的記録については、仕入税額控除の要件となる「請求書等」として認められていません。 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について、真実性の確保に関する措置を行うことが必要とされていますが、①訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること②訂正又は削除を行うことができないこと、のいずれかを満たすシステムを使用して、当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行う場合は、真実性の確保に関する措置が行われていることとなります。	消費税法第30条第7項、第8項 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第9条第1項	その他	ご指摘のICカードやクレジットカードの明細は、現状では一般的に、左記のとおり、仕入税額控除の要件となる「請求書等」の記載事項を満たしておりません。このような、適切な消費税率の区分が出来ない状態では、納税者による消費税の申告・納税額の計算が困難となるものと考えます。 なお、電子帳簿保存法は、各税法の規定に基づいて保存すべき国税関係帳簿書類を電子的に保存する方法を定めるに過ぎません。 左記システムについて、具体的には、例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報をやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴(ヴァージョン管理)が全て残るクラウドシステムであれば、通常、当該電子計算機処理システムの要件を満たしているものと考えられます。 なお、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会において、市販のソフトウェア等の機能仕様をチェックし、当該要件を満たしているものについて認証する「電子取引ソフトウェア的認証制度」が行われており、認証を受けた製品については公益社団法人日本文書情報マネジメント協会及び国税庁のホームページに公開されています。	
1362	令和3年6月28日	令和3年7月20日	非化石証書の流通の円滑化	電気の小売事業者が需要家に対して非化石証書を販売する場合、電気と合わせて(バンドルして)販売することが義務となっており、非化石証書のみ販売は認められていません。需要家が複数の小売から電気をミックスして購入することが難しい現状を考えると、アクティブな需要家による再生エネルギーの入手(=再生エネルギーへの資金供給)を妨げる原因となっています。このため、小売事業者から需要家への非化石証書を販売を解禁すべきと考えます。	最近、海外中心に再生エネルギー100%を目指すアクティブな需要家が増えていますが、その実現のために重要となるのが非化石証書の流通の自由の確保です。欧米中心に、需要家が電気の価格変動リスクを取る代わりに環境価値(証書)を購入する、いわゆるvirtual PPAという契約形態が増えていますが、日本で同じ仕組みを行うことは、1)需要家が発電事業者から直接非化石証書を購入できない(小売を経由する必要がある)、2)小売事業者が需要家に非化石証書を販売するときは電気もバンドルされている必要がある、という2つの理由から、とてもハードルが高くなっています。 その理由が https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/s/eido_kento/pdf/038_04_00.pdf の資料に提示されておりますが、会計処理上そのような解釈が可能となっているのみで必ずしも積極的にならざるべき理由が提示されていないように思われます。 FITに類しない再生エネルギーを増やすという観点からも、特に非FIT再生エネルギーから発生される非化石証書を需要家が入手しやすい環境を作ることには喫緊の課題と考えられます。このため、まずは早急に2)の見直しを行うとともに、1)についても可能性の検討を進めたいと思います。	個人	経済産業省	非化石価値取引制度は、高度化の対象となる小売電気事業者が2030年の非化石電源比率44%を達成するために、自らの供給する電気における非化石比率を高め、その目標達成を後押しする制度です。したがって、非化石証書は、小売電気事業者が調達し、電気と組み合わせて需要家に環境価値を有する電気を販売できる仕組みとしております。また、需要家保護の観点から、需要を要しない発電事業者から需要家が直接購入するのではなく、経産大臣の審査を要する小売電気事業者より需要家へ環境価値を提供することとしています。	なし	検討に着手	現在資源エネルギー庁の審議会において、非化石価値取引制度の見直しを行っており、FIT由来の再生エネルギーは需要家もアクセス可能な再生エネルギー取引市場とする予定です。また、見直しの中で、非FIT由来の再生エネルギーに対する需要家アクセスについても別途検討を進める予定です。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1364	令和3年6月28日	令和3年7月20日	日雇い派遣の年収制限の緩和	日雇い派遣に従事できる年収額の制限をせめて400万円以上程度に引き下げてほしい。	実際に年収が低いため副業をしようにも、低年収がネックで働きやすい日雇い派遣に登録できず、貧困を抜け出せない。低年収の者が働ける場を狭めることは弱者がいじめでしかない。	個人	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律35条4第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条第2項第3号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第28条の3第2項	対応不可	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣だけではなく直接募集や職業紹介の形でも対応することが可能です。その上で日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠けることから、原則禁止としています。この点、「生活のためにやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」にある者については、派遣労働者の保護が欠けるおそれがないため、原則禁止の例外としています。この、「生活のためやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」として、「副業として従事する者」と主たる生計者以外の者が、年収500万円以上としています。なお、令和2年7月14日労働政策審議会労働力需給制度部会において、日雇派遣の「年収要件については、当面、現行制度を維持することが適当」とされ、日雇派遣の原則禁止は引き続き維持し、年収要件の確認を含め、必要な雇用管理の取組が適切に行われるよう、日雇派遣を行っている派遣元事業主等に対し、厳正な指導監督を行うことが必要とされたことを踏まえ、引き続き、日雇派遣の適正実施のための指導整備に努めてまいります。		
1365	令和3年6月28日	令和3年9月10日	死亡届けに関する諸手続き等について	1市役所等に届ける際に窓口が複数に分かれていて、コロナ禍待ち時間も長く、窓口係が一本化で完了すべき。 2死亡に伴う除籍するのに2週間もかかる回答、時代錯誤も甚だしい。行政の怠慢。	窓口係の一本化すべきだ。データ管理の行政機関の共有化。本籍地以外でも現在在住地でも取得化する。(除籍簿本等の取得)適正なマイナンバー制度の活用。	個人	内閣官房 法務省 厚生労働省	デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月25日閣議決定)において、他の手続で登録された死亡情報を参照できるもの、死亡に関する届出の省略を認めない行政手続について、届出の提出を省略可能とする対応を行います。 また、他の手続で登録された死亡情報を参照できないことから死亡に関する届出の省略を認めていない手続についても届出省略の実現に向けた検討を行うこととされています。 児童扶養手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その旨を都道府県知事等に届け出る必要があります。 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その旨を都道府県知事等に届け出る必要があります。	原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律施行規則 予防接種法施行規則 児童扶養手当法第28条第2項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第99条第2項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第2項 現行制度下で対応可能	デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月25日閣議決定)に基づき、厚生労働省関係の手続について、死亡に関する届出の省略を認めるなど順次対応を行っているところ。なお、児童扶養手当受給者死亡の届出に係る手続については、他の手続で登録された死亡情報等が参照できた場合は、届出の省略が可能です。		
1366	令和3年6月28日	令和3年7月20日	【法務省出入国在留管理庁】在留許可手続きの簡素化	ビザの申請、切替及び更新時の作業の方への完全委託を提案します。現在は、ビザ申請する際には申請者本人及び家族が行うことができ、または行政書士による取次が可能という風になっています。その背景は、業務や課事業により本人が対応できない場合に弁護士や行政書士等に代わって、できる制度になりますが、その前提は本人が日本にいないといけないという規則になっています。その理由は、本人に連絡取れやすいようにとのことですが、今のネットの時代でどこにいても連絡取れますし、連絡がとれない人もそもそも申請なんかしません。時代に見合った、そして本質的制度的運用になるよう見直しをお願いします。	これを提案するきっかけはコロナ下における移動の制限を考慮した効率的な運営にしてほしいからです。私の実例をいうと、現在日本の企業に就職しており、会社の命を受けて、他国に向出している。この間、私の息子(中国籍)のビザが期限を到達することになり、そのため息子の在留許可更新(定住者ビザ)を申請しなければならぬが、入国管理局本庁(品川)に問合せると、原則、親あるいは親族でもいので、申請日に日本にいないことが必要という回答があった。その背景には、すぐ連絡取れるためという理由のようです。それにより私はコロナ下において、感染リスクをさらして、さらに高い航空券を買って、日本に入国し、申請するのを見合わせるためだけに行動しなければなりません。これにより会社には往復航空券、宿泊代といったコストだけでなく、何よりも両国の自宅待機期間がか月に上ることになり、業務に支障をきたす可能性も出てくることになります。会社としては約数十万円のコストがかかるうえ、業務遂行に影響をきたしています。もし、本質的に必要であるならばまだしも、ただの日本にいたほうが連絡が取りやすいということだけであれば、きわめてお役所仕事の典型であり、外国人高度人材を受け入れにあたっての業務複雑化をもたらします。	個人	法務省	在留期間の更新許可申請は、原則として外国人が地方出入国在留管理局に出頭して行わなければならない。出頭を要しない場合として、外国人の法定代理人が当該外国人に代わって申請する場合のほか、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たものが外国人に代わってする場合など一定の場合が入管法施行規則で規定されています。 なお、当該弁護士又は行政書士は、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わって申請書等の提出等を行うことができると規定されていることから、申請時点で外国人又はその法定代理人が本邦に在留していることが必要です。	・出入国管理及び難民認定法第21条第3項、第61条の9の3第1項第3号、同条第4項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第59条の6第3項	対応不可	在留期間更新許可申請は、本邦において現に有する在留資格に係る活動を引き続き行おうとする者が行うものであることから、外国人本人が地方出入国在留管理局へ出頭して申請を行う必要があります。 他方、本人出頭の例外として、外国人本人が行政書士等に対して申請書の提出等を依頼することができるが、申請行為そのものは外国人本人が行っているものと解されるため、申請時において、外国人本人は本邦に在留している必要があります。 なお、この他に法定代理人が、外国人本人に代わって申請行為を行うことができ、また、申請書の提出を行政書士等に依頼することもできます。この場合、外国人本人が本邦に在留している必要はありませんが、法定代理人は本邦に在留している必要があります。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1367	令和3年6月28日	令和3年7月20日	化学製品(漂白剤、 染料、合成洗剤、石け ん、接着剤等)の品質・安全 表示に関する消費者庁の 家庭用品品質表示法第3条、雑貨 工業品品質表示規程に基づく規 則、規程等、業務用は厚生労働 省の労働安全衛生法第57条第1 項、労働安全衛生規則第33条に基 づく形式的な用途により類別的 に表示事項が義務付けられており ます。しかし、現状では各省庁の個 別的な解釈によって実質的に両方 の表示事項が義務付けられ二重に 対応せざるを得ないケースが多い ので、厚生労働省と消費者庁が連 携して、例えば、雑貨工業品品質表 示規程の表示事項に関し、労働安 全衛生法上の表示事項を必要に応 じて取り入れる等の統一化や見直 しを要望致します。	現状では、家庭用・業務用の化学製品の区別は、ホームセンター販売 等の普及により相対化されておりますが、事実上、家庭用と業務用のど ちらかに使用される可能性のみをもって各省庁の個別的な解釈で両規 制の対象になります。 即ち、消費者庁の見解では業務用製品であっても「ホームセンター等 で一般消費者に対して販売をする可能性のある商品」に関しては家庭用 品品質表示法に従う表示が必要となります。(HP FAQ) 又、厚生労働省が予定する見解では業務用へ用いることを想定して製 造等とされている製品は家庭用でも労働安全衛生上の表示対象となり ます。(第8～10回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検 討会資料) 従って、特に化学製品に関しては本来の GHS の趣旨・目的を踏まえれば、 一般消費者が使用する場合においても化学物質の危険有害性に関する 情報伝達が行われることは重要ですので、表示事項の統一化は、 一重規制の対応による事業者の負担削減のみならず、家庭用品の「品 質」に関する表示の適正化により不利益な購入や不合理的な使用を行わ れることのないように一般消費者の利益を保護する目的に従うものと 考えます。 尚、受付番号281117050)によると家庭用品品質表示法において安全性 に係る表示を義務付けることは困難と回答されていますが(民法法70条 の「瑕疵」の種類として基本的な安全性を損なうものも含まれており「瑕 疵」は民法562条1項の「種類、品質又は数量」に関して契約の内容に適 合しないもの)に当たり、実質的に「安全」を含む解釈は困難ではないと 考えます。	個人	消費者庁 経済産業省	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、家庭用品の品質に関する表示の 適正化により、不利益な購入等を行われないようし、一般消費者の利益を 保護することを目的としています。同法に基づき、一般消費者が日常生活の用に供す る繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び軽工業品のうち、家庭用品品質 表示法施行令(昭和37年政令第390号)及び家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年 通商産業省令第106号)で指定した品目について表示事項を定めています。指定品目 のうち、化学製品の家庭用品の品質表示については、商品を購入する際に一般消費 者が表示内容を明確に把握できるよう、雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者 庁告示第7号)において、表示すべき事項(品名、成分、用途、正確重量)、製品への表 示方法等を定めています。	家庭用品品質表示 法(昭和37年法律 第104号)第一条、 第二条第一項 家庭用品品質表 示法施行令(昭和37 年政令第390号)別 表 家庭用品品質表 示法施行規則(昭和 37年通商産業省令 第106号)第一条	対応不可	「制度の現状」記載のとおり、家庭用品品質表示法は、製品の不利益な購入等から 一般消費者を保護することを目的としており、職場における労働者の安全や健康の確 保の観点から義務付けられている労働安全衛生法の表示事項を取り入れることは困 難です。		
1368	令和3年6月28日	令和3年8月18日	移動式ガソリンスタ ンド普及について	大震、お世話になっております。 地方ではガソリンスタンドが減少し、 村によってはガソリンスタンドが無く ない所も発生している。 ただ、国道など地方でもガソリン、 軽油などを運ぶ、タンクローリーな どは通過している時がある。 例えば、それらのタンクローリーを 改造し、そういったガソリンスタンド が無い所で、途中、給油出来るよう にしたら良いのではないかと思います。 移動式ガソリンスタンドの普及につ ながると思う。	提案理由は、移動式ガソリンスタンドが、普及すれば、特に地方の村な どガソリンスタンドが無い所でも、給油に困る事は無い。 人口が少ない所でガソリンスタンド設置するにも弊利からない。 災害時は、ガソリンスタンドが被災し使用出来ない場合は緊急で災害地 で迅速に給油が可能である。 通常の運用は、村などガソリンスタンドが無い所では、どこか広い場所 で、場所、時間を決め、この時間は移動式のガソリンスタンドが来ると言 えば、その時間に来れば給油出来る。わざわざ遠い場所まで給油に行 き遠し、そういったガソリンスタンドの無い所、途中、給油出来るよう にしたら良いのではないかと思います。 危険物取扱員など規制があると思うので、それらの規制を緩和し、移動 式ガソリンスタンドの普及を進めたら良いと思います。以上、宜しくお願い 致します。	個人	総務省	過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可 搬式等の給油設備を接続し、自動車への給油等を行うことが可能です。 (「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成30年12月18日付け消防 令第226号)及び「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等 の運用について」(令和3年3月30日付け消防第51号)参照)	・消防法第1条	対応	ガソリンは火災危険が非常に高く、取り扱う場合には必要な安全対策をとる必要があ ります。 過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可 搬式等の給油設備を接続し、自動車への給油等を行うことが可能です。 (「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成30年12月18日付け消防 令第226号)及び「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等 の運用について」(令和3年3月30日付け消防第51号)参照)	
1369	令和3年6月28日	令和3年8月18日	水道料金請求書を デジタル化して欲 しいです	水道料金請求書をデジタル化し、 郵便請求書をなくし、ペーパ ーレス化で欲しいです。	コロナ感染の対策になり、水道事業者のハガキ請求書製作のコスト削減、 郵便料金のコスト削減、これにかかると人員削減、各年度のゴミ 削減の為に実現して欲しいです。よろしくお願い致します。	個人	厚生労働省	令和元年度に施行されたデジタル手続法により、国の行政手続は原則としてオンライ ン化するとされ、水道料金の請求フォームを含む地方公共団体の行政手続については 努力義務とされました。	デジタル手続法	現行制度 下で対応可 能	御指摘のはがきによる水道料金の納入通知書については、水道事業者(市町村等) において、個人を対象に政府が運営するマイナンバーを活用した納入通知のオン ライン化について検討を進めてもらうこととなります。	
1370	令和3年6月28日	令和3年7月20日	児童扶養手当手続 きについて	オンライン申請推進、対面申請をな げること	児童扶養手当手続きでは、戸籍や所得だけでなく住居は誰の名義か、 男性名義であればライフラインの支払い状況の確認、事実婚の解消時 には民生委員の署名など、公簿で確認出来ないものについて、どこまで 提出させる必要があるのかと思います。これらのことによりオンライン申 請は到底無理だとされました。申請内容に疑義があれば罰せられなく、 立入調査を行えばよいのではないかと、オンライン申請、オンラインでの 現況届を速やかにできるようにしてください。適正給付を掲げても、書類 不備で引っ掛かるのは正直者だけです。現在の流れとして1回目の相 談で揃えてもらう書類の説明、2回目申請書受理、年1回一回の現況届 です。これを、オンラインにて必要項目に回答していきます。専任発生 日など公簿だけでは確認出来ないものにオンライン回答のなかで自動 的に入力されるようになります。入力された内容はシステムに取込み、不足 する情報や確認事項を洗い出します。職員はスキル不足を補える人的 力の削減となります。同様に、現況届も事前にオンラインにて届でシス テムに自動入力できるようにします。現在は、現況届終了後に入力業務に 達れ時間外まで対応しています(特児も同様)。オンライン申請内容が 直接システムと連携できたり、市町を経由せずに県へ送信できるように なれば良いとおもいます。	個人	厚生労働省	現況届は、住基情報や課税情報のほか、子どもの養育関係等の受給資格など、事 実関係の確認を行うための手続きとして運用しています。 2017年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支 援が十分に行き届いており、対面の必要がないと判断した場合は、郵送提出を可能 とし、全部支給停止者の面談による負担を軽減するとともに、地方自治体の事務の効率 を向上させています。 また、マイナンバーによる情報連携により、住民票や課税証明書などの添付を省略 することは可能となっています。 (特別児童扶養手当についても、マイナンバーによる情報連携により、課税証明書など の添付を省略することは可能となっています。)	児童扶養手当法 第28条の2第1項 特別児童扶養手 当法第35条第1項	その他	現況届は、地方自治体の担当者が、受給者の抱える様々な悩みや課題について相 談を挙げ、必要な支援につなげる機会と捉えて、受給者と自治体職員の間での双方 の相談・確認の場として実施しています。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大対応として、必ずしも対面による手続 きを前提とすることなく、郵送による受付を原則としており、対面による手続きを行 う場合には、直接の確認を行うことが必要な情報のみ対面で聴取し、その他の情報は、 後日電話等により聴取するなど、柔軟な対応を取って差し支えないこととしています。 (特別児童扶養手当についても、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対応として、 郵送による受付を行うなど、柔軟な対応を取って差し支えないこととしています。)	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1376	令和3年6月28日	令和3年7月20日	所得税法第231条第2項の見直しについて	現在の所得税法第231条第2項では、給与明細等の電磁的方法による提供について、「支払を受ける者の承諾を得て」となっていますが、この承諾を得なくても電磁的方法による提供ができるよう改正してほしい。	現在弊社では、給与明細をWeb化して職員に提供していますが、所得税法第231条第2項において「支払を受ける者の承諾を得て」とされていることから、承諾していない職員には紙の明細を配付する必要があります。Web明細の職員と紙明細の職員が混在しています。せっかくWeb明細のシステムを導入しているのに、当人の承諾が得られないために、Web化の効果が損なわれてしまっています。もし承諾が不要となれば、職員全員分の紙明細の印刷・仕分け・配付がいらなくなるだけでなく、紙資源の節約にも資することになります。政府が進めているデジタル化の促進にも沿うものかと思しますので、ぜひ法改正をご検討いただけたら幸いです。	個人	財務省	番号439の回答をご参照ください				
1377	令和3年6月28日	令和3年8月18日	救急業務実施基準の改定について	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)の第24条2項(活動の記録)の第24条2項(活動の記録)において、「隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとし、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。」とあります。高齢化や多様化する医療現場において、救急隊への署名又は捺印、傷病名や傷病程度を記載する事が負担になっており、また署名及び捺印を待つために救急隊が病院に拘束される事も多くなっている。限られた医療資源を有効活用し、増加する救急出動件数に対応するためにも、本基準の見直しをご検討いただき提案させて頂きました。	現行では、救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)の第24条2項(活動の記録)において、「隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとし、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。」とあります。高齢化や多様化する医療現場において、救急隊への署名又は捺印、傷病名や傷病程度を記載する事が負担になっており、また署名及び捺印を待つために救急隊が病院に拘束される事も多くなっている。限られた医療資源を有効活用し、増加する救急出動件数に対応するためにも、本基準の見直しをご検討いただき提案させて頂きました。	個人	総務省	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)第24条2項において、「隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとし、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。」と定めています。	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)	一部現行制度下で対応可能	救急活動記録票等への「医師の署名又は押印」や「傷病名、傷病程度等」の記録は、傷病者の管理について、その責任の所在を明らかにするとともに、救急活動等の内容を客観的かつ正確に記録することにより、救急業務の円滑かつ適切な遂行のための基礎資料となるものです。「医師の署名又は押印」については、傷病者の管理の責任の所在を明らかにするものであることから、傷病者を医療機関に搬送し引渡した後、速やかに行うべきですが、「傷病名、傷病程度等」の記録については、その場で直ちに行うことを求めるのではなく、電話聴取等により事後に確認を行っている地域もあるものと承知しています。	
1378	令和3年6月28日	令和3年7月20日	放課後児童健全育成事業に関するデジタル化推進を放課後児童クラブ運営指針に書き加える	放課後児童健全育成事業(学童保育)関連の業務について、デジタル化の推進はとても重要です。しかし現在、手書き・紙媒体や対面を重んじておられます。この原稿は、放課後児童健全育成事業の運営等の基本を定めている厚生労働省局長通知の放課後児童クラブ運営指針にデジタル化についての規定が曖昧であることです。よって、放課後児童クラブ運営指針に電子化デジタル化条項を書き加えていただきたいです。	放課後児童健全育成事業(学童保育)関連の連絡手段において、お便りや連絡事項(連絡帳)に紙媒体のものも多く、また、放課後児童クラブの利用申込みに関する就労証明書も紙媒体で様式統一されておらず押印について公印(代表者印)を求めてケースが見受けられます。このような紙媒体や公印を求める慣例や前例によってはデジタル化を進めることに限界を感じます。ぜひとも、事務的連絡文書は速やかに紙媒体からデジタル化する、お願い致します。	個人	厚生労働省	行政改革の番号741の回答をご参照ください				
1380	令和3年6月28日	令和3年8月18日	自動車保管場所申請のオンライン化	現在OSSサービスの対象外の中古車や引越しの際に必要な車庫証明申請のオンライン化	OSS対象外の自動車保管場所申請のオンラインによる申請。現状では申請に2度警察署に出向く必要があり遠方などでは負担となっている。オンライン化ができれば出向く時間がほかの経済活動に充てられる。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所種車を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項	事実確認	御提案の、中古車の購入や引越しを行った際の自動車の保管場所証明の手続についても、自動車保有関係手続のOSSを利用することにより、自動車の運行に必要な他の行政手続と共に、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	
1381	令和3年6月28日	令和3年8月18日	自動車の車庫証明書について	クルマの買い替えにあたって、そのとど車庫証明の手書き書類を3枚以上用意して、提出し、さらにその内容の確認のために警察署もしくは委託先の警察官OBがやってきて現地確認するのは、その費用もくぐ大な莫大無駄だと感じる。	私の住む軽井沢町では、住宅用の土地所有が300坪単位、建ぺい率が20%と決まっており、車庫のスペースは土地の8割におよぶ。こういう建築基準が定まっている地域では、自己所有の土地と家屋においては、最初のクルマ購入時に提出すれば、買い替えのときには、免除されて良いかと思えます。集合住宅や賃貸住宅、貸駐車場においては、実態の存在をふまえた検証が必要だとはおはいますが、その場合のみの検証でよいのではないのでしょうか。	個人	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所種車を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項	対応不可	入れ替える自動車と旧自動車とは、それぞれの大きさ及び形状等が異なることにより、保管場所や周囲の道路等との関係が必ずしも同一とは言えず、また、旧自動車の保管場所の周囲の状況、大きさ及び形状等が変更されている可能性や申請に係る場所を特定できなくなるおそれがあることから、自動車1台ごとに保管場所の審査を行う必要があると考えております。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1383	令和3年6月28日	令和3年7月20日	美容師と理容師の 統合	以前は、男性は理容室、女性は美容師という概念がありました。今や男性、女性関係なく美容室にも理容室にいらついています。私は、美容師ですが、女性のお客様は、お化粧をするという名目があれば、顔剃りができます。ですので眉カットの時をもしザーを使って眉下をそります。美容師は男性の眉毛のカミソリでの処理ができません。ですので、今や男性も眉毛も身だしなみの1つです。美容室にいらつしゃる男性お客様も眉毛のカミソリができるように、理容師と美容師の統合をお願いします。統合することによって、理容師さんのほうも活性化されてくるはずですよ。まあ、おしゃれ身だしなみに種類はいらないとお思います。	男性も女性も身だしなみ、おしゃれの価値が高くなってきたからです。男性のお客様から言われるからです。	個人	厚生労働省	番号11の回答をご参照ください				
1384	令和3年6月28日	令和3年7月20日	労働組合会計の公 認会計士監査義務 の緩和について	現在、労働組合法により、労働組合はその会計を公認会計士・監査法人の監査を受けねばならないこととなっているが、中小規模の労働組合においては、会社法の会計参与のような、簡易な仕組みも利用できるようにする。	公認会計士・監査法人に法定監査として会計監査を依頼すると最低額数十万円の報酬を要求され、規模の小さい労働組合では、収入する組合費のほとんどを報酬にとられることになってしまふ。この義務付けは、労働委員会における資格審査において、労働組合の規約上、このような義務を規定しているかを審査することのみで担っており、小規模組合では、おそらく遵守できていないところが多いのではなかと考える。会計を正確・透明にしようとする小規模労働組合にとっては、障害で、税理士も担当できる会社法の会計参与制度等の方が望ましい。	個人	厚生労働省	労働組合法第5条第2項は「労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。」とし、同項第7号は、全ての財産、使途、主要な寄附者の氏名、現在の経理状況などを示す会計報告について、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人の検査を受け、報告が証拠であることの証明書とともに当該報告を組合員に公表することを規約に定めるべきことを規定しています。また、ここでいう「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士法上の公認会計士などが該当するとされています。	労働組合法第5条	対応不可	労働組合法第5条第2項第7号の規定が設けられた趣旨としては、組合財政は労働組合存立の根本であり、組合員の組合財政に対する信頼感がなければ、自由にして民主的な労働組合の発達を期することができないと考えられるためです。したがって、会計報告が正確であるという証明には信憑性が求められることから、法律上職業的に監査の資格があるとされている方が監査を行う必要がございます。一方、当該必要の記載事項は、あくまでも労働組合が労働委員会委員の推薦など労働組合法上の諸手続に参与したり、労働委員会による不当労働行為の救済を受けるために必要な労働組合資格審査の要件として定められたものですが、労働組合法上の労働組合に該当するか否かは、これとは別に、同法2条に適合するか否かによって判断されます。そのため、当該必要の記載事項を満たしていない規約を有する労働組合が、直ちに労働組合法上の労働組合とは認められないということではなく、こうした労働組合が労働組合法上の保護を一切受けられないというわけではないことに留意ください。	
1386	令和3年6月28日	令和3年7月20日	貼付済み印紙の交 換に係る規制につ いて	貼付済み印紙の交換について、当該印紙が切り取られた状態のものであっても汚染し、又は損傷されてないこと、及び租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがないことが認められるのであれば、交換が行えるよう規制改革を行うべきである。	印紙のうち、未使用の雇用保険印紙及び健康保険印紙は買い戻しの請求ができ、回収印紙及び自動車重量税印紙(以下「収入印紙等」)は相応額分の印紙と交換することができるが、係る交換は、当該収入印紙等が文書等に貼付済みであるときは、「その状態で提示の上」、当該収入印紙等を提出しなければならないものとされている。「その状態で提示の上」とは、例えば行政文書開示請求書に貼付済みであれば、収入印紙が貼付された状態の回書を書き、当該収入印紙とその周囲を切り取った状態のもの(要は使用済み切手の消印無しのような状態)はこれに当たらないと従来政府は訴訟等で主張して来た。これは、貼付された文書等の全体を撤しなければ、汚染又は損傷の有無、租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いの有無を判断できないという理由のものである。然しながら、前掲の行政文書開示請求書であるとか、例えば訴訟関係の文書(立書等)であるとかは、取り下げ等に伴い収入印紙等が切り取られた状態でも当該収入印紙等のみが提出先の公的機関から差し戻されることもままあり、この場合、前述のような要領すなわち現状の規制では交換を行うことはできない。而して、券面に汚れや消印等がないのであれば、当該収入印紙等が未使用であることは明らかであって、仮に当該収入印紙等が印紙税課税文書などから切り取られたものであっても本来消印がされているはずで切り取りにより印紙税未納付ということであって別の問題であり、これを文書等から切り取られていない状態で交換の申し出をしなければならぬとするのは過剰な規制である。よって、提案のとおり規制改革がされるべきであると考ええる。	個人	総務省	・「印紙税法」第8条において、「課税文書の作成者は、印紙税に相当する金額の印紙を、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない」と規定されています。 ・印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第3条第6項(以下、印紙法)において、「収入印紙で汚染し、又は損傷されていないものについては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、当該印紙と交換することができる」と規定されています。また、「収入印紙及び自動車重量税印紙の売上げに関する省令」第8条において、「印紙法の規定に基づき収入印紙の交換を請求する者は、当該収入印紙及び交換手数料を日本郵便株式会社(以下、日本郵便)に提出しなければならない」とされており、「当該収入印紙が文書等にはり付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該収入印紙を提出しなければならない」と規定されています。	印紙税法第8条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第3条第6項 収入印紙及び自動車重量税印紙の売上げに関する省令第8条	対応不可	・印紙税法に基づき課税文書等(契約書等)にはり付けられた収入印紙は、刷印や署名等で消されていない場合であっても、当該文書等の作成者が印紙税の納付に用いた可能性があり、これを交換することのないようにする必要があります。 ・現在、収入印紙の交換業務は郵便局で行っていますが、文書等にはり付けられた収入印紙の交換に当たり、白紙や封筒など当該文書等が明らかに印紙税の課税文書等でない場合には、当該印紙の交換に応じています。また、当該文書等が印紙税の課税文書等かどうか判断できない場合には、税務署で確認を行うこととしています。 ・当該印紙が文書等から切り取られたものである場合は、郵便局や税務署において印紙税の納付に用いられたものかどうかの確認が困難になるため、省庁におきまして「文書等にはり付けられたものであるときは、その状態で提示していただくよう規定している」ものです。ご理解を賜われば幸いです。	
1387	令和3年6月28日	令和3年7月20日	技術士資格の更新 制度について	日本では技術士資格の更新制度が無く、死亡届が適切になされていないことで、技術士登録上、年齢120～150歳の技術士が存在していることになっている。なおかつ、日本技術士会では、少なくとも5年前からそのことが課題として上っているが、一向に議論が進んでいないようすがなく、改善される気配がない(動きが遅い)。	国家資格である技術士の資格を登録する際に、マイナンバーカードに紐付けることで、死亡時点で技術士の登録を自動的に抹消する。このことで、抹消手続きが短期間化されるほか、日本技術士会または死亡技術士の親族における抹消作業の負担を軽減できる。また、登録状況が正確になることから、技術士更新制度が既に行われている海外に対して、説明責任を果たせる。	個人	総務省 文部科学省	技術士の登録を受けようとする者は、規定の様式による登録申請書を指定登録機関(公益社団法人日本技術士会)に提出する必要があります。 また、技術士が死亡した場合や業務を廃止した場合には、当該技術士又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を指定登録機関(公益社団法人日本技術士会)に届け出なければならないこととなっております。	技術士法施行規則 第15条、第19条、 第23条	検討を予定	技術士の更新制度については、技術士制度の改善に向けた課題の一つとして検討を行っているところで。なお、指定登録機関である日本技術士会に聴取したところ、個人の技術士に対する不利益が生じているとの報告は受けておりません。また、国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用に関しては、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)等を踏まえつつ、制度の改善に努めてまいります。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1388	令和3年6月28日	令和3年8月18日	安全運転管理者講習会	ネットを活用してリモート、もしくは動画による方式に変えてみてほしいがどうか？	コロナ禍の中、各事業所の多忙な安全運転管理者を一回に集めて、3密状態の会場で7時間以上も拘束して開催していますが、毎年ほぼ同じ内容の講義をする意味ありますか？ネットを活用してリモートでするとか、なんかアイデア出してみたらどうですか？ 会場費等(税金)もかからません。 午後からは半分以上寝てますよ。 この講習会によってどれだけの交通事故が減ったのかも疑問です。管理者が講義の内容を持ち帰って、事業所内の各員に展開しているかどうかも疑問です。 この講習会を受託している団体や企業、講師を派遣している大学や派遣会社の既得権益のためにやっているのでは問題ですね。	個人	警察庁	インターネットを活用して安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を実施できることについては、実施主体に対して既に通知しており、一部において実施されているものと承知しています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項、第2項及び第4項並びに第108条の2第1項第1号	現行制度 下で対応可 能	制度の現状に記載のとおりです。	
1389	令和3年6月28日	令和3年7月20日	労働安全衛生法に基づく企業に対する安全衛生委員会の開催義務について(自治体(北海道)から)	労働安全衛生法に基づく、安全衛生委員会の月1回以上の開催義務について、過去に通知で、開催見送りやテレビ会議などの柔軟な対応が通知されたが、7月に指針が更新されている。 (7月以降は毎月1回以上開催を要するよう変更が出ている。テレビ会議可との記載が済んでいる。) 提案は、過去の通知に戻して、テレビ会議可とすること。	理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出社抑制により、感染拡大防止、クラスター発生防止の効果がある。 出社抑制、テレワークの推進が求めているながら、対面の会議開催を義務付けるのは矛盾がある。また、北海道の企業では警戒ステージの引き上げにより、自治体(北海道)からは出社抑制依頼があるが、テレワーク中の社員が安全衛生委員会のために出社する事象となっている。	医療法人 ひよこクリ ニック	厚生労働省	事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策等の重要事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「安全委員会等」という。)を設けることとされています。また、事業者は安全委員会等を毎月1回以上開催する必要があります。	労働安全衛生法第17条、第18条、第19条、労働安全衛生規則第23条	現行制度 下で対応可 能	令和2年8月27日付け基発0827第1号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」において、情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することについての考え方及び留意事項を示しているところです。 本通達に基づき、テレビ会議システム等の情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することは現行制度下において可能です。 令和2年8月27日付け基発0827第1号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」 https://www.mhlw.go.jp/hourai/doc/tsuchi/T200901K0020.pdf	
1392	令和3年6月28日	令和3年7月20日	法務局オンライン申請及び建設業経営者について	24時間365日オンライン申請を出来るようにして下さい。 経営者については、毎年申請する書類の参考資料が多すぎます。	月～金のAM8:30～PM9:00迄では、窓口に行かないだけ楽程度ではないからです。オンライン申請の利便性半減です。 建設業については、参考資料が多すぎるとオンライン申請が出来ないというのが、メールアドレス及び押印不要から乖離しています。紙ベースでの提出資料をなんとかして下さい。 それと、カードリーダーも不要に下さい。 ランニングコストが掛かりすぎます。	イーホーム 株式会社	法務省 国土交通省	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。 ただし、申請データの作成等、通信に関わる以外の作業については、オフラインにより24時間行うことができます。 ②登記局からICカードで電子署名用電子証明書の交付を受ける場合、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、ICカードを読み込んで電子署名をすることが出来ます。 (建設業) 経営事項審査制度は、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が、必ず受けなければならない審査です。 この審査は多くの公共発注機関における競争参加資格審査に活用されており、十分な審査精度を確保するために必要な確認資料を求めています。	(法務局) ①検討を予定 ②事実確認 (建設業) 対応	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。 ②制度の現状のとおり、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、当該システムが提供する申請用総合ソフト又は「PDF署名プラグイン」によりICカードを読み込んで電子署名をすることが出来ます。申請用総合ソフト及び「PDF署名プラグイン」においては、ICカードを用いずとも、電子証明書ファイルより電子署名をすることも可能であり、御提案の内容は、電子証明書の発行主体による発行の方法にもよるものと考えます。 また、当局においても、電子署名の方法等については、引き続き利用者の利便性の向上の観点から更なる改善を検討してまいります。 (建設業) 経営事項審査の電子申請を可能とするシステムの構築を進めており、令和5年1月より運用を開始する予定です。 またシステム構築においては、他のシステムとバックヤードで連携することで、消費税納税証明書や技術者の資格情報等、現在紙で添付を求めている資料の一部を省略できる仕組みの導入についても併せて検討しております。		
1393	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海外でのパスポート申請	ネットを使用した申請を可能にしてほしい。大使館、領事館で近くはない。戸籍抄本・謄本の取り寄せを在外公館を通して行えるようにしてほしい。日本に代理人がない人には取得の手段がほほない。	ネットを使用した申請を可能にしてほしい。大使館、領事館で近くはない。申請、取得の2回訪問する必要がある。 戸籍抄本・謄本の取り寄せを在外公館を通して行えるようにしてほしい。日本に代理人がない人には取得の手段がほほない。	個人	法務省 外務省	行政改革の番号655をご参照ください				

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける取組方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
1394	令和3年6月28日	令和3年7月20日	オンライン(電子)申請において、現状の資格者代理人の縦割りを相互開放する	1. 会社・法人登記申請を行政書士ができる制度にする。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して、当該申請を行政書士と司法書士の共通業務とする。 3. 政府が推進するデジタル社会の実現のため、上記の代理権はオンライン(電子)申請に限定する。 4. 司法書士会からの反対がある場合には、行政書士の業務のうち、通言書作成や定款作成を司法書士にも開放し、資格間で業務の相互乗り入れを可能とする。 (現状では、遺言書の作成や、定款作成を司法書士が行うことは、行政書士法及び弁護士法となる) 5. 司法書士側から反対があった場合は、行政書士の業務の一部を司法書士に開放(相互乗入れ)することで、バランスを取って解決する。 具体的には、現在の制度では、司法書士は、「定款」「議事録」「遺言書」を業として作成することはできないものとされているところ(弁護士法及び行政書士法違反となる)、行政書士側が、このような業務を司法書士に開放するものとする。	■ メリット1 オンライン申請の増加・登記コストの削減。 「資格者代理人」が増えれば、オンライン申請が促進され、審査に要する法務局のコスト削減に繋がる。 ■ メリット2 現状、法務局の整理統合により、多くの県で会社登記の申請先が県庁所在地の法務局1つのみになってしまっている。そのため、遠方の会社には、登記にこれまでより多くの時間・交通費がかかっている。 もちろん、近隣の資格者に気軽に依頼できればいいが、現状は、まだまだ資格者の数が少なく、支払う報酬も安価とはいえない。 そこで、資格者の数を増やすことで、国民の選択幅を増やし、かつ資格者間での競争によるサービスの質の向上に繋がる。 ■ メリット3 司法書士が許認可制度を知らなかったために生じている依頼者(国民)の不利益が回避される。 ・司法書士の運送業の許可制度を知らずに登記をしたために、後日、増資が必要になり、費用と手間が余計にかかってしまった。 ・司法書士が外国人の経営する関連の会社の登記をしたが、ビザがスムーズに取れず、期間と費用が無駄になった。 上記の問題は、行政書士が登記まで委任できているれば回避できたものである。 ■ 司法書士側から反対があった場合は、行政書士の業務の一部を司法書士に開放(相互乗入れ)することで、バランスを取って解決する。 具体的には、現在の制度では、司法書士は、「定款」「議事録」「遺言書」を業として作成することはできないものとされているところ(弁護士法及び行政書士法違反となる)、行政書士側が、このような業務を司法書士に開放するものとする。	個人	総務省 法務省	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号において、司法書士は、登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができる旨規定し、同法第70条において、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触する旨規定しています。 司法書士法第3条第1項第1号及び第5号、第70条 行政書士法第1条の2、第19条第1項	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号において、司法書士は、登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができる旨規定し、同法第70条において、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触する旨規定しています。 司法書士法第3条第1項第1号及び第5号、第70条 行政書士法第1条の2、第19条第1項	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号において、司法書士は、登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができる旨規定し、同法第70条において、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触する旨規定しています。 司法書士法第3条第1項第1号及び第5号、第70条 行政書士法第1条の2、第19条第1項	対応不可	(提案1～3について) ・国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法学的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登録手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。 (提案4について) ・官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務とされていることから、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がなされていない者について、当該書類の作成事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	
1395	令和3年6月28日	令和3年7月20日	子の出生時手続の簡素化	子が生まれた際の手続き、具体的には、出生届提出、保険証作成手続、児童手当申請、子ども医療証申請を一度で行えるものとする。 出生届の提出により、児童手当も子ども医療証も、自動的に手続完了とする。	現在の手続は、◆14日以内に原則両親いずれかが役所へ赴き出生届提出。◆あわせて児童手当申請。◆出生児の氏名、続柄が入った住民票を入手(同一世帯の者でないと手続不可)。◆(私の企業健保では、)住民票を添付して扶養家族増申請、保険証作成依頼。◆出生届提出した保険証を持って、再度役所へ赴き、子ども医療証の交付申請。◆出生児の保険証、子ども医療証を、産院へ提示。→ここまでを、出生日から30日以内に完了する必要がある。30日を超えた場合、例えば出生児が産後NICUに入り、発生する医療費(10万円/日)について、家計から支払いする必要があります。事後還付も無し。 子どもが生まれた後、母親は少なくとも週間程度は入院しており、父親は仕事や、休みがとれていても上の手の育児、家事をしています。その状況下で、30日間というタイムリミットの中で、両親いずれかが、何度も、直接、平日日中に、役所へ赴く必要がある現在の手続は、我が家以外にも産後の両親にかなりの負担を与えているものと思われます。 出生届が、子どもが生まれた報告の意であれば、その報告を以って、児童手当も子ども医療証も保険証も必要で、交付手続進めときますね。として頂けないでしょうか。 特に産後は、子どもの事に、家庭に、集中させていただきたいのです。	個人	内閣官房 内閣府 法務省 厚生労働省	子ども医療証については、自治体が独自に行っている助成制度によるものと承知しています。 【健康保険加入手続きについて】 新生児の健康保険加入手続きについては、加入する制度が国民健康保険である場合、住民登録の手続と併せて行うこととなります。なお、被用者保険へ加入する場合は、事業主との手続の一環として、事業主を経由して保険者に申し手続を行うこととしています。 また、医療機関において被保険者証を提示せず、療養の給付を受けることができなかった場合であって、保険者がやむを得ない」と認められる場合は、療養費として償還払いを受けることができます。 【児童手当】 ・児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、住所地の市区町村では、申請(認定請求)に基づき、申請者が児童を監護していることや、児童と生計が同一であること等を確認しています。また配偶者等がいる場合には、その者の所得等も確認した上で、主に児童の生計を維持している者を受給者として認定しています。 ・児童手当は、申請を行った日の属する月の翌月分から支給されることになっていますが、出生日が月末の場合や災害、急病等のやむを得ない理由により月内に申請できなかった場合には、出生日ややむを得ない理由が止んだ日(以下、「出生日等」といいます。)から15日以内に申請すれば、出生日等の属する月の翌月分から支給されます。 【出生届出】 出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは、3か月以内)にしなければならないとされており、郵送によっても行うことができます。なお、届出する届出は、父又は母から、子の出生前に父母が離婚した場合には、母がしなければならないとされており、届出でない子の出生の届出は、母がなければならないとされており、	【健康保険加入手続きについて】 政府としては、国民が行政手続を行う際の負担を軽減するため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(※)を基本として、行政手続のオンライン化を推進しています。 (※ デジタル3原則 ①デジタルファースト・個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンストップ・一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクティブ・ワンストップ・民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。) 【健康保険加入手続きについて】 「子育て」に関連する手続については、2017年度(平成29年度)に、マイナポータルを活用して地方公共団体における子育ての手続に関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスを開始したところであり、引き続き、窓口に出向かずとも子育てに関するサービスの申請がオンラインで完結する仕組み等の実現により、子育て世代における利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組んでまいります。 【児童手当】 ・児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、出生届だけでなく、申請により支給資格の審査に必要な情報を確認しています。 ・国から地方自治体に対して、住民基本台帳担当部署等の関係部署と連携し努めるよう周知しているところであり、市区町村においては、出生届の受付の際等に児童手当の手続を案内いただいているものと承知しています。 ・なお、児童手当の申請については、郵送による申請や、内閣府が運営しているマイナポータル等を利用したオンライン申請により、直接窓口に来ていただくなくても手続が可能となっております。 【出生届出】 制度の現状に記載のとおりです。				
1396	令和3年7月20日	令和3年8月18日	戸籍謄本のコンビニ取得	父の死去後の整理のため、戸籍謄本が必要となりました。夫が海上自衛官で頻りに転勤するため、取り寄せに非常に煩雑に感じます。せっかくマイナンバーカードを作っても、戸籍謄本については定額か為替を買って、往復郵便で手続きすることに日然然な感じを受けます。 理想はマイナンバーカードで全国どこでもコンビニ取得可能にしたいです。郵送で、各市町村への料金納付は電子マネーやクレジットカードにすべきです。せっかくマイナンバーカード作ってもメリットが中途半端にしか感じません。もう一歩踏み込んで下さい！	通常郵送での戸籍謄本の手続きは1週間程度かかります。申請書類に不備があれば、もっと時間がかかります。これがマイナンバーカードで全国どこでも取得できれば、1時間もかかりません。 マイナンバーカードの主旨に利用者のメリットがあるのなら、ぜひ追加すべき機能だと思います。	個人	法務省	番号308、1099の回答をご参照ください					

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1397	令和3年7月20日	令和3年8月18日	年末調整書類の原本送付の廃止	年末調整のオンラインでの完結化(文書送付の廃止)提案	確定申告はオンライン化が進みましたが、企業での年末調整書類(特に控除対象がある場合)は所定の書式での原本送付原則が未だに守られています。 (各種保険であれば)保険会社名(企業番号)と保険証券番号、住宅借入金控除であれば、マイナンバー紐づけが役場発行の申請番号のほかが、紙の書面による申請よりも申請の一意性、セキュリティもより確実です。(改ざんの困難性は書面よりきちんと設計されたシステムの方が高いのは現在のITでの常識です)	個人	財務省	番号1142、1292の回答をご参照ください				
1398	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚労省 輸入食品監視業務(品目登録制度申請書類について)	(1)ペーパーレス化の実現 メールによる申請の実現、または申請書類を現行3部提出から1部提出へ削減 (2)代表者印押印廃止 代表者印押印廃止、または社判(角印)でも申請を可能とする	弊社は調理器具、及び家電の取扱いが多くありますが、入港から納品までが短納期であるため、事前に輸入食品等試験検査の上、品目登録制度を利用し輸入電出を行っております。商品の納期優先のため、今後も品目登録制度自体は利用を継続したいと思っております。 しかし品目登録制度利用にあたり、非常に手間とコストがかかっていますので以下2点についてご検討願います。 (1)品目登録要請書送付時の提出書類削減、または電子申請の実現 現行ルールでは「申請書類一式×3部提出」ですが、弊社では一つの商品に対し複数案件分の検査証明書を添付することが多くあり、申請書類が毎回膨大な枚数となっています。1登録申請に対し100~200枚の検査証明書が添付される場合も多く、2~3件分の登録申請であっても100サイズの段ボール箱で検査所へ発送することがあります。発送する3部の内、控えて返却された書類は既に社内で保存されているデータがあるため、結局シュレッダーで破壊するだけとなり、非常に無駄であると感じます。 まず電子データを添付することによりメールで品目登録申請が出来れば最善です。 これまで通り紙での提出しか不可とのことであれば、添付書類の削減を求めます。 現行の「申請書類一式×3部提出」を2部減らし、1部で登録を進める方法を整備していただきたいです。 (2)品目登録要請書の代表者印省略 代表者印の押印を無くす、または代表者印ではなく社判で可としていただきたいです。 検査所へも相談しましたが、検査所単位で対応出来るものではないとの認識でした。 毎日膨大な量の紙を検査所に発送しています。一刻も早くご検討をお願いいたします。	民間企業	厚生労働省	(1)輸入食品等監視指導業務基準にて品目登録要請書については正副3部を求めた上、1部を輸入者に返送しております。 (2)令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検査所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(品目登録要請書を含む。)[について、押印等を不要としています。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。 「食品衛生法に基づく輸入手続」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html	なし	(1)検討を予定 (2)対応	(1)品目登録要請書の必要枚数、送付方法については検討いたします。なお、電子データによる送付については、ファイル容量によっては電子メールでの対応が難しいと考えます。 (2)令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検査所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(品目登録要請書を含む。)[について、押印等を不要としています。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。 「食品衛生法に基づく輸入手続」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html	
1399	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークの意味不明なWeb化	求人情報の掲載がWeb化されました。ただ、パスワードの設定に窓口まで行く必要があります。しかも、1か月使用しないと、パスワード切れます。また、窓口必須です。中小企業は、そんなに頻繁に採用しません。	求人情報の掲載がWeb化されました。ただ、パスワードの設定に窓口まで行く必要があります。しかも、1か月使用しないと、パスワード切れます。また、窓口必須です。中小企業は、そんなに頻繁に採用しません。	個人	厚生労働省	初めてオンラインで求人申し込み場合や、過去1年間申し込みしていない場合は、オンラインで求人情報を入力後、14日以内にハローワーク窓口に来所いただき内容確認を受ける必要があります。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例として、来所を求めず、電話等での確認のみで受理を行っております。	なし	対応	令和3年7月30日から、求人者マイページから求人のお申し込みをしていただいた場合、原則的にハローワークからの事業所訪問、電話等により内容確認を行うことになりました。	
1400	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者の市役所やNHKなど各種手続き方法について	障害者の福祉における各種申請手続きが今だに窓口まで行かないといけない。障害者は高齢の方も多く、市役所へ移動するのも大変です。ましてやこのコロナ禍の中で不特定多数が集まる市役所へ健常者より身体が弱い人を行かせるのは感染の危険が高くないでしょうか。郵送やオンラインでは駄目な理由や根拠もないと思います。本人確認や必要書類が交付されては問題ないと思います。 郵送やオンライン化により、1.コロナの感染リスクを減らす2.各市町村の役所の窓口混雑解消や職員の負担軽減により働き方改革となる3.その他の手続きの業務簡略化やペーパーレス化4.法改正などなくても各省庁からの通達でできるのでは。	障害者の福祉における各種申請手続きが今だに窓口まで行かないといけない。障害者は高齢の方も多く、市役所へ移動するのも大変です。ましてやこのコロナ禍の中で不特定多数が集まる市役所へ健常者より身体が弱い人を行かせるのは感染の危険が高くないでしょうか。郵送やオンラインでは駄目な理由や根拠もないと思います。本人確認や必要書類が交付されては問題ないと思います。 郵送やオンライン化により、1.コロナの感染リスクを減らす2.各市町村の役所の窓口混雑解消や職員の負担軽減により働き方改革となる3.その他の手続きの業務簡略化やペーパーレス化4.法改正などなくても各省庁からの通達でできるのでは。	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	【総務省】 受償料免除に関する手続については、NHKが定める日本放送協会放送受償規約に基づいて行われることとなります。 【厚生労働省】 補装具申請や補助具修理申請の手続き 厚生労働省が「補装具費支給事務取扱指針」を示し、各都道府県、指定都市、中核市等が運用しています。 補装具費支給に係る事務処理について、身体障害者の補装具費支給のためには、本人等が、補装具の購入を行う前に、市町村に様式例第1号「補装具費支給申請書」等の書類を市町村へ提出する必要があります。 【国土交通省】 公共交通機関における障害者の方のオンラインでの乗車船券等の予約・決済については、一部の事業者の対応に譲られている現状となっております。 【厚生労働省・国土交通省(有料道路通行料金の割引措置)】 有料道路通行料金の障害者割引手続については、事前に地方公共団体の福祉事務所等での対面による確認手続が必要となっております。	地方自治法245条の4の規定に基づく技術的助言 【補装具申請や補助具修理申請の手続き】 障害者総合支援法施行規則第65条の7	【総務省】 障害者に対する受償料免除の申請については、NHKにおいて、令和3年10月頃より郵送による申請も可能とすることとしています。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【国土交通省】 公共交通機関の分野において、障害をお持ちの方でも一般の旅客と同様に、オンラインにより乗車船券等の予約・決済が実現(マイポータルとの連携を含む)されるよう、官民が連携して、各事業者における取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、実現に向けた検討等を行っております。 【厚生労働省・国土交通省(有料道路通行料金の割引措置)】 当該割引措置の申請窓口である管内福祉事務所及び関係機関に【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症対策等としての有料道路における障害者割引の郵送手続きを可能とする特例措置について(周知依頼)」(令和3年1月15日)により申請者が福祉事務所等に来所して行う申請手続き(新規・変更・更新)は、当面の間は郵送手続による方法も可能としております。 また、有料道路通行料金における障害者割引のオンライン申請の実現にあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、マイナンバーカード及びマイポータルを活用したオンライン申請システムの構築に係る課題抽出やその課題解決のための調査・検討に着手しております。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1401	令和3年7月20日	令和3年9月10日	医師・歯科医師・薬剤師届届及び業務従事者届の完全オンライン化	表題の医療従事者における2年に一度の届出調査について、現在は届出用紙の提出が求められております。用紙は各保健所より勤務先へ配布、もしくは各自が保健所から受け取り、または厚生労働省ホームページよりダウンロードし、記入して管轄の保健所に提出することになっております。しかし、届出期間が短く、医療機関に仕事していない場合で特に育児や介護、病気等での入院中などの場合に紙ベースでの届出は時間的・物理的制約が大きくなります。実際に個人は薬剤師免許保持者ですが現在退職しており、さらに1月上旬に多胎出産予定であり、12月上旬には管理入院となる予定のため、用紙配布、提出期間に自ら保健所で手続きすることが不可能であります。入院中はCOVID-19の影響で面会不可であり、荷物の受け渡し等も制限があるため、これらの手続きを代理で行うのも通常よりも困難である状況にあります。厚生労働省または各保健所のホームページ上でオンラインによる届出が可能になれば、上記のような状況下であっても簡便に届出が可能となり、より正確な統計調査が可能となると考えられます。また、オンライン化に伴い、届出用紙が削減となるため、用紙やインク代のコスト削減となり、さらに、現在多忙な保健所における窓口業務の軽減につながると考えられます。	個人	厚生労働省	医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条、保健師助産師看護師法第30条、歯科衛生士法第6条第3項、歯科技工士法第4条第3項	検討し着手	医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出については、令和3年9月よりオンライン化に向けた調査を実施することとしており、また、令和6年度から稼働予定のマイナンバーを利用した国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との関係の整理も含め、オンライン化に向けた課題・方法について現在検討を行っています。また、業務従事者届については、看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、オンライン化やデジタル化の可能なものから実施することについて、検討を行っています。			
1403	令和3年7月20日	令和3年9月10日	特別養護老人ホームの嘱託医制度について	特別養護老人ホームは介護施設でありながら、医療施設としての登録も義務づけられています。そのため医師をさして委託費を払って契約し、嘱託医として登録します。しかし利用者のなかには、入所前からの医療機関をかりつけとして継続したいという希望の方もいらっしゃったり契約した嘱託医の先生が夜間や緊急時の対応が難しい方もいます。そのため、嘱託医と別にかかりつけ医をお願いしようとする診療報酬上は特異に往診しても報酬点数としてがん末期以外は算定できないようになっているため、医療機関にとってはメリットがなく、断られるか、別途、施設からの契約料を要求されたりします。	特養への医療の制限を撤廃してほしい。(嘱託医制度の廃止、医療機関との自由契約、診療報酬上の請求制約の撤廃)	個人	厚生労働省	・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)第2条第1項第1号 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)第12条第1項第1号 ・特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成18年3月31日保医発0331002号)	対応不可	特別養護老人ホームに配置を求められる医師は、入所者の健康管理や療養上の指導を通じて、日常的に健康状況を把握し、その健康を保つ重要な役割を果たしているところであり、その役割については検討しておりません。また、上記のとおり、特別養護老人ホームにおいては、配置医師により健康管理や療養上の指導が提供されることになっており、これについて介護保険と医療保険とで調整の上評価を行っているところであり、施設外の医師による医療行為は、一定の場合に限り診療報酬の算定が可能とすることで、入所者の必要な医療ニーズに対応しているところです。なお、特別養護老人ホームにおける医療提供体制については、必要に応じて見直しを行ってまいります。	◎	
1405	令和3年7月20日	令和3年8月18日	警備業の個人法人の各種資格証に関して	資格証の住所変更	現在、資格証を取得した警察署のみでしか手続き出来ない為、転勤や支社引越し時は委任状を添えて、近隣支社に頼まなければならない。例北海道では、帯広署で申請したなら、同じ十勝管内の広尾署では出来ない。運転免許証と同じで良いと思う。	個人	警察庁	「資格証の住所変更」として提案されていますが、住所変更に伴って手続を必要とするのは合格証明書であるため、この件について提案されているものと思われず。なお、合格証明書に関する制度の現状については次のとおりです。合格証明書の交付申請については、警備員等の検定等に関する規則(平成17年公安委員会規則第1号)以下「規則」という。第14条第1項及び第2項において、合格証明書交付申請者の住所を管轄する公安委員会に提出する場合は当該合格証明書交付申請者の住所の所轄警察署長を經由して、合格証明書交付申請者が警備員である場合におけるその方が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する場合は当該営業所の所在地の所轄警察署長を經由して、提出することとされています。書換えの申請については規則第15条第1項及び第5項において、再交付の申請については規則第15条第3項及び第5項において、「当該公安委員会」にすることと定められており、いずれの申請についても、規則第14条2項の規定により經由すべき警察署を經由して、合格証明書の交付を受けた都道府県公安委員会に申請することとされています。	警備員等の検定等に関する規則(平成17年公安委員会規則第20号)第13条及び別記様式第2号、第14条並びに第15条	検討を予定	合格証明書に記載の住所の変更に伴う手続の利便性向上に向けた警備員等の検定等に関する規則(平成17年公安委員会規則第20号)改正について検討する予定です。	
1408	令和3年7月20日	令和3年9月10日	国家試験の資格の現状	厚生労働省認定の国家資格(医師、看護師、薬剤師等)の免許証が、大きすぎて持ち運びができません。車の免許証くらいにしたいだけです。	大きすぎて持ち運びに不便な災害時にパッと見せて活動できるいちいちA4の印刷して見せるのめんどくさい	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。	医師法 保健師助産師看護師法	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の確認が可能な仕組み等について、今後、検討してまいります。なお、現在、医師や薬剤師等については、携帯可能な資格証のHPIカードを開発団体が発行しております。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1409	令和3年7月20日	令和3年8月18日	民事訴訟規則2条1項について	民事訴訟規則2条1項では、裁判所に提出する書面への押印義務を定めており、その対象を「準備書面その他の当事者もしくは代理人が裁判所に提出すべき書面」としている。ここでいう「裁判所に提出すべき書面」の文言の解釈について、訴状、答弁書など法的主張を内容とするものに限るなど限定的な解釈を政府から示していただきたい。規則の改訂をしていただきたい。	民事訴訟規則2条1項の「裁判所に提出すべき書面」が何を指すかは同規則には明記されていないものの、「条文解釈民事訴訟規則」に相当に広い解釈が示されているために、裁判所の職員からは、およそ裁判所に提出する書面全般に、「念のため」、押印するように求めるのが慣習となっており、書面を提出する代理人等種としては非常に手間がかかり、また、裁判所書記官からしても押印を求める以上は、押印が正しくされているかを確認する義務が生じるという意味でも手間が生じます。ただ、準備書面は、提出後に、当事者又は代理人が裁判所に提出して「この書面の内容の通り、陳述します。」と口頭で自分が出した書面であることを宣言します。現実法廷に向いて、「陳述」をしているのに、さらに書面にも押印を求めるとは、二重の意味で無駄です。訴状などでは、すでに裁判のIT化されており、ペーパーで提出することすらありません。我が国でも裁判のIT化は第1フェーズの段階であり、進捗していない訳ではないです。ただ、現状であっても、民事訴訟規則2条1項の解釈を示すことで、「念のため」の精神だけであらゆる書面に押印する従来の運用を変更することができ、日本の裁判のIT化の促進につながると思います。特に現場レベルの意識改善にはなり、改革に寄与します。行政手続のIT化を現内閣で進めよう方針であれば、まずは、裁判所という厳格な手続を取る官庁で、まず手本を示し、裁判所といえども、全てを厳格にしないといけない訳ではなく、厳格なものど、厳格にしないでよいものとを区別するというスマートな姿勢を示す必要が重要であると考えます。	個人	法務省	民事訴訟法には、訴状や準備書面等の裁判所に提出する書面について押印を必要とする規定はありません(御指摘のとおり、最高裁判所の定める規則「民事訴訟規則第2条第1項」において、裁判所に提出する書面には押印すべきものと規定されています。)	なし	その他	民事訴訟法には、裁判所に提出する書面について押印を必要とする規定はなく、この点については、最高裁判所の定める規則によって規定されています。したがって、法務省から御指摘の点について解釈を示すことは困難です。	
1410	令和3年7月20日	令和3年8月18日	技能実習計画認定申請における添付書類の削減	外国人に技能実習を行わせるために技能実習計画認定申請が予め必要であることは周知のとおりですが、添付書類として外国人技能実習機構が求める「申請者の誓約書(参考様式第1-2号)」「技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書」の廃止を提案します。	様式に記載されている誓約内容は、本誓約書の有無に関わらず当然遵守すべきことが再掲されているに過ぎず、誓約書を提出することの必要性は認識があるため、両誓約書が廃止されれば、技能実習計画の1申請につき2枚の紙・作成コストの削減に繋がります。技能実習計画の申請は年間数十万件にのぼることから、コスト削減効果は大きなものが期待できる。	個人	法務省 厚生労働省	御指摘の誓約書については、いずれも技能実習計画が認定基準に適合しているか確認するために、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第8条で規定されている技能実習計画の添付書類です。誓約書の参考様式でお示ししている誓約事項は、いずれも技能実習制度の適正な実施のため、重要なものです。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第8条	対応不可	制度の現状欄のとおり、御指摘の誓約書は実習実施者等が技能実習制度の趣旨を理解し、技能実習計画の認定基準を満たしていることを明らかにするための書類であり、技能実習制度の適正な実施のために重要なものであることから、御提案の誓約書の廃止は困難です。	
1411	令和3年7月20日	令和3年8月18日	消防署に関わる各手続の押印の省略	消防署に提出する書類の消防設備等点検結果報告書、消防設備設置届等多岐に渡る書類に必要とされている押印を失くす。	現在、消防署に提出する書類のほとんどが押印をしていないと受け付けられない。問題は大きく2つ。1つは、現在のコロナ禍において消防点検業者が客先に押印の依頼、消防署への直接の提出、といった押印が無ければ削減できる不十分な対応でのやり取りがなされている。消防署でのクラスターの発生を確率を上げる為、押印の省略が必要と考える。2つ目は、消防点検実施の金銭的なハードルを高めている点。現在ほとんどの消防点検業者が専門的知識の有無を理由とした消防署への関係書類の提出を代行しているが、その手間賃として点検料金、工事料金に上乗せしている。消防署へ直接提出が必要が無ければ料金引き下げも認められ、消防点検実施物件削減にもつながる。尚、令和2年5月15日に新型コロナウイルス感染拡大を受けた消防庁通知で押印の省略と電子申請の推進を訴える通知が出たが、強制力を持たず各地の消防でほとんど実行されていない実態がある。	個人	総務省	建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防用設備等について定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。また、消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)により、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号) 「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)	現行制度 下で対応可能	消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、電子メールや電子申請システム等による申請等の受付を促しています。	
1413	令和3年7月20日	令和3年8月18日	重度判定用の療育手帳の更新時期の延長	重度判定の場合は3年後など更新時期を延長する	療育手帳重度判定を持つ7歳の子供を育てています。3歳のときに療育手帳を初めて取得し、それから毎年更新しています。5歳のときに重度になりました。正直、重度を取得したあとに中度・軽度へ変更になることはほほほほとと思っています。5歳以降も児童相談所の方から翌年更新を勧められ、毎年更新していますが、変わらない判定のために学校のために仕事を休み判定に出向く意味を見出せません。重度判定の場合は更新頻度を延長していただけるよう検討していたらと幸いです。	個人	厚生労働省	療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されておりです。交付後の更新期間及び延長については各自治体に判断頂いております。	療育手帳制度について(昭和四十八年九月二七日)発見第一五六号	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1414	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者受給サービス受給者証のオンライン化	障害者の利用する放課後等デイサービスの利用に必要な「受給者証」をオンライン化(アプリなど)する	出雲市に住んでいます。子供が放課後等デイサービスを利用しており、受給者証を出雲市から頂いています。放課後等デイサービスなどの福祉サービスの利用変更があるたびに、受給者証を利用しているすべての施設に提出しなければなりません。一冊を共有するため、記載してからの次の施設へ持っていく、記載してもらって次の施設へ持っていくを繰り返していますが手間です。もしこの記載の必要が実はないのであれば、このルールを廃止していただきたいです。今後もし継続しなければならぬのなら、オンライン化などして1冊を回すような手間はなくなればと思います。	個人	厚生労働省	障害者受給者証の提出は、放課後等デイサービス事業所が市町村に障害者受給者証を請求する上で、障害者受給者証の有効期間等を確認する必要があります。ただし、提出に当たっては、必ずしも保護者が事業所に持参する必要はなく、例えば、お子様が通所時に提出したり、送迎の際に提出したりする方法も可能です。	児童福祉法 第21条の5の7第10項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	△

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1415	令和3年7月20日	令和3年8月18日	待機児童対策	・公立幼稚園は全て、保育園として活用すること。 ・全ての保育園に対し、3歳児以上は教育機能も併せ持つこと。 ・ゆくゆくは、3歳児以上は通園を義務化すること。(唐待に気づけるため)	厚労省による保育園と、文科省による幼稚園の存在は、特に待機児童緩和の最たるものだと思います。 公立の幼稚園については、待機児童が問題となっている現状もあるなかで、定員割れしているところも多く、存在意義が問われている。 園庭のない保育園に通園している子供たちが多く、広い園庭のある公立幼稚園(しかも定員割れしていたり)の存在は非常に問題がある。 働くからすると、赤坂の段階で、親が働いているから教育機能を持つとされる幼稚園に通えないは非常に子供に対して心苦しい。 幼保一体化し、働く親の子供も、教育機能を持つ園に通わせることができるようにし、待機児童問題を解消してほしい。 資格も統一し(一級、二級などでレベル分けなどもあり得ると思うが)、幼稚園教諭資格と保育士資格を分けず、等しく子供たちの保育、教育ができるようにしてほしい。	個人	内閣府 厚生労働省 文部科学省	番号69、309の回答をご参照ください					
1416	令和3年7月20日	令和3年8月18日	看護師、保健師免許について	保健師、看護師の免許(賞状形式)を、運転免許証と同じサイズにしたい。	【サイズ】 賞状らしいのサイズで、持ち運びが困難です。大きいので郵送費も高いです。また、持ち運びの際に汚れてしまったり、破れたり、盗目でも見えるので個人情報が増えたりするリスクが高いです。 ?運転免許証と同じサイズをお願いします。 【文字】 わざわざ筆耕されていますが、正直不要です。おかげで免許更新の際には提出して5ヶ月後に新しい免許が届きました。勿論その間は無免許のような状態です。 ?筆耕は不要です。印刷をお願いします。免許更新の時間かかりすぎです。 【改善後】 ペーパーレスによる環境負荷の軽減、無免許期間の短縮。身分証として持ち歩ける。 小さいことですが、ご対応いただけると幸いです。お願いいたします。	個人	厚生労働省	身分で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。	保健師助産師看護師法	検討を予定		デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化。在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の確認が可能な仕組み等について、今後、検討まいります。	
1417	令和3年7月20日	令和3年8月18日	士業の2か所事務所禁止について	個人の士業については複数事務所が禁止されていますが、複数事務所開設が可能になるようにしていただけないでしょうか。	税理士・弁護士等の士業は複数事務所が禁止されており、また、法人化しても各拠点に社員の新規義務があります。 過当競争防止や税理士等の品位の保持と非税理士等の抑制が主な趣旨かと思いますが、 1. 税理士法人等では複数事務所が認められているため、過当競争防止の趣旨はすでに意味がありません。 2. 技術進歩により遠隔でも監理・監督が可能となったため、非税理士等の抑制や品位の保持は可能と考えます。 そのため、複数事務所開設を認めるようご検討いただければと思います。 社会的な効果 例えば、 個人税理士等が会計センター等を地方に開設することができれば、地方で雇用促進を図ることができるようになります。 税理士法人・税理士事務所ではない、株式会社形態の会計センター・コンサルティング会社等が非税理士の温床になる危険性があるため、税理士・税理士法人等が直接会計センターを運営することで、非税理士を抑制することができます。 コロナ禍においては、長期間通勤による感染リスクの防止・人員分散によるクラスターの抑制が図れます。	個人	(弁護士) 法務省 (税理士) 財務省	【弁護士】 弁護士は、いかなる名義をもってしても、2箇以上の法律事務所を設けることはできないこととされています。 【税理士】 税理士法第40条第3項の「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」の規定の趣旨は、税理士の業務活動の本拠を一か所に限定することで法律関係を明確にすることや、税理士以外の者による税理士業務の防止に資することとされています。なお、上記のとおり、本規定では、税理士は税理士事務所を二以上設けてはならないこととされていますが、例えば開業税理士が自宅等でテレワークによる税理士業務を行ったとしても、その自宅等が外部に対する表示の有無等の客観的事実により税理士事務所と判断される状態であれば、同項の違反に当たらないものと考えられます(令和2年4月15日に日本税理士会連合会が在宅勤務に関するFAQとして公表しております。)	【弁護士】 弁護士法第20条第3項本文 【税理士】 税理士法第40条第3項	対応不可	【弁護士】 弁護士法第20条第3項本文が複数事務所の設置を禁止する趣旨は、①弁護士間の過当競争を防止し、弁護士としての品位を保持すること、②非弁護士の温床となることを防止すること、③弁護士の指導・連絡・監督権を確保することにあると解されていること(公判物「衆議院議員法第5版」(日本弁護士連合会調査室編著))を踏まえると、提案の内容について対応することは困難です。 【税理士】 左記のような法令の趣旨を踏まえれば、本規定の見直しについては慎重に検討する必要がありますと考えられます。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1418	令和3年7月20日	令和3年12月2日	就労証明書の書式統一およびデータ化について	保育所や学童に子を預けている従業員に対し、会社に勤務していることを証明する書類(就労証明書または勤務証明書)の提出を各市町村から要求されます。この書類が、市町村毎に書式が統一されておらず、記載項目も異なっているため、1枚作成するだけで多大な工数を必要とします。さらには、エクセル等のデータが多いため、PDF化しない市町村が多いので、毎年各市町村毎に同じ書類を手書きしなければなりません。会社印も必要のため、作成するのみに出社が必要になることもあります。「勤務していることの証明」という同じ目的を果たす為の書類ですので、全国統一の書式およびエクセルデータでの提供を是非実現してほしいです。	提案内容とも被りますが、人事担当者は、毎年この書類を作成するだけで、膨大な時間を消費しています。全国統一の書式にし、エクセルデータで提供されれば、同じ従業員についても、次年度は1から作り直す時間は削減できます。待機児童削減や、出産数の増加を国として支援するのであれば、それに反比例して増大する人事部門のコストや工費削減についても同時に検討してほしいです。それによって、テレワークが難しい人事部門についても、少なくとも就労証明書の為だけに出勤する必要性がなくなるかと考えます。	個人	内閣府 厚生労働省	<p><保育所について></p> <p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。</p> <p>法令上で書類の指定等しては、各市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の書式については、平成29年に標準的書式、令和元年に大都市向け標準的書式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な書式を活用しています。</p> <p>2項については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正性を担保する観点から押印を求めていると承知しています。</p> <p><放課後児童クラブ(学童)について></p> <p>放課後児童クラブに関しては、利用にあたり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けられません。</p>	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	<p><保育所について></p> <p>就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な書式について活況調査等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。その活況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた書式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的書式」の改定版を「標準的書式(簡易版)」として、また、利用調整のために「標準的書式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的書式」の改定版を「標準的書式(詳細版)」として、令和3年7月に公示しました。これらの書式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても併せて、市区町村に対して促しております。</p> <p>押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し、通知等を発出してしております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的書式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。</p> <p><放課後児童クラブ(学童)について></p> <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知書式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。</p>	
1419	令和3年7月20日	令和3年8月18日	出産に関する手当と書類作成ツール	出産手当金や社会保険料の免除、育休手当など出産に関わる補助の申請を一元化し簡単にできるインターネットサイトを作してほしい。電子申請の他に、文書作成ツールがほしい。	出産手当金や社会保険料の免除など出産に関わる補助が多いのはありがたいが、その申請先が、年金、健康保険、VPCワークと複数で手順が異なる。それぞれの申請書には重複する項目も多い。申請書のフォーマットを探すのにも一苦労です。そもそも受けられる支援を見逃すこともありそうです。小規模事業者にはその申請のハードルが高く、出産予定者本人が申請担当者となり悪影響が大きい。一部の電子申請には電子署名が必要のため、諦めました。一部の電子申請、文書を作成してプリントアウト、押印書類のスキャンデータでの申請がそれぞれできる。	個人	厚生労働省	<p>健康保険制度における出産手当金、育児休業中の社会保険料免除、雇用保険制度における育児休業給付については、各根拠法令に基づき、それぞれ健康保険の保険者(全国健康保険協会又は各健康保険組合)、日本年金機構(保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合)、ハローワークに対して申請手続が必要です。</p>	健康保険法施行規則第7条、第135条等	対応不可	<p>行政手続については、押印廃止が進められているほか、本年6月に取りまとめられた規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)においては、厚生年金保険及び雇用保険関連手続におけるオンライン利用の引き上げや社会保険関係手続における電子申請の促進、マイナンバーカードやICカードを用いた情報連携の普及等が明記されたところであり、引き続き、制度の利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組んでまいります。</p>	
1422	令和3年7月20日	令和3年8月18日	消防関係各手続きの電子申請の採用	現在紙を使っている消防署への直接提出が基本的な消防設備点検報告書や初めとする、消防設備設置届、使用開始届、変更届等の各書類のPDFファイル、メールを使用した電子申請の採用	理由1 現在のコロナ禍において、消防署に向いでの直接の書類のやり取りは感染拡大防止、救急インフラの安全確保の観点から不必要。消防署でクラスターが発生すればその地域の救急医療を含む消防機能の麻痺に繋がる為、消防職員の不特定多数の来客とのやり取りは可能な限り無くすべき。 理由2 消防点検結果報告書といった消防署に提出の義務付けられた書類の手続きはその専門性から消防設備点検業者が建物所有者に代わって代行する事が多いが、その際の手間賃は結局、建物所有者が点検料金に上乗せされる形で支払っている。これが消防設備点検の料金の平均価格を引き上げており、本来法令で義務付けられている消防点検を未実施の物件が依然相当数存在する要因となっている。火災の危険から人命を未然に守る消防点検の実施のハードルを下げる事ができ、電子申請を使用した消防関係手続きの簡略化が必要。 尚、新型コロナウイルス感染症を受けて令和2年5月15日に消防庁から出された「消防関係手続きの押印の省減と電子申請の使用の推奨」の通知は強制力を持っておらず、ほとんどの消防署で実施されていない実態がある。強制力を持った消防署の手続きの抜本的な改革が早急に進められるべき。	個人	総務省	<p>建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防用設備等について定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。また、消防庁では、消防法令に規定する申請書類の押印を廃止する制度改正を行い、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。</p>	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(通知)「令和2年12月25日付け消防総第812号」	現行制度下で対応可能	<p>消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書類の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、電子メールや電子申請システム等による申請等の受付を促しています。</p> <p>あわせて、消防用設備等の点検結果報告書を含む火災予防分野における各種手続について、申請意図の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021年度(令和3年度)に、「マイナンバー」及び「サービス」を利用した電子申請の受付について、複数消防本部で実証実験を行い、2022年度(令和4年度)以降への取組を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することとしています。</p>	
1423	令和3年7月20日	令和3年8月18日	協会けんぽの申請が郵送のみで、かつ先からの回答連絡も郵送のみとなっています。オンライン申請やオンライン通知等を導入していたらどうか存じます。	郵送の煩雑さ。通知の遅さ。手当金がいつ支給されるか分からない不安からの解消	個人	厚生労働省	<p>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、窓口での申請を原則とはせず、郵送による申請の促進を図っております。また、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間(書類不備による返戻期間、療養担当医師等への照会期間を除く。))を定めて業務を行っております。</p>	なし	検討を予定	<p>現金給付の申請受付から支給については、標準期間内(10日間(書類不備による返戻期間、療養担当医師等への照会期間を除く。))に支払を実施しています。なお、医師等への照会が必要であり標準期間内に支払が実施できない場合は、その旨を郵送でご連絡いたします。また、申請者から電話で申請の状況について、お問い合わせがあった場合は、随時、状況をお伝えしています。</p> <p>オンライン申請の導入については、手続の利用状況や医師の意見書等の添付書類のオンライン化を含めたシステム導入にかかる費用等を踏まえ、その要否も含めて検討しているところです。</p>		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1425	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特許庁商標登録手続きについて	私、上野で小さな会社を営んでいます。1月9日に座号の商標登録を出願しました。29200円の支払い、出願から10カ月後、今度は登録査定のお知らせが来て、さらに22200円を支払い申請しました。こんな無駄なことはやめていただきたい。データ化してはばい時間もかからず、処理できると思います。民間の会社ならとっくに潰れています。	紙ベースの出願をやめて、さらには印紙もやめる。出願フォーマットを作成し、データベースにしたら、即ペースを照会して印刷できると思われま。今の人員の半分でデータ処理ができると思われます。間違いないです。印紙を扱う人員もいらなくなります。	GFブランニング株式会社	経済産業省	商標登録出願は書面のみならず、電子出願が可能であり、2020年には84%の出願が電子出願によってされています。商標登録出願又は商標登録に係る手数料及び登録料についても、特許印紙に加え、現金納付、電子現金納付、口座振替及びクレジットカードによる納付が可能です。(参照)電子出願ソフトサポートサイト https://www.pciinfo.go.jp/site/index.html	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条、第15条の3、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令	事実確認	左記のとおり、電子出願及び特許印紙以外による手数料等の納付は可能です。なお、商標登録出願は、出願後に審査の順番待ち期間及び商標の審査があるため、最初の審査結果通知までに、平均10か月(2020年度)要しています。		
1426	令和3年7月20日	令和3年8月18日	食品等輸入届出書の押印もなしは原本提出廃止の件	食品を輸入する際、押印した食品等輸入届出書の原本を検疫所の食品監視課に提出する必要があります。この書類、押印を不要にするか、押印後の原本提出を不要にするか、どちらかにしてFAXでの受付を可能にしていきたいと思えます。	安全な食品を輸入するためのシステムであることは重々承知しておりますので、届出書を出すこと自体には全く問題ないのですが、基本、輸入する際の到着港は輸入者の事務所から離れたところにあります。積込年月日、到着年月日、搬入年月日、届出年月日、保管倉庫コード等、到着しないといけない項目がありますので、事前に準備することができません。準備したところで、審査するために押印した原本が要求されますので、準備が出来てから原本をわざわざ空港ないしは港に持ち込む必要は急ぎだから空輸を入れても、郵送を要求されましたそのために1~2日通関が遅れます。押印不要なし押印は必要が原本は不要、と言う事であれば、検査もFAXで食品等輸入届出書を出すことも可能です。申告者の時間の短縮、交通費の短縮、発送料金の節約、発送後の紛失の心配もありませんし、郵送のために使用される車両の排気ガスを減らすことにも繋がります。また、検疫所員の方々も、郵便物の開封作業をする手間が省け、開封後のゴミも出ることがありません。もしFAXで食品等輸入届出書を出すことができれば、ロスタイムを無くす事が可能になります。是非ご検討をお願いしたく存じます。	民間企業	厚生労働省	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検疫所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。)について、押印等を不要としています。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html	なし	対応	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検疫所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。)について、押印等を不要としています。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html		
1427	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」の添付書類の省略と個人番号の利用の提案	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」(厚年法26条、則10条の2)の添付書類の戸籍簿(抄)本や住民票を廃止し、被保険者(母・父等)と当該子の個人番号の記載で届け出を可能としたい。	届出の添付書類の理由は、「戸籍簿(抄)本」は、続柄と子の生年月日の確認のため、「住民票」は、申出者と子の同居確認のためのもの(年金機構のHPからであるが、これらについては、すべて個人番号の記載で確認可能な事項であるため、手続きの際の添付書類提出を廃止して欲しい)。特に住民票は、「育児休業終了」の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要と取得日の規定があり、職場復帰直後で仕事と子育ての両立を開始したばかりの母(父)が、添付書類を入手するために時間と金銭(原本や住民票の手数料)を支払って、届けなければならぬのは、国の政策である子育て支援とマイナンバーの普及の観点からしても、大変不合理である。	あいかた社労士事務所	内閣官房 厚生労働省	被保険者からの申出を受けた事業主又は被保険者であった者が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を日本年金機構へ提出する場合、申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるものとして「戸籍簿本(抄)」を、申出者と子が同居していることを確認できるものとして「住民票」の添付が必要となっています。	厚生年金保険法第二十六条 厚生年金保険法施行規則第十条の二	検討に着手	「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に「申出者」と「養育される子」の個人番号を記入いただいた場合は、日本年金機構において個人番号を活用して住民票情報を入力することで、「住民票」の添付が省略できる取扱いを検討しています。		
1428	令和3年7月20日	令和3年8月18日	収入証紙での納付の廃止	北海道税務事務所において納税証明書の交付申請における手数料納付が北海道収入証紙または郵便小為切に限られています。道税事務所内(札幌市北区北22条西2丁目)に北海道収入証紙売切書がありますが、15時30分で閉まってしまいうため、その時間以降は道税窓口が開いていても申請できない状況です。国税は現金での納付がOKなのに、北海道は現金での納付は認めないのには違和感を覚えますし、不便極まりないです。是非とも是正をお願いいたします。	手数料納付を現金もしくはカード決済にしていたら、と思います。北海道収入証紙の貼付を廃止すれば、収入証紙を売切するためのよう、な、そして営業時間9時から15時30分と道税事務所の窓口受付時間も合わないような、銀行の出張所も廃止出来ず、そもそも、収入印紙でもない北海道収入証紙という存在意義もわかりかねます。収入証紙廃止になれば証紙の印刷、保管コスト等削減できますし、住民サービスアプリもつながると思わます。(法務局でも登記印紙から収入印紙に変わっているのにです。)	個人	総務省	行政改革の番号617の回答をご参照ください					

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
1430	令和3年7月20日	令和3年8月18日	遺産分割協議書 式について	親が亡くなり、相続税と不動産の登記手続きをしました。まず相続税の申告をするにあたり、手引書を見ながら遺産分割協議書を作成しました。その後、不動産相続登記をしようとした時、相続税の申告で作った遺産分割協議書ではだめだと言われ、新たに異なる形式で作り返す必要がありました。運河間に住む親族に再度説明、依頼して実印を押してもらうという大変な作業でした。相続という一つの事象に対し何故同じような書類を2つ作らねばならないのでしょうか、共通化をして欲しいのです。	上記に含んでいます。	個人	法務省 財務省	相続財産である不動産に関して共同相続人が遺産分割の協議(民法第907条第1項)をし、その協議結果に基づいて当該不動産の相続登記をする場合には、遺産分割協議の際に作成した遺産分割協議書を、当該登記申請の添付情報として提供する必要があります。	不動産登記法第63条第2項 不動産登記令第7条第1項第5号口 民法第907条	事実確認	相続登記の申請に必要な遺産分割協議書には、遺産分割の対象となる不動産を具体的に記載していただく必要があります。例えば、不動産の所在地や地番又は家庭番号等を登記記録のとおり正確に記載していただく必要があります。また、どの不動産をどなたが相続されるのかについても明確に記載していただく必要があります。法務局ホームページや国税庁ホームページに掲載されている遺産分割協議書のひな型を確認しましたが、いずれも相続登記の申請が困難になるような内容は見受けられませんでした。どのような理由により御指摘のような状況になったのかが分かりませんが、上記のホームページに掲載されている例により作成されているのであれば、一般的にその形式等について不備はないものと考えられます。なお、相続登記の申請の際に遺産分割協議書を提供する場合には、原本とその複写したものの両方を提供し、原本の返付請求(不動産登記規則第55条)をさせていただかなければ、原本をお返しすることができなくなります。
1431	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労災の給付を受ける 際の手続きについて	・労災申請時に提出した書類で病院等に共有すべき内容は受領印を押したコピーを受給者に渡しおき、病院や薬局それぞれに別途必要な内容に合わせて各所に送るようになっています。 ・薬局でデジタル化されておらず手書きで保険請求するが手間で労災を受け付けていないと言われ何件か回って労災を扱っている薬局にたり着きました。同じ省内の旧厚生省は電子カルテ等を推進してきた訳です同じシステムで事務処理ができるようデジタル化し効率化していたければ致す薬局も増え患者も薬局(や病院も?)助かると思います。病院も患者が手書き書類を提出しているということはアナログのままなのではと危惧しています。スキャンしてデジタル化したものが使えるようにするなど省内の厚生部と連携して同様のシステムづくりをしていただきたいです	数年前、労災の給付を受け助けていただいたのですが非効率で疑問を感じました(既に改善されていたら申し訳ありません)・当時全ての書類が手書きで労災申請だけでなく病院、薬局等に提出する書類にも事故の説明等同じ内容を何度も書かねばならずとても無駄だと思いました。手書きで同じ内容を書いてると省略したりして少しずつ文章も変わったりしてしまいますが本来全く同じであるべき内容です。また病院経由で同じ内容が最終的に労災に溜まっていくのも資源の無駄だと思います。ですから提案のようにして共有が必要な情報は各所に同じものが配られるようにして各所で異なる内容についての部分のみが病院等から労災に提出されるようになれば効率的だと思います ・薬局でデジタル化されておらず手書きで保険請求するが手間で労災を受け付けていないと言われ何件か回って労災を扱っている薬局にたり着きました。同じ省内の旧厚生省は電子カルテ等を推進してきた訳です同じシステムで事務処理ができるようデジタル化し効率化していたければ致す薬局も増え患者も薬局(や病院も?)助かると思います。病院も患者が手書き書類を提出しているということはアナログのままなのではと危惧しています。スキャンしてデジタル化したものが使えるようにするなど省内の厚生部と連携して同様のシステムづくりをしていただきたいです	個人	厚生労働省	(1点目) 法令においては、労災保険給付の支給を受けようとする者は、その給付種別ごとに「労働者の氏名、生年月日及び住所」、「事業の名称及び事業場の所在地」、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」等を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされており。 (2点目) 労働者の方が業務又は通勤が原因で負傷したり病気にかかったときは、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等(以下、「指定医療機関等」といいます。))において、自己負担なく治療や薬剤の支給を受けることができます。指定医療機関等から国に対する診療費等の請求については、現在、オンラインによる請求が可能となっています。	労働者災害補償 保険法施行規則	対応不可 (1点目) 対応不可 (2点目) 現行制度 下で対応可 能	(1点目) 労災保険給付の請求が労働基準監督署にされた場合、その請求書ごとに審査を行い、支給又は不支給の決定をしているところです。例えば、休業補償給付の請求を行う場合は、請求書を所轄労働基準監督署長に提出する必要がありますが、療養補償給付たる療養の給付の請求を行う場合は、請求書を労災指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。そのための時期については、給付種別ごとに異なります。そのため、請求書ごとに必要事項が記載されていない場合には、給付種別ごとの迅速な決定が行えない可能性があります。また、本来、原本文書に記載が必要である内容を、コピー文書で添付する等の取扱いは、本人作成の真正性の確認などの面があり、実務において非常に困難があるところですので。したがって、労災保険給付については、請求書ごとに必要事項を記載していただく必要があります。 (2点目) 厚生労働省としては、指定医療機関等を増やしていくとともに、労災レセプトのオンライン化のさらなる普及促進に努めてまいります。
1432	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定建築物定期検査 報告について	現在、不特定多数の利用する建築物について毎年定期検査を行い換気設備、排煙設備、非常照明設備、防煙設備、エレベーター等を検査、調査し特定行政庁に提出が義務付けられているが、消防法、特定建築物衛生管理者による保健所への提出でもほぼ同じ義務があるが点検結果を提出しており、同じような書類を提出しています。なので統一化を図ってほしい。 建築物定期調査は上記の者がいる建築物では不要、又は廃止でいいと思います。	上記のような建築物に関する規制が縦割りのせいで重複する部分が多くなり、提出先や書式も違うため何度も同じような書類を提出しています。 1本化するが役割分担されているのであれば統括したものは必要ないと思います。 点検するものもそれぞれ国家資格が必要となっているものなので依頼するとなると、費用がかかります。	個人	総務省 国土交通省 厚生労働省	建築基準法第12条第3項 「建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第285号) 「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第285号) 消防法第17条第3項 また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、特定建築物の所有者、占有者等に対して、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理をすることを義務付けておりますが、毎年、換気設備等の定期検査結果を保健所へ提出することは求めておりません。	建築基準法第12条第3項 「建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第285号) 「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第285号) 消防法第17条第3項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1434	令和3年7月20日	令和3年8月18日	療育手帳制度の全国共通化	身体障害者手帳と同様、知的障害者に対する手帳である。いわゆる療育手帳を法整備し全国的に統一を図ることにより、利用者・被利用者の便を向上させるとともに認知度の向上を図っていただきたい。	現在、知的障害者に対し発行される障害者手帳である、いわゆる「療育手帳」制度があるが、身体障害者手帳と異なり裏付けとなる法的根拠がなく、結果として各自治体独自の施策に近い状態となっている。このことから、以下の弊害があると考えます。 1. そもそも自治体で発行するものであることから手帳の名称が自治体によって異なり、療育手帳と書かず「愛の手帳」「みどりの手帳」など統一が取れていない 2. 身体障害者手帳と同様程度によって等級が分かれているが、等級自体が自治体によって異なるため、他都道府県へ移動すると等級の互換性が無い 3. 一般に身体障害者手帳と同等の扱いを受ける場合が多いが、上記の通り法的根拠がない状態で場所によっては身分証明と認められない場合がある。また自治体によって物理的に様々な形態があるため、逆に偽造しやすいことから身分証明の抜け穴になっている可能性がある。 4. 制度の裏付けが弱いせいで療育手帳の認知度が低いと考える。	個人	厚生労働省	番号1036の回答をご参照ください				
1435	令和3年7月20日	令和3年8月18日	NHK放送受信契約等に伴う押印について	NHKの放送受信契約・解約等の届け出について、書面に「署名と押印」を求めているものがあり、押印禁止の指導をお願いするもの。	行政改革の押印廃止が進んでいるところ、公共放送であるNHKもそれに定歩みを揃える必要があるはずで、それ以外の公的機関への指導もご検討いただきたいところである。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があります。受信契約の具体的な内容や手続等については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に準じて行われることとなります。	放送法第64条第1項等	その他	具体的な受信契約・解約等の手続は、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に準じて行われることから、届出書の押印の要否については、まずはNHKにおいて検討すべきものであると考えます。	
1436	令和3年7月20日	令和3年8月18日	個人で住民票を転居先へ変更手続き済みののに、別に納税地の異動届出書を税務署に提出するのはおかしい	2019年5月に東京都から千葉県へ転居しました。当然転居届も区役所に提出し、転入届も済んでいます。住所変更を行った2019年は還付しれないため確定申告は5年以内によろしくと思っています。税務署の管轄が転居で変わる際に所得税、消費税の納税地の異動に関する届出書を書面で提出しないと管轄の変更が出来ないと税務相談のコールセンターで言われました。納税は義務となっていますし、今は1人づつ個人番号がついているので、この届出書は不要だと思います。届として納税して欲しいのなら、不要な書類は無くしてください。	全日本国民がマイナンバーで1人づつ紐づいているのに、なぜ住所変更の届けを出しているのに関わらず、紙でわざわざ税務署に異動届出書が必要なのか理解できません。妻は別でしようが、個人は絶対不要だと思います。も1年以上前に引っ越しているのですが、昨今は確定申告の必要が無かったのを確認する事はありませんでした。納税相談のコールセンターに電話をして昨日初めて異動届出書が必要だと書きました。納税の通知はちゃんと新住所に来るのにおかしな話です。この届出書が必要とすら周知されていないので、即刻廃止してください。この届出書にも印鑑が必要になっていますので、印鑑の廃止と共に行っていただきたいと思いました。	個人	財務省	○所得税・消費税の納税義務者である方は、その所得税・消費税の納税地(住所地等)に異動があった場合には、納税地の異動があった後遅滞なく、異動前後の納税地を記載した「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」をその異動前の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。	所得税法第20条 所得税法施行令第57条 消費税法第25条	検討に着手	○「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」の廃止に向けた法令改正の検討を進めています。	
1437	令和3年7月20日	令和3年12月2日	勤務(内定)証明書の書式統一・捺印撤廃について	保育園・学童保育などに提出する勤務(内定)証明書の書式統一・捺印撤廃について	保育園や学童保育に通う父母の勤務先に、定期的に「勤務証明書」の発行を求められるが、近年発行対象者が増大しており、総務担当者の負担が大きくなっている。せめて書式を統一してあればシステム対応できるが、それぞれの市区町村でバラバラで、さらに同じ市区内でも書式が多様であるため、手書きでの対応が必要になる。また、捺印も必要なので、総務担当者によるための出勤を条帳にされる。内閣府の中内への「勤務証明書作成コーナー」があるが、書式が古かったり、文字が小さく入らなかつたため、実用的ではない。書式の変更も多いため、HPの改修工数もかかる。「勤務(内定)証明書」の書式の項目を極力減らし、全国統一化し、捺印不要にしていただきたい。また、提出を求める時期が市区町村でバラつきがあるため、総務担当者の負担が集中する時期が読めない。全国で提出時期を統一してほしい	保育園や学童保育に通う父母の勤務先に、定期的に「勤務証明書」の発行を求められるが、近年発行対象者が増大しており、総務担当者の負担が大きくなっている。せめて書式を統一してあればシステム対応できるが、それぞれの市区町村でバラバラで、さらに同じ市区内でも書式が多様であるため、手書きでの対応が必要になる。また、捺印も必要なので、総務担当者によるための出勤を条帳にされる。内閣府の中内への「勤務証明書作成コーナー」があるが、書式が古かったり、文字が小さく入らなかつたため、実用的ではない。書式の変更も多いため、HPの改修工数もかかる。「勤務(内定)証明書」の書式の項目を極力減らし、全国統一化し、捺印不要にしていただきたい。また、提出を求める時期が市区町村でバラつきがあるため、総務担当者の負担が集中する時期が読めない。全国で提出時期を統一してほしい	個人	内閣府 厚生労働省	<保育所について> 保育の入所申請の際に同時に行われること多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第11条の5第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指定等はないが、市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受ける場合には、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきました。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。 就労証明書の提出時期についても法令上で定めているものではなく、各自治体において処理すべき事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で設定しているものと認識しております。 <放課後児童クラブ(学童)について> 放課後児童クラブに関しては、利用に当たり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けられません。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	<保育所について> 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を進めるを指示したところです。 その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式(簡易版)」として、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を定める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくようお願いしています。 また、企業等において就労証明書を電子的で作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に活用を促してきています。 押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を出しております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的様式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。 提出時期については、市区町村によって異なる事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で、各市区町村において設定するものと考えております。 <放課後児童クラブ(学童)について> 制度の現状欄に記載のとおりです。 また、令和2年12月25日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処理 方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1439	令和3年7月20日	令和3年8月18日	A4の死亡診断書の 提出に際して	死亡診断書は、従来は死亡届と 一体となったA3の用紙で届け出さ れることが多かったわけですが、近 年は病院のデジタル化がすすみ、 手書きではなくA4でプリントアウト された死亡診断書を発行することが あります。 A4の死亡診断書の受理に際し、 自治体ごとにかなりの違いがあり ます。そのまま受理してくれるところ あれば、A3で無ければダメなところ 、届出人の捺印を要求するところ 、医師の印の捺印を要求するところ などがあります。ぜひ、無意味な 捺印の要求などは廃しての統一を 望みます。	近年は、病院の電子カルテ化がすすみ、多くの文書が手書きから脱して おりますが、死亡診断書はなかなかすすみません。 その原因として、上記のように自治体ごとに受理の方法に差があると、 届出に行った遺族の方が窓口でトラブルになることを懸念して、なかなか やりにくいことが挙げられます。 また、A3の用紙を要求する自治体もありますが、多くの文書がA4である 現状で病院の電子カルテについているプリンターもほとんどがA4であり、 それも障壁になっています。 厚労省は「平成26年度 厚生労働科学特別研究事業(高齢化社会にお ける死因究明の在り方等に関する研究)」内での議論において関係省庁 に確認をとられて、問題ない、となったと聞いておりますが、現状は自治 体ごとに対応が異なっています。 医療機関の手間削減、また死亡診断書の記載の標準化にも寄与するこ とと思いますので、ぜひ簡素化したうえでの統一をお願いいたします。	個人	法務省 厚生労働省	死亡届書には、死亡診断書又は死体検案書を添付しなければならないものとされて おります。 死亡届書の様式は、A4で作成すべきものとされており、また、死亡診断書の様式 上、特段規格は定められておりません。 なお、戸籍法令上、届書と添付書類を割印しなければならないとする規定はありません。 戸籍法第86条第2 項 戸籍法施行規則附 録14号様式 医師法施行規則附 録第4号様式	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1441	令和3年7月20日	令和4年1月13日	ラグジュアリー有料 送迎サービス実現 のための運送事業 規制緩和	道路運送法にかかる旅客自動車運 送事業の認可制度について、(1)た り多様なサービスを受け入れられる よう認可要件を緩和してほしい。 (2)地域によってはタクシー業の保 護のため、新規登録もできないが、 新規登録を可能または別の特例と して認可してほしい。	・ラグジュアリーホテルの運営を行っているが、地域のタクシー会社では 高級車での送迎対応は一定の収益見込みがない限り対応困難であり、 お客様の期待する送迎サービスを提供する術がない。 ・ホテルが所有する高級車では無料送迎で、かつ限定的な場所への送 迎のみが許容されている。 ・ホテル自身が新規に旅客自動車運送事業を始めるには、車両を5台 以上を所有する必要があるなど、行いたい事業規模にそぐわない要件 がある。 ・そもそもホテルが立地する地域では新規の一般乗用旅客自動車運 送事業登録は受け付けられていない。 ・ラグジュアリーな送迎サービスとして、高級車を従って、有料で、任意の 場所まで送迎できるようなサービスを行いたいのが、現実には地域のタク シー会社に収益を無視した業務提携を受けてもらわざるを得ない。 ・海外のリッチなお客様が期待するサービスと既存のタクシー会社によ るサービスでは期待値が異なるし、言語対応もできない。 ・提案が実現した場合、海外のリッチなお客様の集客増加が見込め、地 域の国際的な知名度・人気向上につながる。 ・新しいサービスによる旅行需要の向上などで地域・産業の活性化が見 込める。 ・地域のタクシー会社のサービスでは実現できないサービスを行うため、 既存タクシー会社とは競合しない。	民間企業	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処 理方針」(平成13年8月29日付国土交通省令第72号)において、最低車両数等の審査基 準が定められており、新たに許可等を行う場合は当該処理方針に適合する必要がある とあります。 また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及 び活性化に関する特別措置法」(平成21年6月26日法律第64号)第14条の2に基 づき、供給過剰となっている一部の地域では新規許可が禁止されています。	〇一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申 請に対する処理方針(平成13年8月29日付国土交通省令第72号) ○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正 化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)	準現行制度で 対応可	一般乗用旅客自動車運送事業については、運転者の労働条件の悪化やサービスの 質の低下を解消するための新規参入・増車に関する規制や、輸送の安全確保を目的 として、運行管理や整備管理を的確に実施できる体制を維持する上で十分な事業規模 を確保するための最低車両台数等の基準を設けているところです。 地方、当該事業には、タクシー以外に、高級車による送迎や外国語対応が可能なハイ ヤー(タクシーと異なり流し営業はできない)も存在しています。規制改革事項の明確 化も必要となりますが、御提案にあるようなサービスについては、既存のハイヤーをホ テルの送迎に御活用頂くことで対応可能となる場合もあってと考えております。	
1442	令和3年7月20日	令和3年8月18日	車検の検査までの 期間の延長	現在、2年ごとの車検が通常になっ ていますが、現在の車は昔と比べて 故障が少なくなっており、 車・バイクとも、車検までの期間を、 4年へ延長を検討してください。	現在の車は色々な規制によって、もともと壊れにくい構造になっており、 2年で壊れるようなものではなくなっている。 消耗品の点検などは、タイヤやターニングベルト、ブレーキパッドなど、 定期的に行った方が良いものもあるが、壊れられないものがほとんどな ので、4年に延長し、中間に消耗品のみ2年での中間チェック税金は 取らないだけを行うようにしてほしい。	個人	国土交通省	番号457の回答をご参照ください				
1445	令和3年7月20日	令和3年8月18日	短時間勤務の措置 を小学校就学までに 変更し希望者へ義 務化	育児、介護休業法における短時間 勤務等の措置に關して、現在は3歳 に達するまでの子を養育する労働 者について、短時間勤務の措置を 義務付けられているが、3歳から小 学校就学の始期に達するまでの子 を養育する労働者については努力 義務であるため、多くの親は子が3 歳になったらフルタイムで働くこと になる。すると保育の延長時間を伸ば す必要があるが19時まで預けられ る保育園は少なく、子を持つ親は長 時間預けられる保育園への希望が 集まる。待機児童削減には、ただ保 育園を増やせばいいのではなく、時 間の延長を義務付けるか、親が希望 した場合、短時間勤務の延長を小 学校就学の始期までと義務づけして 欲しい。	義務化されれば、企業は変わるし、変わらざるを得ないと思 う。義務化されれば、子供がいなくても働きやすい環境が整うの で子育てしながら働く女性が増加し、働き方改革、待機児童対策、少子 化対策につながると思うので、保育園を増やすことに財源を増やすので はなく、制度を変更して、お金をかけずに出来る対策を考案して欲しいと 思うから	個人	厚生労働省	事業主は3歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしていないものについて、 育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。 また、その3歳から小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者について、こ れらの短時間勤務等の措置を講じるように努めなければならない	育児・介護休業法 第23条、第24条	対応不可	育児のための短時間勤務の措置は、子がある程度身が発達する3歳に達するま での時期はこの養育に特に手間がかかることから、この時期について短時間勤務の措 置義務の対象としたものです。 育児・介護休業法では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者につ いて、短時間勤務等の措置を講じることが努力義務として定めるほか、労働者から の請求があった場合に時間外労働や深夜業の制限を講じることができることとしており、こ れらの制度を通じて仕事と育児の両立を支援しております。 (なお、短時間勤務制度の対象となる子の年齢の引き上げに関しては、事業の負担や 制度利用が女性に偏っている現状も考慮し、慎重な検討が必要と考えております。)	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1447	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークの紹介状について	民間企業の人事の管理職をしており、弊社でもテレワークが推奨される中において、ハローワーク求人に関連する業務について、頭を悩まされております。紹介状は原本でのやり取りのため、原則として郵送の受付をしなければならず、結果はFAXで返信しなければならぬと、出社しての作業が求められております。また、週1日、2日の出社でまとめて対応…となると、応募者を待たせることになり、問い合わせの電話対応が増えるなど、たいへん非効率です。オンライン化した方が求職者も企業も便利だと思いますし、テレワークを推奨する時世において、出社せざるを得ないフォローを行政が求める状況の解消をご検討頂きたいと思っております。	全てオンライン化することで、応募者の手間と費用(履歴書の印刷代、写真代、郵送料)の軽減になり、1日でも早く仕事を見つけた人には応募のスピード化も見込めます。募集団体・企業は業務効率化や郵便事故や社内紛失のリスク軽減、コスト削減になります。ハローワーク側の事務処理のデジタル化による処理スピード向上、FAXの誤送信や報告の行き違いの防止になります。紙を使ったやり取りは必要のない連絡が増えがちです。ハローワークご担当者との「送った」「届いてない」の無駄なやり取りや、企業にとっては履歴書の返却作業も手間と労力がかかっています。返却を予めお祈りしていてもご理解頂けず、問い合わせのやり取りや、その後の対応などは無駄かつストレスでしかありません。「企業はeメールや企業が使用するフォームからの応募の際に、ハローワーク名と紹介状番号を入力して応募するように応募者に要請して応募受付。ハローワーク側は専用フォームを設けて、企業が紹介番号と応募者氏名、選考結果とその理由の回答を受け。」これだけのことが何故できないのでしょうか？	個人	厚生労働省	なし	対応	制度の現状欄に記載の取組に加え、令和3年9月に、ハローワークインターネットサービスにおいて求職申込み、応募、職業紹介(紹介状の交付に加えて応募書類の送付含む)の実施がオンラインで可能となる予定です。		
1448	令和3年7月20日	令和3年9月10日	訪問介護事業者における介護保険と障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問・行動援護等)を介護資格を持つスタッフが、高齢者と障害者(児)に並列してサービス提供できる制度になっている。しかし、その都道府県への設立申請は介護保険法と障害福祉サービスでは別々の部署に同様のものをする必要がある。さらに、運営上の国保連等へのレポートや処遇改善加算の申請などは、同じような書類の作成がすべて2重となっており、小規模が多い訪問介護事業者には負担である。このあたりの縦割り行政を見直していただきたい。少なくとも書類の共通統一化(設立と運営・変更の両方)または、どちらか一つのみの書類で2種の運営ができるようお願いしたい。	人は誰でも、運悪く、障害者にもなれば、年を取り介護者ともなりうるが、医療・介護・障害福祉の3つの制度をうまく利用できると基本的な権利も満たされないかもしれない。具体的な例としては、90%以上が申請している「処遇改善加算」の申請は、ほぼ同じ内容の書類を毎年、県の介護保険課と障害福祉課に提出する。さらに、ヘルパーの勤務実績を、介護保険と障害福祉で何時間ずつ働いたかを出勤簿につけさせ、それぞれの賃金を計算しないと年度末に出す「実績報告書」の作成が別々に出来ない。また、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表も介護保険と障害福祉で、それぞれ違うようにつけるが明確でない。今年10月には、厚生労働省から市役所経由で、介護保険のみに特化した新たな全国統一版の「前述の一覧表」が送られてきたが、障害福祉は含めることはできない。まさに縦割り行政である。(厚生労働省 老健局 介護保険計画課・総務課 発信 subject: 介護保険最新情報vol.876の送付について、9/30)	民間企業	厚生労働省	・介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプ等サービス、ショートステイ)の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定を受ける場合にあつては、一方の指定申請の際に提出した事項について、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしています。省略できる書類の詳細については、以下Q&Aをご覧ください。【介護保険最新情報vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」問123】「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月30日)」問2】	介護保険法施行規則第114条第4項、第119条第4項、第121条第5項	現行制度下で対応可能	今後につきましては、引き続き現場の文書負担軽減について努めてまいります。	△	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
1449	令和3年7月20日	令和3年8月18日	海外大学に在籍する日本人研究者・大学院生による政府統計・行政データの二次利用アクセスの改善	(1) 政府統計の二次利用に關し、海外の大学に所属する研究者・大学院生による調査票情報の利用が事実上不可能となっているので、アクセスの改善を願いたい。 (2) 政府の管理する行政データ(例:厚生労働省の匿名レセプト情報)の二次利用に關し、海外の大学に所属する研究者・大学院生による利用が事実上不可能となっているので、アクセスの改善を願いたい。	(1) 2019年の統計法の制度改革により、政府統計の調査票情報の研究目的での利用可能性が拡張された。しかし、統計法第33条の2による調査票情報の学術目的での利用対象を「学校教育法に定める」大学が行う調査研究、大学等に所属する「教員」が行う調査研究に限定していることから、海外の大学等の研究機関に所属する日本人の研究者、大学院生による利用が事実上不可能となっている。アメリカをはじめとする先進諸国、トルコなどの新興国、また多くの発展途上国において、政府統計のマイクロデータは国際公共財として外国籍の研究者にも広く提供されており、国際的な研究競争の結果多くの知見が導き出され、研究成果は政策立案の材料として広く社会に還元されている。情報セキュリティの観点から日本政府がデータの国外への持ち出し等に一定の制限をかけることとはある程度理解できるが、情報漏洩のリスクと、研究による日本社会に関する知見の深化・社会還元というベネフィットを比較して、海外を拠点とする研究者を排除することは過剰な規制ではないか。秘匿性の高い調査票情報の提供にあたっては、オンライン施設が設置されたか聞いている。海外所属の日本人研究者・大学院生は一時期帰国の上オンライン施設の利用を前提としてデータを提供するなど、規制の緩和を検討いただけないだろうか。 (2) 厚生労働省の匿名レセプト情報等、政府の管理する行政データの二次利用に關して、同様に「学校教育法に定める」大学との利用制限がかかっているために、海外大学所属の日本人大学院生が利用審査に応募することすらできない状況となっている。これについても同様の規制緩和をご検討願いたい。	個人	総務省 厚生労働省	統計法第33条の2に基づき、以下の者が調査票情報の提供を受けることが可能である。 【学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者】 (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第四十二条に規定する専修学校(同法第三十五号)第一条に規定する専修学校に属する。以下「大学等」という。若しくは公益社団法人もしくは公益財団法人が行う調査研究若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究(公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第四号に規定する公益目的事業(以下において「公益目的事業」という。))に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公費の方法により補助(公益社団法人又は公益財団法人が行う補助)については、公益目的事業に該当するものに限る。)する調査研究に係る統計の作成等 (4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第三十三条の二第一項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等 【高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者】 高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2では、下記のとおり提供申請等として申出可能である。 第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保護等関連情報(匿名医療保護等関連情報に係る特定の医療従事者その他の厚生労働省で定める者(次条において「本人」という。))を漏洩すること及びその作成に用いる匿名医療保護等関連情報を提供することができないよう、そのために厚生労働省で定める業務に就いた医師、匿名医療保護等関連情報(以下「個人情報」という。)を利用し、又は厚生労働省で定めることにより、次の者号に掲げる者であつて匿名医療保護等関連情報の提供を行つておいて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該業務に定められたものを執行し、又は提供することである。 一 國の行政機関及び地方公共団体 適正な医療サービスを提供し、又は当該業務の企画及び立案に關する調査 二 大学その他の研究機関 疾病の原因及び疾病の予防、診断及び治療の方法に關する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に關する研究 三 民間事業者その他の厚生労働省で定める者 調査分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省で定める業務(特定の物品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。) また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく(匿名医療保護に關しては「匿名レセプト情報」匿名特定健診等情報)の提供に關するオンラインに提供申請書を下取のみに定めています。 匿名レセプト情報の提供申請書の取扱い、公益統計(国)行政機関、都道府県及び市区町村、大学その他の研究機関(学校教育法(昭和22年法律第二十号)第一条に規定する大学(大学院含む。))及び研究開発独立行政法人等及び民間事業者等(民間事業者とは補助金を充てて第5の6(4)②(※)に規定する業務を行う個人であつて高層階第3条の命令のいずれにも該当しない者)とする。 ※ 第5の6(4)② 研究の内容について、法第16条の2第1項各号及び高層階第5条の7第1項の規定に附し、以下の(1)～(7)のいずれかを選択し、記載すること。 1) 調査分野の研究開発に資する分析 2) 適正な医療保護サービスの提供に資する施策の企画及び立案に關する調査 3) 疾病の原因及び疾病の予防、診断及び治療の方法に關する研究 4) 医療従事者の態様性、効性及び有効性に關する研究 5) 上記(1)～(7)に準ずるものであつて国民保健の向上に特に資する業務 注1) 漏洩が當る場合は、研究の中心となる内容を記載すること。なお、特定の物品又は役務の広告又は宣伝に直接利用する又は利用されるに供されるものは認めない。	統計法第33条の2 高齢者の医療の確保に關する法律第16条の2	現行制度 下で対応可能	(1)について ○調査票情報の利用場所については、統計データの保護の観点から国内に限定しておりますのでその点はご了承いただければと存じますが、海外在住の研究者が来日し、国内のオンライン施設で調査票情報を利用することは可能です。 ○また、大学院生については、競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合であれば調査票情報を利用することは可能です。 (2)について ○匿名レセプト情報等の提供申請者は学校教育法第1条に規定する大学・大学院としており、海外大学・大学院が提供申請者となることはできませんが、海外大学所属の大学院生・大学院生であっても、科研費等の補助金等(※1)を充て、利用目的が国民保健の向上に資するものであれば、個人としての申出は可能です。 ○この場合においても、情報保護の観点から、利用場所は日本国内に限定されていますが、適切な利用場所の確保など、日本国内において法令に沿った安全管理措置を講ずることができない提供申請者については、オンラインリサーチセンターをご利用頂くことも可能としております。 (※1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2(同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。))の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金をいう。
1450	令和3年7月20日	令和3年8月18日	放課後児童健全育成事業(学童保育)において、毎年度の更新申込に際して、昨年度提出した情報を今年も提出するケースがかなりあります。申込様式を実施主体である市町村(東京都特別区を含む)が定めている場合、申込者の基本情報は既に市町村のデータベースに記載されており、昨年度提出した情報を訂正更新する方法や追加的情報を提出する方法などで申込手続きの書類の簡素化を図ってほしいです。また、自宅から放課後児童健全育成事業所までの経路を示した地図の提出は速やかに廃止するようお願いいたします。	放課後児童健全育成事業の年度更新申込手続きは、毎年同じ事業者に対して昨年度提出したものとほぼ同じものを提出しているのが現状です。また、毎年度始めには小学校も含めて児童の台帳等に当たったものを保護者が主に書き等で作成して提出することがありますが、基本的にはデータベース(児童の台帳)は事業者側で作成管理するべきものだと考えられます。また、自宅から放課後児童健全育成事業所までの経路を示した地図も、現在の地図情報のオンライン情報から、正しく住所を入力すれば自動的に地図の経路は指示してくれるソフトは充実しており、地図情報の提出は不要にもっとよいと思います。	個人	厚生労働省	なし	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1455	令和3年7月20日	令和3年8月18日	海外への信書の送付に関して、郵便の独占の撤廃	信書には、契約書・請求書なども含まれるが、日本国内から海外へ送る手段として現在の「郵便」による独占を廃止し、民間の配達サービスでも信書を海外に送れるようにする。	ビジネス文書のなかで、契約書や請求書、外国政府への報告書・申請書など、原本を海外に送ることは業務上想定され必須の行為である。上記のようなビジネス文書は信書と規定されることから郵便法の規定により、配達サービスとして郵便しか使用することができない。現在のコロナの環境下では、郵便が海外向けの配達サービスを大幅に縮小・停止しており、業務ができないため大変困っている。民間業者の文書・配達サービスは継続していることが多く、そちらを使用したいが、郵便法の独占規定により、民間業者を使用することができない。 郵便が、業務の独占権を与えられているのにも関わらず、その業務が遂行できない状況は、国民の行動を著しく制約している。したがって、海外向けの信書の送付に関して、郵便の独占を廃止し、民間サービスを一刻も早く使用できるようにしてほしい。	ワイズマン プロジェクト 合同会社	総務省	郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項は、「会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。」と規定していますが、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条により、同条各号の送達については、郵便法第4条第2項の規定は適用されません。 したがって、海外向けの信書の送達について、日本郵便以外の民間事業者も、民間事業者による信書の送達に関する法律第6条又は第29条の規定に基づき、総務大臣の許可を受け行うことができます。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国における国際郵便物の受入停止や日本を発着する航空便の減便などにより十分な輸送力が確保できないことから、日本郵便株式会社において、一部の国・地域から国際郵便物について、その引受けを一時停止しています。日本郵便に対しては、国際郵便サービスをめぐる状況について報告を求め、総務省として国際郵便ができる限り提供されるよう努めています。	民間事業者による信書の送達に関する法律第6条又は第29条	現行制度下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1457	令和3年7月20日	令和3年8月18日	車の車検を3年周期にしたらどうか	日本車は優秀なので、10年間は3年車検で実施したらどうか、10年超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車を買う人も増えると思われ	日本車は優秀なので、10年間は3年車検で実施したらどうか、10年超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車を買う人も増えると思われ 購入車が増えれば、国の経済もよくなると思う	個人	国土交通省	番号96の回答をご参照ください					
1459	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定技能外国人受入れ制度について	特定技能外国人を受け入れ雇用する際に、受入会社は、各分野の協議会に入会し、特定技能外国人についても入会することが義務付けられています。費用も高額であり、天下り役員、その他既得権益のための制度になっているものと思われる。人手不足を解消するための特定技能外国人制度であれば、出入国管理局への申請ひとつで完結すべきであります。	特定技能外国人の採用により、各協議会への入会が必要となっていますが、受入会社に対する費用も高額であり、外国人を人手不足のために採用し、日本人と同等の給与を支払い、協議会の費用、特定技能外国人の費用を負担するのならば、日本人を採用する以上の固定費が必要になります。本末転倒の状況となります。協議会への入会を必須とするのであれば、費用の減額又は免除、そもそも協議会への入会なくして、人手不足の解消をする。何が目的なのかを強調して、運用していただきたい。	民間企業	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	特定技能制度における分野別の協議会は、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令等の啓発等を行う機能を有するものとして、各分野所管省庁が設置しているものです。 なお、特定産業分野のいづれの協議会においても入会費等の名目で受入機関から費用を徴収していません。	(分野別協議会の廃止)対応不可 (分野別協議会による費用徴収)事実確認	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)	特定技能制度における分野別の協議会については、制度の現状欄に記載したような意義を有することから、協議会自体を廃止等することは困難です。 政府としては引き続き、協議会の活用も含め、制度の適切な運用について努めてまいります。 なお、分野別協議会による費用徴収については、制度の現状欄に記載のとおりです。		
1460	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者手帳の簡素化・デジタル化・アプリ化	障害者手帳を10デジタル化を含め、カードサイズに実装する。もしくはマイナカードの障害者版を配布する。	私は障害者です。 障害者手帳(という一枚の紙)の運用時のサイズは、一般的なクレジットカードサイズよりやや大きく、財布やパスケースでの保管が難しい。 バスや電車や劇場のチケット購入時・乗降時など障害者割引を受ける際・身分証明の際、周囲も混雑し手が塞がれているときに提示するなど、障害の状況によっては、「障害者めんどくさいやつ」というイメージを広げてしまうのではないかと、周りに障害者だとアピールするのではないかと、などのプレッシャーも感じる人も多いでしょう。 理想を言えば、Suicaや定期券、その他のカード利用のカードなどに最初から障害者として利用できる仕組みがあればいいが、せめてカードサイズを変えただけでもだいふくスミーズに平時の活動を行えるのではないかと。 今の四つ折りの紙とハンコ、という偽造し放題とも思える紙を廃止するだけでも、いくらかのコスト削減、セキュリティ対策にもなる。 また、この紙を発行、更新するだけに、更新手続きでの検査診断書の費用が発生するものも、無駄な消費に感じます。 障害者であるという随時の証明、手帳による物理的な縛りは、小さくても総活躍へのハードルであると感じています。少しでも簡素で利便性のある形状に変えていただきたいと思っています。 ご検討いただければ幸いです。	個人	総務省 厚生労働省	番号112の回答をご参照ください					
1461	令和3年7月20日	令和3年8月18日	【デジタル化推進】資金の口座振込等への労働者の同意のペーパーレス化	平109.10基発530号に関して、資金の口座振込み等への労働者の同意を必要としないよう改正する、又は電磁的方法による申出又は同意が可能となるよう改正する。	現在、弊社では資金支払用の銀行口座登録の際に、職員が用紙に口座情報等を記入の上、押印して窓口まで提出する形が申請受付を行っております。 この方法について、業務効率化及びなりすまし防止の観点から改善すべく、マイクソフト社のアプリケーションを組み合わせ、オンラインフォームへの入力による申請とメールによる承認が可能でフローを開発し、実験環境を構築しました。 ところが、資金の支払方法に関しては労働基準局長名の当該通知により、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。」、「(2)指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種別及び口座番号(以下「輸入」とあるため、このフローの導入は適宜に抵触するのではないかと懸念しております。 そこで、資金の支払に関しては口座振込が一般に浸透していること、各種申請のペーパーレス化により環境保全やテレワークの推進が期待できること等を鑑み、当該通知の改正をご提案させていただきます。	個人	厚生労働省	資金の口座振込みについては、労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、資金の支払について、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みなどによることができるとされています。 また、ご指摘の通知において、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。」とし、口座振込み等を実施する使用者に対しては、適宜に基づき指導することとしています。	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第24条 労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2	検討を予定	通知を改正し、口座振込み等における労働者の申出又は同意の方法は、書面に限定しないこととする方向で検討してまいります。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1462	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法人設立の際の届 け出書類の件(税務 署・社会保険事務 所)	私は税理士ですが、お客様が法人 を設立した際、税務署、市、県、社 会保険事務所が法人の定款・登記 簿謄本を各自がとるよう改善して ほしいと考えています。	現在は、法人を設立した際、税務署、市、県、社会保険事務所法人の 設立届等を提出しますが、その際必ず定款・登記簿謄本の提出を求め られます。(社会保険事務所に至っては、原本の提出を求められます。)せ やく法人番号なるものを作ったのだから、法人の設立後の登記簿謄 本・定款等は、各事業所がとることができるようになるはずですが、すべ ては、国が統括しているところなのだから、法人番号ができる前の法人ならばまだしも新規で設立した法人ならば、 このような書類の提出は省かれるべきであると考えられます。 会社の社長、税務署、市、県、社会保険事務所すべてにとつて業務が短 縮できるはずです。 これができないとすれば、国の業務の怠慢であり、法人番号自体が無駄 である証拠であると考えます。	税理士事 務所	内閣官庁 内閣府 法務省 財務省	法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出 する必要があります。 なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人 の設立届出書等については、登記事項証明書の様式が不要とされています。	・会社法第911条 ・法人税法第148条 ・法人税法施行規 則第63条	対応	起業時の手続については、設立登記後の手続については、2020年1月から、「法人設 立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっ ているところですが、2021年2月から、定款認証と設立登記申請を兼ねた法人設立に係る行政 機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができました。本 サービス開始により、マイナンバーから法人設立に関連する各手続を共通する申請 項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行 うことができるようになりました。	
1464	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法人番号と会社法 人等番号の統一の 件	現在、法務局管轄の会社法人等番 号と国税庁管轄の法人番号は、1 桁のみ異なり他の12桁が共通し ていることから、統一することにより、 官民共に法人特定作業の効率性 向上を図ることを提案致します。 この場合、会社法人等番号は法律 で算定方法が決まっているため、法 人番号を会社法人等番号に合わせ ることが妥当と史料致します。	官民において、特定の企業を特定するという作業は日常一般的に行わ れております。国税庁における監査、特許庁による知的財産権の登録、 そして法務省による登記設定や、民間における取引先調査等の際、材 料の1つとなるのが企業のオンラインワンとなる番号です。 しかし、この番号に該当するものとして、会社法人等番号と法人番号が あるところ、両者はほぼ同じ数字を用いており、国税庁が自己の利便性 のみを理由に法人番号というものを設定しております。 国税監査自体の必要性は無論論議の事実ですが、そのために、あえて 1桁付け足して管理し、それを民間にも別途管理させるという方法には 合理性に疑問があります。 法律が決まっている、法人を特定するための番号が既にあるにも関わ らず、なぜ同様の目的のために別の番号を設定するのでしょうか、統一し て何が問題なのでしょうか。 また、世間一般にはこのような番号に触れることのない人もいると思わ れますが、だからこそ、そのような人も分かりやすい名称にとどめるべ きです。両者の名称も類似しており、混乱を生じる人が同じく相当数い ることから、このような混乱を回避し、市民に分かりやすい公的情報の確 立を達成すべきと史料致します。	個人	法務省 財務省	法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律」(以下「番号法」といいます。))に基づき、①国の機関、②地方公共団体、③設 立登記法人、④①～③以外で一定の要件を満たす法人又は団体に対し指定され、名 称及び所在地と同一に公表されます。 また、法人番号の構成については、政省令に定められています。 法人番号には、番号法の基本理念である、行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出の目的が あることから、マイナンバー(個人番号)と異なり利用範囲の制約がなく、官民問わず、 どなたでも自由に利用できます。例えば、行政機関における法人番号での情報連携や 民間企業での取引先情報管理などに利用されています。 地方、会社法人等番号は、特定の会社、外国会社、その他の商人を識別するため の番号であり、登記簿に記載されているものです。 会社法人等番号は、登記情報の検索や登記情報の参照及び登記申請手続の場 面等において、利用者の利便性向上に寄与しています。	・行政手続にお ける特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律 ・行政手続にお ける特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律施行令 ・法人番号の指 定等に関する省令 ・商業登記法	事実確認	法人番号と会社法人等番号については、制度の現状に記載のとおり、利用目的が異 なる番号です。 法人番号は、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待され ており、法人番号の利活用が進むことで、行政の効率化、企業の実務負担軽減につな がります。 引き続き、法人番号が多くの方々へ認知・利活用いただけるよう周知・広報に努め まいります。	
1465	令和3年7月20日	令和3年12月2日	市町村毎の就労証 明書	一般企業の人事担当です。 各市町村により提供される就労証 明書のテンプレートを全国統一に できないでしょうか？ 社員が子供を保育園に入れるにあ たり、就労証明書の作成を依頼し てきます。 各市町村により、フォーマットが違 い、一つ一つ手書きで対応してい るのが実情です。 女性が多い会社なので、毎月30 日11・12日には150枚以上依頼がき ます。	会社として社員には戦略的な仕事に注力して欲しいと考えています。 しかし、現在はこの手書き作業のため多くの時間が使われ、市町村毎の 特有な書き方、必要な情報に違い、各市町村にお問合わせをさせてい たいです。 育休中のお母さんが復職するにあたり、手続きがスムーズにいかず負 担に感じたり、コロナ禍で在宅を推奨している中、手書きの手続きをするた め一部の社員には毎日出勤を命ずるしなか、河野大臣のお力をいた だければと思った次第です。	個人	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われること多い保育の必要性認定に際して、認定 を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て 支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働 することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指定等はおらず、市町村がそれぞれに定めています。就労を理 由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いこ とから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市 向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点 で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の 過半数、大都市の約6割が標準的様式を活用しています。	子ども・子育て支 援法施行規則第1条 の5第1号、同第2 条第2項第2号、同 第11条第2項第2 号、同附則第2条	対応	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規 制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式につ いて活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところで す。 その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示 してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標 準的様式」の改定版を「標準的様式(簡易版)」として、また、利用調整のために「標準 的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式 (詳細版)」として、令和3年7月に示しました。これらの様式について、できる限り令 和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。 また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村 が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子 申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1466	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税	ふるさと納税のオンライン化を進めてください。 現在オンラインで申請できる自治体もありますが、最後にオンラインで申請したことを記載して捺印を押して返送しなければいけません。 ふるさと納税が行政主導か自治体主導か把握してませんが、ぜひ自治体の不必要なハンコもどんどん見直していくよう呼びかけをお願いします。	ふるさと納税がもつ手軽に色んな人に使ってもらうため。返送の費用時間人件費印刷代。どれをとってもまさに無駄の一言。オンライン化することで、利用する人も手間が省けます。 地方自治体も手間が省けます。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。 また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	地方税法附則第7条第1項及び第8項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第1条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第6条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度 下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、電子署名・電子証明書付した上ではオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1467	令和3年7月20日	令和3年8月18日	処方箋薬局からの 郵送を認めてほしい	かかりつけ薬局に処方箋の画像を送り、郵送でお薬を送っていただき、クレジットカード決済ができるような薬局に行くことができない方の場合に限られているし、薬剤師が訪問し対応などとなっております。薬剤師が訪問し対応などとなっております。薬剤師が訪問し対応などとなっております。	風邪ではない疾病で薬を処方され、薬局で受け取る際に風邪症状の方との接触が避けられない。 オンライン診療ができたのだから、郵送を早急に認めてほしい。 病院は感染症対策を丁寧に行っているし、発熱外来も感染対策が配慮されているが、薬局の薬剤師との接触防止は全く配慮されていないので、咳の出る子供など近くにいることになる。 薬剤師が手袋をした手風邪の方とやり取りをした同じ手袋のままでの患者と現金や薬のやり取りをしている。 オープンなところで会話している。 薬剤師の感染も防げない。 コロナでない風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまっ中で、薬局の手直しを早急に廃止してほしい。 既得権もあると思うが、コロナの時期のみとすればよいし、オンライン診療が迅速にできたのだから、できないはずがない。	個人	厚生労働省	電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時間的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け事務連絡)により、実施可能となっております。また、オンライン服薬指導については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第32号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時間的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け医薬品医療機器等部医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3)	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり、電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施可能となっております。電話等による服薬指導を受けた後、薬局からの配達により自宅等で薬剤を受け取ることが可能です。この際、医療機関等から薬局へ直接FAX等で送付された処方箋を原本とみなして調剤等を行うことができることとしております。	
1468	令和3年7月20日	令和3年8月18日	マイナンバーカード と在留カードの統合	外国人が個人番号カードをさくせきしている場合に在留カードを統合させ、一枚とする。	外国人の個人番号カード交付申請も最近増えていますが、在留期限の更新のタイミングで失効するケースが多い。手続きの煩雑さも大きな原因の一つ。在留カードと一体化すれば、個別に在留カードと個人番号カードについてそれぞれを市町村で手続きする必要がなくなり、個人番号カードの発行回数も必然的に増加するはず。 住所変更においても、二つのカードへの変更記載も一つで済み、在留期限の更新後のカードの受け取りも一度で済む。 入国管理局と自治体で別々にならなくても在留カードについては高方での手続きが省けることになり、マイナンバーカードの保有率上昇にもつながる。利用者にとっても、仕事などを休んでの手続きを減らすことが可能。	個人	総務省 法務省	・出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く)に対し、在留カードを交付しています。 ・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。	(在留カードについて) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3 個人番号カードについて 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条	検討し着手	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができるよう、必要な措置について検討を進めています。	
1469	令和3年7月20日	令和3年8月18日	選択的夫婦別姓	結婚して苗字が変わる時に(主に)女性は大きな手続きの煩わしさがありません。 女性の社会参画を促すなら女性を家父長制に縛りつける様なシステムは排除してほしいです。 戸籍自体が女性を家に縛りつける社会システムだと思います。 結婚してもしなくても一人の自立した人間として社会に存在したいです。 女性を誰かの所有物の様に扱うシステムは時代錯誤で不愉快です。	選択的夫婦別姓の速やかな導入を求めます。	個人	内閣府 法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならない。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は平成25年及び平成27年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1470	令和3年7月20日	令和3年8月18日	個人医療情報データベースの構築	個人の医療機関受診情報、投薬情報、レントゲン等の画像情報がマイナンバーで一元管理できるようにデータベース化していただきたい、ただし精神科入院情報など微妙な内容があるのでどこまで受診医療機関に情報開示するかは本人ができるようにする。これにより医師が医療情報の引継ぎに割く時間を削減でき、医療業務の効率化が図れる。	北海道千歳市で、向陽台病院に高血圧、糖尿病、高コレステロール血症で通院していましたが、病院の都合で月曜日、金曜日の午後が休診になりました。このため通院に支障をきたすようになったので、最寄りのファミリークリニックに病院を移しました。ファミリークリニックから向陽台病院に手紙で、カルテを引き継ぐ依頼があるようにの電話がありました。転送してくださいと申し上げたところ、切手代がかかるとのことでした。また、いつもそうしているとのことでした。病院同士の連絡はどうして患者を使うのか、理解できません。私は皮膚科や整形外科にもかかっているため、それらの医療情報も医者としては必要なのではないかと思えます。また、コロナ蔓延のため医師の疲労は高まっていると思うので、是非効率化を図っていただきたい。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	対応	特定健診情報については、医療機関等で確認出来る仕組みが令和3年7月から稼働しています。今後、レセプトに基づく薬剤情報については同年10月から、レセプトに基づく手術等の情報については来夏を目途に稼働させることとしています。	
1472	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税のワンストップ手続きの押印廃止	ふるさと納税をしました。ワンストップ特例申請受付の申請書に、押印して迅速しろとの指示がありました。明日からでも、押印不要の通達を出すまでではないでしょうか？役場の担当者も、これだけ世の中、押印廃止と言われている中、不要なのは認識しているはずですが、途中で方針変更が撤回なので、放置しているしか思えません。これから、手続きする人、多いはずですので、早急に、廃止をお願いします。	無駄な押印を、隠れて国民に要求している部分がある、解消される	個人	総務省	ワンストップ特例制度の申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含め、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	ワンストップ特例制度に係る申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。
1473	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証拠開示のデジタル化	刑事事件の証拠開示において、検察官が、証拠の電子データを格納したメディアを作成し、弁護人に交付する運用を開始することを求める。	証拠を入手するための被告人の経済的負担が極めて大きい(数百万かかる例も) 検二ビ一の作成のために税金が浪費されている(一部は税金から支払われている) 被告人手自体が困難である 被告人側の防御が困難となり、訴訟の進行も遅れる 詳細は、証拠開示のデジタル化を実現する会のHPを参考にされた。(https://www.change-discovery.org/) なお提案者である私と、この「証拠開示のデジタル化を実現する会」は無関係です。	個人	法務省	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や謄写の費用など弁護士に係る費用については、国選弁護制度の例外を除いては、受益者である被疑者・被告人において負担すべきものとされており、それを前提とした運用が行われているところであって、直ちこれを改めることは困難である。	なし	対応不可	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や謄写の費用など弁護士に係る費用については、国選弁護制度の例外を除いては、受益者である被疑者・被告人において負担すべきものとされており、それを前提とした運用が行われている。なお、規制改革実施計画に依り、現在、法務省においては、「刑事手続における証拠開示に關し、必要な情報セキュリティ対策を前提に、上記運用の下で、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に謄写することも可能となるよう、謄写環境の整備に向けた取組のための検討を行っている。また、法務省においては、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、捜査・公判に関する書類を電子データにより作成・管理し、オンラインにより発受すること等に関する検討を行っており、検察官から弁護人に開示される証拠の閲覧・謄写等における情報通信技術の活用もその検討対象としている。
1474	令和3年7月20日	令和3年8月18日	商工会と商工会議所について	法律を改正し、商工会と商工会議所が正式に合併出来るようにすべきである。 https://www.shokokai.or.jp/somu/main/kaigisho_hikaku.htm	平成の大合併を経て、市制であるにも関わらず商工会を有する所が増えた。商工会同士・商工会議所同士の合併は有るが、組織種を超えての合併は出来ない。新市の統合を図る為にも、両種の合併は重要である。	個人	経済産業省	商工会同士及び商工会議所同士の合併については、商工会法及び商工会議所法において合併に係る権利義務の承継が規定されていますが、商工会と商工会議所の合併については、そのような法的措置は取られていません。ただし、商工会議所と商工会の合併についての法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地区を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例はあります。	商工会法第44条、52条 商工会議所法第46条、第60条	その他	合併についての法的措置については、日本商工会議所と全国商工会連合会の共同の検討会において、地域の状況の違いにより、両団体に求められる役割等が異なるため、「両団体の合併に係る法整備を行うことについては、慎重であるべき」という内容の報告書がとりまとめられている旨を承知しております。また、同報告書では、両団体において、「相互の支援機能を補完しながら地域経済の向上に資する」、「相互の特長・強みを活かす」事業連携を積極的に推進する」との方針が示されております。そのため、当該報告書で示された方針を尊重し、両団体において、引き続き地域の事情や求められる役割を勘案しながら事業連携等の取組や議論が自主的に進められていくことが重要であると考えています。なお、商工会議所と商工会の合併についての法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地区を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例はあります。

ワーキンググループにおける取組方針

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1478	令和3年7月20日	令和3年8月18日	貨物運送事業の事業定義の追加または変更、許認可要件緩和	貨物運送事業の定義は3つの事業があります。一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物自動車運送事業ですが今の貨運法にある定義はそのままで、一般貨物自動車運送事業は大型～普通自動車すべてを含めて、新たに貨物中型自動車運送事業、貨物準中型自動車運送事業、貨物普通自動車運送事業の追加です。車両法では自動車の種別に大型は無いですが車両法も種別で自動車免許と同じにすることで一般貨物自動車運送事業の参入へのハードルを自動車の種別で緩和し運送事業の発展を考へる。	一般貨物自動車運送事業の認可申請をする場合、要件が厳しくなっています。もちろん事故など様々な問題で厳格になっていくのもわかります。近年ではEC関連貨物の配送が増え今後も需要が増えたと予想されます。貨物軽自動車運送事業に換わっていますが、普通車(バン)にするには一般貨物自動車運送事業の認可を受けなければなりませんので普通車ハイエースでさえ営業用として使うことは不可です。軽自動車(バン)は大きな貨物をあまり積み込みませんし宅配便でも最近では大きいサイズの貨物も増加していますがワンサイズ大きいサイズの営業用車ですえ取得できないので、配送、配達に不敏が生じています。免許は大型、中型、準中型、普通と乗れるサイズの運転免許があるのが貨物運送事業それぞれに合わせて定義を考えていたとき、事業の計画方法では自動車の種別に大型は無いですが、事業を継続して遂行することができるように、経済的基礎やその他の能力などが適切な内容になっているか、審査基準の一部詳細化を種別ごとに設定して、トラック運送業の現状と課題についても、トラック運送事業者だけでなく、すべての貨物運送事業者が課題に取り組めるようにしてほしいです。社会的効果はトラック運送業のこれからの課題、宅配便業者の拘束時間改善。	個人	国土交通省	貨物自動車運送事業法に規定している貨物自動車運送事業は、許可制である一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業並びに届出制である貨物軽自動車運送事業の3種類に分かれています。これは、貨物自動車運送事業が経済を支える重要な社会基盤としての側面を有することから、安定性、継続性を確保することが相当程度期待できる事業者に限って参入を許可することで、常に安定的な運送が維持されるよう、輸送量の小さい軽自動車による運送事業を除き、許可を受けなければならないこととしているものです。	貨物自動車運送事業法第2条第1項から第4項まで、第3条、第35条第1項及び第36条第1項	対応不可	貨物自動車運送事業は経済を支える重要な社会基盤であることから、これを行う事業者は安定性、継続性を確保する必要があります。安定性、継続性の確保に当たっては、一定の経営、財務的体力等が必要であること。一定の基準以上の車両によって貨物自動車運送事業を営むよう、参入の基準を定めるところです。事業の安定性、安全の確保、取引環境の適正化、物流効率、交通需要等を考慮し、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業によって、引き続き貨物自動車運送事業法の適正な運用と事業環境の監督、運送業の振興等を図って参りたいと考えています。	
1479	令和3年7月20日	令和3年8月18日	携帯ICT機器と接続して使用する非侵襲的医療機器輸入販売許可の簡素化	ICT携帯端末機器のスマートフォンやタブレットと接続することで、その処理能力、表示能力を利用する非侵襲的検査機器(超音波検査機器や心電図測定機器、経皮血中酸素飽和度測定器、また現在開発が進んでいる経皮血糖測定器など)についての許認可を簡素化(可能なら不要化)して欲しい。	世界ではアンドロイドやiOSを採用したスマートフォンやタブレット端末と接続して用いる非侵襲的医療機器(酸素飽和度測定、心電図、超音波検査、眼底カメラなど)の普及が専門職と一般人の両方で進んでいる。日本でこれらの機器を輸入販売しようとする、端末やアプリケーションとついで医療機器としての登録承認手続きを経て許認可を得ないといけないため普及が一向に進まない。Apple iWatchの心電図機能の利用は日本のみ導入が2年遅れていた。非侵襲的医療機器の許認可のハードルを現状より大幅に下げようではないか。輸出で日本と同程度の安全性の確認を受けている機器については、その確認手続きを国内手続きに代え、速やかな輸入販売許可を出して良いのではないだろうか。非侵襲的な医療機器の一般普及は疾病の予防や早期診断のために非常に有用であり、これからの日本の予防医療、遠隔医療を大きく進めるために必要である。また、医療機器輸入許認可での「医療機器」の定義自体が、実質的に同じ機器でも売り方ひとつで「一般品」、「医療機器」と扱いが異なるなど、非常に恣意的かつ不透明なものである。例えば、同じ低周波筋肉電気刺激装置でも、売り文句が筋肉運動のためのものなら「非医療機器」扱い、コリを取るために使えば「医療機器」扱いとなるなど出題目しか言いようがない定義となっている。現在売られている筋力運動のための電気刺激装置EMSが医薬品医療機器等法などの適応外であれば、それと同等以下の非侵襲的な医療検査機器類(心電図、超音波検査など)はすべて同法の適応外としなければ科学的整合性がとれない。	個人	厚生労働省	医療機器を日本国内で製造販売するためには、そのリスクの程度に応じて、一般医療機器(クラスI)として厚生労働大臣に届け出るか管理医療機器(クラスII)又は高度管理医療機器(クラスIII-IV)として登録認証機関の認証又は厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。なお、医療機器に該当するプログラム(アプリケーション)は、単体で承認又は認証を受けることができます。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第145号において、医療機器とは、人若しくは動物の身体の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であつて、政令で定めるものと定義されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項、第23条の2の5、第23条の2の23	対応不可	非侵襲的な診断用医療機器であっても、例えば、誤った結果を示した場合に患者が適切な治療を受けられなくなる等のリスクがあるため、その性能を担保することが必要であり、リスクに応じた薬機法に基づく手続きが必要になります。なお、Apple Watchにインストールして使用する「家庭用心電計プログラム」については、Apple社による承認申請後、機能的な承認期間中に専断承認を受けていますが、一方で、厚生労働省では「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略」を策定し、これに基づき、プログラム医療機器の承認審査をより迅速に行うための施策について検討しています。	△
1480	令和3年7月20日	令和3年8月18日	教員免許更新講習の廃止、社会科系免許の統合	小中高校の教諭の免許状の更新講習は、形式的に過ぎ、教員に負担をかけるだけである。また、免許取得後、社会人をやっている一般人の教員採用の際に更新講習を受けたことが強くなることもあり、教員免許更新講習制度は形式的で意味がないので、廃止を求める。現在教員免許保有者は永久に有効とする。また、中学「社会」の教員免許保有者は、高校の「地理歴史」「公民」とも、教えられるように制度改正すべき。社会科系で3科目も免許を取らねばならないのは負担であり、現実的には「社会科」として高校「地理」「公民」科も一体運用されている。	【教員免許更新制について】 教員免許更新制は、教員として必要な資力が保持されるよう、定期的な最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。 ○2年間(30時間以上)の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。 ○平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。 ・現職教員ではない者が所定の期間を過ぎた場合には、失効にはならない(「休眠」状態となる)が免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。 ○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。 【社会科の免許状について】 教員免許状の科目については学習指導要領に対応して、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第5項において、中学校は「社会」、高等学校は「地理歴史」、「公民」について授与するものと規定されています。 教育職員免許法第3条の規定により、教員は各相当の免許状を有する者でなければなりません。	個人	文部科学省	【教員免許更新制について】 教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるような検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を得ていたことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会に4月30日以降議論が行われているところです。 【社会科の免許状について】 高等学校の免許状については中学校の免許状における教授内容とは範囲が異なり、より専門的な事項について担当するものです。また、その教授内容の専門性に相当する免許状として高等学校では「地理歴史」と「公民」の教員免許状が授与されており、中学校の「社会」の免許状とは異なる免許状となっており、中学校の「社会」の免許状で高等学校の「地理歴史」、「公民」の授業を担当することはできません。 一方、教員免許制度については令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』の諮問の中で、幼児期から高等学校段階までを見据えて一貫した教育を行えるようにするという観点にも留意しつつ、学校種に対応した免許状の区分などのでり方も含め検討を行うこととされているため、その結論を得て検討を行ってまいります。	【教員免許更新制について】 教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるような検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を得ていたことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会に4月30日以降議論が行われているところです。 【社会科の免許状について】 高等学校の免許状については中学校の免許状における教授内容とは範囲が異なり、より専門的な事項について担当するものです。また、その教授内容の専門性に相当する免許状として高等学校では「地理歴史」と「公民」の教員免許状が授与されており、中学校の「社会」の免許状とは異なる免許状となっており、中学校の「社会」の免許状で高等学校の「地理歴史」、「公民」の授業を担当することはできません。 一方、教員免許制度については令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』の諮問の中で、幼児期から高等学校段階までを見据えて一貫した教育を行えるようにするという観点にも留意しつつ、学校種に対応した免許状の区分などのでり方も含め検討を行うこととされているため、その結論を得て検討を行ってまいります。			
1481	令和3年7月20日	令和3年8月18日	各自治体への入札参加申請について	それぞれの自治体により申請書類が違ったため、中小零細企業には手間がかり大変。国が統一した書式で対応すれば、コピーで対応できるため助かる。	コスト、時間短縮、効率アップが見込める。	民間企業	総務省	番号1231の回答をご参照ください				

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1483	令和3年7月20日	令和3年8月18日	生命保険料等の控除証明書の様式統一について	年末調整や確定申告時の保険料控除で使う保険料控除証明書の様式が各保険会社ごとにバラバラで、用紙のサイズ等も含め統一性がまったくないため、証明書は会社共通フォーマットとし、旧制度・新制度・一般生命・介護保険・個人年金・地震・旧長期の何に該当し、記入すべき金額はどれなのか、を最優先で明確にわかるものとしてほしい。それ以外の各社独自の部分は余白部分を使えば良いと考え。	マイナポータルや保険会社から電子データを提供することにより年末調整の事務負担が軽減されるとされていますが、そもそもパソコンを持っていない、対応できないなどのために紙での提出は今後も避けることができないと考えられる。 年末調整事務の中でも保険料控除については、記入する当事者だけではなく確認を行う事務担当者も、会社ごとにバラバラな様式のどこを見ればよいかで混乱するため、事務担当者が独自にマニュアルを作成して図示したこともできない。 税務署が行うべき事務手続きを民間に代行させるのであれば、国としてもやりやすくなる方法を推進していただきたい。	個人	財務省	年末調整や確定申告の際に、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとする場合には、年末調整を行う給与支払者に対して提出する保険料控除申告書又は税務署に提出する確定申告書に、その年中に支払った保険料の金額等を記載することとされています。 また、これらの申告書を書面でも提出する場合には、原則として、その年中に支払った保険料の金額等を証する書類（保険料控除証明書）を給与支払者又は税務署に対して提出又は提示することとされています。	所得税法第120条第1項第1号、同条第3項第1号、第195条第1項、第2項、所得税法施行令第262条第1項4号・第5号、第319条第1項第3号～第6号、所得税法施行規則第47条第3項、第47条の2第1項・第2項、第75条第1項、第76条	その他	保険料控除証明書に記載すべき事項は法令で規定されていますが、その様式（フォーマット）は規定されていません。このため、各保険会社は、その記載すべき事項を満たす形で保険料控除証明書を発行しています。 各保険会社が発行する保険料控除証明書を統一した様式（フォーマット）とするためには、各保険会社のシステム改修が必要となり、追加的な費用が生じることが懸念されます。 国税庁としては、年末調整や確定申告に関するパンフレットやホームページによる説明が分かりやすいものとなるよう努めてまいります。 なお、マイナポータルを活用して年末調整又は確定申告をする場合には、保険料控除証明書の記載事項が申告書に自動入力され手続きが簡便化されますので、この制度の周知・広報にも努めてまいります。	
1485	令和3年7月20日	令和3年8月18日	「国立支援等助成金（小学校休業等助成金）申請書類」の最後に「必ず署名・押印してください」と書かれていました。押印が必要なためか、オフィスに出向いて書類を社内でメールで送らなければいけないし、そうだとすると、現在、部門全体が基本在宅です。押印を廃止し、すべてデジタルで完結できるよう、PDFでの申請のみに変更してください。	コスト削減、労働削減のため、押印廃止を進めている中、政府への申請書が「必ず署名・押印してください」と書かれているので、方針と矛盾しています。押印を廃止しても、何と問題なく、コスト・労働負担が削減できると考えます。	個人	厚生労働省	令和2年12月28日に押印不要様式に改正しています。 なお、小学校休業等対応助成金は令和2年度をもって終了しました。	なし	対応	令和2年12月28日に押印不要様式に改正しています。		
1487	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税ワンストップ特例制度の改革願ひ	ふるさと納税の申請をもっと簡素化して欲しいです。ふるさと納税後 スマートフォンでマイナンバー等の本人確認をアップロードした後、申請書に名前住所電話番号記載し捺印して送り返す。二度手間どころがワンストップなんですか？ マイナンバーカードの裏面の画像アップロードしての何故、紙の書類に判子して送り返さないで申請出来ないのか納得できません。	ふるさと納税のワンストップ特例制度ですが、ワンストップならスマートフォン等でマイナンバーカード限定で本人確認のアップロード出来れば申請書に捺印して各自自治体に戻す作業を無くして欲しいです。 マイナンバーカードを持っていない方や画像アップロード出来る環境の無い方は従来通り書類に捺印して欲しいです。 マイナンバーカードを持つということは書類の簡素化につながるメリットがあるということではないでしょうか？ マイナンバーカード所持者は紙の書類のやりとりを無す等差別化を望まないでマイナンバーカードを持ちたいと思う人は増えたいと思います。 紙の書類や判子捺印はマイナンバーカード活用して今後どんどん減らして簡素化して欲しいです。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。 また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	地方税法附則第7条第1項及び第8項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第6条第1項 「事務関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第4条第1項及び第2項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第1条 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第12条 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第3条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）	現行制度で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上ではオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）」の施行に伴い廃止されています。	
1488	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休暇制度	育児休暇を延長する場合は、保育園不入园通知書が必要だが、最大3年も育児休暇が取れるので、延長する場合は、会社と本人が延長するかしないだけにしてほしい。1年目は給料の80%2年目は60%と決めて、いちら、市が発行する不入园通知書無しでほしい。入る気もないのに、不入园通知書改訂に応募する人が多くて、大変です。	例 不入园通知書が無いため、会社と本人が何年取るかを決めて、1年目は給料の何%、2年目は何%と支給すればいいと思います。最大3年までは育児休暇が取れるので、市が発行する不入园通知書を無くしてほしい。育児休暇制度で、支給されるお金目当てに入る気もないのに申し込む人を減らしてほしい	個人	厚生労働省	育児休業制度は労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業であり、子が1歳に到達する時点で、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合などには1歳6か月まで（1歳6か月到達時点でも同じ状況であれば2歳まで）延長が可能です。	育児・介護休業法第5条	対応不可	（制度の現状欄に記載のとおり）育児休業は原則として1歳に満たない子を養育するための休業であり、1歳到達日後の期間については雇用の継続のために特に必要であると認められる必要があります。 厚生労働省では、この特に必要がある場合として、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合を定めており、この事情を証明するために、市町村からの保育が行われない旨の通知が必要となっております。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1489	令和3年7月20日	令和3年8月18日	電気主任技術者の兼任要件拡大について	<p>事業用電気工作物のうち、自家用電気工作物については電気主任技術者を自社従業員による選任または許可承認を受けて兼任または外部委託する制度がある。</p> <p>電気主任技術者による電気主任技術者のニーズが急増、技術者志望の減少、電気主任技術者の高齢化により確保が困難な状況となりつつある。</p> <p>社会的インフラを担ううえで重要な施設については自社従業員による選任と兼任による一括した管理が好ましい。特にBCPの策定により小規模事業場に非常用発電を設置することが増加しており電気主任技術者が保安を行う事業場が増加している。</p> <p>現状の「兼任」制度では1名あたり規模に関わらず6軒であるので先述の発電装置を構える事業場が増加すると自社の電気主任技術者が間にきれなくなる。</p> <p>そこで永く制限されていた上限6軒から外部委託承認のように設備規模や要件を満たす場合に限り換算指数を導入し兼任で承認される軒数を拡大する。単に件数を増加させると保安レベルの低下も懸念されるため6軒超過の場合は定期的な業務内容の報告を義務付ける。</p> <p>事業場の軒数が多くなると電気保安法人等への委託が大半であったが自社電気主任技術者の軒数拡大により事業者の委託費用負担軽減が図れる。必然的に後継者の雇用も必要となるため雇用の拡大、技術の伝承も図ることができ電気主任技術者のレベルの維持が可能となる。</p>	個人	経済産業省	<p>自家用電気工作物の設置するには、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務づけている。</p> <p>「主任技術者兼任制度」は一定の要件に適合する保安上支障がないと認められる事業場に限り、1名の主任技術者を6件(専任1件・兼任5件)までの事業場で選任することができる制度です。</p> <p>兼任制度が適用可能な事業場は、電圧7,000V以下で連系し、最大電力が2,000kW未満(発電所については出力2,000kW未満、このうち、太陽電池発電所については出力5,000kW未満。)のものになります。</p>	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第82条第4項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	対応を予定	主任技術者兼任制度においては、令和3年4月1日に適用可能な事業場の規模を拡大する等、時代環境の変化等に応じて所要の対応を行ってきたところですが、兼任件数の拡大については、現場の実態等について調査を行った上で、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて検討し、今年度中に結論を得ることとしております。		
1490	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国土交通省 バイロットの航空身体検査の電子化について	<p>現在、国土交通省の管轄である航空機/バイロットの航空身体検査は主に紙面での申請、紙面での結果通知となっている。</p> <p>航空会社の健康管理部门では、それら紙面の事務処理に日々追われている。</p> <p>紙面であるため、保管にも大規模な場所が必要であり保管コストもかかる。</p> <p>コロナウィルスの蔓延によりリモートワークが推奨される中、国土交通省が紙面での運用をしている限り、航空会社はリモートワークに限界がある。</p> <p>電子カルテへの移行計画も、上記理由から進められずにいる。</p> <p>システム開発自体は進めているとお聞きしているので、一刻も早く電子化していただきたい。</p>	<p>上記で述べたとおり、電子化することにより下記が改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■リモートワークの推進 ■コロナウィルスへの感染リスク低減だけでなくオフィスの縮小、交通費の削減 ■働き方改革 ■紙面の保管コストの削減 <p>それらが改善することにより、コストや人件費を他の業務にあてることができ、事務的処理ではなく予防医学や公衆衛生、一次予防へ力を入れることができ、長期的目線で考えると航空機/バイロットの健康増進につながる。</p>	個人	国土交通省	<p>航空機に乗り込んで運航業務を行う操縦士等は、業務の遂行に必要な心身の状態を保持しているか医学的な検査を受け、国土交通大臣又は指定航空身体検査医(指定医)による航空身体検査証明を受けることが義務付けられています。</p> <p>さらに、一部の航空運送事業者は、所属する操縦士等の航空身体検査証明の有効性を常に把握するなど、乗員の健康状態を適切に管理することが義務付けられています。このため、航空運送事業者においては、操縦士等や指定医と調整しながら、当該操縦士等の航空身体検査証明に関する情報をやりとりしていますが、それらの情報のやりとりについては、紙を主体とした事務処理になっているのが現状です。</p>	航空法第31条 航空法施行規則第61条 航空機乗組員の健康管理に関する基準(国土航空第1089号)	対応	<p>操縦士等が航空身体検査証明を受けるための指定医への申請手続きや検査結果の保管については、令和3年5月31日から「航空身体検査証明申請システム」の運用が開始されており、既に電子的な対応が可能になっています。</p> <p>ただし、現在は、個人情報保護の関係から、操縦士等自身とその同意を得た指定医のみが当該システム内の情報を閲覧できる設計になっており、それ以外の者は、当該操縦士等が所属する航空運送事業者の関係者であっても閲覧できない状況です。このため、今年度内にシステム改修を行い、操縦士等が所属する航空運送事業者の関係者による当該システムの情報の閲覧等を可能とする機能を実装する予定です。これにより、航空運送事業者における航空身体検査証明に関する事務処理についても、ペーパーレス化が図られることとなります。</p>	
1491	令和3年7月20日	令和3年8月18日	税務異動届の登記事項異動について	<p>法人の登記事項につき異動が生じた場合には法務局に異動登記をさせていただけます。その異動登記につき、なぜ同じ行政である税務署・都道府県税事務所・市町村税務所に異動届を提出しなければならないのでしょうか。</p> <p>法人番号が付与されているので、各行政事務所で連携していただきたいです。</p>	<p>法人の事務負担の軽減により人件費の削減や他の業務への人的資源の投資が可能になると考えます。</p>	個人	総務省 財務省 法務省	番号323の回答をご参照ください				
1492	令和3年7月20日	令和4年1月13日	車両移転登録手続きや運転免許証更新	<p>車に関する手続きのオンライン化、書類の数を削減する、警察や運輸局など複数の場所に行かなくても手続き出来るようにする。</p> <p>また、免許更新センターでは現金しか使えず、行き先を書いた紙を提示しておけばいい所に、定年後の警察官のような人が10人ぐらい待機している。民間ならありえない配置。</p>	<p>車両移転登録の際、片道30分以上かかる警察に3回も行き、また30分以上かかる運輸局にも行きました。土日は空いてない、時間も16時まで。住所や車両番号も何度も何度も書かされる無駄に驚きました。平日に行くことが出来ないの、普通に仕事をしている人には出来ない手続きだと思います。</p> <p>また、免許更新の際は、あんなにキャッシュレス化を政府が推進しているのに、現金のみ?これも驚きました。講習会場に行く際も、見ればわかるのに、こちらですとドアの前に5人も人が並び、中に入るところどうぞと2人が椅子に案内してくれました。経費削減という概念がなく、これが現金の無駄使いかと目の当たりにした瞬間でした。</p>	個人	警察庁 総務省 国土交通省	<p>自動車保有関係手続については、各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の手続)が必要ですが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続をインターネット上で一括して行うことが可能となっております。ただし、OSS申請による場合でも、譲渡証明書の提出等一部対面での手続きが必要となる場合があります。</p>	情報通信技術を活用した行政の推進等にかかわる法律第6条	検討を予定	<p>制度の現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、移転登録の場合を含め、OSSを利用することによって、各種行政手続をインターネット上で一括して行うことが可能となっておりますが、現状においては一部対面での手続きが必要となるため、引き続き申請者の負担軽減に繋がるよう関係機関と調整しながら検討してまいります。</p>	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1497	令和3年1月27日	令和3年2月18日	パスポート取得申請について	パスポート取得申請をWEB申請にしたい。	パスポート取得申請については、2回申請と受領で所管の場所に出向かないといけないが、WEB申請にすることで会社を休む必要もなくなり、申請業務についても人員削減でき、コスト削減につながると思われる。	個人	外務省	番号498の回答をご参照ください					
1498	令和2年12月18日	令和3年1月27日	離職票のペーパーレス化	労働者がハローワークにて被保険者番号やマイナンバーカードを提示して請求することにより離職票の交付を受けることができるサービスを導入いただきたい。	・事業主がハローワークへ雇用保険離職証明書を申請する手続きについては電子申請を行なっているためペーパーレスが実現したが、ハローワークから交付された離職票は事業主が紙に印刷して労働者へ郵送するか、メールに添付して送付しなければならない。 ・例えば、労働者がメールアドレスを保有していない場合や印刷する環境がない場合等については、現物を発送する作業のために従業員が通勤せざるをえず、テレワークを阻害する原因となっている。 ・そのため、電子申請による離職票の交付後、事業主が離職票現物を労働者へ送付(郵送・メール)する事務を廃止していただきたい。代わりに、労働者が最寄りのハローワークへ被保険者番号やマイナンバーカードを提示することにより離職票請求や基本手当の受給手続きをすることを実現していただきたい。また、離職票の発行状況については、マイナンバー等を利用して、照会できるようにしていただきたい。	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	番号434の回答をご参照ください					
1499	令和2年12月4日	令和3年9月10日	日本年金機構に関する郵送が必要な事項の電子化	(1)年金送金通知書の電子化(郵送の廃止) (2)年金受給選択申出書の電子化 (3)年金証書・改定通知書の電子化 (4)年金受給権者受取機関変更届の電子化 (5)マイナンバー登録の義務化 (6)海外居住者向けの提出書類の電子化(現況届、海外への転居、海外居住で転居、海外の口座への振り込み)	手書き書類を郵送で受け付け、手入力でシステムに登録するのは、あまりにも非効率で無駄な経費がかかっています。過去には手入力作業によるミスや不正なども発生しており、電子化することの効果は大きいと考えております。電子化することで情報にアクセスすることが困難な人向けの支援策は必要とは思いますが、すでにパソコンやスマートフォンを使える世代が年金受給者となっている時代ですので、時代の変化に固い制度も合わせて変えていく必要があると思います。	個人	(1)～(4)厚生労働省 (5)内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	【厚生労働省】 (1)年金贈附等の口座で年金を受け取っている方は、毎年6月に年金振込通知書を送付しています。紛失等の場合で年金振込通知書の再交付を希望される場合には、電子申請又は日本年金機構HPのねんきんネットによる手続きを可能としています。 (2)年金受給選択申出書は、2つ以上の年金を受けられるようになったときに、いずれか1つの年金を選択する際に提出する書類です。この年金受給選択申出書は電子申請による手続きを可能としています。 (3)年金証書は、年金が決定された時に受給権者に別して交付される書類です。年金の決定にあたっては年金請求書を提出する必要がありますが、年金請求書については電子申請による手続きが可能となっております。紛失等により年金証書の再交付を希望される場合にも電子申請による手続きを可能としています。 また、年金額改定通知書は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに年金額が改定されたときに、改定後の年金額をお知らせする通知書です。紛失等により年金額改定通知書の再交付を希望される場合には、電子申請又は日本年金機構HPのねんきんネットによる手続きを可能としています。 (4)年金受給権者受取機関変更届は、年金を受け取る金融機関の口座を変更する場合に提出する書類であり、電子申請による手続きを可能としています。 (5)年金受給権者の住所や氏名が変更となった場合には、それぞれ住所変更や氏名変更届の提出が必要となりますが、マイナンバーを掛け出している場合には、これらの届出の提出は不要となります。大部分の受給権者は日本年金機構にマイナンバーが登録されているため、現状において、大部分の受給権者は住所変更届や氏名変更届の提出が必要であるところとなります。 また、企業年金については、受給権者の住所や氏名が民間企業である企業年金実施事業主や企業年金基金が管理しており、住民基本台帳の情報を取得するための住民基本台帳ネットワークシステムとの連携は各企業年金の任意で行うことが可能です。なお、全ての企業年金について住所変更届や氏名変更届を原則不要とするについては、関係者が民間企業を含め多岐にわたることから、実現可能性について慎重な検討が必要です。 (6)海外に居住される受給権者が毎年1回提出する現況届については、電子申請による手続きを可能としています。 【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】 (5)年金受給権者が住所を変更したとき、地方公共団体情報システム機構から情報が提供された場合は届出の提出は不要としており、大部分の受給権者は住所変更届の提出を不要としております。一方、氏名を変更したときは、届出の提出をお願いしているところです。	【厚生労働省】 予算決算及び会計令第49条、国民年金法施行規則第16条・第17条・第18条の2・第19条・第20条・第21条・第65条、厚生年金保険法施行規則第30条・第30条の5・第35条の2・第37条・第38条・第39条・第42条、指定給付企業年金法施行規則第23条の3 【厚生労働省】 現行制度 下で対応可能 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】 住所変更届については、提出を不要とする方向で検討します。				
1504	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選択的夫婦別姓を認めるべき	男女の権利が平等であるなら、姓名の選択の権利も平等であるべきです。 国会議員のイメージは、今だに男尊女卑で煙草も平気で吸いながらも、表向きだけ女性の地位向上、国民の健康をうたう二枚舌のイメージです。 姓が変わるから仕事を辞めたり結婚を見合わせたり、ひいては子供を産むことも控えることとなります。少子化対策のためにも選択的夫婦別姓を認めるべきです。あくまで選択的な形で、強制でもないのに制限があるのはおかしい。	男女の平等が少し進む。女性が結構しても仕事を続けやすいので、女性の社会参加が守られる。結婚して、男性側、女性側、男女別姓、があつてこそ平等。日本特有の楽しみ風習で、欧米の明るく開かれた社会を目指すならほとんどお金をかけずに、女性の好感度が上がる改革です。党派を超えて、すくでも改正してほしい。	個人	内閣府 法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。は、規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は、平成28年及び平成22年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いづれにいたしましても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1505	令和3年8月6日	令和3年9月10日	海外在住者の出生届からパスポート作成までの手続き	現状、海外在住者は子供が産まれた場合、現地の大使館、領事館で出生届を提出します。そして、戸籍ができるまで2ヶ月以上の時間を要します。パスポート作成のためには、日本の本籍のある市役所で戸籍謄本、あるいは戸籍抄本を取得する必要があります。その場合、両親など親族がいる場合は代理で戸籍謄本を取得できますが、両親など親族がいない場合、わざわざ一度日本へ帰国しなければなりません。産まれたばかりの赤ちゃんは、パスポートがなければビザを取得できませんし、海外から日本への渡航もできません。	提案内容は海外の現地の大使館、領事館で戸籍謄本、あるいは戸籍抄本の申請ができるようにして頂きたいです。あるいはオンラインで戸籍謄本、あるいは戸籍抄本の申請、そして海外に郵送できるような仕組みにして頂きたいです。それが不可能な場合、戸籍謄本のデジタル版の電子版の証明書などが有効になるようにして頂きたいです。よろしくお願ひ申し上げます。	個人	法務省 外務省	番号7及び行政改革の番号655をご参照ください					
1506	令和3年8月6日	令和3年9月10日	理容店と美容院	理容店と美容院は所管箇所が違うがどちらかに合理化整備すべき	同様の形態の為非効率	個人	厚生労働省	番号11の回答をご参照ください					
1507	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不動産登記申請における委任状の記載事項	不動産登記において代理人が登記識別情報を添付してオンライン申請する場合、委任状に「登記識別情報の暗号化」についての掲載がなければならないとする平成20年の通達があるが、これを撤廃すべきである。	上記通達は金融機関等に周知されておらず、委任状に「暗号化」の旨が記載されていない場合が多数ある。そのため、司法書士が委任状に加筆する実務慣行が成立している。しかし、「電子委任状の普及の促進に関する法律」によって電子委任状が普及すれば、司法書士が委任状に加筆することはできなくなる。すなわち、電子委任状の普及によってオンライン申請が不可能になる事象が生じることになり、上記法律の趣旨に反する事象が生じるものと考えられる。	個人	法務省	電子申請において、代理人として、電子申請をする者が申請人から登記識別情報を暗号化に関する一切の権限の委任事項が必要となります。	不動産登記法第2条第14号、第21条、第151条、第159条、平成20.1.11法務省民二第57号法務省民事局長通達	対応不可	登記識別情報とは、登記名義人が登記の申請をする場合において、その登記名義人自身がその登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものと定義されています。登記申請において、登記識別情報が登記名義人を識別する情報として機能するためには、登記識別情報が登記名義人のみに通知され、第三者に知られないように本人により厳重に管理されなければならない（登記識別情報の秘密性）。このように、性質上、登記識別情報は登記名義人以外の第三者に知られてはならないものですが、例外的に、電子申請において、申請人から委任を受けた司法書士等の資格者代理人が申請人から登記識別情報を知ることができることとなります。このような場合でも、登記識別情報の秘密性は保持されなくてはならないため、委任状に「登記識別情報の暗号化に関する一切の権限」の委任事項が必要であるという取扱いがされています。以上より、電子申請において、代理人として、「登記識別情報の暗号化」に関する一切の権限の委任事項が必要であるとする平成20.1.11法務省民二第57号法務省民事局長通達を廃止することは困難です。		
1510	令和3年8月6日	令和3年9月10日	屋外広告物許可申請のWeb化	各地方自治体の屋外広告物許可申請および支払いを共通のWebサイトでおこなえるようにしてほしい	屋外広告物の許可申請は、各地方自治体がそれぞれの条例で方法・書式を定めています。しかし、結局はやっていることの根本的な仕組みは同じで、具体的には、景観地域かそうでないかといった地理的な要素で色合い・大きさ・広告物の地上高などの制限が設けられ、その基準に適合すれば広告物の面積によって申請料が決まるという仕組みです。にもかかわらず、自治体ごとに書式が異なるため、申請書を作成する側にとっては、非効率的です。加えて、申請料の支払い方法もまちまちで、銀行振込・Pay-easyで可能な自治体もあれば、その自治体に行かないと購入できない収入証紙でしか受け付けられないところもあります。そこで、これらを全国共通のWebサイトで行えるように整備してほしいです。これにより、申請者側は申請がすまやかにかつ効率的に行え、自治体側はこの管理・督促にかかる人件費・郵送料・管理費等のコストを大幅に減らすことができると思います。	個人	国土交通省	屋外広告物法では、都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとする。その他必要な制限をすることができるほか、同様に都道府県が必要であると認めるときは、条例で、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる、旨規定しております。	屋外広告物法第4条及び第5条	対応不能	屋外広告物の許可等制限を設けるか否かや制限内容などは、全国各地で、良好な景観形成・風致の維持や公衆に対する危害防止のため、それぞれ地域特性を踏まえながら、各自治体が、必要に応じ、条例の定めるところにより行っており、このことから各自治体におけるそれは異なるしくみとなっています。このように屋外広告物の許可（申請）については、全国各地で様々なかたちで行われるため、認可申請方法や書式について国が全国共通のWebサイトを作成し、統一することは困難です。		

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1511	令和3年8月6日	令和3年9月10日	信書の配達取り扱 いに関する郵便法に よる制限撤廃につい て	現状、信書の配達は郵便によって しかできないことになっています が、郵便法の制限を撤廃して、郵政 以外の民間配達業者も信書を配達 できるようにしてほしいです。	コロナ禍で、多くの諸外国宛での郵便の受付・配達が半年以上停止して おり、非常に困っています。 契約書、委任状、登記簿、証明書などの信書は、法的には、EMSなどの 郵便サービスでしか送れないことになっていますが、EMSを含む郵便局 受けの海外配達サービスが長期間ストップしてしまっている現在、郵便 法に抵触したとしても、民間配達業者の海外への航空配達サービスを 利用するしかない状態です。 外国の企業と取引をしたり、外国で登記事項を変更したり、外国の官公 庁で手続きをしたり、重要な事柄ほど、外国へ信書を送る必要があり、コ ロナ禍でも、国内外の経済活動は続いているので、郵便でしか信書が送 れないとなると、個人・企業にとって、死活問題です。 DHLやFedExなどの海外大手と比べ、例えば、国内大手のヤマト運輸は 比較的リーズナブルなドキュメント配達サービスを提供してくれています が、このサービスには信書は対象にならず、また、ヤマト運輸は法令違 害をしっかりとっているため、ユーザー側で、このリーズナブルなサー ビスを使って信書を送ろうとしても、郵便法の規制があり、出来ません。 この郵便法の縛りは、独断法違反になる可能性があり、また、国内の民 間配達業者の健全な市場競争原理を妨げています。海外大手配達業 者は、事前チェックもなく信書を配達できるので、ユーザーとしては、料 金が高くてもそちらを使うしかありません。 法令遵守をしている国内業者が不利益を被っている現状は、国益にも 反するのではないのでしょうか。 早急に改善して頂くことを希望致します。	個人	総務省	番号1455の回答をご参照ください。					
1512	令和3年8月6日	令和3年9月10日	日本パスポートへの 出生地記載	現在日本のパスポートには、出生 地の記載がありません。パスポート に出生地の記載をしてください。	一方他国のパスポートには、出生地の記載があるのが一般的なようで、 ドイツで銀行口座を開くときに、出生地の記載がない日本のパスポート を身分証明書として使えず、銀行口座を開くことができないため、困っ ています。 ドイツで暮らしておりますが、パスポートに出生地の記載がなく、身分証 明ができず、ドイツの書類を出さなくてはならない、もしくは、銀行口座の 例のように、口座を開けず海外で非常に暮らしにくい状況です。 ぜひ、海外に暮らす日本人がグローバルな環境で活躍促進できるよう に、パスポートへの出生地記載をお願いします。	個人	外務省	旅券には所持人名を示す事項として、氏名、生年月日、性別、国籍に加え本籍の都 道府県を記載事項としており、戸籍に記載された情報を基としております。(旅券法第6 条第1項、旅券法施行規則第5条第1項及び第6項)	旅券法、旅券法施 行令及び旅券法施 行規則	対応不可	我が国においては、戸籍は、個人の身分関係や国籍を公証する資料であり、戸籍を 基に同一人性の確認を行っているため、従来、出生地ではなく戸籍の登録地である本 籍の都道府県名を記載しています。 旅券の記載事項については、国連専門機関である国際民間航空機関(ICAO)で 国際標準が定められており、出生地については、氏名や生年月日などと異なり、旅券へ の記載の可否を各国が任意に選択できることになっておりますが、現時点では本籍地 から出生地への記載内容の変更は見込んでおりません。		
1513	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法定相続情報証明 制度の利用につい て	法定相続情報証明が年金手続きに も利用できるように。	昨年父が亡くなり登記や銀行など諸々の手続きを行うにあたり、法定相 続情報証明制度を利用し証明書を取得し各手続きを行ったが、年金手 続きだけは行えなかった。 是非利用できるようにしていただけたらと有難いと思います。 既に改善されていたら申し訳ありません。	個人	法務省 厚生労働省	番号712の回答をご参照ください。					
1514	令和3年8月6日	令和3年9月10日	刑事事件証拠資料 のデジタル化	刑事事件1件について、数百枚～10 万枚以上の紙の証拠が作られる。 また国選弁護であればコピ一代が税金負担であり多額が無意味に使われ ていて、国選弁護でなくとも弁護士費用の無意味な高額化に繋がっている。 https://www.change-discovery.org/	今どき手書きで資料を作っているわけではなく、印刷、運搬、保管、複製、 と複数が多岐に渡る過程で、印刷物であるために時間と努力を割い ている。 これが電子データのまま裁判所や弁護士へ渡すことができれば、裁判 の準備にかかる時間が短縮され、国が謳うワークライフバランスを公務 員ととりやすくなるはず。 また国選弁護であればコピ一代が税金負担であり多額が無意味に使われ ていて、国選弁護でなくとも弁護士費用の無意味な高額化に繋がっている。 https://www.change-discovery.org/	個人	法務省	我が国の刑事訴訟法上、証拠書類を含む刑事手続に係る書類については、紙媒体 で作成されることを前提とした規定となっており、紙媒体で作成・管理することを前提 とした運用を行っている。	なし	対応不可	法務省においては、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」にお いて、捜査・公判に関する書類データを電子データとして作成・管理し、オンラインによ り発受すること等に関する検討を行っており、検察官から裁判所に対する証拠の交付 や、弁護人に開示する証拠の閲覧・謄写等における情報通信技術の活用もその検討 対象としている。		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1515	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家試験・資格の統合	<p>・電気主任技術者（電気事業法・経済産業省）、電気通信主任技術者（電気通信事業法・総務省）と、施工管理技士（建設業法・国土交通省）について、業務＝工事管理の分野において重なりがあります。</p> <p>・上記により、事業者は建設業の免許取得・更新のため資格取得者を雇用する必要がありますが、こうした複数の免許を取得することは難しく、人材確保に多くの苦勞を伴っています。</p> <p>・資格試験の多くは電気・電子工学、関係法規など重なりがあることから相互の資格で業務の従事ができるよう改正をお願いします。</p> <p>・不足する知識は民間講習等で補えると考えられます。</p>	<p>・私は、建設会社で主に総務系を担当し現在は人事部長兼研修担当をしています。これまで免許更新等で政府の地方出先機関と調整することを30年してまいりました。</p> <p>・提案理由は、「提案の具体的内容」とおりであり、それぞれ異なる国家資格試験を合格するための研修を社内で進めてまいりましたが、試験内容の重なりが甚しく定年退職（来年を予定）期に発令させていただきますことになりました。</p> <p>・仮に、資格相互の乗り入れや統合が可能となれば、学生や社会人にとっては効率的な学習が可能となり、企業にとっても計画的な人材育成計画・トレーニングを実施できるようになります。それぞれの資格は経緯があるものですが、ABBなど外国の大手建設会社と組む時はそういった法制度が外国には無いものですが、トラブルとなります。多くの場合は、事業者が優れた場合は日本側の責任となりましてこれまでペナルティを請求され銀行からの信頼にも影響しています。</p> <p>・健全な産業の発展のため、ぜひとも申し上げた3技術資格に限らず国家試験の見直しをお願いします。電気工事士（経済産業省）に至っては、取得したのにもかかわらず厚生労働省の免許・講習（労働安全衛生法）をうけなければならぬ使用物になります。こちらも統合が必要と考えられます。</p> <p>・報道等では国家公務員の皆様がその大きな責任とともに、日夜激務の環境にあると理解しています。民間会社もそうですが、枠組みがあるとこの維持だけで多大な苦勞があります。ぜひとも若手・後輩のため業務の整理統合とそれによる日本の成長余地確保をお願いします。</p>	個人	総務省 経済産業省 国土交通省 厚生労働省	<p>（総務省） 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>（経済産業省） 今回、元・建設会社の人事関係者の方より、建設業法の免許取得・更新のための資格取得者確保の困難さから、資格試験の統合の御提案を頂きましたが、当該免許取得・更新のためにどのような資格が必要であるかは電気事業法で定めているものではありません。</p> <p>（総務省） また、電気事業法に基づく電気主任技術者試験については、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うために必要な知識を問うために実施しているものであり、ほとんどの受験者は、建設関係の必要性から資格を取得しようとするものではないものと考えられます。このため、根拠とする法律の目的が異なる施工管理技術者検定や電気通信主任技術者試験と統合することは、電気主任技術者が必要としていない知識を要求し、不要な規制強化に繋がるため、適当ではありません。</p> <p>（国土交通省） 技術検定の受験資格において、所定の資格所持者については、試験の一部免除や、受験資格として要する実務経験年数の短縮が可能となっております。</p> <p>また、建設業法上求められる資格要件としては、主任技術者や監理技術者等になる場合に、一例として施工管理技士の資格がありますが、業種によっては、他の法令に基づく（国家資格等一部の資格は実務経験要件付き）でも要件を満たすことができるよう措置しております。</p> <p>例えば、電気事業法に基づく電気主任技術者や、電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者で、資格取得後5年間の実務経験を有する者は、該当する建設業種における主任技術者資格を満たします。</p>	ワーキンググループにおける処理方針			
1517	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選挙をスマホとマイナンバーを使った制度として効率化と正確性の確保を行う	<p>選挙を、マイナンバーとスマホで本人確認して、スマホから投票出来るようになれば、投票への敷居が下がり、という理由が大きいと考えられるので、その敷居を下げることで、情報弱者に対しては、市町村に一面以上、情報弱者用の投票所を設けられれば、そこで、指紋認証を行って投票をさせれば、不正が起りにくい。</p>	<p>現在の選挙システムでは、投票所へ足を運ぶことでの面倒で、投票率が低い、という理由が大きいと考えられるので、その敷居を下げることで、より民意を反映した正しい選挙が行えると同時に、電子的に投票内容が記録出来るので、集計が迅速正確に行えるようになり、人でも大規模に削減出来ることから、選挙コストの削減も可能となる。</p>	個人	内閣官房 総務省	<p>マイナンバーカードを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度に比べて実施されていません。</p>	<p>投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。</p>			
1519	令和3年8月6日	令和3年9月10日	海外居留民の旅券更新の旅券更新の対面主義の緩和	<p>海外居留民の旅券更新に限って、対面主義が取られている。具体的には、本人が領事館に出向いて手続きが求められている。コロナ禍による移動制限等で遠隔地の領事館に向くのが困難である場合、相当の事情が認められる場合は、対面主義を緩和し、オンライン面談、電送、郵送を組み合わせた旅券更新出来るよう便宜を図って下さるのが妥当と思われる。</p>	<p>当方カナダ Manitoba ウィニペグ在住の日本国民。カナダ永住権を取得、現在ウィニペグ市公務員として日本を含む海外からの留学生に対する各種支援・企画業務に従事中。日本旅券の期限は2021/1。旅券更新管轄はアルバータ州カルガリー領事館（Manitoba州には領事館なし）。カナダでは新規COVID-19罹患者が急増中で、一旦は解除された州間移動時の隔離規制が同時復活する分が心配状況。その点も、カルガリーに旅券更新に向く場合、出発前にウィニペグでPCR検査阳性、カルガリーで2週間の隔離、ウィニペグに戻って2週間の隔離、が求められる。一方、旅券更新のために1ヶ月も仕事を休む事は極めて困難。職場の理解も得難い。本人確認ならオンライン面談でも可能と思われる事をカルガリー領事館に訴えても、規則で出来ない、との主張で受け付けていない。移動領事館もCOVID-19で休止が繰り返しており、このままでは旅券が失効、高齢者を含む日本の家族に何かあっても帰国出来なくなる事態を招来するが算入。カナダの海外居留民には、同様の事例でオンライン面談が許容され、難なく旅券更新出来ている事に鑑み、日本の海外居留民にそれが認められないのは、我が国公的機関の規制改革、デジタルトランスフォーメーションの遅れにより国民が不利益を余儀なくされている一例・証左と考え、上記規制改革・緩和を提案する次第。ご検討頂きたい。</p>	個人	外務省	<p>一般旅券の発給申請は、一般旅券発給申請書、写真、戸籍謄本等の関係資料を、国外においては最寄りの在外公館に書類の上、提出して行うこととなり、代理の方による代理提出も可能となっております。（旅券法第3条第1項及び第4項）</p> <p>旅券の交付は、「申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する」と規定されており、原則として交付時に申請者本人の出頭が必要とされており。（旅券法第8条第1項）</p> <p>なお、「病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が入選していないことが明らかであるときは、当該申請者の出頭を求めるとなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる」と規定されており（旅券法第8条第2項）。この場合は、職員の手添、又は、申請者が指定した者の出頭を求めて交付することとなっております。（旅券法施行規則第7条第3項）</p>	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応不可	<p>旅券の発給申請を行う場合、原則として、申請時と交付時の計2回、申請窓口に出頭いただく必要がありますが、申請書の提出に当たっては代理の方による代理提出が可能となっております。（旅券法第3条第4項）</p> <p>また、現行の旅券法上、原則申請者本人の出頭を求めた上で交付しますが、申請者本人の出頭が困難な場合等や申請者が高齢・持病がある等の場合は申請者が指定した代理の方に交付することができます。ただし、旅券の信頼性を維持する等の観点からも郵送による旅券の交付はできませんので、何卒御理解願います。</p> <p>外務省では、申請者の利便性向上等を図るため、2022年度（令和4年度）から、オンラインによる申請を可能とする計画です。</p> <p>現在、制度設計に取り組んでおりますところ、頂いた御提案事項も参考とさせていただきます。</p>	
1520	令和3年8月6日	令和3年9月10日	保育士の都道府県受験資格の緩和	<p>多くの自治体で保育士が不足しているのに、保育士試験を受験するハードルが高すぎる。</p> <p>例えば【自動車整備士の専門学校を卒業した人】は受験できるが、【看護士でペーパードクターとして働いてきた人】【高卒で小児科クリニックで看護助手として働いてきた人】は受験できない。</p> <p>保育士試験は、保育と無関係の学校に2年通えば、誰でも受験できる。それにも関わらず高卒は受験資格すらないのは、合理性があるとは言えない。</p> <p>高卒で受験できるようにすれば、保育士養成学校の進学者が減る可能性があり、それを守るための既得権ではないのか。</p> <p>保育士の給与で、短大や専門学校の奨学金を返済するのは難しい。高卒者にも受験資格を与えるべきだ。</p>	<p>多くの自治体で保育士が不足しているのに、保育士試験を受験するハードルが高すぎる。</p> <p>例えば【自動車整備士の専門学校を卒業した人】は受験できるが、【看護士でペーパードクターとして働いてきた人】【高卒で小児科クリニックで看護助手として働いてきた人】は受験できない。</p> <p>保育士試験は、保育と無関係の学校に2年通えば、誰でも受験できる。それにも関わらず高卒は受験資格すらないのは、合理性があるとは言えない。</p> <p>高卒で受験できるようにすれば、保育士養成学校の進学者が減る可能性があり、それを守るための既得権ではないのか。</p> <p>保育士の給与で、短大や専門学校の奨学金を返済するのは難しい。高卒者にも受験資格を与えるべきだ。</p>	個人	厚生労働省	<p>高等学校卒業程度の場合は、児童福祉法に定められた児童福祉施設において、2年以上（総勤務時間数が2,880時間以上）児童の保護に従事すれば受験資格が得られます。</p> <p>※平成3年4月1日から受験資格が短期大卒業程度に引き上げられたことにより、その経過措置として、平成3年3月31日までに高等学校を卒業した場合は、実務経験がなくても受験可能となっております。</p>	児童福祉法施行規則第6条の9第2号	現行制度下で対応可能	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1521	令和3年8月6日	令和3年9月10日	家族等死亡に伴う市町村役場での届出や手続き簡素化(ワンストップサービス)のための法整備や推進	家族等が死亡すると各自自治体で届け出や手続きを行うが、その手続きがわかりづらく、色々な部署を回る必要もある。 また、何度も同じことを記載させられるが、簡素化してほしい。(各自自治体の住民サービスの向上) 自治体の各部署では、それぞれの法律に基づいて厳密に申請書に記載されているのだが、手続きや書類等に慣れていないような申請者にとっては身体的精神的な負担は大変だ。	家族等の死亡に伴い各自自治体で各手続きをする際、最小限の集約用紙に記載することある程度の手続きを完了するよう法整備の推進をしてほしい。(各法令で定められた申請書ではなくても、集約用紙を使用する申請や手続きを認める旨の法整備とその推進) 戸籍、高額医療、介護保険、年金、水道、住宅などの係で各複数の手続きをする必要があるのだが、どの様式も記載内容は同じ項目が多い。 それなら、名義変更、引落口座変更、払い戻し申請などパターン化されている手続きについては最小限枚数の集約用紙(故人や申請者の氏名、住所、口座番号などを記載し、この集約用紙内で申請する各項目に個別にチェックする方式にしたら申請者の負担を減らせるのではないかな。 実家は80歳代夫婦2人世帯でしたが、父が亡くなり母を連れて手続きしました。部署を6か所所まわり同じような内容を数枚ずつ記載。当たり前ですが各様式で記載する場所が異なり、文字が小さくて見づらいものも多く、事務員経路のある私でもうざりするものでした。事前に準備して持参する物も多く、これを高齢者が1人でやるのはかなり困難だと感じました。 最近では諸事情で高齢者自身が1人で手続きすることも多くなっており「何度も市町村役場に足を運ぶ」「一日で終わらない」という話も聞きます。地方によっては役場までの公共機関の便が悪かったり、長時間多く必要のある人も。 看病、葬儀、他の手続きなどもあり身体的精神的にも疲れ切っている人に遠い打ちをかけるような自治体の縦割り手続きシステムが少しでも簡素化されたらと思います。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを見直し、遺族が行う手続きを削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、債権できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手续に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。	なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続きを一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続きの負担を経済する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定し、提供しています。 引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体に「おくやみコーナー」設置を推進する等により、遺族の負担軽減に向けた取組みを行っています。 この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
1522	令和3年8月6日	令和3年9月10日	遺品整理等片付けにおける一般廃棄物取り扱いの特例	高齢化の進行が著しいわが国において、特に2025年以降、いわゆる「団塊世代」と言われる世代が後期高齢者の年齢に達します。今後益々、遺品整理、生前整理、空き家片付け等のニーズが高まることは容易に想像できます。しかし一方で、一般廃棄物収集運搬許可業者(以下、「許可業者」)はその担い手不足から年々減少傾向にあり、また、新規に許可を出すことはほとんどない状況です。この年々減少傾向にある上、上記の仕分け作業までは進んでも、「3. 廃棄物」の処理が非常に困難な状況となっています。依頼者ご自身に処理して頂くことは、特に依頼者が高齢者の場合は非常に負担が大きなものとなります。また、遺品整理業者が自治体に確認した上で許可業者を探し、手配した上で依頼者との契約をコーディネートするにも、担当の負担が増えます。また、案件に対し、対応可能な許可業者を探すと自治体が難しいのと、見つかった日経理費なども非常に難しく、結果としてそのことも依頼者の負担となりつづいてしまっています。これにより、依頼者の希望もあっても、違法行為となりつづいて「廃棄物」まで回収している業者も実態としては少なくありません。ここに目をやることは、法治国家として決して良いことではありません。もちろん、野放図に特例を認めるといっていいことではなく、ある程度厳格な要件のもと特例を認めるといふ形が望ましいと思います。この特例が認められれば、高齢者の片付け問題は急速に解決に向かうものと思います。また、ニーズは非常に高いものの、上記の通りコンプライアンス上のハードルが高いことからあまり活性化してこなかったこの分野において、新たな市場が生まれるものと考えます。		個人	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。	当 業 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 する 法 律 第 7 条 第 1 項 等	対応不可	左記「制度の現状」とのり許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。 御提案にあるような、特定の業態であることのみをもって、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可の特例とすることはできません。	
1523	令和3年8月6日	令和3年9月10日	自動車用LPGタンクの検査期間の廃止または延長	現在自動車用LPGタンクはタンク製造年時から20年までは6年ごとの検査が必要で3回目(18年)の検査時には20年-18年=2年間未満の期間で検査が必要で20年超えのタンクは2年ごとの検査が必要となっていますが、このタンク検査の廃止または期間の延長を提案したいと思います。	理由は日本国外の諸外国にはそもそも充満期限という概念が無くヨコ自動車様が香港に新車として輸出してLPG車用のLPGタンクに期限の記載はあるもののそもそも法律が無い為に実際に検査は行われていません。 また日本で使われた中古LPG車間も多数、諸外国に輸出されてそのまま使われています。 私が知る限りでは特に事故などは起きていないようです。 私のような一般人を含めたタクシー事業者などが経年のLPG車を維持するうえで金額的にも検査期間中は車両が不便になりなどの非常に負担が重く大変維持が難しくなっております。 これは国土交通省や経済産業省の縦割りの弊害ではないかと思っております。 どうかご検討の上、廃止または延長の御決断をお願い申し上げます。 素人の悪筆をお許し下さい。	個人	経済産業省	液化石油ガス自動車燃料装置用容器に関しては、充満期限は設けられておらず、容器再検査に適合する限りにおいて使用することができます。容器再検査の期間については、経過年数20年未満のものは6年、20年以上のものは2年となっています。 また、容器再検査に関しては、米国等諸外国においても求められていると承知しており、適切な容器再検査の実施は、高圧ガス容器の点検不良による高圧ガスの漏洩、爆発・火災等を未然に防ぐ上で重要な役割を果たしています。 なお、国土交通省と経済産業省の縦割りの観点では、これまで、国土交通省が所管する車検制度(高圧ガス容器は車検の対象外)の検査周期と、経済産業省が所管する容器再検査の検査期間を調和させることで、ユーザーの利便性向上に努めています。	現 行 制 度 下 で 対 応 可 能	容器再検査の期間に関しては、容器保安規則第24条第3項において、「経済産業大臣の認可を受けた場合…は、…当該認可に係る期間…とすることができる。」とされており、科学的・合理的な根拠に基づき安全性が確認できれば、容器再検査の期間の延長が認められます。 なお、特認の一般ルー化については、安全上のデータ等が示される場合には、知見者の見解を踏まえて、行政が安全上問題ないと判断するものについては速やかに一般ルー化する可能性を検討するものと、安全上問題ないと考えられる範囲で一般ルーに技術開発の要素を積極的に取り込んでいくこととしています。		
1524	令和3年8月6日	令和3年9月10日	救急救命士の特定行為の指示について	救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならないとされていますが、大規模災害時や通信の不感知帯において、医師の具体的な指示が得られない場合にも救急救命処置が迅速に行えるよう法に明記いただきたい。	大規模災害時や通信の不感知帯など、医師の具体的な指示が迅速に得られない場合、救急救命処置が遅れ生命に重大な影響を与える可能性があります。 平成29年3月30日消防救第48号、消防庁救急企画調査長通知において大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について発出されているが、あくまでも技術的助言であることから、法に引き書きで明記いただきたい。	個人	総務省 厚生労働省	救急救命士は、救急救命士法において、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないとされています。(救急救命士法第44条第1項) これは、当該救急救命処置が高度の医学的判断を要する行為である等の理由によるものです。 なお、東日本大震災や熊本地震などの過去の震災時においては、通信途絶の発生状況などを踏まえてあくまで限定的に、違法性阻却され得るとの考え方を示しております。	救 急 救 命 士 法 第 4 4 条 第 1 項 第 5 3 条 第 1 号	対応不可	救急救命士法第44条第1項により、救急救命士は医師の具体的な指示を受けなければ厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされており、同項に違反した場合には同法第53条第1号に基づき罰則が課されることとされています。 大規模災害等が発生し、通信事情等の問題から医師の具体的な指示なしにやむを得ず当該救急救命処置を実施する状況となった場合には、刑法第35条に規定する正当業務として違法性が阻却され得るものと考えられますが、同条に該当するか否かについては、通信途絶の状況、代替手段の有無、切迫性等個別の事情を踏まえて判断されるものであり、救急救命士法において明記することは困難と考えております。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1525	令和3年8月6日	令和3年9月10日	夫婦別姓	夫婦別姓を婚姻時に選べるようにしてほしい。また既婚者も旧姓に改姓できる仕組みにしてほしい。	離婚が3人に1人の時代、離婚すると苗字を戻す女だけが軽んじられる目があり不平等。しかも女は手続きも半端なく多い。親の不動産を夫の財産で相続する即ち不良もあり。時代が昭和から平成、そして令和になり、令和らしい事情なども認めなければ、せめて夫婦別姓を推してほしい。現在既婚者も夫婦で話し合い別姓を選べる仕組みを作ってほしい。	個人	法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称す。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入することを内容とする「民法の一部を改正する法律案」を審議したことを受け、法務省は、平成28年及び平成22年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、今後とも、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を見ながら、対応を検討していくとしています。	
1526	令和3年8月6日	令和3年9月10日	運転免許証等公的証明書に英語表記を付記してほしい	運転免許証等を公的証明書には英語表記を付けてほしい。	当社ではイギリスで定められた知能体型であるITLというものの研修サービスを提供しており、研修後の試験を、コロナ対策でオンラインにて受けていただくを得ないことがあります。しかし、試験は知能体型の所有団体である外国の会社が行っているため、日本語しか表記されていない身分証明書では断れません。また、以前は、結婚で名字が変わったことを証明する必要がある生後さんがいましたが、同じく英語表記がなく証明するために数ヶ月を要したことがあります。国際化に対応しきれないと思いますので、各種証明書への英語表記をお願いします。	日本クイント株式会社	警察庁 法務省	番号070の回答をご参照ください。				
1527	令和3年8月6日	令和3年9月10日	太陽光発電設備の設置における電気供給約款の追加、見直しについて	令和元年度の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を既設に活用するにあたって、現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターから「約款に合わない」として、導入を断念した案件がある。については、国から北陸電力送配電株式会社をはじめとする電気事業者に対し、太陽電池発電設備の設置における「同一構内」の解釈について、再度、周知し、解釈に即した運用が可能になるよう約款(附則「特例設備及び特例区域等」)の追加・見直し等の依頼をお願いします。	避難所として指定してある町立公民館[A]に蓄電池や高効率照明(LED)を設置し、(数)の敷地が異なるが、隣接している町立消防団詰所(土地区画整理) [B]の屋根に太陽光パネルを設置した上で、自置線をつなぐことを検討した。現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターは、「約款の同一構内一受電の取り決めにより、接続を認めない(2020年10月1日 託送供給約款より 特例設備が施設された特例区域等を除く)」と回答した。しかし、経済産業省HPの太陽電池発電設備を設置する場合の手続き中の「太陽電池発電の取扱いについて(平成24年2月)」および、「[い]のうち屋根裏に設置された太陽電池発電設備の電気事業法上の取扱い(電気保安)について(平成28年4月11日)」に、「[B]の建物の太陽光パネルで発生した電気は、[B]の建物の内の電気設備と接続をせず。[A]に自置線をつなげば、「同一構内にあるものと解釈できると記載されていることに基づいた。上記の取扱いの趣旨により、電気供給約款(附則)の変更が行われた場合、今後、同一構内の制限にとらわれずに再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備等より多くの敷地・施設に導入することができることから脱炭素型地域エネルギーシステムの構築に向けて、自治体や企業、さらに住民が一体となって取り組むことが可能になり、地域エネルギー分野での投資が促進され地域経済の活性化が期待できる。	富山県立山町	経済産業省	2021年4月1日より、電気事業法施行規則等の改正に伴い、特定の要件を満たす場合に限り複数引込み並びに複数需要場所引込み等を行うことが可能になりました。一般送配電事業者からの託送供給等約款においても、同日から本改正に伴う1需要場所複数引込みの運用については適用可能となっております。	電気事業法施行規則第3条第3項	現行制度下で対応可能	2021年4月1日より、電気事業法施行規則等の改正に伴い、特定の要件を満たす場合に限り複数引込み並びに複数需要場所引込み等を行うことが可能になりました。一般送配電事業者からの託送供給等約款においても、同日から本改正に伴う1需要場所複数引込みの運用については適用可能となっております。	○資源エネルギー庁ホームページ 特例需要場所に関するQ&A https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html ○北陸電力送配電公表 2021年4月1日付け 託送供給等約款 P23 14 発電場所および需要場所 (4) http://www.rkiuden.co.jp/nw_soden/attach/takuso20210318.pdf
1528	令和3年8月6日	令和3年9月10日	附款を活用したアマチュア無線局「移動しない局」「移動しない局」の区別廃止	無線設備単位で無線局免許を付与する制度構造のため、一の個人又は社団(クラブ)が空中線電力50W以下の送信機と50Wを超える送信機の複数を持し、前者を設置(常置)場所から移動して運用し、後者を設置場所で運用する場合には、前者を「移動する局」として、後者を「移動しない局」として、それぞれ別の無線局免許を受けなければならない。そのため、免許(再免許)申請の手続きは別々に必要となり、手数料と電波利用料について必要となっている。なお、識別信号(コールサイン)は、原則として同一のもので指定されている。総合無線局監視システムPARTNERにより、一の個人又は社団が開設するアマチュア無線局は「移動する局」も「移動しない局」も免許人単位で運用しようとする場合、現行では、「移動する局」と「移動しない局」の2つの無線局免許を受ける必要がある。この免許負担を軽減するため、電波法第104条の2の規定を活用し、空中線電力50Wを超える送信機の常置場所以外の運用を禁止する附款により1つの無線局免許を得ることで足りるよう規制緩和を求めます。	アマチュア無線局については、移動する無線設備の場には空中線電力が50W以下に制限されている。そのため、免許(再免許)申請の手続きは別々に必要となり、手数料と電波利用料について必要となっている。なお、識別信号(コールサイン)は、原則として同一のもので指定されている。総合無線局監視システムPARTNERにより、一の個人又は社団が開設するアマチュア無線局は「移動する局」も「移動しない局」も免許人単位で運用しようとする場合、現行では、「移動する局」と「移動しない局」の2つの無線局免許を受ける必要がある。この免許負担を軽減するため、電波法第104条の2の規定を活用し、空中線電力50Wを超える送信機の常置場所以外の運用を禁止する附款により1つの無線局免許を得ることで足りるよう規制緩和を求めます。	個人	総務省	電波法において、移動しない無線局は無線設備の設置場所、移動する無線局は移動範囲を申請することとなり(法第6条)、総務大臣は、当該申請が、①工事設計(無線設備の書面上の設計内容)が電波法令に定める技術基準に適合していること、②周波数の割当てが可能であること、③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に適合すること等のいずれにも適合していることを審査することとなります(法第7条第1項)。また、当該無線設備等の電氣的特性などを測定することと工事設計等に適合しているか検査を行うこととなります(法第10条、適合表示無線設備のみを使用してアマチュア局を開設する等の場合には、無線局の検査等の手続きが簡略化されます)。検査の結果、工事設計等で想定されていない周波数や空中線電力が発射等された場合は免許はできません。また、「移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が50ワット以下のものであることとされています(無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準第9条の2第2号)。	電波法第4条等、無線局免許手続規則第2条等、無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準第6条の2第2号等	対応不可	電波法の目的を達成するため、移動しない無線局と移動する無線局は、その無線利用の態様等から、それぞれに適切した監督規律が行われる必要があります。「移動しない無線局」は、他の無線局等への影響が大きい比較的大きな空中線電力のものが想定され、その設置場所を把握することにより、電波監視態様と他の無線局に干渉を与えたり、テレビ受信等の電子機器や電気機器の誤動作などの影響を与えたりといった障害が生じた際には、速やかに発信源を把握することにつながります。また、電波法令では、人体への影響を防止する観点から、無線設備から発射される電波の強さが基準値を超える場合には取替者以外が容易に出入りすることができないように安全施設を設けることを義務付けておりますが、「移動する無線局」については空中線電力が比較的に小さいものが多いこと等も踏まえ、この対象外となっております。これらのことと無線局免許は無線設備ではなく無線局を単位とする等から、電波監視上、「移動しない無線局」は「移動する無線局」とは異なる監督規律が必要であり、これらと同じ扱いとはできません。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1529	令和3年8月6日	令和3年9月10日	年金追納の期限撤廃について	国民年金の追納可能期限は10年に設定されているが、この期限を撤廃して、納める意志のある者は、納められる制度に変更して欲しい。	私が学生の頃は、国民年金の納付は義務ではありませんでした。そのため、二年半ほどの未納期間があります。また、若い頃は子供の養育などに金が掛かり、免除申請をして、国に助けられてきました。今頃になって、若干ではあるが生活に余裕ができて、免除申請をした分の追納の手続きをしました。色々調べて、10年を選つて納付できないのは知っていましたが、やはり納付がいきませんでした。納付の意志があるにも関わらず、納付できないのはおかししい。納付が増えれば、国庫にも幾ばかの貢献もできるのに、不可能なのは不思議です。年金の財源不足の解消にも、少しは役立つと思われます。どうかご一考頂ますよう、宜しくお願い致します。	個人	厚生労働省	番号135の回答をご参照ください。					
1530	令和3年8月6日	令和3年9月10日	特定賃貸借契約について賃貸人からの契約解除の要件を緩和すべき	「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」(令和2年6月公布)に於ける法律(令和2年6月公布)による特定賃貸借契約が借地借家法の普通建物賃貸借である場合、賃貸借期間満了に伴う更新拒絶の通知や、賃貸借の解約の申入れを行うためには正当事由が必要となる(法28条)が、賃貸住宅管理業の契約において賃貸人の業務遂行状況に問題がある場合は、借地借家法上の正当事由がなくても特定賃貸借契約を終了させることができるよう、借地借家法上の規制を緩和すべきことを提案する。	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が制定された背景には、法律家の概要説明資料によれば「オーナーの高齢化や相続に伴う事業化の進展、管理内容の高度化等により、管理業者に管理を委託するオーナーが増加。さらに、賃貸経営を管理業者にいわば一任できる「サブリース方式」も増加。しかし、管理業者の介入が増加する中、オーナーあるいは入居者とのトラブルが増加。特に、サブリース方式で、オーナーあるいは入居者とのトラブルが多発し、社会問題化」といった状況がある。賃貸借契約は、業務委託の賃貸契約と異なり、契約期間が満了となった後、終了させるのが特徴である。賃貸権は存在しないが、賃貸権は存在し、借地借家法によって保護されるというのは大きな違いである。また、定期建物賃貸借(借地借家法38条)はあるが、オーナーでの制度を知らない方も多く見ると推察される。不動産事業の専門的知識は、オーナーより賃借人兼管理業者が多く有している場合が多くあると思われるが、オーナーが適切な利益を上げることについて誠実に取り組む管理業者ばかりではない。賃貸借契約では賃借人が賃貸人に借賃を支払うが、賃貸住宅管理業の契約では、賃貸人が賃借人に費用を支払うことになる。「借賃>委託費用」であれば賃貸人は利益があるが、「借賃<委託費用」であると賃貸人は利益がなくなる。賃貸人が賃貸によって損失ばかりである時、賃貸住宅管理業の委託の解除を検討することはできるが、賃貸借が普通賃貸借であるために、管理業務の委託も解除しにくい、という場合も現れるであろう。そうした状況が生じないよう、前述の内容を提案する。	個人	法務省	建物の賃貸借には借地借家法が適用され、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における「特定賃貸借契約」(賃貸住宅の賃貸借契約(賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であるものを除く。))であつて、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転賃する事業を営むことを目的として締結されるもの)についても、建物の賃貸借として借地借家法の適用を受けることとなります。したがって、賃貸借契約の期間満了の一年前から六月前までに更新をしない旨の通知等をしなければ、その契約は更新されたものとみなされることがとなり、賃貸人が賃貸借契約の更新を拒絶するためには、正当事由が必要とされることとなります(借地借家法第26条、第28条)。	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第2条第4項 借地借家法第26条、第28条	対応不可	賃借人が建物を転賃している場合において、賃貸借契約が期間満了によって終了したときは、転賃人は、賃貸人に対して、転賃権の存続を主張することができなくなると解されています。 ご指摘のように、特定賃貸借契約に関して借地借家法上の規制を緩和して、正当事由がなくても賃貸人が更新拒絶をすることができることとすると、事業者である賃借人のみならず転賃人もその建物を使用収益することができなくなり、その保護に欠けるという問題が生じるため、慎重な検討が必要と考えられます。 なお、ご指摘いただいているとおり、賃貸人が契約期間の満了によって賃貸借契約を終了させることを希望するのであれば、定期建物賃貸借の制度(借地借家法第38条)を活用することを可能とする。 また、賃貸住宅管理業については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に規定された登録制度等を通じて、その適正な運営の確保が図られるものと承知しております。		
1531	令和3年8月6日	令和3年9月10日	放課後児童クラブの入所判定基準の統一化	放課後児童クラブの入所審査について、各設置市町村が保護者の就労状況等を踏まえてそれぞれ審査しているが、市町村により審査基準等にはばらつきがあるので統一して欲しい。 コロナの場合で仕事が一時的に減った場合でも入れるよう通達を出してほしい。 また、保護者の入所と同様に、就労証明書の様式を統一して電子申請できるようにしてほしい。	学童クラブの入所に関して、要則勤務の場合は、どこの自治体でも勤務表を添付することになっています。ただし、勤務表の添付については自治体によっては直近の1ヶ月としているところ、3ヶ月としているところなどまちまちであり、縦割りになっています。また、コロナの場合など仕事が減っている場合には、柔軟に判断してもらえるよう通達発出したり。 私は正社員の雇用ですが、事業場外のみならず労働時間勤務が適用されており、コロナで一時的に仕事が減っているのでもたまたま直近の1ヶ月での申請では要件を満たさないことになりましたが、繁忙期では毎日就業もあり、学童保育に入れないのは死活問題です。正社員でも契約上はフルタイムですし、フルタイムの勤務が見込まれる以上は入れるようにしていただくよう、ぜひ具体的な統一基準を設定してください。 居住する自治体(荒川区)にその状況を相談しても、要則勤務の場合の勤務表の添付は直近1ヶ月で明けないと言われ、学童クラブに相談しても、基準を満たさないものは受け取らないと言われ、審査請求する権利すら与えられません。(これも違法ではないでしょうか) 3ヶ月なら満たす可能性もあるのに、また、繁忙期では満たすことができるのに、一ヶ月のみでの判断は役所の意欲です。小一の子どもが危険にさらされており、児童福祉にも反します。ぜひ厚生労働省で統一基準を策定し、罰則を持たせた義務規定としてほしい。	個人	厚生労働省	【入所審査について】 放課後児童クラブの対象は、保護者が労働等により単身家庭にいない児童としていますが、その家庭の構成員は多種多様であり、地域によっては、児童の受入に当たって、優先順位を付けて受入を実施しているところがあります。 【就労証明書について】 放課後児童クラブの利用に当たり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けておりません。	児童福祉法	【入所審査について】 平成28年9月20日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」において、優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項をお示ししておりますが、児童や保護者等の状況は地域ごとに異なることから、審査基準等については、実施主体である市町村において判断するものと考えます。 【就労証明書の様式統一・電子申請について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 また、令和2年12月25日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求めず手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。			

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1532	令和3年8月6日	令和3年12月2日	地方自治体の競争入札参加資格申請の共通化、デジタル化	地方公共団体の競争入札参加資格申請事務は、2年に1回、各地方自治体の競争入札に参加したい業者が、各自自治体ごとに資格申請を提出することになっている。物品と工事の2種類の資格申請に分かれる。要求される書類はほぼ同じである。このような現状下、要求書類の共通化、申請事務のデジタル化を求めます。例えば既に提出した競争入札参加資格申請があれば、その県内市町村の参加資格申請の共通書類部分は免除されるような仕組みができないものかと提案します。	弊社は体育器具・公園遊具を全国に製造／販売している中小企業です。毎年、2年に一度の競争入札参加資格申請の時期が来ると、社員が手分けして残業しながら、各自自治体の申請期限、必要書類、申請方法などを各自自治体のHPIにある申請要項でチェックし、書類を作成して提出しております。各自自治体から要求されるほとんどの書類(体感で95%)は共通であるものの、提出時期や提出方法(ファイルの綴じ方、色)などが、自治体によって違っており、都度確認しながら書類を作らざるを得ません。非常に生産性の低い時間を浪費する作業です。また書類作成・提出には1自治体に対して約100枚の膨大な量のコピーが必要で、申請事務の共通化・デジタル化が実現すると、各地方自治体の入札事務に参加しようとする多くの企業において、以下の効果が表れます。○長時間労働から解放されて生産性が向上します。○より多くの自治体にアプローチが可能になる○書類の作成ミスがなくなり各自自治体のチェック事務も効率化する○デジタル化することで、自治体側、民間側双方で、資源消費の節減にも大きく寄与する(資料によると既に平成30年度中から工程表を作って検討を進めているとのことですが、進捗はあるのか？すぐにも対応できると思いが、)	(株)郡村製作所	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を促してまいります。	
1533	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告のペーパーレス化	各事業者毎にハローワークに紙ベースで換印した選任状況報告を提出しているが、都道府県でもフォーマットが異なるなど、統一化およびweb化していただきたい。また、事業所の人数規模により公正採用選考人権啓発推進員の設置が求められるが、基準を下回った時の運営等が明確でない。	紙ベースであり、煩雑。	個人	厚生労働省	各都道府県労働局において、各地域の実情に応じて報告様式を設けております。また、令和3年4月以降、準備の整った労働局・ハローワークから順次、eメールでの提出も可能となる予定です。なお、設置基準未満の人数規模の場合であっても、公正な採用選考の実現のため、人権啓発推進員の設置にご協力頂いております。	なし	検討を予定	様式の統一化・web化については、各地域の実情に応じて検討してまいります。	
1534	令和3年8月6日	令和3年9月10日	地方税納付書の書式統一を	私は法人営業担当の銀行員です。日頃から法人の経理部署の方々、また銀行の支店で受け入れ事務処理担当、更には、各地方公共団体から印刷郵送を事務委託されている代行業者さんからの話しを聞いてますと、税金などの納付書の書式が統一されていれば、自動読み取りとか、かなり合理化されると聞いています。是非、実態を把握し合理化すべきだと思います。eTAXもありますが、これはこれで別の話で考えていいのではないのでしょうか。	納付書の事務が自動化受け入れ銀行員の事務負担が楽になる。システム化できるかも。地公体は事務委託経費削減。	個人	総務省	各地方団体の納付書等の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。また、地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、一部の税目について、全ての地方団体で全国統一フォーマットによる電子納付が可能となっています。	地方税法施行規則	対応	【総務省】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。 また、地方税共通納税システムの対象税目のさらなる拡大的検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	
1535	令和3年8月6日	令和3年9月10日	区分所有マンション敷地への権利設定について、登記の基準を緩和すべき	マンションの敷地に公共事業でトンネルが建設された事例がある。事業者はマンションの管理組合と協議し建設を開始するが、理由に示した事由により、権利の登記に至ることができなかった事例が国内に複数ある。区分所有建物の敷地への権利設定登記について、申請に必要な区分所有者の印鑑証明書の有効期間を延長する。一部の区分所有者の持分のみについての権利登記を可能とする(不完全でも、一部の権利でも設定できた方がよい、という考え方)など、登記条件を緩和することを提案する。 また、事業者の権利の登記が無くても、区分所有者が不動産の評価において不利益を被らないよう、各事業法に基づき保全することも提案する。	区分所有建物の敷地への地上権などの登記設定にあたっては、区分所有者の承諾を得た申請書面を3か月以内に準備する必要がある(不動産登記法16条)。しかし、多数の区分所有者の承諾を受けるにあって損失補償の合意ができず長期間が経過し、事業者が全区分所有者と合意できた時には、区分所有者の移転が進み、区分所有者が日本国内にいなかったり、所在が不明であるなど、登記手続きに移ることが事実上困難になっている事例がある。事業者の権利を登記で設定するとしても、既に区分所有権に抵当権が設定されており、事業者の権利の順位が後になってしまうという問題点もある。そうした事例を調べると、登記申請の制度が、大規模の区分所有建物の敷地などの権利設定を想定していなかった、と考えることができる。このため、前の内容を提案した。 提案が実現した場合、区分所有建物にかかる権利が明確になるとともに、不動産の評価がしやすくなり投資を促進することにつながる。また、権利にかかるトラブルを予防できるとともに、公共事業の安定的な維持につながる。 なお事業者側は、敷地の使用について債権を主張でき、一度、適切な損において不利益を被らないよう、各事業法に基づき保全することも提案する。	個人	法務省	不動産登記令第16条2項及び第3項の規定に基づいて印鑑証明書を添付する場合、印鑑証明書の有効期限は3カ月となります。	不動産登記法第16条 不動産登記令第16条	対応不可	制度の現状のとおり、印鑑証明書を添付する場合のその証明書は作成後3カ月以内のものでなくてはならないこととされています。この趣旨は、印鑑証明書により、登記を申請している申請人が本人であることを担保しようとするものです。印鑑証明書が作成されてから長期間が経過しているときは、紛失・盗難等のため登記申請時には改印されているといった事情の変化が考えられ、印鑑証明書があるというだけでは必ずしも申請書を提出している者が本人であることを確認することができなくなってしまう可能性があります。 以上の理由により、「印鑑証明書の有効期間を延長する」という対応を取ることは困難です。 なお、御提案の中に記載のある①区分所有権の持分についての権利の登記、②区分所有者が不動産の評価額において不利益を被らないとの記載については、その意図するところが不明であり、回答することができませんので、御理解願います。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1536	令和3年8月6日	令和3年9月10日	登記簿の附属書類について、写しの交付対象を拡大すべき（規制緩和）。また、保存期間を永久とすべき。	不動産登記法第121条で規定される登記簿の附属書類の写しの交付は、政令で定める図面の全部又は一部の写しが対象であり、それ以外の附属書類は閲覧までとなっている。この写しの交付の対象を、請求者が利害関係を有する部分の全部に拡大し、土地所有者が交付を申請した場合は、不要な個人情報を除き、原則、全部交付するよう改めるべき。附属書類は電子化し、閉鎖まで永久に保存するよう改めるべき。	土地・建物の権利に争いが生じた場合、登記の情報は重要な証拠となる。登記記録や公図は基本的な情報であるが、争いは登記記録の内容そのものであることが多いので、それ以外の記録である附属書類の内容が重要になる。附属書類は当事者が申請時に提出する書類がほとんどであるので、同じ情報で当事者が保管している場合はあるが、時間が経つと見つからないことが多い。したがって必要な情報を得るために登記官に附属書類の交付や閲覧を申請するのであるが、交付してもらえなかったり、保存期間を理由に戻せられない、と言われることがよくある。附属書類は、登記申請時と当事者が提出したものであることから、写しの交付申請があれば原則、交付するよう改めらるべきである。不動産登記規則28条9号によれば、「権利に関する登記の申請情報及びその添付情報」の保存期間は「受付の日から30年間」である。一方で土地の権利の問題は、受付日からわずか30年の間に発生する性質のものではない。情報を電子データで保存できる時代であり、附属書類は電子化し、閉鎖まで永久に保存するよう改めてほしい。実現した場合、土地・建物にかかる問題解決に寄与することが期待でき、不動産への投資促進につながる。	個人	法務省	政令で定める図面以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められており、写しの交付は認められていません。また、登記簿の附属書類の保存期間は受付の日から30年間です。	不動産登記法第121条第1項、2項 不動産登記規則第28条第9号、10号	対応不可	制度の現状のとおり、政令で定める図面以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められています。これは、登記簿の附属書類に記載されている内容には、法令上プライバシー保護の観点から公開を制限するための規定が設けられているものも含まれているため、原則、不開示とするのが相当であるという理由によるものです。そして、開示の方法として写しの交付を認めていないのは、写しの交付を認めるとすると、交付された写しは、請求者の手元を離れて第三者の目に触れることが予想されるので、不動産登記法において特に利害関係がある部分についてのみ閲覧を認めたことが無意味になってしまう理由によるものです。以上より、登記簿の附属書類について、写しの交付の対象を拡大することは困難です。また、登記簿の附属書類の保存期間については、受付の日から30年としており永年保存していいないのは、公示に必要な情報は、全て登記簿に記載されることから、永年保存とする必要性は乏しいという理由によるものです。加えて、不動産登記については、年間約1000万件以上の申請がされているところ、不動産の権利関係に係る紛争に備えて、全ての不動産登記申請に係る附属書類を電磁的に永久保存しておくことは困難です。	
1538	令和3年8月6日	令和3年9月10日	児童手当の手続きについて	児童手当の手続きについては出生後15日以内に実施する必要がありませんが、マイナンバーなどの発番があるものであれば手続き不要にならないでしょうか。特に公務員、それ以外で手続きが分かれる意味がわかりません。	小職は国立大学法人職員で手続きが必要にもかかわらず行政側からの案内がありませんでした(保険証が文科省共済だったため)。そのため息子が受けられるはずだった行政サービスが2年以上受けられないという利益をこもりました。改めての手続きの際も行政窓口で「あなたは手続き不要である」と言われ、やがて正しい手続きのせいと担当者も理解しきれていないと感じております。こちらの落ち度もあるのですが、やはり納得できない状況です。そもそも生まれてくる子供への手当なので、原則手続き不要(あるいは簡素化、出生届の際に紐づけるなど)で行えば良いと思います。出生時はバタバタしますので、なるべく手続きに手を取らないようよろしくお願いたします。	個人	内閣府	番号1395及び行政改革の番号202の回答をご参照ください。				
1540	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍統一文字を廃止し、ソフトJSでないしはUNICODE規定の漢字に統合する	戸籍統一文字を廃止し、ある一定時期を定め、そこで存在しているソフトJSでないしはUNICODE規定の漢字に統合する	戸籍統一文字はそもそも、戸籍が成立した初期段階における書き損じ等で文字数が爆発的に増加した経緯がある。そのため、そのような文字については、現在当該住民が一般的な生活を送るにあたって利用している文字に戸籍上の文字を改める。たとえば、「火朶(火偏に禾)山(あきやま)」は秋山に改める。理由は、役所における戸籍管理業務上、文字が拡大に存在することにより、事務効率が低下しており、また、独特なシステムを構築しているため、これにより電算処理の維持に莫大コストが発生しているため。また、これにより他のIT化処理との整合性がとれなくなっているため。	個人	法務省	「戸籍統一文字」とは、平成16年4月1日付け法務省民一第928号民事局長通達第4の11において指定された。オンラインシステムにおいて使用する文字を指し、通達等により戸籍に使用することができるものとされた文字が定められています。	平成16年4月1日 付け法務省民一第928号民事局長通達等	対応不可	制度の現状のとおりであり、現に戸籍に使用されている文字について、ある文字規格により一律に引き直すことは困難です。	
1541	令和3年8月6日	令和3年12月2日	医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化	医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化を進めていただきたい。製品に付されたQRコード等の符号を読み取ると添付文書データベースの最新情報にアクセスできるように行政は準備をすすめており、電子化された添付文書の情報にアクセスすることを進めるべきである。	業機法の改正により、2021年8月から、これまで医薬品などの製品と一緒に同梱されていた紙の添付文書は原則として廃止され、電子的な方法で閲覧することが基本となります。(PMDA Webより、 https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html) しかしながら、原則がせ着て、初回納品時、医療機関に赴く際、及び添付文書の改訂時には紙媒体の添付文書により提供することとしています。 これでは「完全な」電子化とはいえず、機器製造販売業者は結局紙媒体での提供を想定し紙の準備、製品への封入等の管理をしなければなりません。販売業者等も医療機関に赴く際、初回納品かどうか、紙媒体の添付文書を提供したかどうかを管理せねばなりません。 製品パッケージごとに、既にQRコード、バーコード等の符号が付けられており、添付文書情報と符号とのリンクを行政が進めており、添付文書を紙で提供でなく、むしろ医療機関が符号を読み取り最新情報にアクセスするよう推奨し進めるのが本則ではないでしょうか？ また、法改正後の実務的な通知は発出されていませんが、既にそういった方向で行政側は進行中と説明会等で案内がなされています。 この件、話を聞くと業界団体は進めたいのだが、行政側が拒否しているときがあります。方が一末届の機関に最新情報が行き届かなかった場合のリスクを想定し、行政が責任を持ちたくないのではないのでしょうか？	民間企業	厚生労働省	医療関係者に販売される医療機器については、その製造販売業者は、その医薬品等の使用及び取扱い上の必要な注意等(以下「注意事項等情報」という。)をホームページへの掲載等により公表しなければならぬこととしています。併せて、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、医療機器を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は医療機器プログラムを初めて電気回路を通じて提供を受けようとする薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医療関係者に対し、注意事項等情報を提供するために必要な体制を整備しなければならないこととしております。 具体的な提供方法としては、注意事項等情報に記載した文書を提供する方法を基本としておりますが、医療関係者と共通認識が存在する場合は、電子データを送付する方法その他の医療関係者が注意事項等情報を確認しやすい方法によることは差し支えありません。	業機法第68条の2の2 業機法施行規則第228条の100.6	事実認識	制度の現状欄に記載のとおり、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、初回納品時の対応を求めているものです。ただし、納品先の医療関係者との共通認識が存在する場合には必ずしも紙媒体を提供する必要はありません。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1542	令和3年8月8日	令和3年9月10日	不動産特定共同事業法の捺印義務の見直し	不動産特定共同事業に関する『契約前説明書』『契約時説明書』及び『年1回の顧客への報告書』に押印する資格者の認め印については、電子文書の場合は省略できるため、在宅ワークを推進するため、紙による場合も廃止すべきである。	国土交通省は、不動産特定共同事業に係る押印義務について、対行政への申請書などは省略可能な一方で、かかる顧客に対する年1回の報告書や、契約時の説明書面への捺印義務は省略できないこととしている。対行政への捺印書面は、年に数回程度であるところ、顧客への書面は顧客数と契約数に応じて必要になるため、圧倒的に業務量としては多く、これを省略しなければ、在宅ワークを進めるに際しての押印義務を免除する意味がない。一方、電子文書の場合は、資格者の記名があれば、押印は不要とされるから、在宅ワークを推進するため、紙による場合も廃止すべきである。(つまり、押印書面をDVD-RなどにPDF文書で保存して渡せば、押印義務は免除される。) そうすると、DVD-Rを渡すのも、紙を渡すのも結局は同じであるから、紙の契約時においても、記名のみで押印は不要とすべきであり、これにより向うの問題も生じないはずである。そこで、年1回の報告書や契約時書面などに押印する資格者の認め印については、紙による場合も廃止するべきである。	個人	国土交通省 金融庁	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)に於て、同法の施行日である令和3年9月1日以後は、既に、不動産特定共同事業法第24条第2項、第25条第2項及び第28条第3項	不動産特定共同事業法第24条第2項、第25条第2項及び第28条第3項	対応	「制度の現状」欄に記載のとおり既に対応済みです。	
1543	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士による押印義務の廃止、行政書士証票及び職印証明の官公署による発行	(1)依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書には、資格者の記名押印義務があり、資格者の名前を記載し、職印を押すように義務付けられ、これらの電子文書には記名押印義務はなく、資格者の記名文書及び領収書についても、記名押印義務を廃止するべきである。(2)一方、行政書士は業務において申請や契約の代理人となることもあるが、このような場合に行政書士証票や職印証明を添付しても、官公署が発行する証明ではないとして、他の身分証を提出する取り扱いとなっている。以下、沼津市のホームページにあるように、行政の発行する宅地建物取引士証は証明書として単独で認められるが、行政書士証票は単独では証明書として認められていない。(参考)各種申請の際の本人確認書類について(沼津市) https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm そこで、行政書士証票や職印証明と、これらの電子証明書については、総務省の責任により官公署が発行するべきである。	(1)行政書士が依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書には、資格者の記名押印義務があり、資格者の名前を記載し、職印を押すように義務付けられ、これらの電子文書には記名押印義務はなく、資格者の記名文書及び領収書についても、記名押印義務を廃止するべきである。(2)一方、行政書士は業務において申請や契約の代理人となることもあるが、このような場合に行政書士証票や職印証明を添付しても、官公署が発行する証明ではないとして、他の身分証を提出する取り扱いとなっている。以下、沼津市のホームページにあるように、行政の発行する宅地建物取引士証は証明書として単独で認められるが、行政書士証票は単独では証明書として認められていない。(参考)各種申請の際の本人確認書類について(沼津市) https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm そこで、行政書士証票や職印証明と、これらの電子証明書については、総務省の責任により官公署が発行するべきである。	個人	総務省	(1)行政書士法施行規則(昭和26年総務庁令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならないこととされており、同規則第14条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならないこととされています。また、日本行政書士会連合会第81条第2項の規定により、行政書士は、単位会の会員となった後、直ちに、職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならないこととされています。領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押すこととされていますが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第4条第1項、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成17年総務省令第61号)第5条及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則第2条第2項の規定により、上記領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定にかかわらず、書面に代えて電磁的記録の作成を行うことができることとされています。(2)行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条の2第4項において、日本行政書士会連合会は、同条第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付することとされています。また、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第1項第4号により、行政書士が受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、行政書士であることを証する書類で写真を貼り付けたものを提示し、行政書士の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面に当該行政書士の職印が押されたものによって戸籍謄本等の交付の請求をすることができます。	(1)行政書士法施行規則第9条第2項、第10条、第11条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条 (2)行政書士法第6条の2第4項	その他	(1)行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の業務依頼関係から都府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、同会は「証明書」を発行しているところですが、このように、職印は登録、証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。 -前提条件については、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を勘案しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応する必要があると考えております。 (2)行政書士証票は、行政書士法第6条の2第4項に基づき、行政書士であることの身分証明書として日本行政書士会連合会が交付するものであり、職務上請求書による戸籍謄本等の交付の請求をする場合には、当該証票を提示することで足り、沼津市においても同様の取扱いとしていると認識しております。 -なお、地方公共団体の各種手続の申請等を行う場合などにおいて、当該代理人の本人確認書類として何を求めるかについては、当該申請を受け付ける各地方公共団体の手続内容やその趣旨により異なるところですが、行政書士証票は行政書士法に基づき行政書士の資格を証明するものであり、その趣旨や取扱いが十分周知されるよう、関係団体等とともに取り組む必要があると考えております。	
1544	令和3年8月6日	令和3年9月10日	電子帳簿保存法の申請が煩雑かつ制限が強すぎる	電子帳簿保存法の運用については法改正で規制が緩和されてきていますが、申請の部分が煩雑かつ制限が強く、電子化の阻害要因となっています。 -備え付け開始日が期初にしか設定できない -備え付け開始日の3か月前までに申請を提出しなければならない -申請書類が、電子化環境が完成していないと記載できない内容になっている ことから、現実的には1年ほど前から準備をしないと開始ができません。日程ありきで失敗不能な導入計画を立てざるを得なくなるため、プロセスが欠けてしまっています。 -零細規模の弊社でも4年ほど前から検討はしていますが、導入に至るどころか、試行すら開始できていないのですが、これが最大の要因です。 制度設計として、申請順序が逆転させ、次のような流れとすべきです。 -思い立った時に電子化環境の準備と試行(課題の洗い出し)を開始する -実運用が可能だと判断した時点を備え付け開始日とする -税務署に事後申請を行う	電子帳簿保存法の運用については法改正で規制が緩和されてきていますが、申請の部分が煩雑かつ制限が強く、電子化の阻害要因となっています。 -備え付け開始日が期初にしか設定できない -備え付け開始日の3か月前までに申請を提出しなければならない -申請書類が、電子化環境が完成していないと記載できない内容になっている ことから、現実的には1年ほど前から準備をしないと開始ができません。日程ありきで失敗不能な導入計画を立てざるを得なくなるため、プロセスが欠けてしまっています。 -零細規模の弊社でも4年ほど前から検討はしていますが、導入に至るどころか、試行すら開始できていないのですが、これが最大の要因です。 制度設計として、申請順序が逆転させ、次のような流れとすべきです。 -思い立った時に電子化環境の準備と試行(課題の洗い出し)を開始する -実運用が可能だと判断した時点を備え付け開始日とする -税務署に事後申請を行う	デンキヤ 株式会社	財務省	決算関係書類を含む国税関係帳簿書類については、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録による保存が可能となっています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律	対応	令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の承認を廃止する等、抜本的な見直しを行うこととされ、それらの見直しを含んだ、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和3年3月26日に可決・成立しました。これにより、令和4年1月1日より、税務署長の承認が不要となっております。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1545	令和3年8月6日	令和3年9月10日	監査書類への署名・ 押印のデジタル化と 電子保管の推奨	現在、監査法人で働いています。公認会計士法で明確に記載されていなかったり、金融庁からの通達も出ていないことから、監査書類への署名・押印のデジタル化が進んでいません。 現状の制度では、監査報告書などへの署名・押印は紙に直接行わなければならない。また、紙の状態をクライアント企業へ提出する必要があることから、監査書類についても署名・押印のデジタル化と電子保管の推奨を政府から公式にアナウンスしてほしいです。	契約書などは電子化への移行は少しずつ進んでいますが、監査報告書に関しては導入をする議論が進んでいないように思います。(少なくともこちらの現場には話が進んでいません) 公認会計士協会、ひいては金融庁より通達が出ていないためだと思います。 現在は署名・押印のために紙を出力、また、その後クライアントへ渡すために、署名を行う業務執行社員と事務職員が出社を続けざるを得ない状況になっています。 また、署名者が複数いる場合、物理的に紙を動かす必要があることから、全員の署名が完了するまでに1週間以上かかってしまうこともあり、とても時間の無駄を感じています。 監査報告書に署名・押印し、監査対象である関係書類をファイリングし、その後クライアントに提出することが、監査法人では広く業務慣行とされてしまっていることから、署名・押印のデジタル化、その電子保管についての方針を政府から公表していただければ、在宅勤務率のさらなる向上、また都市部への業務一極集中も軽減できると考えています。	個人	金融庁	公認会計士法第34条の12第2項において、監査法人は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署名、かつ、自己の印を押さなければならないと規定されています。 また、当該証明書の作成については、上記の通り自署名・押印を求めており、書面以外の方法により行うことを認める規定はございません。	公認会計士法、公認会計士法施行規則、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令	対応	監査報告書の作成手続の負担軽減を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)等に基づきオンライン化を検討し、監査報告書への自署名・押印を廃止するとともに、あらかじめ被監査会社等の承諾を得ることで電磁的方法による提供が可能となるよう、公認会計士法と関連する内閣府令の改正を行いました。(「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和3年9月1日施行))。 日本公認会計士協会においても、監査報告書を電磁的方法により被監査会社等に提供する際の留意事項の整備等が進められていて、法令の施行に伴い実務での混乱が生じないよう、引き続き、同協会との連携に努めて参ります。	
1546	令和3年8月6日	令和3年9月10日	司法試験受験資格 の期間制限の撤廃	司法試験法4条1項各号を改正し、法科大学院修了生及び予備試験合格者が修了後又は合格後いつでも司法試験を受験できるように改めること。現在の司法試験は、法科大学院を修了又は予備試験に合格した年から数えて5年間5回に限って受験を認めているところ、この期間制限を撤廃して法科大学院修了生及び予備試験合格者はいつでも司法試験を受験できるようにすべきである。	まず、受験期間制限があるために、受験生は就職等の人生選択を取り難い現状がある。特に、法科大学院修了生は大学院進学の時間と学費をサックコストとして抱えているため、受験1回分の価値があまりに高く、容易に別の進路を取り難い。この制度は、いわゆる滞留者の撤退を促すために設けられたとされているが、むしろこの制限がサックコストを抱えた修了生にとって司法試験から撤退するよう判断を難しくしている。また、5年制限の根拠として法科大学院教育の効果が薄れる点があげられているが、受験資格付与の独占的地位を与えられている教育機関が5年限りの教育しか施せないというのも情けない話である。仮に、法科大学院の教育の効果が5年限りとしても、合格基準に達しない受験生は不合格とすれば足り、受験資格まで取得するのは過度な制限である。なぜ受験資格を制するお節介者様を一方で、失権者の就職等ではお節介を焼いぐれないのか甚だ疑問である。 更に、今年はコロナ禍の中で司法試験が実施されたところ、受験期間制限があるため、受験生は感染リスクを負って受験せざるを得ない立場に陥った。この制限が撤げれば、感染リスクを避けるために受験を控える選択もあり得るにも拘らず、結果として受験生の選択の自由を奪う結果となった。結局のところ、コロナ禍での司法試験の混乱で犠牲となったのは受験者であり、その混乱も受験期間制限を早い内に撤廃しておけば避けられたといえる。 上記提案の実現によって、法科大学院修了生等は就職に舵を切りやすくなり、社会経験を積みながら受験するという道が開けるため、現制度よりも浪人による社会的損失を回避しやすくなると思われる。	個人	法務省	司法試験法は、「法科大学院の課程を修了した者」は、修了の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間、「司法試験予備試験に合格した者」は、合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間において司法試験を受けることができる旨定めています。	司法試験法第4条第1項	対応不可	平成26年法律第52号による改正前の司法試験法第4条では、法科大学院修了又は予備試験合格から5年の期間内に3回という受験期間制限及び受験回数制限を設けられていたが、その趣旨は、旧司法試験下で、受験競争の激化による受験技術優先傾向に伴う法曹の質の低下や、多数の「司法試験浪人」による社会的損失が問題視されたことを踏まえ、法科大学院における教育の効果が薄れないように司法試験を受験させ、受験生の滞留を回避し、本人に早期の転進を促すことにありました。 その後、司法試験法の一部を改正する法律(平成26年法律第5号)の成立を経て、現行の司法試験法第4条が定められました。この改正は、5年という受験期間制限を維持することで、大量の受験者が長期滞留することによる弊害を防ぎ、また、5年に3回という受験回数制限を廃止することで、受験者が受験資格のある間に受験しない、いわゆる「受け控え」を防いで、合格者の最も高く、法科大学院教育の効果が最もよく発揮される法科大学院修了直後から間断なく司法試験を受験し、有為な法曹として早期に活動できるよう、環境整備を図るという政策判断によるものです。 御提案の司法試験の受験期間制限の撤廃については、このような立法趣旨に鑑みまして、予定しておりません。	
1547	令和3年8月6日	令和3年9月10日	司法試験予備試験 合格者の過度な 制限の撤廃	司法試験予備試験の合格者数を毎年の法科大学院修了者数とほぼ同等又はこれに準じた数に、受験者が司法試験に挑戦できる機会を拡大すること。	司法試験予備試験は経済的理由から法科大学院に進学できない者のために設けられた例外ルートである。しかし、現在の予備試験は法科大学院制度の存続のために過度に合格者数を絞っており、受験者が司法試験に挑戦する機会を不当に奪っている。 そもそも、予備試験は合格水準として法科大学院修了と同等の能力を要求している。しかし、予備試験合格者は司法試験において毎年約8割の合格者を誇っている一方、司法試験法の建前上予備試験合格者と同等の能力を有するはずの法科大学院修了者の司法試験合格率は全体平均で3割にも満たない。この結果に鑑みると、仮に法科大学院修了と同等の能力の者を予備試験合格者とするならば、現在の500名前後の合格者数は明らかに数を絞らず過ぎる。その結果として、大半の受験生は2年間進退し(結果的に司法試験受験資格が得られる法科大学院に誘導され、時間と学費の消費を強制されている)しかし、受験生の立場からすれば時間も金も浪費したくないのが通常で、法科大学院に内心自発的に進学する人間は多くない。それは現に多くの法科大学院生が予備試験を受験し、めでたく予備試験に合格したらそそくさと休学ないし退学することからもうかがえる現実である。事ここに至るならば、もはや法科大学院修了を前提とした試験制度を定めるべきかと思う。それが出来なければせめて予備試験合格者数を増やして法科大学院修了者との間の不公平感を解消するべきであると考え。 この提案が実現した場合、現在減少傾向にある司法試験受験者数の持ち直しも期待できる上、予備試験合格者との競争を通じて法科大学院全体の教育の活性化につながると思われる。	個人	法務省	司法試験予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その合格者については、実際の試験結果に基づき、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかという観点から、予備試験考査委員の合議により適正に判定され、これに基づき司法試験委員会において適切に決定されているものです。	司法試験法第5条第1項、第8条、第15条第1項、第2項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1548	令和3年8月6日	令和3年9月10日	廃棄物の該当性判断について	<p>廃棄物の該当性判断は各自自治体によって委ねられていますが、例えばリユース品としてまだ流通の価値のある物を取り扱う際、逆有償(手元マナシ)という理由一点のみで、廃棄物と判断されてしまい、リユース品の流通を阻害している現状があります。この状況はわが国にとってサーキュラーエコミーを推進していく上で障害でしかありません。この現状を是正するために、廃棄物の該当性判断について、例えば有償逆有償に関わらず、無償かリユース流通が認められるようなものであれば、廃棄物ではないことを明確に判断できるような基準を作ってください。</p>	<p>廃棄物の該当性判断については、物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思、これらを総合的に勘案して判断するとされていますが、美型は平成28年の「規制改革実施計画」による通知があるにも関わらず、排出者が強引引きでお金を支払ったこと一歩で取引価値がないものと見做され、廃棄物と判断されるケースが多いのが現状です。例えば、私がソファを必要なくなったので手放そうと考えます。ソファは粗大ごみとして出せば手数料として1,000円かかります。しかし私は、まだ使えるものを粗大ごみとしてしまうのは忍びない、と考えます。このソファをリユース品として再活用してくれる業者がありました。しかし、ソファを回収するのにガリオン代など経費がかかるため1,500円を払って欲しいと言われました。粗大ごみとして出すよりも500円高いが再活用してくれるのであればその方が良く、と私は考えます。結局、私は業者者に1,500円を払ってソファを渡しました。これにより業者が廃棄物は無許可で扱ったとして廃掃法違反となってしまうのです。私の行為は一つの角度から部分的に見れば取引価値は無い、と見做されるかも知れませんが、しかし実際には、粗大ごみとして捨てられれば埋め立てられるかどうかであったところ、この業者のお陰で私のソファは再活用されることになりました。むしろ、私はこのために敢えて500円を余計に払ったのです。今だけのことを考えれば損なのかも知れませんが、将来のことを考えればこの500円は決して損だとは思いません。それが違法行為と見做されてしまうとは、サーキュラーエコミーに逆行していると言わざるを得ません。</p>	個人	環境省	<p>廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を各自自治体が総合的に勘案して判断すべきものであるとしています。</p> <p>本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶ちませんが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以上のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う必要があります。</p> <p>他方、再生利便促進の観点から、環境省では、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)」において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において、引渡し時に逆有償の場合であっても、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないものとする特例的扱いを周知しています。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。) 第2条第1項及び第4項、 行政処分指針について(通知) (令和3年4月14日付)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)」において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p>	対応不可	<p>廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、そんざいに取われ生活環境健全上の支障を生ずるおそれがあることによるものです。このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要があると見做すべきです。</p>	
1549	令和3年8月6日	令和3年9月10日	後期高齢者健康保険料支払い方法改善	<p>この度75歳になるため、市役所より保険料の支払いを一時手集金か口座振替に変更の通知が参りました。今までは年金よりの徴収でしたり口座振替の支払いなどたびたび変更になっております。現在は口座振替です。しかし後に後期高齢者健康保険は都が抜くから一時再度口座振替の申請をすべきとの連絡でした。口座情報や健康保険情報は年金や国民保険の方で把握していますので、デジタル化推進の昨今アナログの対応は如何と存じます。来年、再来年には段階の世代が後期高齢者になり多量の手続きが発生することを考えれば、早急に対応の検討が必要と存じます。</p>	<p>人為的な作業を少なくして既に入手しているデジタル情報を有効に活用すべきです。縦割り行政の改善の一つとして検討を依頼いたします。</p>	個人	厚生労働省	<p>行政改革の番号543の回答をご参照ください。</p>				
1550	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍等の証明書発行手数料の小為替廃止について	<p>現在は戸籍や住民票を郵送で取り寄せる時、わざわざ郵便局まで行って小為替を購入する必要があります。300円の小為替の発行手数料は100円と高いです。直接市役所の口座に手数料からネットバンキングから振り込んだらいいと思いません。証明書もデータでもらえればなお迅速に入手できる。</p>	<p>??コロナ禍で出来るだけ外出を控えたいのに300円の小為替のために郵便局にかけなければならないのを解消できる。 ??300円の小為替のために100円の小為替発行手数料を払うのは高すぎる。 ネットバンキングを使えば、無料で送金できることはたくさんある。 ??わざわざ郵便局に出かける時間がかからず、家からのネットバンキング利用で迅速に送金できる。 ??ついでに紙ではなくデータで証明書を送ってもらえば、返信用封筒に切手を貼って同封する手間も省けるし、入手時間が大幅に短くなる。</p>	個人	法務省	<p>番号1306の回答をご参照ください。</p>				

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1551	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士が作成し、行政機関に提出する文書への押印義務等の廃止	行政書士は、行政機関に申請する許認可等に係る申請書類の作成や申請の代理を業とする資格者であるが、総務省令である行政書士法施行規則で定められている行政書士が作成した書類への記名押印義務を廃止していただきたい。	今般の改革で実現する運びとなった「行政機関へ提出する書類への押印廃止」により、行政手続が合理化され、オンライン申請等の実現が近づくのは大変喜ばしいことである。しかし、一方で、行政機関へ提出する書類の作成や申請等の行政手続の代理を業とする行政書士が関与する行政手続においては、行政書士法施行規則において、行政書士が作成した書類への記名押印義務が定められているため、引き続き職印の押印が必要となることから、改革の趣旨が十分実現しないこととなる。会に登録された職印とは言え、受け手が印鑑照合を行えるわけではない以上、真正性の担保にはならないことと見られる。行政書士が関与する手続においてのみ引き続き職印を課す必要性はない、もしくは百歩譲って、仮にあつたとしても今回の改革において悪用された押印廃止による社会的な便益と比較してこれを越えるものではないと考えられる。押印廃止の改革を貫徹する意味でも、行政書士が作成した書類への記名押印義務を廃止すべきであると考え、本提案を行うものである。なお、同じ条文で定められている記名義務についても、書類の体裁が悪くなるあるいは申請書の様式にそのスペースがない等の理由により、申請者である国民あるいは行政機関の担当者から記名を省くよう要望や行政指導を受けることもあるものの、同規則の規定を順守するためこれに抵触しないということとで軋轢の原因となる等の事情があり、全ての文書に一律で記名を強制するのは現実的でない、オンライン申請等の妨げにもなることから、その機会にあわせて廃止すべきであると考え、同時に提案するものである。	個人	総務省	行政書士法施行規則(昭和26年総務府令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならないこととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならないこととされています。また、日本行政書士会連合会会則第81条第2項の規定により、行政書士は、単位会の会員となった後、直ちに、職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならないこととされています。	行政書士法施行規則第9条第2項、第11条	その他	行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の業務依頼者関係先から都道府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、向会に「証明書」を発行していることとする。このように、職印は登録、証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。御提案のことについては、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を勘案しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応する必要があると考えております。	
1552	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士に対して、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制の廃止	行政書士に対して、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制を廃止し、必要な項目が含まれた自由な体裁かつ紙によらない電子ファイルによる領収証の発行を認めることにより、オンラインでの領収証の発行・受領が可能となり、行政書士に行政手続を依頼する、利用者である国民の利便性の向上につながり、社会的コストの削減となると考えられることから、これを提案するものである。なお、同趣旨の提案は、既に規制改革ホワイトライン検討要請項目(受発行番号310412003、受付日平成31年4月12日)としてなされており、これに対して所管省庁である総務省は対応を「検討を予定」とし、「領収証の発行形態については、紙ベースから専用ソフトや個人のPC作成など、時代の変遷によりバリエーションが多様化しています。今後、日本行政書士会連合会と調整し、必要に応じて行政書士法施行規則改正又は日本行政書士会連合会会則改正等を行い、引き続き検討していきます」としているに勝つ。内閣府において回答が取りまとめられた令和元年7月25日から1年4か月が経過する現在においても何ら具体的な動きが見えない、速やかな対応を望むものである。	行政書士に対して、総務省令である行政書士法施行規則で定めて、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制は、時代錯誤も甚だしいものである。これを廃止し、必要な項目が含まれた自由な体裁かつ紙によらない電子ファイルによる領収証の発行を認めることにより、オンラインでの領収証の発行・受領が可能となり、行政書士に行政手続を依頼する、利用者である国民の利便性の向上につながり、社会的コストの削減となると考えられることから、これを提案するものである。なお、同趣旨の提案は、既に規制改革ホワイトライン検討要請項目(受発行番号310412003、受付日平成31年4月12日)としてなされており、これに対して所管省庁である総務省は対応を「検討を予定」とし、「領収証の発行形態については、紙ベースから専用ソフトや個人のPC作成など、時代の変遷によりバリエーションが多様化しています。今後、日本行政書士会連合会と調整し、必要に応じて行政書士法施行規則改正又は日本行政書士会連合会会則改正等を行い、引き続き検討していきます」としているに勝つ。内閣府において回答が取りまとめられた令和元年7月25日から1年4か月が経過する現在においても何ら具体的な動きが見えない、速やかな対応を望むものである。	個人	総務省	領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押すこととされていますが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号、以下、「法」という。)、第4条第1項、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年総務省令第61号、以下、「規則」という。)、第5条及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則第2条第2項の規定により、上記領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定にかかわらず、書面に代えて電磁的記録の作成を行うことができることとされています。領収証を電磁的記録により作成する場合は、法第4条第3項及び規則第7条の規定により、領収証の記名押印に代えて電子署名が必要とされています。	行政書士法施行規則第9条第2項、第10条、第11条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項、第3項 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条、第7条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、現行制度上、領収証については、電子署名を利用することにより、電磁的記録による作成が可能とされています。御提案の領収証のあり方については、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や検討状況を十分に踏まえて検討してまいります。	
1553	令和3年8月6日	令和3年9月10日	グループ企業内派遣の8割規制の撤廃について	労働者派遣法に基づくグループ企業内派遣の8割規制について、新型コロナウイルス感染症における雇用の維持のため、当分の間、8割規制を撤廃する。	新型コロナウイルス感染症の影響により業務が激減している業界において、派遣雇用契約を継続することが困難な状況にあり、派遣元事業主は、懸命に派遣労働者の受け入れ先を探している状況にある。こうした状況下において、派遣元事業主のグループ企業内では、比較的柔軟な雇用の需給調整を行うことが可能であり、派遣労働者の受け入れ先として有望であることから、グループ企業内派遣の8割規制を撤廃することで、雇用の維持が期待される。また、新型コロナウイルス感染症からの回復期には、再び労働需要が発生することが予想されるため、OJT等による育成をしてきた派遣労働者を切り捨てることなく雇用の維持することで、回復期の需要に対して円滑に対応することが可能となる。	地方公共団体	厚生労働省	グループ企業内での派遣は、企業間の取引であり、これをすべて否定するものではありませんが、労働者派遣制度は広域労働市場における需給調整を図るためのものであり、グループ企業内派遣ばかりを行うとすれば、派遣会社がグループ企業内の第二人事務的な役割と評価されることになり、労働者派遣制度の目的から逸脱するため適切でないと考えられます。こうしたことから、派遣元事業主がグループ企業に労働者を派遣するときは、グループ企業への派遣割合が8割以下とならなければならないこととしています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条の2等	対応不可	制度の趣旨は制度の現状欄に記載のとおりであり、令和2年7月14日労働政策審議会労働力需給制度部会において、「現行制度を維持しつつ、引き続き必要な指導監督等により適切な制度の運用を図っていくことが適当である」とされたことを踏まえ対応してまいります。また、グループ企業内においても、労働需要があるような場合には直接雇用による対応を図っていただきたいと考えております。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1554	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法人の社会保険、雇用保険の書類の提出について	毎年提出する社会保険(健康保険、厚生年金)及び雇用保険の申告については、被保険者の収入がわかれば算出されるので年金機構、労働局が税務署に照会して算出するようになってほしい。また算出人が計算するのではなく、システム(コンピュータ)で行うようにしてほしい。	削減されるコスト ・書類の作成費(紙代) ・書類の郵送料 ・書類の作成費(記入時間、計算時間) ※外注する場合は社労士の費用 ・各種質問に対する窓口業務の費用 ・書類のチェック費用 ・記入ミスがあった場合のやり取りの費用	ユニエスエス株式会社	総務省 財務省 厚生労働省	厚生年金保険法第21条等	対応不可	左記のとおり、各事業所から年金機構及び税務署等に対しては、異なる趣旨に基づき異なる内容の情報をご提出いただいているため、税務署と年金機構の間で情報共有を行うことにより各事業所から年金機構等への届出を省略することは困難です。なお、厚生労働省においては、これまでも社会保険と給与手続のオンラインワンストップへの対応、G・P・S・IDや届書作成プログラムを用いた費用負担の生じない電子申請環境の構築、届書における押印・署名や添付書類の廃止・省略等といった事業所における事務手続にかかる負担を軽減するための取組を行ってきたところであり、引き続き、各事業所における負担軽減に努めてまいります。	
1555	令和3年8月6日	令和3年9月10日	障害福祉サービス(就労移行支援)と短時間アルバイトの併用承認について	令和元年11月5日障害発1105第1号に書かれている(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)の内容及び、厳密に利用する際にも同様に扱っていただきたく考えます。就労移行支援は、原則短時間のアルバイトをしていたら認められないとなっています。しかし、市町村によって違いがあり、サービスを利用できることもあります。市町村の担当者判断で違わずにはっきりとしたわかりやすい事務連絡の通知等をお願いします。一般就労就労しても週1時間程度しかできない場合は、まだ一般就労ができていないと誤解されたいのではありませんかと考えますので、就労移行支援の利用を認め下さい。	週1時間程度の一般就労(アルバイト)を家族の送迎のためと塾講師として、社会との繋がりを保ちたいと考え、体調の悪い時もなく続けています。障害の事は、会社には伝えませんが、伝えたくないと考えています。得意な科目のみ教えて、また長く外に出られなかったので週1日8時間なんて働かないので、正職員を目指すことは無理です。学生最後の年に体調を崩してしまっただけで、就労もできていません。就労移行支援を受けて、自分の適性を見極め、諸々の訓練を受けて、就職できたらと考えています。障害者雇用も視野に入れています。たとえ、1時間でも生計に支えていることは本人の誇りとなっています。本人の生きがいと社会との繋がりにもなっているので続けたい、しかし、ずっと続けることは無理なので、就労移行支援とアルバイトの併用の承認を受けて穏やかに体調を戻したいと考えています。障害発1105第1号(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)内市町村が、上記支給決定を行なった場合は、以下の0歳を過ぎることとするは、全て満たしています。家族も病気療養中です。今は落ち着いていますが再発も想定されますので、元氣なうちに本人がやっと自分で受けようと思った就労移行支援サービスを受けるチャンスをお認め下さい。	個人	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第19条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月28日厚生労働省告示第523号) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障害発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	現行制度下で対応可能	就労移行支援の利用に際しては、市町村において個々の対象者の状況を調査し、当該サービスの利用を判断されるものであり、就労移行支援の利用を希望する場合は、市町村にご相談いただいております。なお、就労移行支援の提供に当たり、厚生労働省から都道府県等に対して技術的助言が必要かどうかについては、制度の利用状況等を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
1556	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍の管理について	現在、戸籍の管理を各市区町村で行っているため、戸籍簿本を取得するために請求を管理している市区町村に取付かかればならない。一元管理をしてどの市区町村でも全国の戸籍簿本を取得できるようにしてほしい。	戸籍簿本取得の時間・手間の削減	個人	法務省	番号893の回答をご参照ください。			
1557	令和3年8月6日	令和3年9月10日	マイナンバーカードと在留カードの連携	マイナンバーカードの趣旨を極みると、在留資格更新時にマイナンバーカードの有効期限の延長も同時にされるべきだと考えます。	現状、在留資格が延長された場合、その延長に合わせてマイナンバーカードの有効期限を各市町村窓口に出向いて延長手続きをする必要があり、これは在留カードと身分証明書としてのマイナンバーカードの連携が不十分であると言わざるを得ません。今後、マイナンバーカードの普及を極めると、在留外国人においても2重の手続きは煩雑であり、在留カードを廃止してマイナンバーカードに統合するか、在留資格更新時はマイナンバーカードの有効期限も同時に延長されるか一元化するべきだと考えます。	個人	総務省 法務省		検討に着手	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができるよう、必要な措置について検討を進めています。	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング グループに おける処理 方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
1558	令和3年8月6日	令和3年9月10日	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等に対する薬剤師の活用について	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等ワクチン接種に関する薬剤師がその接種を担えるよう規制緩和を提案します。	新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは現在開発中であり、供給への国民の需要は通常時のワクチン接種と比較できないほどのものであると考えられる。 現状の規制下において、ワクチン接種は各医療機関の医師、看護師が行っているが、発病者への対応や随時指揮に人員を割くべき必要があり、現状の感染状況が続き、かつワクチン接種を迅速に行うべき事を考えると接種者の不足が考えられる。 米国ならびに先進国においては薬剤師が公衆衛生向上のため平時からワクチンの接種を担っており、先日、カリフォルニア州においては新型コロナウイルス感染症ワクチンが開発された際には、その接種が薬剤師の判断で行える許可が発令されている。 薬剤師がワクチン接種を行えるようになれば、ワクチン接種のための国民の行動が医療機関、保健所だけでなく、薬局、ドラッグストア等の薬剤師にも分散され、各医療機関におけるアクセス発生の可能性を回避することができ、ひいては医療リソースの圧迫を防止できると考えられる。 米国においてはワクチン接種を薬剤師が行うに当たって、薬学部の学生時代に数時間の研修を受け、本邦においては看護師の特定行為研修の薬剤師版のようなものを策定し実施した上で投量の担保をはかるべきと考えられる。 以上の理由より提案するものである。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための注射は医師法上医師行為に該当し、法律上、医師又は医師の指示の下に看護師等が行う必要があります。	医師法第17条	検討を予定	ご提案の件も含め、人体への侵襲を伴う行為を行うことがない薬剤師がワクチン接種のための注射を行うことについては、慎重な検討が必要です。なお、ワクチン接種を実施するにあたり、薬剤師の専門性を活かして、予診のサポート、ワクチンの調製、薬液の充填、接種後の経過観察など行法上実施可能な業務について、御協力いただくなどの取り組みを進めております。	△
1559		令和3年9月10日	遺品整理等で生じる廃棄物収集における市民への迅速な対応のための一般廃棄物処理業収集運搬許可の限定緩和	一般廃棄物処理業の収集運搬の許可を限定した廃棄物あるいは排出の形態に限定して、認めることができるように制度の見直しを行う。具体的には、古物商許可を有する者に限定して、古物の訪問購入、遺品整理等で消費者等より処分を依頼された不用品を廃棄物として、収集運搬できることを認めるようにする。認める手段については、委任状による依頼を前提に限定した許可、あるいは業の届出等を想定する。当該不用品は、再使用できないもの(有害資源処理施設でない)、再生利用できないものであり、廃棄物として適正処分する対象とし、これを限定廃棄物とする。また、古物の訪問購入(無償引き取りを含む)、遺品整理等を限定した排出形態とする。	独居世帯の増加、高齢化等による遺品整理及び生前整理の依頼が増えている中、生じる一般廃棄物も多量となっている。遺品整理、生前整理及び不用品の買取り・無償回収等を行う事業者は、多くの場合一般廃棄物処理業の収集運搬許可がないため、別途、地域の一般廃棄物処理業者を消費者へ紹介するなどして対応しているが、消費者、事業者双方にとっては大きなロスとなっている。事業者は、依頼者の強い要求からごみとして引き取り、運搬する可能性は否定できない。地方、違法であるが不適正処理とならない場合も考えられる。違法行為が生じる原因と考えられるのが、市町村の担当事務である。一般廃棄物の収集、運搬及び処理計画である「一般廃棄物処理計画」に遺品整理、生前整理、不用品の買取り・無償回収等が生じる廃棄物が見込まれていないことである。そのため許可が下りない。また、一般廃棄物処理業は(前略)専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。との判断がなされた。最高裁平成29年1月28日第三小法廷判決が欠乏(影響)していることが挙げられる。その結果、事業者が許可申請を行っても許可が下りないことは、ほとんどない。市町村は、地域循環共生圏の観点からも消費者の適時、適切な対応を柔軟に対応すべきであり、消費者が排出する廃棄物の多様な排出形態に対応するために許可業者を一定数に限定せず、限定廃棄物、排出形態に限定して収集運搬を認めれば社会課題の解決となる。この経済的又は社会的な効果は、数字で表すのは難しいが、非常に大きな効果が期待できる。	民間団体	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等が認められなければならない。 廃棄物処理法第6条第1項の規定によつて、市町村は、その区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定め、これに基いて適正に処理しなければならないこととされています。市町村自らその区域の全域にわたって、すべて直接又は委託によつて一般廃棄物の収集又は運搬を行うことが困難である場合もあり、そのような場合には、同法第7条第1項に基いて許可を得ることにより、当該市町村内の一般廃棄物を、生活環境保全上の支障が生じないように処理する体制を整備することが求められます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項並びに第7条第1項及び第5項等	対応不可	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。古物商許可(古物営業法)は、盗品等の売買防止等をその目的としており、廃棄物処理業許可(廃棄物処理法)とは、制度の目的・対象・基準等が異なるため、古物商許可をもって、一律に廃棄物収集運搬業の許可の代替すること、あるいは許可の条件とすることは不適当であると考えます。	
1560		令和3年9月10日	廃棄物の該当性判断における取引価値の判断の抜本的な見直し、あるいは更なる明確化	古物営業を行うユース・リサイクル事業者に対しては、循環型経済への移行として、循環資源の流通のさらなる拡大のためにも、廃棄物の該当性判断における取引価値の判断の抜本的な見直し等を行う。具体的には、訪問購入あるいは無償引き取り等において、依頼者先へ伺うための必要経費(出張費、交通費等)は、依頼者と事業者双方の契約の合意があれば認めることとする。一方、事業者によっては法外な料金を請求する場合も考えられるから、特定商取引法や消費者契約法等の措置も同時に行う。加えて、事業者から依頼を受けた運送事業者等が購入されるべき代金が運送費を下回った場合でも、契約に基づいて合意が適正であれば運送費を認めるようにする。	循環型社会の形成を推進するうえで一段を担っているのは、中古品やリサイクル品の循環的な利用を行っている事業者である。中でも、古物営業許可を有している事業者は、再使用するものできないもの、再生利用できるものできないものをウハウワ等から対応している。循環資源によつては、地域あるいは事業者によつて価値判断は分かれるものもある。ここで廃棄物処理法上の問題が生じる。産業廃棄物(平成25年6月14日閣議決定)を根拠「行政処分」の指針について(通知)の第1総論のものの、総論的に判断するとが示されているが、依然として、依頼者の経済的負担が生じた場合は、有償であっても取引価値はあくまで廃棄物としてしまふものも少なくない。サーキュラー・エコノミー、循環型経済への移行には、廃棄物行政とは異なる制度が求められる。有償・無償かの判断もひとつの考え方はあるが、まずは、循環型社会形成推進基本法の循環資源の循環的利用を徹底できるようにする必要がある。同時に、地域に根差した街の電気店やリユース・リサイクルショップ、その他小規模事業者の機動力を生かした、地域循環の活動を広げる対策が必要である。これによつてもたらされる効果は、多様な循環資源の循環はもちろんのこと、消費者に対する回収利便性の向上、行動の変革、ゼロエミッションである。	民間団体	環境省	廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を各自自治体が総合的に勘案して判断すべきものであるとして示す。 本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事業者が後を絶ちませんが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以上のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う必要があります。 なお、特定商取引法や消費者契約法の規定については、廃棄物該当性の判断に影響を与えるものではありません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第4項、「行政処分の指針」について(通知)(令和3年4月14日付付環境部環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)	対応不可	「訪問購入あるいは無償引き取り等において、依頼者先へ伺うための必要経費(出張費、交通費等)」について、「依頼者と事業者双方の契約の合意」があった場合や、「事業者から依頼を受けた運送事業者等が購入品等の代金が運送費を下回った場合」で、前述の理由により、各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う必要があります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1561	令和3年8月6日	令和3年9月10日	事業用車両の車検と法定点検について	事業用車両の車検及び法定点検時期について、別日となっているものを統合していただくか、車検及び法定点検が同時期(1か月程度)に受検するものは、車検に統合してほしい。	実態としては、車検時期に法定点検を受検しているものですが、軽四貨物の場合、車検受検の年でない法定点検の受検日によって、車検と法定点検の受検期限にずれが生じており、法定点検遅れを誘発する要因となっています。提案の内容を實現していただくことにより、貨物事業者の法令違反件数を低減させ、貨物事業者だけでなく車両保守事業者、監督官庁における管理コストの削減が見込めると思っています。	個人	国土交通省	自動車検査(車検)の実施時期としては、自動車検査証の有効期間満了日前に1ヶ月の期間が用意されておりますので、自動車検査(車検)実施時期と定期点検(法定点検)実施時期を合わせるような運用を行っていただくことは可能です。	道路運送車両法第四十七条、四十八条、第五十八条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1562	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選択的夫婦別姓	結婚する際にお互い姓をどちらかにあわせるか、そのままの姓を考慮する(夫婦別姓)か選択できるようにする。	キャリア形成のための通称仕様が認められない場合もあります。また、認められる場合も、通称に使用に必要な手続きに時間と労力がかかります。正式に結婚後も同じ姓を使うことができれば、これらの問題は解決しキャリア形成の障害を減らすことができます。以下に不都合を感じている私の例を示します。私は海外で研究者として働いています。そこで、事務の人に旧姓と戸籍姓の両方の認識し、使い分けをお願いします。例えば、研究発表するときには旧姓で発表するので登録は水野にしたが、パスポート、クレジットカードは佐藤なので支払い関係やホテルに關してはそちらにするようお願いする必要があります。そのため私は毎回研究会の事務局に、研究会で旧姓を使用希望も含め、日本の事情を伝えながら私のために特別に処理してもらうようお願いをたてるメールを送っています。私が所属している期間のシステムにはVISAの名前(戸籍)しか登録できませんので、案外によって担当が変わるたびに自分の研究機関についても毎回事情を説明し、使い分けられないかと悩んでいます。教育普及活動のために学校に行くと行くにも身分証明書と名前が異なるので毎回お伺いをたてます。自分の活動の場を広げようとする、毎回はじめの一步でこの旧姓の通称仕様の問題がつかまいます。名義なことに研究の功績が認められ、賞金をいただいた際は、税金関係や口座が戸籍の姓なのでそちらを申請する必要があります。ちゃんと功績として証明する必要があったときに旧姓で証明してくれるかは不明です。(お金は全て子供教育のため寄付し寄付者の名前は銀行口座の戸籍名で認識されています。)	個人	法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入することを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は、平成28年及び平成22年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。		
1564	令和3年8月6日	令和3年9月10日	教員免許について	中・高教員免許を持っている人が小学校でも勤務できるようにという動きがあるようですが是非に思っています。	中・高教員免許を持っているのの教員として働いた経歴はなく指導力に不安がある等の場合に小学校教諭の補助としてパート勤務ができるようになると思います(町田市が毎年4～5月に募集している小学校生活指導補助を過年度で勤務できるようにイメージ。授業準備や授業中の指導補助等々) 小学校教諭に比べて中・高教員免許を持つ人は多いと思いますが、保有したまま数年～十年も経ち今更教師は難しいが教育現場で働きたいと考えている人は一定数いると思います。	個人	文部科学省	教育職員免許法第十六条の五の規定により、中学校又は高等学校の教諭の免許状を持つものは、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及びその他教科に関する事項で外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の教授又は実習を担任する小学校教諭となることができます。	教育職員免許法	現行制度下で対応可能	当該教育課程を一人で担当するのではなく、小学校教諭の免許状を持った教師と二人で担当するチーム、ティーミングの場合は教科に相当する免許状がなくとも教授が可能です。 なお、中学校又は高等学校の教諭の免許状を持つものは、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及びその教科に関する事項で外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の教授又は実習を担任する小学校教諭となることもできます。		
1565	令和3年8月6日	令和3年9月10日	介護職員聴覚吸引について	介護職員の聴覚吸引等の資格が障害が管理する特定聴覚吸引等従事者と介護保険が管理する不特定聴覚吸引従事者に分かれていますが、指導をする看護師の資格も同様について分かれていて研修の際にも確認が必要です。又特定聴覚吸引者の資格を持ったものが10年聴覚吸引をしたとしても、新しい利用者様の受け入れの際には研修が必要ですが、同じ行為をするのに資格が障害福祉支援か介護保険課の違いで資格が2つあるのはおかしいと思います。又、県庁に確認すると不特定聴覚吸引従事者の資格を持った介護職員は障害の時間では聴覚吸引が出来ないと言われたり、最終的にはやはり不特定従事者の管理をしていないのでわからないと逃げたりします。	介護職員聴覚吸引等の資格で不特定聴覚吸引従事者は勉強も実技もそれ相応にやっていますが特定従事者の者がその業務は3年以上従事したら等、不特定従事者にすると出来ればもっと障害を持った方にすぐ稼働できる介護職員が増えるとおもいます。しかも障害福祉課と介護保険課で言うことが違うなどの縦割りがなくなると思っています。	個人	厚生労働省	提案にある制度は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、研修を修了した介護職員が医師等に限り行うことができる医師行為のうち、聴覚吸引等一部の行為を一定の要件の下で行うことができるようにしている。 特定従業者とは、個性性の高い特定の利用者(障害者等)に聴覚吸引等を行うことができる従業者を指し、当該従業者が受ける研修は、特定の利用者個人へ適切な対応ができることに重点を置いた内容となっており、一般的な知識や技術を修得する内容ではない。 このため、提案者のいう特定従業者が一定期間従事した経験をもつことをもって、不特定の利用者への対応を適切に行うことができるとは言えない。 利用者、職員双方の安全性を担保するため、特定従業者が不特定の利用者への聴覚吸引等を行う場合には、一般的な知識・技術を修得するために不特定の利用者向けの研修を修了する必要がある。	社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条、附則第4条	対応不可	障害福祉サービスや介護保険サービスに従事する介護職員等による聴覚吸引等の実施は、研修を修了し必要な知識及び技能を修得したと認められる場合に、医師の指示の下で行うことができることとしています。 特定の方に対する聴覚吸引等の業務に一定期間従事した場合に、不特定の方にも聴覚吸引等を実施出来るようにしたらいのはいかにとのご提案については、特定の方向けの研修内容と不特定の方向けの研修内容が全く異なるものであることから、特定の方に一定期間聴覚吸引等を実施した経験をもって不特定の方に対しても安全かつ適切に聴覚吸引等同等の知識や技術を修得しているとはなりません。	△	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1567	令和3年8月6日	令和3年9月10日	インターネット投票の解禁	現在、公職選挙法の規定により、インターネット投票認められていない。しかし、総務省においては海外で暮らす有権者を対象として2020年2月5日にマイナンバーカードを利用したインターネット投票の実証実験を行うなど導入の検討が進められている。その方式(マイナンバーカード)を用いたインターネット投票の導入をスピード感を持って行い、また対象も全有権者に拡大するよう本提案を行った。	公職選挙法の規定により、インターネット投票は認められていない。しかし、総務省は海外で暮らす有権者を対象にインターネット投票導入の実証実験を行っており、全有権者を対象としたインターネット投票を実施することも技術的に可能と考える(先例として、エストニアにおいては2005年からインターネット投票を実施している)。昨今のコロナ禍における新しい生活様式、人口減少に伴う投票率の削減見直しに伴う投票困難地の発生、紙の投票用紙を確認するため開票確定まで時間のかかる開票事務、期日前投票を行う上でも宣言書に記載して提出するなど選挙分野においては法規制によるアナログな部分や社会の変化に対応できていない部分が多く存在することから、デジタル化を積極的に推進し、投票環境の向上、開票事務の迅速化等に伴う経費の削減に寄与すると考えられるため、本提案をする。	個人	総務省	インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。		検討を予定	インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。		
1568	令和3年8月6日	令和3年9月10日	介護施設の勤務時間	特別養護老人ホームやデイサービスやグループホームなどの介護施設では、就業規則で1週間の勤務時間が32時間以上週働かないと「常勤」として取り扱われない。32時間という区切りは撤廃し、施設が自由に常勤の時間を決められるように緩和してほしい。	職員働き方の多様化に対応するためには、一週間の勤務時間を32時間より少ない設定が必要がある。いまの制度では32時間より少なかった場合に常勤違反で指導の対象となってしまう。提案が実現した場合には、全職員の勤務時間を30時間として、家庭との両立を目指すことも出来る。これは他の施設でも良いと思う。また、介護人材不足を克服するため、32時間は働けないが30時間であれば働ける人を雇うこともできて人材不足を克服できる。もし撤廃が難しいようならせめて30時間や25時間にしてほしい。	個人	厚生労働省	基準省令の解釈通知により、「常勤」とは事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることとされていますが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者(人)の処遇に支障がない体制が事業所(施設)として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能としています。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業員が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとしています。	-基準省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」第2 2 (3) -基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第2 2(3) -基準省令の解釈通知「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」第2 6(3)	現行制度 下で対応可能	制度の現状のとおりです。		
1569	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外航日本籍船における無線検査の簡素化及び有資格者乗り組みの免除	外航日本籍船は、そもそも日本国内(領海内)に常駐する日数がゼロ出くは極めて限定的であるので、その船の上での無線機器の取扱いについては特例を設け、無線検査の大幅な簡素化をお願いしたい。また、日本籍船といえども日本人船員が一人も乗組んでいないケースが一般的であるので、同じく特例として、外航日本籍船については有資格者乗り組みの免除をお願いしたい。	近年の経済のグローバル化に伴い、(内航船舶と異なり)外航船舶は日本籍船であっても日本に一切寄港しないケースが大幅に増加している。しかし日本籍船に装備されている無線設備は全て電波法の規定により、有資格者である検査技師がその船舶の滞在する外国まで出張して検査を行わなければならない。電波法27条の特例も存在するが、それを適用した場合、その後日本に到着次第罪に免許失効となってしまい、およそ実用的なと言えない。また、日本籍船といえども外航船舶の乗組員は全員外国人であり日本人船員は一人たりとも乗組んでいないケースが一般的であるが、その場合に外国人船員であっても、日本の試験を受験し「第一級海上特殊無線技士資格」を取得せねばならない。以上のような要請は、日本の経済安全保障に必要な日本籍船の増加を妨げる、又は減少を招きかねない一因となっており、外航海運業の所管官庁である国土交通省には度々改善を申し込んでいるものの、電波法は総務省の管轄であることから一向に改善の兆しが見えない。	民間団体	総務省 国土交通省	日本籍船舶において無線局を開設・運用するためには、無線局が日本の基準を満たすことを確認するため、日本の資格保有者が検査を実施する必要があります。また、電波の能率的な利用を図るため、電波法では、無線局の無線設備の操作は、原則として一定の資格を有する無線従事者でなければならぬことを定めています。第一級海上特殊無線技士は、外航船舶等に施設される無線設備を操作するために必要とされる資格です。	電波法施行規則第二十八条 電波法第二十七条 無線局免許手続規則第十五条の二 電波法第三十九条 電波法施行令第三条	対応不可	船舶の航行に係る無線機器については、人命の安全、財産の保全等のために極めて高い信頼性が要求されることから、SOLAS条約等の国際条約により、主管庁の検査が義務づけられています。主管庁として、これらの無線機器が送信する電波や機能が適切であるか確認する必要があることから、これらの無線機器の検査の大幅な簡素化は困難と考えます。なお、電波法第二十七条にて取得した無線局免許は、廃止手続きと同時に開設申請を行うことで、無線局免許手続規則に基づき、工事設計書の記載を簡略化することが可能となり、国内無線局免許の再取得が容易となります。また、無線従事者資格は船舶に施設される無線設備の操作に必要とされているものです。		
1570	令和3年8月6日		戸籍謄本の入手方法の簡素化	現在、戸籍の入手には、戸籍が登録されている市区町村の役場へ、郵便により本人が直接申し込みなければ入手できません。戸籍の登録地が自由に移動できませんが、個人の思いもあって、生誕地や、親先祖の住所等に置いておきたい、等の思いからそのような地に登録する場合があり、小難も同様です。そのため、県外へ出て働く者にとって、現住所から遠く離れた県外に在る戸籍の役場への郵便による申請となります。その場合、下記書類が必要です。 ①申請事項を記載した書類に捺印 ②入手希望本人の専任付き確認証の写③手数料としての定額小為替 ④切手貼付の返信用封筒 これらを本籍地の役場へ郵送し、手元に届くのは約一週間後です。	簡略化して戴きたいのは、①現住所地の役場での申請か、全国どこの役場での申請か、いずれかの申請が可能にしていただければ、大変有難く思います。②なお、インターネットで申請できれば、更に進んだ改革になると思います。戸籍謄本は、いろいろな場合に必要となります。どうぞ、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。	個人	法務省	番号7及び893の回答をご参照ください。					

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
1571	令和3年7月20日	令和3年9月10日	郵便事業の為替制度	各市区町村に戸籍や住民票を郵送請求することがあるが、その際、定額小為替で支払うことを求められる。定額小為替は購入手数料が高すぎで、期限までであるため、使い勝手が非常に悪い。証明書を受け取る側からすれば、税金を支払っての何ら変わらないものであるから有効期限もなく郵送でもできる収入印紙に統一してもよいのではないか。国税なのか地方税なのかは国民の側には関係ないと考ええる。	郵便局が不当に手数料収入を得ている。郵便局員の精算処理業務が減る。有効期限が切れたときの処理が煩雑過ぎる。収入印紙ならば、コンビニでも購入できる。有効期限もない。購入手数料もない。郵送も普通郵便で何ら問題ない。	個人	総務省	普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとしており、当該手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされており。	地方自治法第227条 地方自治法第228条	対応不可	普通地方公共団体の歳入は、地方自治法第235条の規定により金融機関が指定されている場合には、証券をもって納付することができるとしており、証券には、郵政民営化法律第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証券が含まれているため、定額小為替をもって納付することができます。それを踏まえ、手数料の納付に定額小為替用いるかについては、各地方公共団体で判断されるべきものと考えます。一方で、手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する料金です。印紙は、国の手数料等の納付に用いるものであることから、国の収入となるため、御提案にあるように、地方公共団体の手数料の納付を印紙に統一した場合は、国から地方公共団体へ財源を移管する際の費用を償うために手数料が上がり、住民の不利益に繋がるおそれがあります。そのため、地方公共団体の手数料の納付方法を印紙に統一することはできません。		
1572	令和2年12月18日	令和2年12月16日	就労証明書の様式統一	地方自治体ごとに異なるフォーマットになっている就労証明書の様式を統一し、様式のデジタルデータも入手できるようにする。	地方自治体ごとに就労証明書の様式が統一されていない、かつ地方自治体が交付している用紙のため、会社の総務担当者が1件ごとに手書きで作成している。時期によっては多数作成するが、従業員の住所が近隣市区町村にわたっているため、多大な負担になっている。フォーマットを統一し、デジタルデータの提供があれば、負担軽減となる。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください					
1573	令和2年12月18日	令和2年12月16日	保育園の入園申し込みについて	子どもの保育園の入園申し込みの際、両親の在職証明書や入園申し込み書が手書きの用紙ではなく全てインターネット上で完結すると良いと思います。	育体中の子の母は、在職証明書のために会社と郵送のやりとりが(状況により印紙のために)直接出向くこともあり大変です。在職証明書に必要な印紙は本社のものが必要になるため、在籍する場所が地方の営業所や店であった場合、それらの郵送作業などが発生し時間もコストもかかり嫌な顔をされることもあります。もし記入ミスがあった場合、役所から不備のあった書類が返送されてくるのでその際に郵送コストがかかってしまいますし、期限内に再提出するとなると会社も役所も疲れたしい作業を強いられます。そして申し込み窓口も、私自身も広島市安佐南区では福祉センター1カ所のみで行われており、時期によっては待ち時間もとても長く、小さな子ども連れでは負担も大きいです。待機児童も多くて毎月とても申し込み数が多いこと、年度が変わるタイミングや希望園の変更など再度申し込み直すこともあり、インターネット上でできれば窓口の方にとっても申込者にとっても良いと思います。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください					
1574	令和2年12月18日	令和2年12月16日	保育にかかると勤務証明書の全国書式統一のお願い	各市町村が保育所入所申し込み時や保育所利用者に対して年一回、勤務先担当者による手書きでの発行を求めている勤務証明書(育児休業証明書等の書式を、全国統一の書式にしたい)を統一されることにより住民票のようにシステム開発による証明書の発行の電子化が可能になり、証明書の作成の手間と業務負担が大幅に軽減、かつ正確な発行が可能になる。市町村が発行する住民票などは有料ですが、勤務証明書は当然無料が対応。しかしながら発行にかかる人件費は、手書きし、役席者の確認も必要で住民票よりコストが掛かっている。手書きによる発行作業にも時間がかかり、入所申し込み手続きの負担が育児中のパパママを追い詰めている。	勤務証明書の現状 ?各市町村が、それぞれ定めたバラバラの書式に、本人記入は無効で、勤務先担当者が必ず手書きするよう求めている。 ?各自の氏名、自宅住所など個人情報も勤務先担当者が記入 ?保育所申し込みの度に期限までに発行が必要。かつ、かなりタイトな期間での発行、提出を求められる。保育所にはなかなか入れず度々申込が必要。 ?入所後も毎年、父母両方のそれぞれが勤務先からの証明書をほぼ同じ時期に求められ、かつ、担当者の手書き必須とされている為かなりの業務負担。一斉入所申し込み時期の12月、入所決定の2~3月、復讐確認のための証明書が4月~5月と発行依頼が殺到する時期が毎年重なる。 ?なかなか入所できない弱い立場の保護者が立場的に強い市町村に無理な短期間での書類提出を求められて、至急発行して欲しいと泣きつかれ、郵便では間に合わずの歳児を連れて会社まで電車に乗って書式持参し発行を依頼しに来る事もある。もちろん本人の前で担当者がすべて手書きし発行。 →提案 各市町村が定めた書式は、項目がほとんど同じなので、証明項目統一は可能と思われるので、全国統一の勤務証明書の書式を定めてもらえると、各社で人事情報システムからの電子発行のシステム開発やエクセルでの作成なども可能で、爆発的に業務負担が減り業務効率化が可能。メールでの発行対応なども可能になり在宅勤務での対応も可能になる。いくつかの市町村の書式をサンプル保管しているのでご希望であれば提出します 本件は、全国の一般企業で働く社員の子どもの数だけ同じ作業が繰り返されており、人事部門の人間であれば、同様の業務負担を強いられている事案です。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください					

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1575	令和2年12月18日	令和3年1月27日	入札参加資格審査申請書の簡素化のお願い	国・地方自治体等に於いて、多くの場合2年に一度、入札参加資格審査申請をし、入札に参加出来る企業か否かを判断しているが、市区町村ごとに様式が違うため、作業が非常に煩雑になる。国の指導で様式、提出書類を統一していただきたい。	私は営業職であるが、人員の関係もあり入札参加資格審査申請書を作成している。東北支店ですと、東北六県の自治体の申請書を作成している。数にして150以上の申請書を作成している。そしてほとんどの自治体で様式が違ったり、添付する書類が違ったりする。同じようなことを書いていても、様式が進まばそれに書かなければならない。様式の通りに書かなければ再提出を要求してくる。参加するかどうか分からない自治体の入札参加資格申請書を作成するのは非常に非効率。面倒な書式の自治体であれば、1日を作成に充てることもある。いつ何時、その自治体から工事が発注されるかわからないで参加するかどうか分からない自治体に申請しないわけにもいかない。この作業に少なくとも2か月を費やす。私の仕事の六分の一だ。非効率極まりない。自治体によっては郵送ではなく持参を求めてくる。そうすれば一日がかりにもなる。特に書類が面倒で持参が多いのが福島県の自治体だ。嫌がらせていただきたい。以下要望です。 1.全国統一様式にしてほしい。 2.添付書類も統一してほしい。 3.書類はすべて郵送(宅急便可)にしてほしい 4.PDFでメールで申請できるようにしてほしい。 5.押印は無しにしてほしい。 これだけで多くの人が無駄な労働から解放される事と思います。よろしくお願いたします。	個人	総務省	番号127の回答を参照ください				
1576	令和2年12月18日	令和3年1月27日	測量士と土地家屋調査士について	国家資格である国土交通省管轄の「測量士」と、法務省管轄の「土地家屋調査士」について、測量作業についてはどちらの有資格者であっても行っているが、所有権界と界界の違いについて一般には分かっていない。登記を申請する場合には「測量士」が境界確定した土地については「土地家屋調査士」が再度測量する必要がある。測量した境界が誤っていた場合は「所有権界の合意」という逃げ道で責任を逃れる測量士も存在する。統一資格もしくは、資格業のきっちりとした住み分けが必要と考える。	登記を申請する際には「土地家屋調査士」が境界であるという根拠を持って測量するものであるが、一般的には通常の売買の際には測量会社または土地家屋調査士事務所(法人)の「境界確定測量」を経て、面積が確定し、その面積で売買が行われている。土地家屋調査士事務所(法人)の場合は、その測量が誤っていた場合には責任を負うが、測量会社の場合には境界を扱っていないので、所有者同士の「所有権界の合意」という事で、境界と異なる形で測量をしてもその責任を負わせるのは難しい。これは買主が購入した図面で登記を申請しようとした時に判明する事が多い、トラブルになるケースも存在する。両方の資格持っている者は、「境界確定測量」に関しては測量会社で行い、登記の場になれば土地家屋調査士の名前で作業するものが多く、万が一境界紛争になっても「所有権界の合意」なので責任を負いませんと、セミナーで講演する者まで存在する。有資格者であっても理窟が出来ないものも多く、購読業である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。違う省庁で似たような作業をする資格があるのも多く、購読業である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。違う省庁で似たような作業をする資格があるのも多く、購読業である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。違う省庁で似たような作業をする資格があるのも多く、購読業である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。違う省庁で似たような作業をする資格があるのも多く、購読業である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。	個人	法務省 国土交通省	番号291の回答をご参照ください				
1577	令和2年12月18日	令和3年1月27日	マイナンバーカード活用	障害者手帳、愛の手帳をマイナンバーカードで代替。手帳廃止。国民健康保険以外の健康保険もマイナンバーカードで代替し、会社退職の際の保険切り替えも申請不要の自動化。年金も同様。子どもの医療証も同様。	手帳等 証明書発行コスト削減。	個人	厚生労働省 総務省	番号112の回答をご参照ください				
1578	令和2年12月18日	令和3年1月27日	車検制度改革	現在、初年度登録後初回車検は3年後、2回目以降は2年おきとなっているが、これを初回車検は4年後、2回目以降を3年おきとするなど緩和する。	現在の車検制度は、戦後まもなくの、自動車が突発的かつ重大な故障が発生し得るものであった時代に合わせて設計された制度である。異常を事前に検知可能とする様々なセンサーが搭載され、また、設計・生産の精度が向上して重大な故障が起きることは減少し、現代の自動車に対しては、現在の車検の頻度は過剰といえる。このように、自動車の品質に対して車検が過剰に行われており、自動車整備に関連する事業者・従事者が多数存在しているのが現状である。車検頻度が減ることにより、それ自体に生産性のない整備保守業務である自動車整備に消費されているこれらのリソースを、他の生産的活動に活用することができるのではないかと。	個人	国土交通省	番号77の回答をご参照ください				

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1579	令和3年8月6日	令和3年12月2日	引越しの手続き、また落とし物について。	引越しの手続きを簡略化してほしい。特に車検証と免許証の住所書き換え。これを役所でできるようにしてほしい。また、保健証やマイナンバーカードなどの落とし物に関してはルールを定めたくて、公的機関に直接届けられるかポストに投函できるシステムもお願ひしたいです。	引越しの手続きで一番面倒だったのが、車検証の変更です。実は無料ですが、軽自動車だと軽自動車協会に行かないといけません。書き方が難しいうえにカー所しかなくあまりの混みぶり車庫に有料で頼んだ記憶があります。自動車税、もしくは車庫証明を提出しないとない自治体には役所にて無料で手続きできるシステムがあるものすごく助かります。税金だけって管理しないのも虫が食わずすぎますね。そうすることで免許センターの負担軽減や車の所有者を管理することで自動車税などの管理もしやすくなるのではないのでしょうか？また、落とし物でマイナンバーカードや保険証忘れたいというのが勤務先であります。住所や持ち主がわかっているのに、個人情報上直接届けことができないことが多いです。そういう時に郵便ポストに例えば、落とし物とわかるようにしてハガキに貼るなどしてを入れるようにできれば自治体の方に届けられ、自治体から再発行の連絡などできるのではないのでしょうか？	個人	デジタル庁 警察庁 総務省 国土交通省 厚生労働省	【警察庁】 遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(以下「物件」という)には、遺失物法が適用され、同法が定めるところによって返還に係る手続き等がされています。この遺失物行政は、物をなして困っている人の立場に立ち、その財産の回復を図るという重要な警察業務であるというだけでなく、国民一人一人の善意により拾得された物件が遺失者に返される制度として国民の間に古くから定着しております。 同法では、物件を拾得した者は、これを遺失者に返還するか、又は警察署長に提出しなければなりません。保険証やマイナンバーカードを他の公的機関に届け出ること及びポストに投函することは現行制度上認められていません。 警察署長が物件の提出を受けた場合、これを速やかに遺失者へと返還するため、当該物件と同一のもの認められる物件に係る遺失届の有無の確認、公告及びインターネット公表を行うほか、必要に応じて当該物件の所有者等に関する情報を所有している者への照会を行います。 【総務省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条 【国土交通省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条 【国土交通省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条 【国土交通省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条	【警察庁】 遺失物法第4条、第6条、第7条、第8条、第12条 遺失物法施行規則第6条 【総務省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条 【国土交通省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条 【国土交通省】 情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条	【警察庁】 拾得物件がマイナンバーカードや保険証であっても、拾得者から遺失者に直接返還することは可能です。 また、当該拾得物件をお近くの警察署等に提出していただいた場合には、遺失者に返還するため、当該物件に記録された事項を確認し、遺失者へ連絡するなど、警察署において必要な措置を講じています。 【総務省】 検討を予定 【国土交通省】 検討を予定 【国土交通省】 検討を予定		ワーキンググループにおける処理方針
1582	令和3年11月8日	令和3年12月2日	個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務での活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○デジタル・ガバメント関係会議の下部会合「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」の検討課題として、「マイナンバー制度の活用範囲の拡大」があげられ、金融分野としては、公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、預貯金付番のあり方等の検討が進められている。 ○銀行が以下のような業務・事務にマイナンバーを利用することが可能になれば、地公体や銀行等の業務・事務の効率化につながる。 ・名寄せ業務への活用により、ペイオフ対応の精度を向上できる。 ・地公体等からの預金口座照会対応、税金収納・還付事務、預金差押え事務等、他機関との預金者情報の共有にあたり、マイナンバーをキーとした検索等を行うことで正確で効率的な対応が可能になる。 ○また、地公体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報(住所・氏名等)が即時更新される仕組みが構築できれば、顧客が各行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客の利便性が大幅に向上する。 ○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」において、預貯金付番のあり方等に加え、銀行の業務・事務へのマイナンバーの利用範囲の拡大について検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関与する行政事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査における預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することが可能です。 また、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」の検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に係つたために必要な情報の提供を求めることができることとされました。 さらに、同じく令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができることとされました。	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 -預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第9条 -デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第40条 -電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項	【預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律】については、法律の公布日から3年以内に行うこととなり、施行に向けて、準備を進めております。 また、最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和4年度中の施行に向けて、準備を進めております。	対応	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1583	令和3年4月23日	令和3年12月2日	「マイナンバーカード」と預金口座の紐付け義務化を	<p>多彩な金融犯罪から個人の銀行口座を護るにはマイナンバーカードによる本人確認の徹底しかない。マイナンバーカードも運転免許証も持っていない人は、新規の銀行預金口座の開設もままならない。</p> <p>(1)税と社会保障に加えて、このカードの利用範囲を、運転免許証や健康保険証など行政事務全般に拡大すると同時に、(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化する。緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。</p> <p>2、マイナンバーの正式名称は「社会保障・税番号」である。その導入目的は、公平な課税と効果的な社会保障給付にある。公平な課税には、所得だけではなく、相続税を中心に預金口座など金融資産への付番は欠かせない。マイナンバーと紐付けされていない個人の預金口座は残高を凍結して入出金を認めない措置を講じるべきである。</p> <p>3、「マイナンバーカード」の優れたセキュリティ対策</p>	<p>1、運転免許証もパスポートも本人確認には不適 預金口座の開設、クレジットカードの発行などに当たっての本人確認には、一般的に顔写真が付いている運転免許証の提示が求められている。マイナンバーカードも運転免許証も持っていない人は、新規の銀行預金口座の開設もままならない。</p> <p>問題の本質は、運転免許証は本人確認には不十分という点にある。運転免許証は偽造品が巷に溢れているからである。</p> <p>今や、免許証は、ツイッターなどのSNSを通じて、誰でもかつ安価に精巧な偽物入手できる。</p> <p>さらに、銀行などはコロナ対策も兼ねて対面確認を避け、口座開設などをネットによる取引に誘導、本人確認も顔写真と免許証のコピーのネット伝送で済ませているが、これも本人確認を疎かにする一因となっている。</p> <p>パスポートについても偽造の氾濫は同様である。さらには、運転免許証もパスポートも持っていない人の本人確認はどうするのか。解決策はマイナンバーカードしか存在しない。</p> <p>2、マイナンバーの正式名称は「社会保障・税番号」である。その導入目的は、公平な課税と効果的な社会保障給付にある。公平な課税には、所得だけではなく、相続税を中心に預金口座など金融資産への付番は欠かせない。マイナンバーと紐付けされていない個人の預金口座は残高を凍結して入出金を認めない措置を講じるべきである。</p> <p>3、「マイナンバーカード」の優れたセキュリティ対策</p>	個人	デジタル庁 警察庁 金融庁 総務省	<p>【提案の具体的内容中「(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。」の部分について】</p> <p>犯罪収益移転防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードをはじめとする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。</p> <p>【提案の具体的内容中「緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。」の部分について】</p> <p>預貯金口座をマイナンバーとともに登録していただき、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第204回国会(常会)において「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、公金受取口座登録法という。)が成立しており、本法により創設される預貯金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取りのために預貯金口座をマイナンバーとともに間に登録してもらい、その口座情報を災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給事務に利用できるようになります。これにより、給付金の申請手続きの簡素化と給付の迅速化が可能となります。</p> <p>なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の皆様の負担軽減のための制度として、希望者による「付番の申出」としており、国民に義務付けることはしておりません。</p>				